田師付溝炭田

本溪湖の東方約八十粁、夾炭層は二疊石炭紀及び侏羅紀兩層がある。前者は本溪湖炭類似の粘結性瀝青炭を産し、後者は無煙炭を産する。總埋藏量約六千萬噸、その中約四分の一は粘結性炭である。粘結性炭は從來製炭原料として土法で採掘せられてゐる。千噸內外。

石門寨炭礦

撫順炭礦の北東約二十七粁。夾炭層は第三紀層に屬し、東西に走り、傾斜は北方に三〇度乃至五〇度、炭層上下層の二枚で、厚さ〇・二米〇・八六米である。炭質は弱粘結性の瀝青炭で、撫順炭より稍々劣る。豫想埋藏量は約六百四十萬噸で、千噸內外の出炭あるのみ。

掏鹿炭礦

奉天省西豐縣、掏鹿の北々東十二粁。東西八粁、南北十二粁の地域內に散在する十箇所の炭坑を總稱する。夾炭層は侏羅紀の生成に係り、炭層の走向は北四五度—七〇度東で、北西へ二〇度—二〇度の傾斜である。炭層は一枚で厚さ二・五尺乃至八尺。炭質は瀝青炭或は高度瀝青炭で、多くは不良。現在は採炭中止。

札賚諾爾炭礦

滿洲里の東方約二十七粁、北鐵本線に沿ひ北東南西延長四十粁、東西の幅二十粁の廣大なる面積を占めてゐる。夾炭層は第三紀に屬し、炭層三乃至四層、合計層厚二〇米に達し、傾斜は一〇度以內である。炭質は褐炭で、水分二〇%を有し、發熱量四,〇〇〇カロリー、燃燒不完全で粘結性なく品質不良である。埋藏量は七千萬噸と稱せられ、滿洲里方面の地質に少量し、撫順線用および地場供給をなす豫定である。

滿洲炭礦會社

滿洲炭礦會社は日滿合辦の滿洲國特殊法人で、昭和九年五月の設立、資本金千六百萬の全額拂込（滿洲國は現物六百八十萬圓、滿鐵は現物三百萬圓、現物五百萬圓、現金四百萬圓を出資）所有炭礦は中央銀行現物百二十萬圓、滿鐵は現金三百萬圓を出資）所有炭礦は北票、西安、鶏岡で、事實上滿鐵關係及び大倉組關係を除く全滿の炭礦の統制に當る會社成立後未調査炭田たる北票、火神廟、蜚鳴洞、密山、甘河、青山、田師付溝、三家子、琿春等の踏査をなし、新炭田たる林口及び阜新炭田の一部たる孫家灣炭礦の開礦に着手し、滿鐵との間に販賣分野及び販賣機關に關する協定を遂げた。

鐵　鑛

總說　鐵鑛は奉天省の鞍山、弓張嶺一帶及び廟兒溝、安奉沿線その他鴨綠江東北部沿岸、關東洲等南滿洲に廣く分布し、朝鮮の北部にあるものと同樣の所謂層狀鐵鑛と唱へられる赤鐵鑛及び磁鐵鑛である。他に局部的の接觸變質鑛床の磁鐵鑛或は小規模の赤鐵鑛床があるが、經濟價値には乏しい。層狀鐵鑛は含鐵品位三五—四〇%の貧鑛が多く、火成岩との接觸によつて磁鐵鑛となつた廟兒溝の富鑛の如く六〇%內外を有するものは案外少い。既調査區域の埋藏量は次の通りである。（單位噸）

地方別	富鑛	貧鑛	合計
鞍山（弓張嶺、廟兒溝）	[illegible]	[illegible]	[illegible]
弓張嶺	[illegible]	[illegible]	[illegible]
其他	—	[illegible]	[illegible]
總計	[illegible]	[illegible]	[illegible]

而して從來實行せられたのは鞍山と廟兒溝の二鑛山で、弓張嶺鑛鑛は永らく未着手の儘鐵所の手で採掘に着手してゐる。

鐵產額累年表

	大正十五年度	昭和二年度	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度	昭和七年度	昭和八年度
鞍山（富鑛）西鞍山（同）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鞍山（貧鑛）東鞍山（同）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鞍山（貧鑛）大孤山（同）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鞍山（貧鑛）王家堡子（同）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鞍山（同）計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
廟兒溝鐵鑛（富鑛）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
廟兒溝鐵鑛（貧鑛）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
廟兒溝鐵鑛計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
總計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鐵鑛 弓張嶺	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鐵鑛 其他	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
總計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

の體裁されてゐたが、昭和九年より昭和製

鞍山鐵鑛

位置　昭和製鋼所の經營で、鐵鑛十一箇所四百萬坪を有し、鞍山市街を中心に五哩乃至十哩以內の距離に點列してゐる。即ち櫻桃園、王家堡子、白家堡子、一擔山、新關門山及び關門山は市の北東から東方に連り、大孤山は南方に孤立し、東西兩鞍山は千山嶺の南方に滿鐵本線を挾んで相對時し

的風化作用を受けてゐる所がある。

品位及び埋藏量　貧鑛は含鐵品位三五%內外で、一%、夾雜物は主に硅酸である。富鑛の量は貧鑛に比して甚だ少く、各鑛區の中比較的富鑛部に屬するは櫻桃園で、昭和四年迄の既往採掘額約八十萬噸、殘存量（確實）百三十萬噸といはれ、他の鑛區では之よりも少い。既調査區域の總埋藏量は

地方別	富鑛	貧鑛	總量
西鞍山	[illegible]	[illegible]	[illegible]
東鞍山	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大孤山	[illegible]	[illegible]	[illegible]
櫻桃園	[illegible]	[illegible]	[illegible]
王家堡子	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]

卽ち四億五千萬噸で、他の鑛區を加へると七億噸を下らないといはれてゐる。

弓張嶺鐵鑛

位置　遼陽の南東約四十八粁にあり、昭和九年運轉線が開通した。

鑛床　含鐵層は前カムブリテ紀に屬する鞍山と同樣。楊木溝の磁鐵鑛體は延長三百米、幅十八米扁桃狀を成す。

品位及び鑛量　貧鑛は含鐵品位約四〇%、富鑛は同六〇—六八%。埋藏量は

貧鑛	三,〇〇〇,〇〇〇噸	
富鑛	三七七,〇〇〇,〇〇〇噸	

小嶺子及び鐵石山は孤立してその最南端に位置する。

鑛床　含鐵層は前カムブリテ紀に屬し、鑛床で、鑛石は赤鐵鑛硅質片岩で、組織が堅緻であるために風力に侵され難い。多くは千枚岩及び絲泥片岩を伴ひ、基盤は花崗岩及び片麻岩質花崗岩より成り、上部は新原生代硅岩に依つて不整合に被覆せられてゐる。鑛床の下盤に近い部分は、二次

本鑛は大正四年滿鐵地質調査員によつて發見され、鞍山、廟兒溝と共に滿洲の三大鐵鑛の一で富鑛に富み、日滿合辦弓張嶺鐵鑛無限公司より昭和製鋼所が買收した。

廟兒溝鐵山

位置　安奉線南坟驛の北東に位し、輕便鐵道八粁にて山麓に達する。鑛區面積百九十萬坪。日滿合辦本溪湖煤鐵公司の經營に係る。

鑛床　前カムブリア紀の片岩、片麻岩中の成層鑛床なること鞍山と同樣である。鑛床は赤鐵磁鐵石英片岩の賦層中に、主として磁鐵鑛より成る富鑛物の主要なるもの三ある。

品位及び埋藏量　貧鑛は含鐵品位平均三三%、富鑛は同六〇—六八%、燐分〇・〇一五—〇・二%で、埋藏量貧鑛二億瓲、富鑛二百四十萬瓲を有してゐる。

歪頭山鐵鑛

歪頭山鐵鑛は金家堡子（八盤嶺）鐵鑛と共に、何れも本溪湖煤鐵公司所屬の鑛山で、前者は安奉線姚千戶驛の南約二粁に在る。縞狀鐵鑛で、鑛石は磁鐵鑛である。鑛石の含鐵品位は三五—四五%の貧鑛であるが、鑛量は一億五千萬瓲ある。金家堡子鐵鑛は弓張嶺鑛山の北方約二粁にある。鑛床は含鐵品位五〇—六三%で概して良好である。鑛量は富鑛約八萬瓲。

牛心臺鐵鑛

大正三年頃安奉線牛心臺附近に於て大連大華冶金公司社長上島慶篤氏によつて發見され、昭和八年夏富鑛を發見、分析の結果によれば褐鐵鑛で富鑛、中等、貧鑛の三質に分れ、含鐵品位は富鑛六九%、中等鑛五五%、貧鑛五一%の優良なもので、同氏によれば推定五億噸と稱してゐる。

金鑛

分布狀況　產金地として知られてゐるものは砂金及び金鑛共に全滿に亙つて甚だ多く、就中北滿の砂金は所謂安加拉紐狀地の一部を構成する各河流々域の廣汎なる地域に亙つて豐富に金場を賦存し、熱河省の金鑛及び吉林省鴨綠江沿岸地域の金鑛も將來積極的の價値を有するものである。然しその採金法は幼稚な原始的土法によるもので、從來交通の不便、匪賊の跳梁、科學的施設方法の欠陷、經營の小規模且つ拙劣等の諸欠陷と相俟つて、未だ金鑛業は全價値を發揮し得ず、萎微不振の極に沈淪してゐたが滿洲採金會社の設立により新生面を開かんとしてゐる。

黑龍江砂金鑛　砂金は黑河を中心としてその上流の大興安嶺北端一帶と下流の小興安嶺一帶とに流れし、主要金場は上流より順に次の通りである。

額爾古納河右岸（ホロンバイル）　奇乾金廠、吉拉林、三河地域。

黑龍江右岸流域　漠河金廠、開庫康附近、伊普青河、富拉罕金廠、呼瑪金廠、金盤溝金廠、寬河流域、遜克河流域、遜河流域、法別拉金廠（法別拉哈河南岸）、法別拉哈河北岸、[illegible]瑪附近金廠、觀都金廠（舊名太平金廠）

松花江岸　梧桐河金廠、綠金河金廠、湯旺河金廠、嫩江流域　興安金廠、其の他。

以上の中興河を中心とせる黑龍江沿岸一帶は最も著名で、瑷琿縣が採金額最も多く、呼瑪縣は之に次ぐ。

吉林省砂金鑛及び金鑛　依蘭縣にある。牡丹江流域及び富錦縣方面がその中心で、穆稜川公司がある。和龍縣三道溝の砂金鑛は滿洲採金公司が昭和八年十二月滿洲國政府の採掘許可を得て、九年二月より採鑛に着手した。又間島延吉、和龍兩縣に延和金鑛がある。金山は夾皮溝が全滿に於ても最も著名である。

奉天省砂金鑛　鐵嶺東方の柴河は往時盛んに稼行せられてゐたが、今は廢棄せられてゐる。輯安縣（鴨綠江上流）報馬川金鑛は餘り大きくない。又撫順上流寒吉線清源驛附近に小規模の一金鑛がある。關東州にも諸所に小砂金地があり、モナザイト、ザーコン等の稀有元素鑛物を產する。

鴨綠江沿岸方面の金鑛及び砂金地は尙ほ將來精査の價値がある。又昭和八年十月、十萬分の四の含有量を有する奉吉沿線蒼石站の金鑛が發見され、探鑛に着手する筈。

熱河省の金鑛　當省に於て知られてゐるのは南部の山嶽及び河流間に多く、既に發見されたものは殆ど山金で砂金は比較的少い。金鑛は本省の重要鑛產であるに拘らず調査資料に乏しいことゝ、採金法も幼稚なため原始鑛業の域を脫してゐないが、その數五十餘あり、就中建平縣の鵰山子及び雷家地等は將來有望である。

著名産金地　（一）漠河　昔滿洲に於ける最大砂金地として知られ、龍江省の西北隅黑龍河と額爾克納河の合流點を中心とし、東西四百滿里、南北二百滿里に跨る廣大な區域の鑛區にして、漠河、神洞河、奇乾河の三砂金地がある。

（二）漠源金廠　漠源公司鑛廠は現在五道河に在り、現在商辦經營となつてゐる。この金廠は黑河の上流法別拉河の南界大黑河の西南約百五十滿里にあつて、民國五年の發見にかゝり、最近迄最も採金量の多い地であつた。

（三）興安金廠　鑛區は瀾余國將官鑛の區域である。含金層高一、二尺より三、四尺に過ぎず、產金は小粒多く光澤に富んでゐる。

（四）太平金廠　羅北縣々城の西北七十滿里に在つて、太平溝、觀音山、都魯河一帶の稱で、太平溝の南北より南西にかけ四十—百三十滿里の間の區域を占めてゐる。民國五、六年には一個年約二萬兩の產金があつた。目下休業中であるが、併し將來試鑿により尙ほ採鑛を行ふ價値ありとされてゐる。

（五）庫瑪爾河　大黑河の上流約四百支里の處にあつて、民國六年以前に有名であつた。現在稼行してゐるのは達拉罕、伊昔昔站等である。

（六）湯旺河　ほかに三姓等新砂金地があり、事業が新しいだけに產金額も相當に多く、採金夫等も新しく入山してゐる。

滿洲採金會社　昭和九年五月の設立で本社は新京にある、資本金千二百萬圓（四分の一拂込）、株主は滿洲國五百萬圓、滿鐵五百萬圓、東拓二百萬圓である。吉林、間島、濱江、三江、黑河、龍江、及び興安四省內における採金事業の經營を目的とするが、現在は琿春、佳木斯に直營地を有し、吉林、間島、黑河、龍江の四省に百箇所の委托採掘をなし、既に次表のごとき採金量を示した。なほ同會社事業區域內で採金事業を營まんとする者は租鑛權設定によつて租鑛し得ることになつてゐる。

滿洲採金會社統制下鑛區
產金量

金鑛種類	昭和九年自六月至十二月 採金量（瓦）	昭和九年自六月至十二月 採金額（圓）	昭和十年自一月至八月 產金量（瓦）	昭和十年自一月至八月 產金額（圓）
直營鑛區				
小石頭作業所	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]作業所	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
小計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
請負鑛區				
依蘭物代行所	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
興安金廠 泥家河等	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
興安金廠 各營鎮門	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
興安金廠 蘭[illegible]構	—	—	[illegible]	[illegible]
興安金廠 計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
德安金廠 五[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
德安金廠 老公司	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
德安金廠 全[illegible]河	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
德安金廠 計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]河金鑛	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
富拉罕金鑛	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
德和[illegible]金鑛	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
觀都金鑛局	—	—	[illegible]	[illegible]

其の他	八〇	二,〇四四	一三,六〇七	四六,六三一
小計	一五三,三一一	三六六,九〇四	三五〇,三一七	一,〇三五,九八〇
合計	〇二六八,五三一	二四三,〇三一	四〇六,〇六九	一,八二六,五三九
		（三五四,五七〇）	（一七〇,四〇八）	

備考　八月分産金量を本表に計上したるは五六貫五四一なるも額穆窩納右翼旗及同左翼旗方面の産金報告未着に付之を加ふるときは八月分月産は尚増加する見込なり。

昭和八年度全滿採金量

（單位兩、eは推定）

		採金量
奉天	清源老虎頂子五道溝	二〇e
	海城靠家坟咀子	一八〇e
	計	二〇〇e
吉林	樺川	—
	延和	二,四五七
	計	二,四五七
黒龍江	遜源	四,七二〇
	徳源	二九五
	古濱	五九
	源利	三五四
	利源	一二二
	大成	—
	裕邊	三五四
	璽議	一二
	宏業	九
	振興	—
	興安	四,一三〇
	呼瑪河	—
	伊甘育	—
	富拉平	—
	太平	一,五〇〇
	裕嗣河	—
	赫金河	—
	黙鯖嗣	四
	大吉	四
	康瑪	四〇
	啓源	三〇
	計	一一,六三三
興安	奇乾河	—
	吉拉林	—
	計	—
熱河	朝陽砂金溝	二五二e
	朝陽魚濠子	九〇e
	朝陽二道溝	九〇e
	朝陽洞子溝	一八〇e
	朝陽鎮猛子溝	一四四e
	凌源西大木廠	六〇e
	凌源大石硐溝	四八e
	興隆大小倒流水	二,二五〇e
	平泉鉛洞子溝	四〇七e
	計	三,五二一e
合計		一七,八一一

マグネサイト

マグネサイトは大石橋驛及びその四粁南の中心山から北東に向つて延びた地域に分布してゐる。主なる産地は南西より順次、轉山子、牛心山、白虎山、官馬山、聖水寺、朱家堡子、大嶺、水泉堡子—康家峪間延長二十三粁の間に在る。附近地質は花崗片麻岩、片岩類及び結晶質苦灰岩並に硅岩より成り、マグネサイトは常に苦灰岩中にあつて扁桃狀をなし之と互層してゐる。各地の露頭の大いさは何れも延長二百—二千米、幅七十米—一千米の廣大なるものである。最もよく發達してゐる楊荀子附近ではこの互層の厚さ七百米、その中二割内外はマグネサイトである。全區域の埋藏量は數億噸或は數十億噸に達するものと推定される。而して官馬山及び大嶺にはマグネサイトに伴つて滑石が介在し、殊に大嶺には良質のものが多量に散在する。

硅酸	礬土	酸化鐵	石灰	苦土	灼熱減量	比重
一—四	一以下	〇・二—一	一—二	四一—四六	五〇	二・九

鑛區は既に四十鑛區を設立せられ、滿鐵會社も多數の鑛區を所有してゐるが、他は滿洲國人が持つてゐる。用途は金屬マグネシウム、マグネシア煉瓦（製鋼用）リグノイド原料その他パルプ及び人絹工業に用ひられる。最近數年の産額は次の如くである。

昭和八年	七一,三七六瓲	昭和六年	三六,〇三四瓲
昭和七年	五五,三八六瓲	昭和五年	二九,〇一六瓲

日滿マグネシウム會社　苦汁およびマグネサイト鑛を原料として金屬マグネシウムを製造する會社で昭和八年十月資本金七百萬圓四分の一拂込（滿鐵七萬株、理化學研究所三萬株、其他四萬株）で設立された、現在は山口縣宇部に年産二五〇〇噸の新工場を設け、滿洲よりマグネサイトを送つてゐる。

硬質粘土

硬質粘土は輕金屬および耐火煉瓦原料として滿洲の貴重な鑛産物では石炭紀及び三疊石炭紀層中に成層して居り、從つて古生代石炭の産地には殆ど到る處産出し、何れも莫大な埋藏量がある。耐火度は通常SK三四—三五であるが、特殊の硬質粘土は三帯に達する。復州（五湖嘴）、烟臺、本溪湖産は品質優良で、就中五湖嘴は最良質の粘土を産し、而も位置海岸に位し輸送の便多く、八幡製鐵所その他内地方面へ多量を輸出してゐる。この外に關東州には董家溝狼田内及び遼陽縣城の東南方に在る家披嶺の二箇所に良質の耐火粘土を相當埋藏してゐるが、何れも採掘未着手である。採掘權利は前者は大連窯業會社、後者は森峯一氏と支那人との日支合辨契約となつてゐる。最近の産出額は次の通りである。（單位瓲）

地方別	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
五湖嘴（復州鑛業）	一八,六〇六	三三,〇五三	四八,一四〇	七六,四〇四	五七,九〇六	一二三,〇二〇
烟臺（滿鐵）	一〇,三五〇	四,六二三	四,三六〇	七〇	—	—
本溪湖（煤鐵公司）	一,二〇七	一,二〇五	一,二一〇	二,四〇	五四	—

此等粘土は内地産木節粘土その他が礬土含有量通常三〇—三六％であるに比べ礬土の品位特別高く、最近のアルミニユームを主體とする輕金屬の需要激増にも拘らず、この金屬が未だ日本に於て製出されない事はアルミニユーム原料としての滿洲産礬土頁岩に對し、大なる重要性を賦與するものである。又日本の工業の趨勢から考へ、製鐵用煉瓦材料はもとより高溫高壓工業の發展に伴ひ、良質耐火材料の需要は益々増加するものと信ぜられ、日本産に見られない特殊耐火材料として貴重な原料である。粘土よりアルミニウムを製造する試驗は滿鐵が撫順に試驗工場を設けて實施中であるが成績良好で／近く工業化されるものと見られてゐる。

石油

興安北省の札賚諾爾の湖畔にはアスフアルトを産する油徴地あり、昭和八年中よりボーリングを開始し、現在は滿洲石油會社の手に移されてゐるが未だ噴油を見ない。この他熱河省九佛堂附近及び間島省鄴子溝附近にも油母頁岩の産地はあるが石油の發見には至らぬ。（撫順の油母頁岩工業による石油は工業編中の油母頁岩工業の項參照）。

鉛、亞鉛

鑛産地としては奉天省五十八、吉林省三十一、龍江省十の多數が知られてゐるが從來積極的に稼業せられたのは南滿では安奉線青城子、北滿では布列爾河その他、熱河では小黒溝、熱雷山鑛山等であるが、現在はいづれも休鑛中だが、最近は楊家仗子が有望視されてゐる。

青城子は通遠堡驛の西方四十六粁に在る原生代結晶質石灰岩を貫ぬける石英斑岩を運鑛石とし、之に伴つてその接觸部に近く胚胎せる鑛脈である。鑛石は含銀方鉛鑛で黄鐵鑛、石英、方解石を伴つてゐる。附近の頭道溝には閃亞鉛鑛を伴ふ鑛脈があるが大體に於ては少い。（％）

種類	鉛	銀
上鑛	七〇	〇・二〇
中鑛	五〇	〇・一〇
貧鑛	二〇	〇・〇二

楊家仗子鉛鑛は錦西縣にあり、滿洲事變後に發見された鑛山中最大のものである。同鉛鑛は從來日滿鑛業會社の經營にかゝるが、滿鐵の手で探鑛した結果東洋においては第一ともいふべき大鑛山でかつ鑛質も良好なことが明かとなつたので遂に同會社が

紀營權を二百萬圓で提供、滿鐵が現金二百萬圓を出資して、昭和十年六月四百萬圓の滿洲鉛鑛株式會社を設立した。同社は當分原鑛を北鮮、鎭南浦の精錬所に送つて精錬するが、數年後には現地に精錬所を附設する筈。

其他鑛石

銅鑛　銅鑛としての著名なものは少い。從來稼行せられた歷史を有するものは安奉線沿線及び岫巖縣、奉吉線盤石、間島天寶山位のものである。鑛床は次の如きものである。

産地　鑛床事情　鑛石
奉天省　石灰岩中の鑛脈鑛
岫巖縣　粘板岩石灰岩と花崗岩の接觸
盤石　石灰岩と花崗岩の接觸
天寶山　石灰岩中の鑛脈

鑛石は何れも石灰石を混じ、金鑛と混じ輝々ッドの構造には歡迎せられる。盤嶺の鑛床は殆ど銅鑛のみで單純だが、天寶山は銀、鉛、亞鉛を伴ひ、他の接觸鑛床は黑龍潭では金、銀、錫、水鉛、鉛、輝石ではタングステン、蒼鉛、水鉛、鉛、錫が報告せられてゐる。目下何れも休山乃至廢坑となつてゐる。その他奉吉兩線沿線下には既知銅鑛として數へられるもの二十餘あるが、これ亦何れも休坑又は廢坑となつてゐる。

硫化鐵鑛　片麻岩或は古期變成岩中の石英脈に隨伴するものと、古生代岩層中に扁桃狀又は細脈狀をなすものとある。前者に屬するもので從來稼行せられたのは安奉線楊木溝、山林家溝で、後者に屬するものは樹溝、本溪湖等である。何れも小規模で、生產年額三百噸で、概ね、本溪湖、鞍山の硫酸工場に送られてゐる。

石灰石　關東州新原生代(周水子小野田セメント、滿洲城子及び甘井子滿洲曹達)及び火連寨、吉林方面の石炭紀は何れも純良な石灰岩を大量に賦して居り、關東州內ではセメント及びガラス原料、本溪湖、火連寨では製鐵用熔劑及びガラスとして多量に採掘せられてゐる。吉林、遼陽、泉頭、哈爾濱等にセメント工場が新設され、滿洲の新興工業の重要なる方面をなしてゐる。昭和八年度の產額は左の如し。(單位噸)

關東州　周水子(セメント)　本溪湖
九一、九三二　一一三、二三〇　五八、二七一

方解石　方解石は州內所々の石灰岩中に脈狀をなし、ガラス原料として採掘せられる。年額一千噸內外である。

苦灰石　關東州に於ける新原生代及び下部奧陶紀層中に厚層を成し、マグネシア二〇%以上の良鑛を產し、埋藏量殆ど無盡藏である。八幡製鐵所その他の耐火材原料で年產額十萬噸內外である。尚は旅順及び大石橋附近並びに安奉線には古期變成岩中の結晶質苦灰岩を產する。八幡製鐵所では所要ドロマイトの過半は關東州に仰いでゐる。

硅石　大連及び旅順管內の硅石は新原生代硅岩の厚層中の良好部を採掘せるもので旅順、龍頭又は大孤山硅石として知られ、八幡製鐵所その他の耐火原料である。硅石煉瓦原料としては旅順その他硅石は內地の赤白硅石に劣つてゐるが、埋藏量豐富で原價低廉である。尚は石湖嘴その他には一種の軟硅石を產する。又金州、普蘭店南管內では上記硅岩並に石英脈を採掘してゐる。石英脈は極めて純粹で南滿硝子會社のカットグラス等高級品の原料である。硅石產額は關東州內で年約二萬噸。

滿俺　興城縣松林(奉山線興城驛の西北西三十二粁)に在り、近年硬滿俺鑛年額六—七百噸である。然し鞍山及び本溪湖製鐵所では年一萬四、五千噸を要するため、現在では滿洲外より輸入してゐるが、その他の產地として鳳城縣小孤山があるが小さい。

長石　普蘭店附近及び海城附近に稍々豐富に產出する。州內から年額五百—一千噸を產する。

螢石　普蘭店附近蘭家屯の鑛床は稍々大きく滿鐵の鑛區がある。その他瀋家屯、沙崗附近にもあるが、近年何れも休山してゐる。

天然曹達　平齊線沿線方面にあり、その產地は玻璃山、ダブスノール、齊々哈爾、海拉爾等である。就中ダブスノール(洮南

の南東)は最も著名である。新帶氏に依れば曹達湖は撰八粁、その內曹達分布區域は半分の二十五平方粁、曹達の厚さ平均十糎比重一・五にして、地表の曹達量三十七萬五千噸、又地下一米以內の泥土中に埋藏するゲーリュサイトの三分の一を曹達とし約百萬噸、合計百三十七萬噸の埋藏量がある。現今開放地とし直接蒙政部の管轄下に屬し蒙古人の曹達採取を許してゐる。

滑石　大石橋及び海城附近マグネサイトドロマイトの鑛床地域には之等と隨伴して豐富に存し、響水寺、大嶺、宋家堡子、楊家甸、家堡子、騎子峪、韓峪、馬家堡子、賈家堡子等をはじめ、三十餘箇所に存り分布し、日滿關係業者二十餘名が昭和九年滿洲滑石會社を設けて採掘に當つてゐる。鑛床の規模雄大且つ品質良好で一時歐洲に輸出せられた事もあり、日本へは年額三萬噸內外を輸出して、殆どその全消費量を充してゐる。鑛床は一定の形狀をなさず、マグネサイト、ドロマイトの空隙を充塡してレンズ狀、ポケット狀、脈狀等をなし、普通直徑數米であるが、大なるものは長さ數十米に及ぶ。成因は上昇熱水による深成のマグネサイト及びドロマイト中の交代鑛床と信ぜられる。品質は硅酸六一—六三%、マグネシア三一—三三%で殆ど純粹である。主要產地は大嶺、響水寺、騎子峪、宋家堡子、賈家堡子、韓耳峪。近年普所合計產額二—四萬噸である。主なる用途としては製紙、製絲等の工業用、化粧品の原料、舞踏室の床の滑料等にされてゐる。

石綿　奉天省東南部一帶より朝鮮の北方地域に亙つて石綿鑛床の分布があり、關東州の和尚屯、寬甸縣の大荒溝、熱河省朝陽縣の平頂山等が、主要產地として知られてゐる。鑛床は新原生代苦土質石灰岩と斑糲岩の接觸部に脈狀をなし、極て良質であるが、鑛床の規模は小さい。年額〃噸內外を產する。この外最近發見されたるものに鴨綠江上流輯安縣大平溝附近の石綿脈がある。これは埋藏量も相當に多く、優鑛は比較的良質といはれてゐる。

重晶石　關東州普蘭店附近の花崗質片麻岩及び中生代變質岩層中の小鑛脈である。現在許可鑛區八十の中大部分は滿洲バリウム會社の鑛區に屬するが、大正八年以來事業不振のため全部休止してゐる。

黑鉛　仙人洞(吉林省樺甸縣樺樹林子南山の南西五粁)にある。古生代變質岩中の鑛層で、嘗て五、六十噸を採掘販賣したことがあるが採算點に達しない。又磐磐溝(吉林省樺甸縣)には花崗質片麻岩中の脈をなせるものがある。何れも土狀黑鉛に屬するやうである。

石材　滿洲に於ける有用石材類は日本に於けるやうには種類が多くない。花崗岩をはじめ石灰石、砂岩、硅岩その他の水成岩類を產し、その主なる採石場は關東州、大連附近及び鐵道沿線一里乃至二里の地點に散在してゐる。而して滿鐵本線萬家嶺驛を中心として、八邦里に亙る地域に極めて良質の花崗岩を豐富に產出する。

琥珀　撫順炭中には琥珀を含有しその可採量は比重一・二以下四二萬噸、一・〇六以下のもの三〇萬噸といはれてゐる。やや大塊のものは細工用となり、小粒のものは石炭より分離して熔解し有用なる塗料となす方法を發見、工業化さたんとしてゐる。

鑛業施設

滿洲の鑛業施設としては滿洲國側では實業部に鑛務司あり、現場機關としては新京、奉天、齊々哈爾、承德に鑛山監督署を置く。滿鐵側には地方部商工課內に鑛務係、計劃部に鑛業班があり、鑛業行政の衝に當つてゐるが調査機關としては滿鐵地質調査所があるのみである。

滿鐵地質調査所　同所は明治四十年滿鐵創業と同時に設置されたもので滿洲の一般地質鑛物及び應用地質に關する調査研究、各種有用鑛物の探究、鑛產地の調査及び價値の研究、其他資源調査、鑛山の鑑定、工業原料、建築石材の調査、地下水の調査等を行ひ、且つ社外一般からの地質および鑛山調査の依賴を受ける。既に幾多の成果を擧げてゐるが、滿洲事變後は人員を增加し全滿の地質および鑛山の指導的調査機關として重視されてゐる。

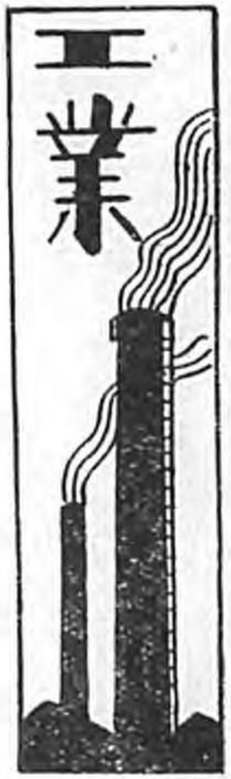

概說

滿洲における工業は多くの國の例に見るごとく手工業にその端を發してゐるが、この程度の工業が起つたのも漢民族移住後である。十九世紀の末葉にロシヤが侵入するに及び近代的の工場工業が起り、日露戰後ことに歐洲大戰中より躍進的に發達を遂げた。大戰後は反動時代に入り滿洲の工業界は全般的に沈滯期に入つたが、その間にも支那側は排政權の保護奬勵により漸次進歩を遂け反對に日本側工業は益々困境に陷つた。滿洲事變後は在來の邦人工業は一齊に躍進し悉く好成績をあげ邦人資本家また續々進出せんとする風が見えた。こゝに滿洲を得意先とする日本内地の工業と利害衝突する傾向を示したので日滿經濟ブロック内における工業問題は日滿兩國識者の關心を嘖り屢々たる論議を見たが、結局滿洲國が適正なる統制主義をとり、且つ適地適業主義により日滿兩國内に巧みに工業の分布を行ふ方針をとることとなつた。

いて滿洲の工業は第二階進時代に入つたが、その中心地は奉天で、殊に鐵西地區を工業地帶として雜工業がこゝに集中し、鞍山には昭和製鋼所の鐵鋼一貫作業完成を中心として各種の重工業が興り、又大連には甘井子に礦業、石油(近くは曹達)等の基礎工業が興つてこれを中心に各種の工業が起らんとする兆がある。その他パルプ、セメント、製鐵、製麻等の新料源地に勃興してゐる。

かくて滿洲の工業は各方面のものを網羅するに至つたが、大體滿洲の生産物の加工を主とし從つて粗工業が大部分で精工業は未だ見るべきものがない。今原料品に概別すれば左のごとくである。

一、農産工業
イ、大豆工業—豆油、豆粕、
ロ、同上附屬工業—硬化油、石鹸、塗料
ハ、製粉業、雜穀業
ニ、酒精業
ホ、製糖業
ト、製酪、紡績、柞蠶等の繭糸工業
二、林產工業
イ、製紙及びパルプ工業
ロ、燐寸工業
ハ、製材業及び家具工業
三、畜產工業
イ、皮革工業
ロ、骨粉工業
ハ、毛織工業
三、鑛產工業
イ、石炭加工業—礦安、煉炭、コークス、瓦斯、
粗油
ロ、油母頁岩工業
ハ、製鐵鋼業—その加工業
ニ、輕金屬工業—アルミニウム、マグネシウム
ホ、窯業—建築煉瓦、耐火煉瓦、碍子、セメント
更に滿洲の工業の特色は滿人特有の在來工業がその低賃銀を武器として今なほ根強く殘つてをることでこれを企業形態別に見れば左のごとくである。

一、手工業(職人工業)—莊鋪、成衣局、繰絲鋪、織疋、木局
二、家内工業(問屋工業)—出荷問屋、燈坊、紙坊
三、在來式工場工業(工場手工業)—燒鍋、油坊(機械式搾油)、糸坊、磨坊
四、新式工人工業—邦人經營の工業は全部これに屬す

地方別工場投資額及生産額
(昭和八年)

地方別順	投資額 円	生産額 円
七一九、六三	三、七九、四八	

工場職工資本額果年表

	職工數	原動力を用ふるもの	原動力を用ひざるもの	計	資本額
關東州	昭和三年末	一四、三四九	一、四四九	一五、七九八	一八、三五、三六八
同	四年末	一五、三四九	一、四四九	一六、七九八	一九、三五、三六八
同	五年末	一七、三四九	一、四四九	一八、七九八	二〇、三五、三六八
同	六年末	二〇、三四九	一、四四九	二一、七九八	二三、三五、三六八
同	七年末	二六、三四九	一、四四九	二七、七九八	三〇、三五、三六八
同	八年末	三四、三四九	一、四四九	三五、七九八	三九、三五、三六八
鐵道附屬地	昭和三年末	一、三四九	一、四四九	二、七九八	二、三五、三六八
同	四年末	一、三四九	一、四四九	二、七九八	二、三五、三六八
同	五年末	一、三四九	一、四四九	二、七九八	二、三五、三六八
同	六年末	一、三四九	一、四四九	二、七九八	二、三五、三六八
同	七年末	一、三四九	一、四四九	二、七九八	二、三五、三六八
同	八年末	一、三四九	一、四四九	二、七九八	二、三五、三六八
滿洲	昭和三年末	一五、六九八	二、九二八	一八、六二六	二〇、三五、三六八
同	四年末	一七、六九八	二、九二八	二〇、六二六	二三、三五、三六八
同	五年末	一九、六九八	二、九二八	二二、六二六	二六、三五、三六八
同	六年末	二三、六九八	二、九二八	二六、六二六	三〇、三五、三六八
同	七年末	二九、六九八	二、九二八	三二、六二六	三五、三五、三六八
同	八年末	三七、六九八	二、九二八	四〇、六二六	四二、三五、三六八

業種別工場投資額及生産額
(關東州及附屬地)(昭和八年度末)

業種別	投資額	比	生産額	比
紡織工業	一四、八四、四九	三、九	三五、三四、三九	二、九
金屬工業	二、九四、三九	一、七	四、三四、一〇	三、五
機械器具工業	一九、九八、四九	一二、八	三五、三四、三九	二、九
同	第一七、四四、四三		第一二、三四、四三	
化學工業	四二、九六、一七	一一、三	一四、三四、三九	一一、三
窯業及土石製品工業	一四、三四、三九	三、七	一四、三四、三九	三、七
印刷及製本業	三、三四、三九	一、一	三、三四、三九	一、一
食料品工業	三七、三四、三九	九、八	三五、三四、三九	二九、二
瓦斯及電氣業	三一、三四、三九	八、二	三一、三四、三九	二六、一
其他工業	七、三四、三九	一、八	七、三四、三九	五、九
合計	一六八、三四、三九	四三、〇	一六八、三四、三九	一三八、〇

大豆工業

油房工業

滿洲に於ける大豆搾油工業は六十年間に業績らしい發達を遂げた、滿洲に於て同工業の發達した原因は、第一に原料大豆の豐富なこと、第二に製油原料としての大豆の品質が優秀であること、第三に副産物豆粕の利用範圍が廣いこと等が擧げられる。豆油は他油に較べて安價であり、食料用、工業用として用ゐられ貯藏に耐え且つ大豆粕の需要が大であるため、豆油は海外油脂市況に應じてその價額を調節することが出來、この點で遂年海外に發展した。大豆粕は品質上利用價値の極めて優秀なことは勿論、價額も各種油粕中最も低廉である。

當初、油房の目的は豆油を得るにあつて、豆粕は副産物として僅かに家畜の飼料に供せらるゝのみであつたが、工場數の增加に伴つて豆粕は地方の飼料のみでは消化し切れなくなり、日本に販路を求むるに至つた即ち日清戰爭後、日本の關心が漸く滿洲の天地に向けられ、日本の土地が家畜分に缺乏してゐるので豆粕の肥料的價値の認識ことが認められ、且つ安價に購入出來るため需要が頓に增加し、遂年輸出の增加を見

るに至つた。玆に滿洲の油房は一新紀元を劃し、從前の油と粕との位置は顚倒し、豆粕を本體とし、豆油を副産物として經營するに至つた。

かく豆粕の需要は大いに喚起されたが、豆油は依然として支那內地の消費あるに過ぎず、日露戰爭後歐米方面へ豆油の輸出の途が拓けてから兩者の均衡を得て、大豆と共に滿洲に於ける重要輸出品となり、殊に歐洲大戰中は油脂原料として輸出增加を招來し、一躍世界の舞臺に進出して、滿洲の搾油工業は近代工業としての第一步を踏み出した。

而も日露戰爭後は油房工業の中心も自ら大連に移行し、自然の恩惠に加ふるに人爲的の設備を添へた。近年に至つて世界的不況の浸潤、農產物過剩、輸出貿易の諸障害、更に一轉して農產物不作等の渦中に巻き込まれ、今日の不振を見るに至るまでは、一路坦々たる發展の軌條に乘つてきたものである。

製油法　現在滿洲に於ける大豆製油法は、榨式を最も舊式とし、螺旋式、水壓式、抽出式と漸次進歩したものである。新式のものは舊式のものより大量生產に適し、出油率も高いが相當固定資本を要する。生產品の消費が地方的に限られてゐる餠適地の油房では、設備費の僅少な榨式に依つて安價な勞力と低廉な地價を利用する方が却つて經濟的な爲、餠適の地では現在尙ほ榨式を使用してゐる。

水壓式　最も普通の製油法で蒸釜の上に麻布を敷きローラーで壓搾粉末にした大豆をその上に置いて一時間水蒸氣で蒸した後、水壓機にかけて壓搾し、搾油は五―十日間日光に晒した後貯藏し豆粕は豆を切つて製品とする。

ベンヂン抽出式　加溫したのを約一ミリの厚さに壓延して抽出器に入れ、溶劑と接觸させて壓延大豆は約四時間半ぺンヂン浸入によつて抽出機は四箇を以て一組によつて溶劑お油ぺンヂン溶液を得る。抽出完了した後は溶劑は器中から流出せしめて更に減壓を行ひ、略ぼ完全に溶劑を分離する。抽出器から流出せしめた油のベンヂンは、これを一定の貯藏槽に移入して加熱し、ぺし大豆油を分離するのである。ベンヂン抽出法の場合と同樣の方法に調製された壓延大豆の抽出機に入れ、次にアルコールを注ぎ、沸騰點附近に加熱して原料大豆の油分をアルコールに溶解させ、この液を冷却器を通して油分離槽に導く。此處では液の溫度低下により新出粕が降した大豆油が成層分取され、アルコールは再び抽出機に送られる。

抽出を終つた粕は抽出機の中で減壓乾燥法によつて仕上げされる。一方油分離槽で別けられた油は僅にアルコールを含むので、油仕上釜に入れて減壓蒸溜法によつてアルコールを回收して大豆油を得る。アルコールは數回の新原料大豆の處理に使用する間に、大豆油中の油以外の成分も溶解するので、油分離槽から間斷物工場に送られ、此處で先づアルコールを蒸溜回收した後、砂糖、レシチン、ヴイタミン等の有用物質が得られる。

豆粕の種類

一、飼料を主眼とする豆粕

(イ)　飼料粕

別名を特粕と稱し主として藥劑に於ける養豚飼料を目的とする。その特徵は原料大豆を特に精選することと、製造に際し鐵板を用ひて豆粕の色澤に黃味を帶ばしむること、並に壓搾を加減して殘留油分を多くし破碎に便ならしむること等である。

九年度における年產額約二百五十萬枚で

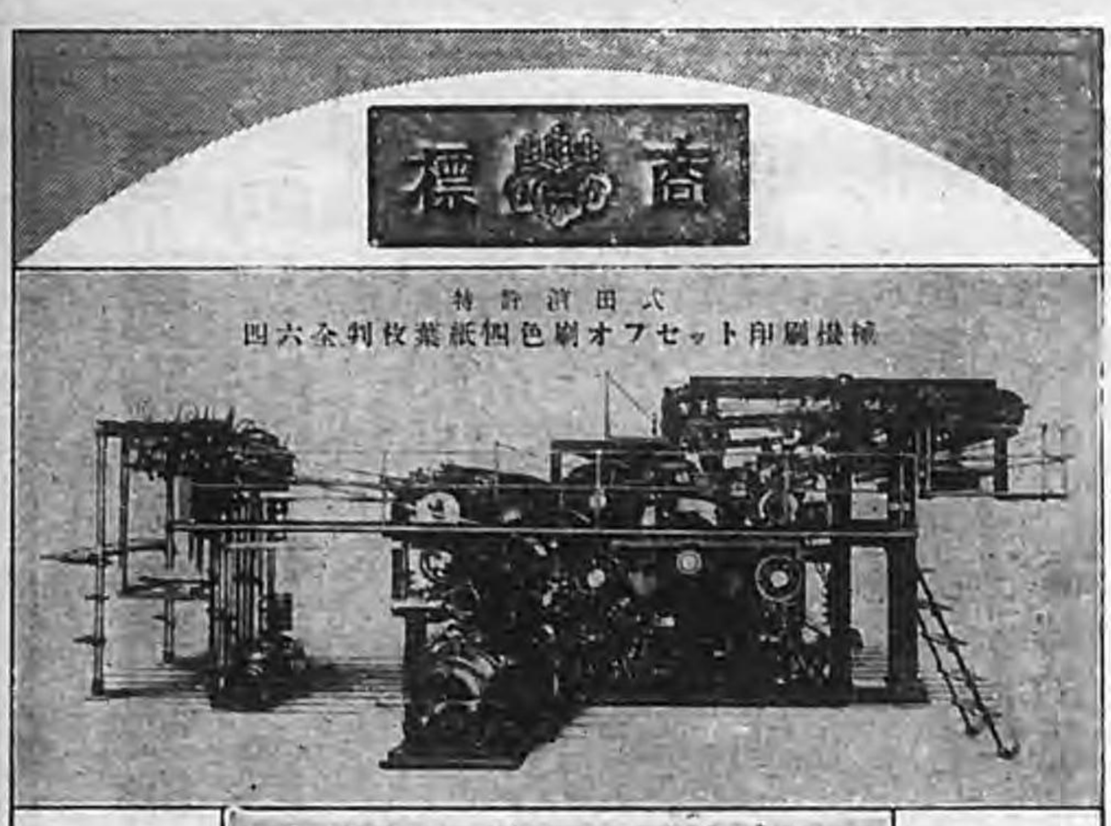

◎完全ナル工作機械ト諸設備ニ依ツテ大量ニ製作サレル優良國產ノ印刷機械

海外代理店
豪洲・南洋・印度
香港・上海・臺灣
京城・奉天・新京
其他

地番八十九目丁一町戶龜區東城市京東

社會式株造製機刷印田濱

社長　濱田初次郎

電話　番八二一〇
　　番八一七三圖　田曲區田町

第二工場　東京市龜戶町一丁目
　　電話　番八五八一　田曲町
　　三五一町島幣御區川淀西市阪大
大阪分工場　電話　番八八一一　島扇話電

特製

月桂冠

絶對ニ防腐劑ヲ含マズ

大倉恒吉監製

宮内省御用達

株式會社 明治屋 發賣

壜詰

和洋酒・洋食料品・洋食器

直輸入商

株式會社 明治屋大連出張所

大連市信濃町十八番地

電話長(二)六六八六番

振替大連六四八二番

陸海軍御用品

保存と衛生の陸合

吾が國始めての新發明

動いて開く特許の食料品

第二〇四九二四号
第一〇七七二号
第一二六八七号

◉特約店募集

取引希望者ハカタログ現品申込ノコト

龍宮みやげ

即席吸物一人前參錢

朝露

沃度カルシウム
蛋白三原素鐵用

即席味噌汁一人前貳參錢

兩品共海の貝其儘で陸では保存が出來て熱湯を注ぐと貝は殼て海を偲きつゝ拂き中より山海の珍味が飛出し即席に御吸物と味噌汁が召上らる（特約店急募）

陸海軍會社工場原動料理店食堂、海水浴キャンプ等
都會も山間も一家庭常備必需品

東京市京橋區入舟町三ノ七

陸海軍御用 小出富夫商店

電話京橋六四五〇番

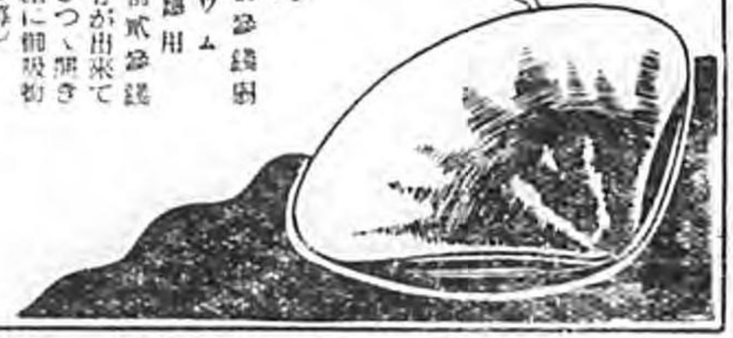

給と全部輸出に向けられた。

(ロ) 粉砕粕

丸粕を粉砕して適當なる粒狀となし水分を一二%内外まで乾燥し遠地の輸送と長期の保管に適せしめる。

九年度に於ける年産額約百二十萬枚分(枚數に換算)に達しその内約三割は日本内地へ、約七割は歐米各國へ輸出された。

(ハ) 特許粕

大豆工業研究會の發明にかゝり日本政府の特許を得たのでこの名がある。實に飼料と肥料の特徴と粕粕の長所とを兼備し長期の保管と遠地の輸送に適す理想的製品である。目下三菱油坊に於て製造するだけである。

(ニ) 板粕及粉粕

大連の日淸油坊、並に哈爾濱の「カバルキン」油坊に於て製造する所の高壓板粕式壓搾機械によるものでこれを板粕と稱す。又これを適當なる形狀に破砕し又はこれを粉狀となし各種の家畜の飼料粕であり歐米各國に輸出せられる。

二、肥料、飼料兼用の豆粕

(イ) 普通丸粕

在來の丸粕であり、大連港積出のもの限り滿鐵の嚴重なる混合保管檢査に合格したる(無印)もの。

(ロ) 撒粕

豐年製油株式會社大連分工場の製造にかゝる「マンダン」油出式の製品で大連に於ては年産額約貳百萬枚見當である。

(ハ) 耳附粕

別名を邊餅と稱し豆粕輪狀あるを特徴とし。年上り主として上海に輸出されしも近年引合杜絶してゐる。

(ニ) 光餅及び露西亞町粕

これは主に普通丸粕と變りないが滿鐵の混合保管檢査を受けざるもので、その内光餅は山東方面並に上海に向ひその數量年約十數萬枚であつたが近年引合杜絶した。又露西亞町粕は大連露西亞町我克堪頭より我克により積出さるゝもので主として關東州沿岸地方又は山東省沿岸の小漁村に向ふ。數量年額約七十萬枚に上つた。近年著しく減少した。

(ホ) 靑線物、紫線物、赤線物

靑線物とは混合保管未檢査品、紫線物は紫線一本を付し混合保管單最不足品にして千枚に對し三百斤(一八〇瓩)以内のもの、又赤線物は赤線三本を付し混合保管品質並に斤量不足品(三百斤以上)を云ふ。

右は何れも大連港積出品の品位を向上せしむるために特に區別せられたるものである。

(ヘ) 雜粕

丸粕を粉砕して適當なる粒狀となし水分を一二%内外まで乾燥し遠地の輸送と長期の保管に適せしめる。

九年度に於ける年産額約百二十萬枚分(枚數に換算)に達しその内約三割は日本内地へ、約七割は歐米各國へ輸出された。

(ト) 小玉粕

奥地沿線又は營口に於ける小油坊の製造にかゝるもので一枚の斤量二十七斤以下のものにして主としてその地方に於て家畜の飼料に供せらる。

三、食料を主眼とする「ソヤレッタス」

アルコール抽出法により製造せられたる「ソヤレッタス」は滿洲大豆工業會社の製品で同社製造能力は一晝夜原料大豆約二百噸である、その他この副産物として貴重なる「レシチン」を生ず。

滿洲油坊業の現狀 滿洲に於ける油坊は全滿各地に散在し大小合算すればその數三千餘と稱せられるが、その内混保豆粕を製造する油坊につき大連油坊聯合會の調査によれば左の如し。但し最近三四年間引續き休業せるものは除かれてゐる。

(昭和九年十二月末)

地方別	工場數	機械の種類と數		一晝夜製造能力	
大連	四一	水壓式	三〇	豆粕(枚)	豆油(斤)
		壓搾式	九	一六、五〇〇	六四、五〇〇
營口	二三	同	一四	一三、二〇〇	一二、三〇〇

安東	三	二五	三、四四四	二、三四
哈爾濱	元	四四	五、六六	三、四四
北滿各地	三	一四	一、四四四	三、四四
南滿各地	一六	三四	三、四四四	四、四四
合計	四三四	五、六四	五、四四四	三、四四

大連及び哈爾濱の油房は國際的工業としての特徴を發揮し、その製品たる豆粕は日本及び支那に、豆油は歐米及び支那に輸出し世界市場に活躍してゐる。隨つてその機械設備も比較的完備し、最近においてはアルコール抽出法による工場の設立などあり、一方これに反し哈爾濱油房は遂年不振を續けつゝあるのは注目に値する。安東油房は日本内地、朝鮮、支那を、營口油房は南支那、日本内地方面を主な顧客とし地方的に相當の地歩を占めてゐる。なほ南北滿各地に散在する群小油房はその製品たる豆油を土民の食料に供給するものを主眼としてゐる。

大連油房現況

（資本金十萬圓以上　昭和十年三月末現在）

所在地	油房名	設立年月	資本金	製造高 豆粕	製造高 豆油
			千圓	枚	斤
實町	日清製油株式會社	明治四四、四	金六、〇〇〇		
初濱町	三泰油坊	明治四五、五	同 四四三	三、六五、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇
山手町	三菱商事（第一）株式會社（第二）大連工場	大正七、一	同七五、〇〇〇	三四、〇〇〇	五〇、〇〇〇
汐見町	豐年製油株式會社	大正一二、四	同一〇、〇〇〇	—	—
三笠町	成福昌東記	明治四五、八	同 三四	三、六五、〇〇〇	一、二五、〇〇〇
千代田町	成福昌西記分工場	大正一五、一	同 三四	三、六五、〇〇〇	一、二五、〇〇〇
太平町	第一天興	大正一五、一	同 三四	三、六五、〇〇〇	一、二五、〇〇〇
香取町	天興第三	昭和二、一	同 三四	三、六五、〇〇〇	一、二五、〇〇〇
香取町	雙興	大正一五、一	同 三四	三、六五、〇〇〇	一、二五、〇〇〇
山手町	三菱商事第二工場	大正一五、一	同 三四	三、六五、〇〇〇	一、二五、〇〇〇
護國町	龍田	大正九、一	同 三四	三、六五、〇〇〇	一、二五、〇〇〇
明治町	東和	明治四五、一	同 三四	三、六五、〇〇〇	一、二五、〇〇〇
實町	中興	大正一五、一	同 三四	三、六五、〇〇〇	一、二五、〇〇〇
香取町	雙興	大正七、六	同 三四	三、六五、〇〇〇	一、二五、〇〇〇
龍田町	福興	大正七、六	同 三四	三、六五、〇〇〇	一、二五、〇〇〇
護國町	義順	大正九、六	同 三四	三、六五、〇〇〇	一、二五、〇〇〇
明治町	昌興	明治四五、三	同 三四	三、六五、〇〇〇	一、二五、〇〇〇

滿洲油坊豆粕生産數量

（單位千枚）

地方別	昭和九年度	三箇年平均	百分比	昭和八年度	昭和七年度
大連	三、四四四	三、四四四	四四・四%	三、四四四	三、四四四
營口	一、四四四	一、四四四	一四・四%	一、四四四	一、四四四
安東	一、四四四	一、四四四	一四・四%	一、四四四	一、四四四
南滿各地	一、四四四	一、四四四	一四・四%	一、四四四	一、四四四
哈爾濱及北滿各地	一、四四四	一、四四四	一四・四%	一、四四四	一、四四四
合計	三、四四四	三、四四四	一〇〇%	三、四四四	三、四四四

註　年次は前年十月より當年九月まで合計せるもの。なほ本表中には南北滿各地の油坊前掲數量を含まず

豆數、豆油の輸出狀況

最近五箇年間における大豆及び製品の輸出數量は右の如くである。なほ輸出大豆の内約八〇%は製油原料にして殘り約二〇%が食料に供せられる。（以下年度は前年十月より當年九月迄とす）

滿洲大豆及製品の輸出數量

（單位千噸）

年度	大豆	製品 豆粕	製品 豆油	製品 合計
昭和五年度	一、四四四	一、四四四	四四四	一、四四四
同六年度	一、四四四	一、四四四	四四四	一、四四四
同七年度	一、四四四	一、四四四	四四四	一、四四四
同八年度	一、四四四	一、四四四	四四四	一、四四四
同九年度	一、四四四	一、四四四	四四四	一、四四四
五箇年平均	一、四四四	一、四四四	四四四	一、四四四

香取町	天興第三	明治四五、三	同	一
千代田町	和興	大正一一、一〇	同	一
香取町	萬興	大正一一、一〇	同	一
龍島町	福順義號	大正一三、一〇	同	一
龍島町	萬興	昭和四、一二	同	一
明治町	昇東和	大正一五、一	同	一

秋月町	福和	大正一四、一	同	一	一、四四四、四四四
三春町	恒昇和	昭和四、一二	同	一	一、四四四、四四四
醫井町	福順義	大正一三、六	同	一	一、四四四、四四四
其他					一、四四四、四四四
計				—	一〇、四四四、四四四

備考　本表は大連油房聯合會調査に依る。製造高は昭和九年一月より十二月までの一年間の計上である。

大連油房聯合會會員混保豆粕製造高

（昭和九年度、單位千枚）

油坊名	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	合計
日興	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三泰	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	四四
三菱商事第二工場	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三菱商事第一工場	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
成福昌西記分工場	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
天興第一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四四
廣泰	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四四
德昌	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
順厚	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
萬興	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六四
昇興	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
忠興	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
義順厚	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
福興	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
東和	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	三〇〇
中興	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
天興第三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雙興	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
義順	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
昌興	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

福聚恒	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]
東和成	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—	—	—	[illegible]
天成	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]
東亞	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
和泰	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—	—	—	[illegible]
萬義長	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
天和成支店	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大信	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福順義銀號製油廠	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]
豐年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
以上埠頭方面三十三名計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
恒順東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
泰	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
天興福第二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雙盛	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
復成信	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
以上西崗子方面五名計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
恒昇和	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
恒昇和分工場	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福和盛	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
恒豐和	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
福順義	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
以上東沙河口方面五名計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
會員總數四十三名總計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
昭和八年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
操業軒數(九年度)	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—

哈爾濱油房現況（昭和九年度現在）

油房名	資本金 國幣千圓	製造高 豆粕 枚	製造高 豆油 斤
元學	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同成和	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同聚祥	[illegible]	[illegible]	[illegible]
元聚祥	[illegible]	[illegible]	[illegible]
和公	[illegible]	[illegible]	[illegible]
東和	[illegible]	[illegible]	[illegible]
雙興	[illegible]	[illegible]	[illegible]
恒祥東	[illegible]	[illegible]	[illegible]
東興昌	[illegible]	[illegible]	[illegible]
協昌仁	[illegible]	[illegible]	[illegible]
義昌信	[illegible]	[illegible]	[illegible]
東濟二廠	[illegible]	[illegible]	[illegible]
恒順和	[illegible]	[illegible]	[illegible]
合計	—	[illegible]	[illegible]

安東油房現況（昭和九年末現在）

油房名	資本金 金圓千圓（以下國幣千圓）	製造高 豆粕 枚	製造高 豆油 日本斤（以下滿洲斤）
隆記油房	[illegible]	[illegible]	[illegible]
興盛棧	[illegible]	[illegible]	[illegible]
恒盛泰	[illegible]	[illegible]	[illegible]
玉順同	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同泰東	[illegible]	[illegible]	[illegible]
廣聚油坊	[illegible]	[illegible]	[illegible]
廣泰昌	[illegible]	[illegible]	[illegible]
德聚昌	[illegible]	[illegible]	[illegible]
和興益	[illegible]	[illegible]	[illegible]
東泰恒	[illegible]	[illegible]	[illegible]
永增順	[illegible]	[illegible]	[illegible]
玉合匯	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同順油坊	[illegible]	[illegible]	[illegible]
雙合棧	[illegible]	[illegible]	[illegible]
豐裕同	[illegible]	[illegible]	[illegible]
吉昌永	[illegible]	[illegible]	[illegible]
雙合義	[illegible]	[illegible]	[illegible]
永運油坊	[illegible]	[illegible]	[illegible]
福增順	[illegible]	[illegible]	[illegible]
裕合泰	[illegible]	[illegible]	[illegible]
公泰紗	[illegible]	[illegible]	[illegible]
東和順油坊	[illegible]	[illegible]	[illegible]
合計	[illegible]	[illegible]	[illegible]

營口油房現況（昭和十年一月より八月末までの生產量）

油坊商號	資本金	豆粕 枚		豆油 斤
東永茂	十二萬元	[illegible]		[illegible]
興懋東	五萬元	[illegible]	—	[illegible]
振生號	三萬元	[illegible]	[illegible]	[illegible]
興發盛	五萬元	[illegible]	[illegible]	[illegible]
裕興記	十萬元	[illegible]	[illegible]	[illegible]
益昌德	十萬元	[illegible]	[illegible]	[illegible]
永興公司	二十萬元	[illegible]	[illegible]	[illegible]

滿洲化學工業會社　同社は昭和九年七月二十三日、資本金百五十萬圓(全額拂込)を以て設立され、出資內容は滿鐵七十五萬圓、合同水產工業五十萬圓、鈴木味の素十五萬圓及び三井、三菱、豐年油房の三社各五萬圓で、將來滿洲に於ける油房業を統制するとゝもに滿洲油房界を救濟せんとする趣旨を有してゐる。工場は大連市寺兒溝にあり、第一次生產能力は原料處理量一箇年一萬六十噸、九年中生產數量は

ソヤレックスフレーク　四、九九七瓩
ソヤレックスレシチン　九六三瓩
ソヤレックスオイル　四〇瓩

なほ十年度は生產豫定數量は

ソヤレックスフレーク　一七、五二〇瓩
ソヤレックスオイル　三、四三二瓩
ソヤレックスレシチン　一六八瓩

であり、ソヤレックスは蛋白含有量は普通油房の豆粕より二%方多く、菓子、パン、味噌、醬油、糊、味の素等の原料となり、ソヤレックスオイルも精製の要なく直に食用に供し得る。またソヤレックスレシチン(有機性燐)は人造バター、菓子或は皮革、石鹼等の工業用その他藥劑、榮養劑として多くの用途を有してゐる。

塗料工業

滿洲には大豆油、蘇子油、小麻子油のごとき原料油および石灰石、重晶石のごとき顏料原料を豐富に產するのでこれに着目して、大正八年滿洲ペイント會社が設立された。事變後は諸產業勃興に伴れ塗料工業も漸次改善擴張され九年下半期には奉天に日滿塗料會社の設立を見(昭和九年九月日本ペイント株式會社に合併、日本ペイント會社滿洲工業となる)同年十二月には滿洲ペイントは哈爾濱ペイントを合併して急速なる需要增に應ずることゝなつた。即ち、現在滿洲の塗料界は滿洲ペイントの大連、哈爾濱二工場と日本ペイントの滿洲工場の三工場あるのみだが全滿の需要一箇年三百五十萬圓の七割二百五十萬圓は前記三工場製品で占めて居る。硅石と魚油を除く原料のすべてを滿洲に產するだけ有望な工業である。

滿洲ペイント會社　(大連市播磨町)資本金五十萬圓(二十萬圓拂込)日清製油會社を背景として豆油用[illegible]の塗料ペイント製造をなす目的の下に大正八年二月設立したが

昭和九年十二月事變後の事業擴張と共に哈爾濱ペイント會社を合併、これを分工場とし、同時に資本金百五十萬圓（拂込六十二萬五千圓）に增資した、原料油たる大豆油は日滿製油より仰ぎ附屬工業の一貫的兼營を行つてゐるのは同社の特色である。製品は固練、各種調合ペイント、塗料油をはじめ、水性塗料、ワニス、パテ、光明丹、亞油酸等、創業以來滿洲誇會社に珍らしく順調なる業績を辿つたが、昭和五、六年頃は銀貨の崩落で大打擊を蒙つたが滿洲國成立と共に需要增、銀價の騰貴とにより市場を擴張し、支那本土から遠く南洋にまで及んでゐる年產二百七十萬圓。同社哈爾濱工場（八區南馬路）の本格的生產は十年度末の豫定である。

日本ペイント滿洲工場（奉天鐵西工業地）滿洲におけるペイント需要增に鑑み日本ペイントが主體となつて合名會社原田組、大阪青原製油所、旅順田中商會、新京大野商店、其他が出資、日滿ペイント會社を設立したが昭和九年九月これを日本ペイント會社に合併され日本ペイントが滿洲工場として經營することゝなつた、生產能力は百五十萬であるが現在百萬圓前後である。

硬化油工業

硬化油工業は大豆油を滿洲において製品化する工業の一として將來あるものであるが現在では大連油脂工業會社のみである、近時南支方面の需要增加し、原料關係も有利となり好調裡にある。

大連油脂工業會社　同社は大正五年滿鐵中央試驗所の研究を基礎として日本における滿洲牛脂の輸入を防遏する目的で設立されたもので當初は相當內地へ輸出されたが日本の關稅引上げと硬化魚油、滿洲牛脂に壓迫され苦境にあつた、しかし事變後は一轉して好況となり、資本金も五十萬圓に增資した。（內滿綿持株六八%）

石鹼工業

滿洲國內における石鹼需要はその約六割を內地製品が占め州內及び滿洲國內業者の製品は三割未滿、上海及び佛領西製品は殘る小額を占めてゐるが、內地製品は終始價により壓倒的進出を續けたため滿洲國內の小工場は著しい不振に陷つてゐる。州內業者の內地業者に比し操業不利な點は技術の拙劣なること、石鹼液の處分法なきこと、の二點は十年度に入つて相當緩和されはじめた。滿州國內業者間に眞劍に考慮されては以上の二點の他に硬化魚油の輸入に際し從價一割二分の稅率を課せられることも不振の原因と見られてゐる。

州內業者は大連油脂工業會社、滿洲ペイント石鹼部、萬年洋行の三者で各社共化粧石鹼、洗濯石鹼の製造を行つてゐる。大連油脂工業會社は硬化大豆油の他硬化魚油の生產を行ひ市販してゐる、十年四月より石鹼液の處分法として粗製グリセリンの製造をはじめた。滿洲ペイント石鹼部は十年四月從滿洲石鹼を買收したもので增設による廉價石鹼の製造を計畫してゐるが未だ具體化するに至つてゐない。

食料品工業

製粉工業

小麥は北滿の主要農作物の一で年產額百五十萬噸に達する。その工場には磨坊と稱する舊式な手法と火磨と稱する新式な製法とがある。前者は家內工業で全滿各地就中北滿に多くその總生產額は火磨のそれの三分の一に達する。後者は工場工業で大規模な新式機械と動力とを用ひてゐる。

麥粉は支那人の主食物の一であるから磨坊は滿洲にも油房と共に早くより存在したが火磨が始めて建設されたのは一九〇〇年で北滿に侵入したロシヤの手によつた。間もなく日露戰爭起りロシヤ軍に對する供給上長足の進歩をなし更に歐洲大戰によつて發展を促進され一時北滿だけで六十餘の工場が運轉し、その製品は滿洲全體はもとより、ロシヤ、北支にまで及んだ。ところが大戰後は米國、カナダ等の大量生產に押され而も北滿小麥の減產もありて急激に衰微。更に滿洲事變後は日本粉の進出も顯著で滿洲粉の生產數量は左のごとく激減した。

（單位萬噸）

昭和三年	七〇二	昭和四年	四六五
昭和五年	四三〇	昭和六年	四〇六
昭和七年	三〇三	昭和八年	二〇六

かくて滿洲粉は京濱線開通以北濱綏線一面波以西の小天地を頑く死守するに過ぎず北滿六十工場中閉鎖休業するものが大部分で生產能力の一割しか操業してゐない有樣である。

帝政ロシヤおよび東支鐵道（北滿）當局は北滿油房に對するごとく製粉工業に對しても原料小麥の特定運賃、北行麥粉に對する輸出的高運賃等の政策を用ひて保護したが遂に上記のごとき衰退に陷つた。その原因としてあげられる理由は左のごとし

一、小麥は世界的商品として需要豐富しきに北滿小麥はローカルな事情により左右されやすく、しかも產地が僻遠の奥地多きため不必要の費用が行はれたこと。

二、小麥は世界的商品として需要豐富しきに北滿小麥はローカルな事情により左右されやすく、しかも產地

三、製粉費、設備等が高かつたこと。

四、鐵道設備が全般的に考慮で特別かつたこと。

五、各國が關稅政策を採つてゐる中にたゞ滿洲のみがこの障壁を除去したなかつたために各國粉のダンピング場と化したこと。

しかし今後は製粉工業は滿洲において有望な事業である。その理由は左のごとし。

一、滿洲農業が大豆にのみ依存することが明かとなり北滿に於いては小麥に重つたこと。

二、滿洲小麥の缺陷たる品質を改善すべく大規模の農事試驗が實施されたこと。

三、滿洲國が昭和九年十二月の關稅改正により一躍高率の關稅を設定したこと。

四、製粉小麥に對し五割引といふ新特定運賃が設定されたこと。

五、北滿小麥は製麵（グルテン）の含有量に富み美味であり小麥粉加工品を主食とする滿支人の嗜好に適して居る。又製パン用としても優秀であるから今後製粉技術の改善と共に輸出の可能性に富むこと。

四、麥粉小麥に對し五割引といふ新特定運賃が設定されたこと。

五、北滿小麥は製麵（グルテン）の含有量に富み美味であり小麥粉加工品を主食とする滿支人の嗜好に適して居る。又製パン用としても優秀であるから今後製粉技術の改善と共に輸出の可能性に富むこと。

既に十年八月よりは對滿輸出關稅によりカナダ粉の輸入減少したることおよびソ聯の北滿代價物資搬中の日本粉のソ聯輸出により日本製粉界の値上りに乘じ久しぶりに北滿粉の日本輸出を見るに至り滿洲製粉界に一陽來復の思ひあらしめた。

邦人の製粉事業　日露戰後一九〇六年に至り當時水運および鐵道運輸の要衝たつた鐵嶺に邦人經營の滿洲製粉會社の設立を見たが南滿の要衝は早く喪退したのと外粉の殺到のために不振に陷つた、後新京に分工場を設けて北滿小麥を以つて社運の挽回を圖らんとしたがこれまた失敗に歸し遂に事業を休止した。かくて邦人の製粉業は全く影をひそめたが、事變後滿洲國の要作および製粉工業振興の新旨を承けて日滿製粉會社の設立を見た。同社は昭和九年六月の設立で資本金二百萬圓、總株數四萬株の內、東拓四千、三井、三菱、日清、日本の各製粉關係者それ〳〵三千、味の素、日東、木徳兩製粉が各二千、大倉組、大阪增田兩製粉が各一千づゝ計二萬五千株を贈當て、殘る一萬五千株を日本及び滿洲において公募した。同社は中央銀行が所有する優良七工場の內、哈爾濱の二工場、愛化旅順の各工場を買收し將來は殘る三工場をも引受ける豫定で、現在の生產能力は二千五百バーレル、その七割を運轉して將來の發展を期待されてゐる。

製糖業

滿洲に製糖業を起したのはロシヤ人で明治四十二年哈爾濱郊外何什河に製糖工場が出來、その翌四十三年に哈爾濱の對岸馬船

口に呼應製糖廠が出來た。滿鐵に於いても斯業が有望なるべきを察し大正三年公主嶺農事試驗場に於いて試作に着手、同四年には新京、熊岳、遼陽の各苗圃に擴張、更に農家にも委托した結果、一町歩當り甜菜收穫量二乃至四斤、改良品種による時は含有糖率一八%に達することを明かにした。この結果大正六年奉天に資本金二千萬圓で南滿製糖株式會社の創設を見た。かくて甜菜の栽培面積は一時十萬畝以上に達したが、獨軍閥の壓迫甚しく且つ原料不足を補ふため行つたジヤワ粗糖の思惑に失敗したため遂に昭和二年に閉鎖するに至つた。北滿の二會社は北滿の運賃政策の保護と良質のためやゝ見るべきものがあつたが斷續的に事業を行ふ程度で成績不振であつた。

しかし砂糖消費量は年々增加しつゝあり昭和八年度の輸入額は一〇二萬擔だが十年後には一六〇萬擔に達する見込である。しかも豪州の製糖業には發展の限界があるので適地である滿洲の製糖業は決して絕望としない。よつて事變後は漸く製糖業も見直されまづ日本精糖會社が阿什河工場を買收し昭和九年三月北滿製糖會社を設立、又南滿製糖會社及び呼蘭製糖工場を買收して更生せんとする滿洲製糖會社の計畫も近く實現せんとしてゐる。

北滿製糖株式會社 資本金二百萬圓（全額拂込）で、先づ北滿既存工場を買收して經營する計畫の下に昭和九年三月設立されたもので出資の割合は日本砂糖貿易會社が五割二分（百四萬圓）、米國人側（國籍は米國人なるも實際は白系露西亞人）が四割八分（九十六萬圓）、本社の所在地は哈爾濱市となつてゐる。同工場の現在能力は年產七千噸（一二〇、〇〇〇貫）で其他アルコール年產約五〇、〇〇〇ウエドロ計上されてゐる。北滿哈爾濱を中心として同精廠の地理的條件から推定される努力範圍の消費量は、現在年約三十萬擔見當と見込まれてゐるので、今後治安が維持され栽培農が定着し、其他滿洲に運べば年產三十萬擔（一八、〇〇〇噸）までの能力擴張が出來る。

滿洲製糖株式會社計畫 同社の創立目論見（昭和九年三月發表）にれば大日本、臺灣、樺水港其他各種製糖會社並に個人有志發起の下に資本金一千萬圓（四分の一拂込）を以つて休止中の南滿製糖の寮天工場を買收して工場機械を改修し、同時に滿洲國實業部の管理下にある哈爾濱郊外呼蘭製糖工場の讓渡を受け、更に呼蘭第二工場も追つて建設することになつてゐる。

高粱酒釀造業

高粱酒釀造場即ち燒鍋は油房および磨坊と共に土着工業の最大なるものである。如何なる田舍にも存し發つてその生產額は全然不明だが年產四十五萬石見當と推定されてゐる。高粱酒は日本の燒酎に相當する酒で無色透明、酒精分六〇乃至六五%を含有する、原料は高粱と麴に相當する麴子で釀造法は半固形醱酵法と稱せられる非科學的ながら一種特有の香味を殘し世界に類以のないものである。主要生產地は滿鐵沿線地帶で遼陽は滿洲の灘として有名である。

黃酒は日本酒に類似する醸造酒で酒精含量一〇—一三%、夏季貯藏に適せめので地元消費に充てられるだけであるが、一週間で釀造し飮料に適するため全滿の醸造量は相當大なるものと見られてゐる。

老酒は黃酒と同樣の方法で醸造される酒だが長期貯藏に堪へる、滿洲には從來あまり上等品は出來ず南支の銘酒たる紹興酒が輸入されてゐた。

酒精釀造業

滿洲造酒株式會社 資本金五十萬圓で昭和八年設立山崎百治博士の特許方法により滿洲國高粱を原料として紹興酒を製造する會社として注目されてゐる。

北滿に於ける酒精釀造業は從來群小酒廠が對立してゐたものを大同二年日滿合辨の大同酒精が創立せられるに及んで何れも廢業又は減業を中止し、殆ど完全に近い統制が實現した、康德元年中に廢業したもの左の通り

（單位瓲）

釀造場名	所在地	一晝夜生產能力
振遠大燒鍋	大蒲河	七・〇
中華傳榮號	四合興	四・五
大興興燒鍋	同	二・五
東興燒鍋	同	二・〇
七義義燒鍋	哈爾濱	五・〇
北滿製糖所	阿什河	七・〇
計 六工場		二八・〇

大同酒精公司 同社は大同二年十一月資本金百六十七萬圓、日滿合辨で創立され燒鍋志氏の個人經營であつた工場を買收し最新の技術を以つて之を改造し燃料國策、戰時ガソリン代用、及び農作改善と一石三鳥の理想を掲げて創立され酒精釀造統制に當ることとなつた。經理には燒鍋志氏副總理には本庄庸三氏が就任し左の工場を有してゐる。

工場名	所在地	一晝夜生產能力
第一工場	哈市馬家溝	一三・〇瓲
第二工場	哈市圖佳線	一二・〇
第三工場	一面坡	二・五

康德二年の生產高はアルコール二千瓲、フーゼル油六屯、同二年上半期の生產高はアルコール千四百五十瓲フーゼル油五瓲で漸次增加の傾向を辿つてゐる。

この外に海拉爾及び東寧には個人經營の酒廠が各一箇所あるが海拉爾の四合興興酒立し無統制の狀態にある東寧の東洲酒今の處統制下に服してゐない唯一のもので ある南者の生產能力左の通り。

釀造場名	所在地	一晝夜生產高
四合興酒廠	海拉爾	二・五瓲
東洲酒廠	東寧	一・〇

然し實際生產高は事變以來前者は二百瓲後者は百四十瓲を生產したものを買り捌いてゐるに過ぎない。

大同酒精はこの外にガソリン代用燃料研究に非常な努力を拂い昨年にはアルコールを完成して專賣前に於けるガソリン市價引下げに成功したが現在は無水アルコール（九九・九度）の完成に主力を注いでゐる、無水アルコールはガソリンに混用してノルキシダを無くし平時に於ても相當需要あるものと見られてゐる。

滿洲に於ける酒精釀造は產業の發達、生活程度の向上につれて益々盛んとなりつゝあるが唯一の障害たる釀造稅其他の諸稅金や制度に多少變遷を阻止されてゐる實狀である。

日本酒釀造業

滿洲は水質の關係より日本酒の釀造に適する地多く、邦人の口增加と共に漸次發達を見た。昭和九年の關東州及び附屬地の造石高は一萬五千石を突破し人口增加につれ年々增加を辿つてゐる、殊に最近は滿洲國內における工場も續々出現し新京三、泰天二、朝陽川一、牡丹江一、哈爾濱二、龍井村四、間一、延吉二を數ふるに至つた、これに對し內地品の輸入は依然衰へず年々安東、營口、關門、延吉等より一五千石の輸入をみ、その輸入高は關東州造石高に匹敵するが、更に關東州より七千石滿洲國へ輸出する、かく滿洲國も關東州當業者も內地品の溜々たる進出に惱されてゐるが、これは一に品質の點にかゝり滿洲の清酒は內地品に比し廉價であり乍らその需要は及ばない。そこで地元でも品質改良に全力を注いでゐる、大連には關東州酒造同業組合がある。

地方別清酒釀造高

（昭和九年度）

地名	釀造者數	釀造高
大連	八	一三、六〇〇石
旅順	五	二、八〇〇
瓦房店	二	二、九〇〇
金州	五	一、九〇〇
普蘭店	△	一〇〇
貔子窩	△	三〇〇

奉天	一二	一二、〇九〇		
撫順	三	三、二〇〇		
本溪湖	一	二〇〇		
鞍山	△	一〇〇		
安東	七	六、九〇〇		
鐵嶺	△	一〇〇		
開原	△	一〇〇		
四平街	三	一、〇〇〇		
公主嶺	一	四六〇		
新京	△	五四〇		
哈爾濱	四	二、三〇〇		
牡丹江	△	七〇〇		
綏芬河	△	三〇〇		
琿春	△	五〇〇		
延吉	△	三〇〇		
朝鮮	△	三〇〇		
計	一	四九、六九〇		

△印は昭和十年度の醸造見込高を示す。

麥酒釀造業

滿洲の麥酒醸造業は北滿では一面波、哈爾濱、南滿では大連に古くより起つたが、大連は日本麥酒に壓倒されて早く閉鎖し事變前までは北滿の二工場のみが殘存してゐた。然るに事變後は邦人々口の增加に伴ひ日本人向麥酒の需要增加し奉天に新に麥酒工場の設立を見た。

大滿洲麥酒會社　昭和九年資本金一千萬圓で哈爾濱に設立、一面波啤酒公司の工場と一面波の忽布栽培場を買收して事業を開始したが成績豫定のごとくならず十年度に二百五十萬圓全額拂込に減資した、事業は一面波で忽布栽培と麥酒醸造を哈爾濱で清涼飮料水製造販賣を行つてゐる。

滿洲麥酒會社　昭和九年奉天に設立された新會社で資本金二百萬圓(全額拂込)主として日本の麥酒カルテルの出資にかゝる、十萬箱生産の見込。

醬酒釀造業

滿洲國成立以來邦人の急激な增加に伴れ、全滿醸造業に造石高も逐年目覺ましい增加を示してゐる。關東州の造石高は昭和六年の一四五百石に比べると七年は二二〇百石、八年は二五〇百石、更に九年は二七〇百石に達した。うち滿洲國への輸出が約三割、對支輸出が約一割とみられてゐるが、地場消費の增加に比し滿洲國への輸出は最近伸び惱んで來た。これは滿洲國內における斯業が盛んになつたことによるので事變前は皆無といはれた造石高も最近は州造石高の三割を占めるようになり、滿鐵沿線の關東州醸造業者の販路を次第に侵蝕し兩者の對立は漸く激化するようになつた。滿洲國の當業者は原料糖を現在は關東州より仰ぐほかないので此問題を繞る紛糾は今後とも蒸かへされそうな情勢にあるが、滿洲國市場における關東州側の地理的事情による優勢は敵い難いものがある。一方內地よりの輸入は關稅約一萬圓、ヒゲタ等一流商品が依然優勢で年額約一萬石に達し滿洲側業者を脅し大量生產による廉價と、宣傳效果で滿洲市場には根强い地盤を獲得してゐる。關東州醬油醸造業組合員は昭和十年十五名に達してゐるが全滿の主なる商社は左の如くである。

大連＝大連醬油會社、澁田商店、島森商店
奉天＝奉天醬園、伊藤國商店
新京＝滿洲醬油
撫順＝岡田商店

精米事業

昭和十年度產出精米は籾三百萬石と推算されてゐる。白米にして百二十萬萬石、前年の製百八十萬石、白米として七十二萬石に比し約二倍の增加である。

九年度は冷害による減收と內地もの急增に加へ酒造用玄米の需要が逐年增加を辿れるために需給の均衡を失し大連市場に朝鮮白米の輸入を見たが、十年度產米が推定の如く籾三百萬石を舉げ得たとすれば十一年度は鮮米輸入を見ずして濟み、滿洲の精米事業も一層多忙となるわけである。

以上の產米は北滿とは牡丹江、一面波、哈爾濱、齊々哈爾、南滿では吉林、新京、開原、鐵嶺、奉天、山城子、撫順、營口、

安東、松岡、大連等が主要集散市場でこれらの地にて精白した白米を各地に配給する、從つて右諸地方が精米事業の主要地となる、全滿米穀同業組合調査たよる主要市場の年別概算數左の如くである。

安東　鴨綠江西岸の上下流域に生產したものと安奉線の鳳凰城以東のものを集散、年額概算數四十萬石

營口　遼河沿岸の低濕地に生產するもの集散市場、年額概算數十五萬石。

撫順　遼河沿岸撫順のもの年額約二十萬石。

新京　伊通河沿岸と吉林方面產のもの年額約二十萬石、吉林、京圖線の西部に對するものを鐵道便で集散するのであるが將來三十萬石に增すべしと觀測されてゐる。

哈爾濱　近場のものと相場支配で牡丹江、一面坡、海林のもの年額約五十七萬石。

問島　常地方一帶の生產に對三十萬石とされてゐるが集散は更に多く玄米で三十萬石、これは圖們、龍井村等の市場に籾が集合する爲めである。

大連　小麥の州內產のもの、他、營口大石山綏芬河方の產額と陸路松樹鎭に出廻つた額が輸入される、年額概算四十一萬石である。

以上合計約百八十九萬石が主要都市に集散されるが十年度は前述の如く更に增加を豫想されてゐる。

奉天にある全滿米穀同業組合は滿洲米の品質向上のため品質檢査を勵行規格統一を行つてゐるがこのため精米方法も漸次進歩し滿洲產得の無砂搗機械によつて白米並に精米を精製するに至つてゐる。

昭和十年十月現在の各地主要精米工場は左の如くである。

大連　大連精米株式會社、大連精米所、當麻洋行精米所。

旅順　旅順洋行精米所、旅順公司精米所、旅順洋行精米所、鳥森合資會社精米所。

安東　西橋洋行精米所、鐵嶺精米所、小寶精米所、丸橋精米所、德盛精米所、鳥居精米所、大和精米所、大和精米所、辻山精米所。

鐵嶺　大安精米株式會社、鐵嶺精米所、鐵一號精米所。

奉天　東亞製粉株式會社、日產精米所、日產精米所、千產精米所、新京　日產精米所、日產精米所、中野精米所。

製氷事業

全滿の最大の氷需要市場は大連であるが、この市場唯一の供給者たる大連製氷會社は一日約二百噸の製氷能力を有し、實需は約六ヶ月間の全運轉を可能ならしめてゐる、十年度は沿海漁業の活況、輸入鮮魚の增加等により前年より約三割の需要增を來したため八月には遂に供給難に陷り約一週間市中は氷の缺乏に惱だ未曾有の現象を呈し內地より約一千噸の輸入を見た。同社は目下十噸工場を增設すべく計畫中である。が本夏旅順製氷の合併にも成功した。

州外における主要市場の製氷能力は撫順、鞍山約五噸、安東二十噸、營口十五噸、新京二十噸で概して供給は余裕あるものとされてゐる。

纖維工業

柞蠶糸工業

滿洲に於ける柞蠶糸工業は古く山東人が滿洲に移住した當時に傳來したものであるが、清朝時代にドイツ人が山東芝罘で起した製糸業が滿洲にも影響し、著しい進歩を遂げた。この結果安東を第一として鳳凰城、海城、蓋平、鮑巖等の海岸に近い地帶から西豐、開原にまで製糸工場の設立を見、滿洲の重要產業となつた。新式の柞蠶糸工業としては安東に富士瓦斯紡績安東工場あるのみである。紡織機業も安東を中心にやゝ發達し二十數工場となつたが奉天の純益纖維公司を除いては小規模で設備も悪い。

過去における柞蠶糸の製造高は當業者間には大體左のごとく見積られてゐた。

豐作	千擔 五四	千擔 一八、九〇〇
平作	三六	一二、六〇〇
凶作	一五	五、二五〇

滿洲には絹紬工業が發達してゐないので大部分糸のまゝ日本、支那、米國、香港等に仕向けられ殊に大部分は日本向である、日本においては福井、岐阜、京都で製織加工し、日米絹紬の名で印度、南洋その他に輸出する。しかし最近は年々減少してゐる。

昭和六年	千擔	四、六三〇
同七年		三、三四〇
同八年		二、二四〇
同九年		三、三五〇

かく柞蠶糸生産數量が減滅した原因は左のごとし。

一、柞蠶飼養法は幼稚粗放なるため放養量に比し收繭歩合惡し、殊に九年度は雨量過多のため病害を受け、更に鳥害をも蒙つた。

二、柞蠶飼養地方は匪賊の巣窟となり易い

三、柞蠶は繰系用としては十分でなく十月より翌年四月まで作業すれば原蠶全部を消化してしまう有樣で自然蠶高となり易い。殊に上記の二理由により柞蠶飼養の廢業相ついだためいよ〳〵原蠶不足が痛感された。

四、柞蠶糸强敵は人絹であるが、人絹が百斤六十圓を割る程の値下りを示してゐるのに柞蠶糸は三百圓を越し常に壓倒されてゐること。

五、製糸技術が幼稚であること。

六、柞蠶糸の檢査所はもとより取引所もないので糸質價格ともに區々で發達を妨げたこと。

昭和九年度の柞蠶工業は產蠶品が少なかつたため非常な打擊を受け、從つて內地の絹紬業者も損失を蒙つたので輯非縣の絹紬同業組合より滿洲國實業部に柞蠶增產を要望するところがあつた。これに對し滿洲國は絲質統制のため昭和九年十一月全滿絲業公會聯合會を新京に組織せしむると共に昭和十年六月には國營の柞蠶絲檢查所を安東に、同分所を海城蓋平に設置し絲質の向上を圖つてをり增產方法の研究のためには安東の近傍に飼育試驗場を設けて蠶質の改良事業を行つてをる。柞蠶業は今日のごとく衰微したがなほ次のごとき長所があることが知られてゐること。

一、世界的に名が知られてゐること。

二、價格が家蠶絲より低廉なること。

三、强靭にして雨露に對する抵抗力强大なことはあらゆる絹絲にまさる、故に飛行機の翼、飛行船の氣囊等の新用途が生じたこと。

故に現在の改良および獎勵政策が奏效すればば柞蠶工業は依然滿洲の重要工業としての地位を保つであらう。

綿絲布工業

滿洲國三千萬民衆の九割以上は綿布需用者で從つて綿糸布製造業は古くより發達してゐた。しかしこれは木製機手織によるいはゆる土布で現在のごとき近代工業としての紡績織布業の勃興は大正十年以降の事である。卽ち歐洲大戰によつて資本技術共に充實した日本紡績業は上海、靑島から進んで滿洲にまで進出し、大正十年遼陽に滿洲紡績會社、十三年奉天に內外棉奉天工場、十四年開原に滿洲綿紡會社と續出し、既存の張家軍閥を背景とする泰天紡紗廠と相竝んで滿洲紡績業の基礎を固めた。

かく日本紡績業が滿洲に觸手を伸ばした原因は滿洲自體が大消費地なること、棉花が自給されること、勞働力豐富で且つ低賃銀なること、州內は機械材料に輸入稅を課せられざること、公課租稅の低きこと等であつた。しかるに現實に事業に着手して見ると意外に支障多くこれがため滿洲の紡績業は州內外を問はず事變前までは滅だ不振であつた。その原因左のごとし。

一、市場關係にして融通性なきこと——關稅の關係で州內品は滿洲內に輸出されず、滿洲品は滿洲外に出られない。州內品は勢ひ特惠關稅を利用して日本綿絲より印度南洋方面へ販路を進る結果となつた。

二、原料棉——滿洲棉花は最的にも質的にも不十分で年々多くの外棉を仰いでゐる。

三、勞働條件の期待外れ——勞銀は安いが銀高の際はむしろ割高となり、しかも能率は劣り全體として決して有利でなかつた

四、機械條件の期待外れ——日本で紡織製造業が勃興し必ずしも外國機を使用する必要なきに至り、更に機械修理が不便で且つ割高であつた。

五、日本紡績の安價かつ優良なるに壓倒されたこと。

しかし事變後は州外においては重重關の壓迫がなくなつたので滿洲紡績のごときは殊に有利な地位に置かれ十年度中に工場の增產設備をなし、又昭和七年には營口に營口紡績會社が新設されるなど全體に好調裡にある。

手織業としては全滿に約一萬餘の小織機あり、土布を製し年々十萬梱の綿布を消化してゐる。これらの土布は割安な原絲、至廉な生產費、品質は粗惡ながら强靭なこと等より實質を尊ぶ滿人間に歡迎され、日本よりの輸入粗布および大尺布の强敵をなしてゐる。日本の紡績業はこれに對抗するために滿洲關稅率の緩和を要望してゐる。

滿洲紡績會社工場（大連周水子）

大正十四年設立し、資本金三百萬圓（拂込額百五十萬圓）、紡錘のみ二九、五二〇錘を有し、主として二〇番手及二二番手の太糸を紡出する。其販路は關稅の關係上滿洲奧地向極めて遠く、寧ろ特惠關稅を利用して日本（兵庫、長野、岡山）への輸出が多い。

泰天紡紗廠（泰天小西邊門外）

官商合辦泰天紡紗廠は從來支那官憲多背景に營業自體しいものがあつたが滿洲事變勃發と共に操業が止つてゐた。事變前迄は軍閥の庇護により原料は滿洲產棉花を有利に獨占使用してゐたが事變後滿洲國銀行筋より運轉資金を得て全部操業するに至つた。同工廠は株式組織で資本金國幣四百五十萬圓、額面百圓で四萬五千株、滿洲國官憲持株二萬三千株、商民二萬二千株、從て重役も官商半數づつである。日本人職員八名、滿洲國職員九〇名あり、滿洲國人職工は男工一、六〇〇名、女工二〇〇名、計一、八〇〇名である。是等の職工によつて操業される紡錘は三〇、八一六錘、織機は二五〇臺で之から製產される一日分の製品は綿絲一六番手五〇俵、一〇番手一〇俵、二〇番手一〇俵、

滿洲紡織會社工場（奉天）

大正十三年の設立（資本金四百六十萬圓）で、綿絲の製造取消してゐる。紡機のみ約六三、二〇〇錘、四〇番手を主として一部一六番手より實質を尊ぶ滿人間に歡迎され、日本

計七〇俵及細布二二〇俵である。更に康德元年度最新式機械二〇〇臺を購入し工場の擴張をなし生産能力を增加することに決定した。

鐘ロ紡紗廠　資本金國幣二百萬圓（半額拂込）、紡機二八臺、一二、〇九六錘、織機三一四臺（廣巾、小巾共）を有してゐる。絹絲に於ては四五〇名の職工を使用して一四番手、一六番手を製造し、製品の多くは其姉妹工廠たる泰天東興紡織廠に送る。綿布製造には二〇〇名の職工を使用してゐる。此工場に於ては其原料の中六〇%の滿洲綿を使用してゐる。

昭和九年度綿糸布需給狀況

		入	出
▲輸	絹	糸	五〇、七七六俵
	綿	布	四、〇九一、一三八反
加		工	五、〇七五、六三〇反
其他加工品			九、一六六、七六八反
▲滿洲內生產	綿	糸	五〇、〇〇〇梱
	綿	布	五〇〇、〇〇〇反

毛織工業

滿洲には羊の飼養が盛んだが肉および皮が目的で、從つて羊毛の品質は極めて粗惡であり、各地で家內工業的に毛子（毛布）を產するだけで殆んど見るべきものがなかつた。然るに大正七年奉天に滿蒙毛織會社の設立を見てとにかく近代的方法による毛織工業が滿洲に見られるに至つた。

滿蒙毛織株式會社　大正七年に當時大戰による羊毛輸入杜絶を救ふべく關東廳、滿鐵、東拓の援助の下に資本金一千萬圓で設立された合辦會社で支那羊毛、駱駝毛を原料として紡紗布製造に着手したが大正十三年火災にかゝり工場の大半烏有に歸し、資本金を三百萬圓に減資したが不況依然たるものあり、昭和六年には四十萬圓にまで減資した。しかし事變後は環境好轉に惠まれて百萬圓に增資し相當の收益をあぐるに至つた。

滿洲の毛織工業はなほ揆觀は許されぬが羊毛の增殖改良事業が完成すれば相當有望なものと信ぜられてゐる。

製紙工業

滿洲の製紙工業は他の諸工業に見るごとく家內工業的な幼稚なものから近代的な工場工業までのすべての分野を併存してゐる。卽ち

一、紙屑と稱する舊式な手工業—これに屬するものには奉天、吉林、鐵陽、新京、撫順等に四十餘の工場がある。

二、木質紙料以外の他の原料を用ひ小型のシリンダーマシンを用ひるもので日本の機械和紙製造工場に相當するもの—東家河子の滿洲製紙（大正七年創立、資本金五十萬圓、五〇吋シリレダーマシン一臺、年產九〇〇噸）、撫順製紙（昭和六年創立、六〇吋シリンダーマシン一臺、年產九〇〇噸）、安東の六合紙廠（大正十二年創立、年產八〇〇噸）がある。

三、木材を原料とする化學的機械的のパルプ及び製紙工業の設備を有する近代的工場—安東の鴨綠江製紙（大正八年創立、資本金五〇〇萬圓拂込三八〇萬）。四、九臺の製造機を有しパルプ年產一萬二千噸、紙類八千五百噸）。

これらの諸工場で製造される製品は鴨綠江製紙の有光紙、パトロン紙、ロール紙、紡績紙、マッチ紙、包裝紙のほか前記（一）（二）の工場の製品たる有光紙、宣紙、毛邊紙、謄紙等の支那紙代用品乃至下級品で滿人向である。

かく支那紙と競爭的地位にあるため關東廳時代は常に壓迫を受け邦人企業で閉鎖したるもの二、三あり、鴨綠江製紙も多年欠損を續けて來た。然るに事變後は關稅の獨立で滿洲國內の需要を確保した上に支那方面にも輸出するに至り、休止中の鴨綠江製紙パルプ工場も日本のパルプ市價騰貴に乘じて操業を開始し、滿洲の製紙界は正に一陽來復の感がある。昭和九年度の鴨綠江製紙の增出高は左のごとし。（單位封度）

青島	二、四二〇、〇〇〇	天津	二、五二〇、〇〇〇
上海	一、二五〇、〇〇〇	大連	二、五二〇、〇〇〇
計	九、二四〇、〇〇〇		

昭和九年度の滿洲の紙の需給狀態は全體要八千二百萬封度の中、輸入七千萬封度、滿洲國內生產千三百萬封度であつた。

滿洲の製紙工業の特徵は電力、石炭、運輸、水利等、および機械、硫黃、松脂、晒粉、染料等に於いて日本および外國紙より不利であるが、日本の製紙用原木が年々高まいつゝあるのに、滿洲國側は製紙原料たる杉松、紅松の蓄積量十億石に達し原木に富むこと、及び滿洲の人口增加し且つ文化向上しつゝあること等の有利な條件に惠まれてゐるから將來はます〳〵多望である。

パルプ工業

滿洲のパルプ工業は鴨綠江製紙が大正八年に着手し年產一萬二千噸の設備を据えたが大戰後のパニックで久しく休業を余儀なくされる等殆んどいふに足らなかつた。然るに滿洲事變によりて日滿經濟ブロックが完成した上にあたかも人絹工業の飛躍的發展ありてパルプの需要急增せるためこゝに滿洲國內にパルプ事業を企劃するもの頗を據するに至つた。滿洲國ではこの內、共榮企業、東滿人絹パルプ、滿洲パルプ、日滿パルプ、滿洲パルプ工業の四社に認可を與へたが、更に興安鎭レイヨンパルプ會社の計劃もある。しかしこれらの計劃中の會社に對しては伐採區域のみを指定して未だ林場權および伐採權を與へてをらぬので各社とも專ら材積調査に當るにとゞまり、且つ滿洲國側のでは森林保護上年產一萬噸を適量とするのに對し會社側は採算上三萬噸を主張する等の理由で未だ事業の着手に至らず、いづれこれらの會社の合併が行はれて統制されるものと信ぜられてゐるが各社の計劃および主伐採區域は左のごとし。

東滿人絹パルプ會社—昭和九年四月創立、資本金一千五百萬圓（拂込五百七十五萬圓）、大川平三郎氏を社長とし大川財閥關係を主たる出資者とす、伐採區域は濛江、撫松の各縣、人絹用パルプ製造を目的とし工場豫定地は吉林又は龍井。

滿洲パルプ工業會社—昭和九年五月創立、資本金一千萬圓、寺田元之助氏を社長に、樺川、勃利、依蘭、方正等の濕地帶で人絹用および製紙用パルプを目的とし工場は牡丹江說が傳へられてゐる。

日滿パルプ會社—資本金五百萬圓、川西清兵衞氏を中心に日本毛織および東洋紡關係者を出資者とす、伐採區域は間島一帶で工場は圖們說が高い。

共榮起業會社—大正六年以來間島方面に投資しこの方面に利權を有してゐる王子製紙の林業會社で、王子はこれを基礎に資本金二千萬圓のパルプ會社を企劃してゐる、伐採は敦化地方である。

製麻工業

滿洲は世界的商品たる特產物の輸出國であるからその包裝用具として麻袋の需要の夥しきものあり、一年の需要數量五千萬枚と算せらる。世界に於ける麻袋の最大の產地は印度で滿洲も固よりその供給を受けたが、滿洲は氣候風土上麻類の栽培適地なので自給自足に至らぬまでもある程度まで自給すべく大正六年大連に滿洲製麻會社が、同八年に奉天に滿蒙製麻會社が相次いで設立された。かくて一時は兩社の生產高を合して四百萬枚に及んだが、滿蒙製麻工業の後身たる奉天製麻は大正十二年火災にかゝり爾ふるに印度麻袋のダンピング、銀暴落の打擊を受けて昭和五年三月遂に工場

を一時閉鎖した。

然るに滿洲事變後は苧麻製麻に滿洲製麻及び三井の資本が注入されて兩社は事實上同一經營主體に歸屬し兩社製造能力一、一〇〇萬枚（滿洲製麻五百枚、苧麻製麻六百枚）をフルに運轉する盛況を呈してゐる。殊に昭和九年十一月の滿洲國輸入關稅の改正により輸入黃麻の關稅率毎擔一圓十三錢を從價五割に改めたのでこれを主たる原料とする苧麻製麻は著しく有利となつた。

北滿が亞麻栽培の適地であることは滿鐵や北鐵の農事試驗により夙に知られたところであるがこれが企業化を目的として昭和九年四月日滿亞麻紡織會が設立された。同社は資本金六百萬圓四分の一拂込で、三井その他の資本を背景とし、北滿農民に亞麻を請負耕作せしめ、これを原料として麻布、ホース類、絣絲の製造をなすべく、苧麻に製造工場を、哈爾濱その他數箇所に原料工場を新設計劃中である。

化學工業

硫安工業

滿洲に於ける硫安界は年需要四百萬瓲程で需要市場としては問題にならない。供給市場としては撫順オイルシエール工場、昭和製鋼所、滿洲石油會社等より副產物として年四萬瓲程の生產があつたが十年三月年產二十萬瓲の滿洲化學工業會社が操業を開始するや我國硫安界の一方の雄として斬新の技術と地の利を得て斯業の注目を惹くに至つた。

滿洲化學工業會社　昭和三年山本滿鐵總裁時代に事業計畫が樹てられた。當時我國硫安需要年五十五萬瓲に對し生產能力二十五萬瓲に過ぎず三十萬瓲を輸入に仰ぐ狀態にあり肥料國策の見地より窒素工業確立の聲旨に基くものであつた。昭和四年六月ドイツより低溫低壓アムモニア合成技術たるウーデー法特許權買收の手續を了へ窒素製造竝に水素分離裝置を購入した。當初本企業計畫は鞍山製鐵所に於ける餘剩瓦斯を利用するにあつたが昭和七年滿洲國の獨立を見、新に滿洲資源の化學的開發の使命を加へるに至つたので計畫は急轉直下進捗し工場を大連市外甘井子に選定、資本金二千五百萬圓半額滿鐵引受、第一期事業として硫安年十八萬瓲生產に着手することゝなり昭和七年十二月政府の認可を受け八年五月會社成立、昭和十年三月甘井子工場建設工事を完了し九月末までに四萬七千瓲の硫安を製出した。同社の主要生產品及びその年生產能力は次の通りである。

硫安	二十萬瓲
硫安（粒狀）	二十五萬瓲
濃硫酸	三千瓲
發煙硫酸	二千瓲
粗ベンゾール	一千瓲
精製ベンゾール	三千瓲
粗トルール	一千瓲
精製トルール	一千瓲
粗キシレン	二千瓲
精製キシレン	一千瓲

滿化は全購辭と特別契約を結び年十二萬瓲の硫安をこれに供給することゝなつてをり殘餘八萬瓲內外は東京、大阪、京城の三營業所が直接販賣してゐるが朝鮮市場は朝鮮窒素が北部日本海の盛興にあるため朝鮮半島の滿洲最接耕地帶の北部一帶は完全に滿化の供給範圍に含まれる譯で取り分け有望な市場である。その他新市場としては臺灣があるが滿鐵商事部を通じて本年八月よりこれが市場開拓に乘り出した。なほ同社の前途に一層の光明を與ふるものは北支開發進展の曉には山東の棉花大增產が實現すべく、その時には巨大な新市場を眼前に控へるに至るであらう。

石油工業

滿洲石油界は本年四月十日滿洲石油類專賣制實施の結果、自由市場は關東州を殘すのみとなつた。專賣制實施前の滿洲石油類需要は次の如くである。（單位斤）

年次	揮發油	燈油	重油	機械油	計
一九三〇	略	略	三七、〇	一、一	三九、〇
一九三一	略	略	略	略	略
一九三二	略	略	略	略	略
一九三三	略	略	略	略	略
一九三四	略	略	略	略	略

滿洲國では昭和十年度より石油專賣制を實施し、これと關聯して滿洲石油會社を設立したのでこゝに始めて滿洲に石油工業の勃興を見た。

滿洲石油會社　同社は昭和九年二月の設立、資本金五百萬圓（四分の一拂込、滿鐵二百萬圓、滿洲國百萬圓、三井、三菱、日石、小倉各五十萬圓）甘井子に工場を設け十年四月本格的操業に入つた。同工場は月五千瓲の原油處理能力を有し、製品の大部分を專賣總署に納入するものである。その原油は大連の原油買付業者に入札せしめて米國加州より購入するが九月末までに八萬瓲を買入れてゐる。なほ滿石は製品の餘剩を關東州に賣出したため滿洲國をシヤットアウトされて僅に州內に踏み止まつた外油三社は全く生色を失ひ激烈な賣崩しを演じ遂に九月に入り揮發油ガロン三十四錢と云ふ世界最安値を現へるにいたつた。なほ同社の目的の一は政府の命に從ひ國內石油資源の調査、試掘竝に開發に當ることになつて居り、關東軍特務部より引ついで興安北省ダライ湖畔の油徵地にボーリングを行つてゐるが未だ見るべき成果に到達してゐない。

油母頁岩工業

撫順の油母頁岩は東西十哩、南北一哩に亙つてゐる撫順炭層の直上に無直四百五十尺の厚さを以て橫たはつて居り、その埋藏量實に五十四億噸と稱されてゐる。油母頁岩工業は大正十年其企業的研究を始めて以來滿鐵で多大の犧牲を拂ひ、撫順獨特の乾餾法の確立を見るに至つたので、その規範の大なることは世界に比類なく、昭和三年以降一千萬圓の資本を投じた大工場は昭和五年に入り漸く完成し、同年七月より作業を開始してゐる。撫順製油工場の最も特異とするところは原礦頁岩が撫順露天堀の爆藥に伴ひ、その採掘費を要せずして得られ、又乾餾殘渣は排棄の要なく所謂廢坑々內の充塡材料として有利に利用し得られる特殊條件が備つてゐることであつて、同工場は昭和九年度より十月にかけ更に工費五百萬圓を投じて製產の倍大化を計り、その結果二百七十七萬六千噸の頁岩より原油十二萬八千餘噸、硫安二萬二千瓲を採取しこの原油より重油六萬五千餘瓲に副產品粗ベンゾール二萬瓲、揮發油、コータス等何れも增產、その內揮發油の如きはこの倍大化を契機として粗油よりの採取をゲブス式分解法に改め製品も年產一萬六千餘瓲、從來の約十一倍となつてゐる。豐富なる原礦を有する同工場は更に第三次擴大を促し、十一年度事業豫算として千五百萬圓を要求、三十六萬噸の原油增產が計畫されてゐるが、同工場のこの擴張に伴ひ原礦採取の關係から現古城子、楊柏堡兩露天堀併合は不可分の關係にあつて、これが實現の曉はセール工業竝に撫順炭礦露天堀の擴進に一新紀元が劃されることになる。製油工場最近の三ケ年間における作業成績を示せば次表の如くである。

製油工場作業成績

年度	生產	頁岩	乾餾殘渣	硫安	原油	重油	粗ベンゾール	粗トルール	粗キシレン
昭和八年度	實績	略	略	略	略	略	略	略	略
	比率	略	略	略	略	略	略	略	略
一九三四年度	實績	略	略	略	略	略	略	略	略
	比率	略	略	略	略	略	略	略	略
一九三五年度	豫算	略	略	略	略	略	略	略	略
	比率	略	略	略	略	略	略	略	略

昭和九年度	一、三三七、八五五	三六、三二一	二、七五	三、〇八八	三、一四五
昭和十年度	二、三五二、五五〇	三六、三五五	二、八五	三、二五五	三、三五五

染料工業

滿洲はベンゾール、石炭、鹽、芒硝等の染料原料關係で當然染料工業の勃興すべき環境にありながら、未だその氣運に至らず昭和十年度も泥狀硫化黑染料製造を主とする大和染料が依然滿洲唯一の染料會社であつた。從つて泥狀硫化黑以外の染料は日本獨逸、米國、英國等の海外諸國よりの輸入に俟ち、その輸入總額は昭和九年度において人造藍百三十四萬國幣、アニリン染料粉狀硫化黑染料その他百七十萬國幣に達したが、十年度は奥地農民の購買力減退の影響を受け各品二、三割方減退を豫想されてゐる。

一方染色工場は奉天方面に新設計畫のもの二、三あり、このうち鐘紡系の康德染廠は既に設立を終へ、十月頃より操業の豫定である。

大和染料株式會社、大連にあり、大正八年の設立、資本金五百萬圓(二分の一拂込)泥狀硫化黑染料製造を專らとし、年產能力は二百萬斤である。製品は全然輸出せず滿洲の需要のみを對象として生產し、昭和十年度は百萬斤程度の豫想である。泥狀硫化黑染料は家庭向としても染色法が簡易なため滿人自家用の需要が殆んど全額を占めてゐる。しかし、近年大規模の染色工場勃興の形勢にあり、その結果は泥狀硫化黑染料の需要減退を招くと見、十年度よりアニリン染料の試驗製造を行つてゐるが、十一年には本格的生產に移す模樣である。この他同社は鹽平以南における三非の粉狀硫化黑染料及び人造藍の販賣を取扱つてゐる。粉狀硫化黑染料は泥狀硫化黑染料と異なり主として染色工場用として需要されるため兩者の間に競爭は見られない。

輸入狀況　從來人造藍は獨逸のI、G社製品が壓倒的地位にあつたが、九年より三非鑛業の人造藍販賣協定が數量、價格に亙り兩社間に成立した、アニリン染料は獨逸よりの輸入品が首位を占め、總額の五分一に過ぎず、日本品は總額の五分一を占めてゐる。

會社名	所在地	資本金	生產能力(一箇年噸)
吉林燐寸株式會社	吉林	金	長、長
金華火柴公司	同	現大洋	三、〇〇〇、〇〇〇
東亞火柴公司	同	同	三、〇〇〇、〇〇〇
參豐火柴公司	同	同	三、〇〇〇、〇〇〇
日滿燐寸株式會社	新京	金	三、〇〇〇、〇〇〇
長春洋火工廠	同	同	一、二〇〇、〇〇〇
寶山燐寸工場	同	同	一、二〇〇、〇〇〇
惠臨火柴公司	奉天	現大洋	三、〇〇〇、〇〇〇
丹華火柴公司	安東	同	一、三〇〇、〇〇〇
三明火柴公司	營口	同	一、二〇〇、〇〇〇
雙々火柴公司	同	同	一、二〇〇、〇〇〇

燐寸工業

滿洲の燐寸工業は明治三十九年に興り歐洲大戰中に濫設で各社とも打擊を受けた。大正十四年瑞興燐寸會社が侵入し來り、大連燐寸、日滿燐寸を買收して一時全滿を席捲したが、遂に昭和六年支那官憲の專賣制度實施により挫折した。滿洲事變後は滿洲火柴聯合會を組織し、財政部直轄の公賣處を設置したが、瑞興系は遂に敗退して特殊を賣却し、滿洲の燐寸業は完全に日滿人の手に歸した。現在の全滿燐寸會社は左のごとし。

會社名	所在地	資本金	生產能力(一箇年噸)
國際火柴公司	同	同	三、一五〇
協昌火柴公司	齊々哈爾	哈大洋	一、〇〇〇、〇〇〇
振興火柴公司	同	同	三、〇〇〇、〇〇〇
明遠火柴公司	呼蘭	同	一、五〇〇、〇〇〇
長信火柴公司	阿什河	同	一、五〇〇、〇〇〇
大滿燐寸株式會社	通化	現大洋	三、一五〇、〇〇〇
	大連	金	五、〇〇〇、〇〇〇

製藥工業

滿洲藥品界においては一箇年三百四十萬國幣圓(內日本品八割)に上る。輸入藥品が支配的地位を占め而も輸入藥品は年々增加しつゝあるため地場製藥工場はこれに壓されれ不振を續けた。地場工場は專ら日本品と競爭を避け日本品に對して採算有利な一部の藥品或は滿洲特有の甘草エキスの如きもののみを製造してゐるが、斯かる狀態は今後なほ繼續するものと思はれる。

滿蒙興業會社　大連にあり、大正六年設立、資本金二十五萬圓(十五萬圓拂込)、滿洲特產の一である甘草を取扱ひこれを原料として年產十二、三萬斤度の甘草エキスを製造してゐるが昭和十度は甘草の產地である熱河、內蒙古方面の滿人中に、從來の甘草採集を止め收入多き土木工事に向ふもの續出したため、昨年に比し四十萬斤の減收即ち二百萬斤程度の收穫が豫想されてゐる。甘草エキス製造業者としては滿蒙興業の他に田原洋行があるが、生產額は一箇年二萬斤程度である。

卵商店　純酒精、エーテル、クレゾール、石鹼液、加里石鹼、單舍利別、洗曹達等の製造を行つてゐるが、內地品との競爭も少ないにめ實行には顯著な增減は見られない。

三共大連工場　シロップ類、丁幾、軟膏、水劑、精劑などガレヌス劑及び局方品を製造してゐる。

大連製藥所　バントポーンの代用品たるババオルンを製造してゐたが昭和九年度より生產を中止してゐる。

特殊の機關による製藥として滿鐵衛生研究所の殺菌劑ベルミン、ワクチン、血清痘苗の製造、滿鐵獸疫研究所の血清豫防液製造等がある。また大連油脂工業會社に於いてもエーシヨン、ネナ・エーシヨン、クロールエーソン等の殺菌、驅蟲劑を製造してゐる。

滿洲製藥會社　奉天にあり、資本金百五十萬圓(四分の一拂込)、昭和九年の設立、各種藥用植物の栽培及び製藥、甘草栽培地一萬三千町步を有す。

滿蒙製藥會社　新京にあり、資本金五百萬圓(四分の一拂込)、昭和九年の設立、各種藥品の製造販賣を目的とするが、目下創業中。

窯業

セメント工業

滿洲には石灰石山豐富ながら輕濟地點に發見されなかつたのと需要少きためセメント工業の發達を見ず、僅に大連周水子に小野田工場あるのみで大部分は內地品を輸入、一部分は支那唐山、ソ聯品の供給を仰いでゐた。卽ち事變前までは支那、ソ聯製品を加へても僅かに一箇年平均十萬樽內外に過きなかつたのである。然るに事變後は需要激增したため小野田龍山工場をはじめ大同、撫順、哈爾濱、本溪湖、滿洲等の諸會社の設立を見、豫定生產高百萬樽に達せんとしてゐる。

滿洲セメント一覽表

會社名	資本金	拂込	年產能力
關東州(大連)小野田龍山工場	千円	千円	千樽
滿洲小野田(撫順)	二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	一一〇
大同	二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	一一〇
撫順	二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	一一〇
哈爾濱	二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	一一〇

本溪湖　三、〇〇〇　三、〇〇〇　大倉、古河、鹿島、淺野
滿洲（遼陽）三、〇〇〇　一、二五〇　淺野、三菱、淺野、鞍城七尾
計　三、〇〇〇　四、二五〇

昭和十年九月現在において出荷開始してゐるのは大同、撫順のみで昭和十一年二、三月には諸會社とも製品を出すべく、更に現在增產計畫の許可を受けてゐるもの大同十一萬瓲、泉頭十萬瓲、滿洲（四平街）九萬瓲、計三十萬瓲を以てすれば實に百二十三萬二千瓲となり、滿洲全需額六十萬瓲として實に六十萬瓲餘の生產過剩を見んとしてゐる。

各社製品の販賣權分野は小野田、哈爾濱製品は三井、大同は淺野、滿洲は三菱、本溪湖は大倉、撫順は滿鐵、鞍昌公司である。

關東州小野田洋灰公司　明治四十二年五月小野田セメント會社大連分工場として大連周水子に設立、昭和九年十二月セメント聯合會脫退後、資本金五十萬圓（二十五萬圓拂込）鞍山工場（二十五萬圓、全額拂込）を以てこれを獨立會社たらしめたが、工場設備の評價は五百萬以上と云はれる。現在年產二十五萬瓲、鞍山工場は昭和九年六月操業、周水子工場から約七萬瓲のクリンカーを送り昭和製鋼所の鎔滓に混入してスラグセメント製造に當つてゐる。年產十一萬瓲、泉都工場が完成すればこゝよりクリンカーを送ることゝならう。

滿洲小野田洋灰公司　昭和十年二月資本金五百萬圓（拂込二百萬圓）借入金百萬圓合計三百五十萬圓を以て四平街近郊泉頭に工場建設中、竣工は十一年三月の豫定で年產十萬瓲、石灰石は工場の近距離地點にあり、石灰は西安嶺坑より仰ぐ筈。

大同洋灰公司　昭和八年十二月、日滿合辦の下に滿洲法人としての最初の內地投資會社。淺野系にして資本金三百萬圓（國幣全拂）、年產十一萬瓲、昭和十年三月より出荷開始、吉林を中心とした東滿地方におけるセメント供給を目的として設立され、近く倍增產を計るべく當局の許可を得てゐる。

本溪湖洋灰公司　大倉財閥の有する本溪湖煤鐵公司では從來自家用としてセメントを製造してゐたが、昭和十年六月大倉、古河、淺澤、淺野共同出資で資本金三百萬圓（全額拂込）の洋灰公司を設立、本格的生產を行ふことになつた。年產十萬瓲、操業は十一年度から、原料は煤鐵公司の鑛滓を利用する。

滿洲洋灰公司　同公司の投資會社は滿洲セメント株式會社（資本金五百萬圓、拂込百二十五萬圓）滿洲洋灰は昭和九年五月創立、敷地は瀋陽鐵嶺に、事業計畫を二分し第一期九萬瓲、第二期は敷地を四平街に九萬瓲の工場建設を豫定してゐる。これがため三菱より百萬圓、其他淺野、磐城、七尾より融資を得て着々工事進行中である。第一期操業は十年十一月の豫定。

奉天石灰セメント株式會社　資本金五百萬圓（拂込二百五十萬圓）大正八年四月創立製品は生石灰及風化石灰にして年產能力三萬瓲、實生產は一萬六千瓲。

煉瓦工業

普通煉瓦工業　滿洲に於ける建築用普通煉瓦は黑煉瓦と赤煉瓦との二種がある。前者は小規模生產で供給對象は主として滿人に限られ、而も工場は全部滿人經營で舊式竈に依つてゐる。近年新建築法施行のためこれが需要は減少しつゝある。後者は大規模的工場生產として、その供給對象は概ね都市に集中し、建國後建築工事激增の結果、昭和九年度、十年度の全滿煉瓦需要は奉天地方の一億五、六千萬箇を筆頭に新京、大連、哈爾濱其他各都邑合せ五億乃至七億に達すると云はれ、建築全盛時代を現出してゐる。常設的煉瓦工場は日、滿兩經營を合せて六十を數へる。その主なるもの、

（大連）紫口煉瓦、東洋煉瓦、大連煉瓦、大陸煉業、福和公司、陸和公司、關東煉業、普蘭店煉業、撫記煉業、協成號、張興和、永順、瑞天煉業、滿洲煉業、福順、小川、新京、紫口煉業、安東煉業、長春煉業、鞍城煉業、萬和煉業、哈爾濱、陸興、哈爾濱煉業、（協東）安東煉業、（吉林）中島このほか

特殊煉瓦として、撫順洋灰會社の滑石質粉を原料としたタルエール煉瓦工場ある。

耐火煉瓦工業　耐火材料となる鑛石は種々あるが、大體粘土類、硅石類で、マグネサイト、ドロマイト及び復州粘土が特に有名である。滿洲に於て專門に耐火煉瓦を製造してゐるのは大連窯業株式會社のみで、其他の工場は製鐵所の附帶工場なるか又は建築煉瓦等の兼營工場である。現在耐火煉瓦を製造する工場は大小合計十二を算するが、この中（一）耐火煉瓦を主製なる營業とするもの。（二）製鐵所の耐火煉瓦を主とし耐火煉瓦を副業とするもの、三種類が存在する。

（一）に屬するもの、大連窯業株式會社（大連）、撫順窯業株式會社東ヶ岡工場（撫順）の二工場で。（二）に屬するもの、昭和製鋼所及び本溪湖煤鐵公司の附屬煉瓦工場。（三）陶管、大陸窯業株式會社（大連）、普蘭店窯業公司（普蘭店）、奉天窯業株式會社（奉天）の九箇所である。而して其製造能力は年々增大し、昭和八年度四萬瓲前後に過ぎなかつたものが、事變後に於ける滿洲工業界の發展に伴ひ、十年八月現在七萬瓲以上の能力を有し、內地をはじめ對外輸出品としてもその將來は有望視されてゐる。

大連窯業株式會社（大連市榮町）　資本金六十萬圓（全額拂込）滿鐵所有、大正十四年三月滿鐵窯業試驗所を屬の耐火煉瓦工場を繼承し、昭和十年上半期に於ける生產能力は鎂質煉瓦、耐火煉瓦、硅石煉瓦、マグネサイト煉瓦、モルタル煉瓦等計二萬五千瓲を有し、九年度實績八割である。

大陸窯業株式會社（大連市榮町）　資本金五十萬圓（全額拂込）、大正八年三月創立、久しく不況にあつたが、事變前後から遽返して、建國來新線各地に工場を設け、十年二月には泉頭の亞細亞窯業工場委任經營を受ける等漸次更生を遂つてゐる。昭和九年度生產額は陶管二、一〇〇千本、その他窯前煉瓦、耐火煉瓦、煉瓦、セメント瓦、モルタル管セメントタイルである。

普蘭店窯業株式會社（撫順西十條）　資本金百萬圓（四分一拂込）、生產能力は煉瓦二千五百萬個、瓦四百萬個、耐火煉瓦一萬二千瓲を有し、その生產高九年度七割、製品は撫順炭礦に納入してゐる。

陶磁器工業

日本の滿洲經營後低級なる陶磁器のほか

日本、支那、外國等から輸入を仰いでゐたが、明治四十五年滿鐵中央試驗所に窯業試驗工場を設置し、特に陶磁器試驗所において、滿洲產原料を用ひて先づ滿洲人向の飲食用粗磁器の製作に成功し、次に電氣用碍子類をも低壓用品の製作試驗を行つた。かくて大正九年十月同試驗所を滿鐵より分離し、大連に匿名組合大華窯業公司を設立したのが、滿洲における磁器製造工業の始りである。その後昭和年代に入り二年には普蘭店の復州粘土窯業公司（大正八年三月創立耐火煉瓦、土管製造）が新たに陶磁器部を增設、翌三年には石河の同業窯工廠もこれを增設、同年五月遂びに九月、瓦東瓷業工廠が夫々海城に設立され、本天の勝利窯業公司が又陶磁器工廠を實現したが、同業はその後不況のため操業を中止し、現在工場は次の六工場で州內三滿洲國三、內邦人經營は大華窯業のみにして高級製品は今尙內地品を仰いでゐる。

大華窯業公司（大連）　大正九年十月滿鐵窯業試驗工場より獨立、現資本金十五萬五千圓、種類は滿人向飲食陶磁器並びに碍子年產能力は四百五十萬個（二十二萬圓）、原料は復州粘土を用ふ。

高東窯業（普蘭店）　昭和五年十月、資本金小洋五萬元にて設立、年產二百八十萬個（十萬圓）。

安遼窯業工廠　東昇窯業工廠、（共に普蘭店）年產前者は三百六十萬個（十四萬圓）、後者は四百萬個（十六萬圓）。

東華窯業工廠（海城）　昭和三年九月、資本金現洋十萬八千元にて創立、年產二百八十萬個（十四萬圓）。

遼東窯業工廠（海城）　昭和三年五月、資本金二十萬元にて創立、年產百八十萬個（九萬圓）。

硝子工業

硝子工業に必要な硅石、石灰、氣候等は何れも滿洲に於いては好條件の下にあるが歐洲大戰までは微々たるものであつた。大戰により歐洲品の輸入杜絕するや、俄然として勃興し、滿洲建國後は需要急增し、昭和十年度は百五十萬圓以上を豫想され正に事變前の二倍である。現在滿洲には邦人經營になる板硝子製造の昌光硝子株式會社と硝子器の南滿洲硝子株式會社あるのみで他は家內工業的に硝子器具を製造してゐる小工場が大連、奉天、新京、哈爾濱にある。

昌光硝子株式會社（大連）　大正十四年四月、滿鐵六分、旭ガラス四分の割合にて資本金三百萬圓（全額拂込）を以て創立した。板硝子製造を專門としてゐる。ベルギー製品、燻華品（在支硝子會社英人經營）、ソ聯品等の競爭を受け、赤字續きであつたが、事變後の需要增に工場設備を改善、技術も進歩し、滿洲の需要は勿論、北支、南支、南洋方面にまで輸出するやうになつた、昭和十年度年產六十萬函、價格三百萬圓。

南滿洲硝子株式會社（大連）　資本金三十萬圓にて昭和三年十月大連窯業から分離し優秀なる地場原料を使用して飲食用硝子器具を製造して居る、殊に高級品たるクリスタルカットグラスは名聲高く十年春等は米國からカップの注文を受けたほどで歐洲ベルギー品に比較して遜色を見ない。年產二十五萬圓。

マグネシヤ工業

マグネサイト（菱苦土礦）は大石橋附近に無盡藏に賦存しこれが利用工業は最も將來あるものである。現在マグネサイト利用工業には、

一、耐火物製造——硬燒マグネシア、マグネシア煉瓦。

二、建築材料製造——輕燒マグネシア、マグネシアセメント。

三、金屬マグネシウム製造

の三つがある。硬燒マグネシアは獨氏二千度以上の融點を有し、電氣爐その他の冶金

爐に缺くべからざる耐火物である。輕燒マグネシアは建築材料、主として壁材、床材に使用される、輕燒マグネシアセメント、リグノイド等の製品がある。金屬マグネシウムはマグネサイトを日滿マグネシウム會社の宇部工場に送つて製造してゐる。

南滿鑛業會社　大正七年の設立で資本金六十萬圓（滿鑛の特殊七〇%）硬燒マグネシア月產一千噸をはじめ輕燒マグネシア、マグネシヤセメントその他の加工品を製造し殊に事變は成績好轉してゐる。

日滿マグネシウム會社　昭和八年の設立で資本金七百萬圓（滿鑛の特殊步合五〇%）苦汁およびマグネサイトを原料として理研と滿鑛の特許を以つて金屬マグネシウムを製造する、なほマグネサイトを原料とする工場は山口縣宇部市にある。

石灰工業

石灰は滿洲に於いては建築原料として數百年前より利用され現在においては建築材料を主として消費材、その他に使用されてゐる。石灰石は滿洲內各地をはじめ安奉線方面、公主嶺、新京方面、吉林方面等に廣く分布し、これら產地で且つ炭坑に近いところに石灰工業の發達を見た。九年度は土建景氣に惠まれて生產高增加し約十萬噸を算した。內譯左のごとし。

本溪湖地方	七二、〇〇〇噸
通遠堡地方	四、五〇〇噸
滿洲に於ける石灰製造方法は石灰岩を適當	五、〇〇〇噸、此他地方 一、二〇〇噸
	一、二三〇噸。

の大さに碎き窯內に石灰と石炭を交互に裝塡した上點火し石灰石に熱熱を加へて焙燒し石灰を製造する方法で窯は煉瓦造りで卵形をなしてゐる。

苦灰石工業

ドロマイト（苦灰石）は關東州內に產し、強燒すれば鹽基性製鋼爐の耐火材料として又輕燒すれば建築材料として利用される、ドロマイトを原料とする工場は南滿鑛業會社に南滿ドロマイト會社の設立を見た。

南滿ドロマイト工業會社　昭和九年大連に設立、資本金百萬圓（五分の二拂込）原料鑛區は大連市附近にあり工場は南關嶺にあり、年產能力七十二萬袋である。

鐵業

昭和製鋼所　資本金一億、滿鐵の全額出資で本社および工場は鞍山にあり、昭和八年四月年產五十萬噸の鋼材生產を目標とする鐵鋼一貫作業の許可を得、昭和十年六月より鋼材生產を見るに至つたが、その生產能力は次の通りである。（單位千噸）

	現在	增產計畫	合計
鑄鐵	四五〇	二〇〇	六五〇
鋼塊	四〇〇	一八〇	五七〇

次に昭和製鋼所鑛產量の增加を見るに左のくである。（單位千噸）

	現在	増産計畫	合計
鉄線	一三〇	五六	一八六
シートパー	一二六	一四	一四〇
ビレット	七四	三六	一一〇
軌條	七〇	—	七〇
小型鋼	三三	一七	五〇
薄板	三〇	—	三〇
線材	—	五〇	五〇
スケルプ	—	三〇	—
鋼材計	一三三	九七	二三〇
合計	四六三	二〇三	六六六

（單位噸）

因に昭和製鋼所出鉄量は左の如くである。

昭和	元年	一六五、〇五三
同	二年	二〇三、四四四
同	三年	二二四、四六〇
同	四年	二一〇、四四二
同	五年	二八八、四三三
同	六年	二六九、四九四
同	七年	三〇〇、三七五
同	八年	三一二、〇五五
同	九年	三四六、七三〇
同	十年八月二十三日まで	一八六、四七六

鞍山鐵鋼業ブロック　昭和製鋼所が昭和十年六月より鋼材を製出することゝなるや同所はその鋼材を原材として鑄鋼、輕便軌條、鋼管、ロール、瓦斯管、亞鉛鍍等の製造工業を製鋼所構内に興すことゝなり内地及び滿洲の鐵鋼業者中の希望者を選定してこれに當らしめたが、九年より十年にかけて滿洲亞鉛鍍會社、鞍山鋼材會社、滿洲住友鋼管會社、滿洲ロール製作所、日滿鋼管會社、滿洲鑄鋼所、井口洋行、久保田鐵工所分工場が續々竣成、昭和製鋼所を中心として鞍山に一大鐵鋼業ブロックを形成するに至つた。（鐵工業の項參照）

本溪湖煤鐵公司　明治四十三年五月大倉組と奉天總督錫良氏との協約に基き設立され、資本金二千五百萬圓、安奉線本溪湖にある關係上、本溪湖の南方約三千粁隔位するが、鑛鐵は本溪湖にある關係兒溝より產するが凝灰岩の露頭が設けられたのである。でこの地に製鐵所が設けられたのである。

廠兒溝鐵山は面積一、九〇八、七二四坪、鑛量富鐵、鐵分六〇—六五%）五百萬噸、貧鐵（鐵分三五%內外）五億噸を有し、採掘能力年二十一萬噸、選鑛能力年三萬噸、その他所屬鐵山十二箇所を持つものである。製鐵工場の能力は

熔鑛爐	能力	一五〇噸
小熔鑛爐	能力	二〇〇噸
製產能力		十三萬噸
製品種類		普通銑、特別銑、ベーシック銑、低燐銑
副產物能力		骸炭十五萬噸、コールタール四千噸、硫安千二百噸
耐火煉瓦工場能力		耐火煉瓦三千噸、耐火モルタル二千噸、鐵滓セメント三萬樽、鐵滓煉瓦四百萬個

而して本製鐵工場の特色は低燐銑の產出にあり、これは大部分海軍工廠方面へ供給される。その夾雜物含有率（單位%）は左の如し。

昭和	元年	燐	硫黃	錳
同	二年	〇・一五以下	〇・〇五以下	〇・五以下
同	三年	〇・一五以下	〇・〇五以下	〇・五以下
同	四年	〇・一五以下	〇・〇五以下	〇・五以下
同	五年	〇・一五以下	〇・〇五以下	〇・五以下

一	號	全鐵素	硅素
二	號	〃	〃
三	號	〃	〃
四	號	〃	〃

同	六年	六五、六二〇
同	七年	八一、〇六〇
同	八年	一一五、九五〇（內低燐鐵 三五、三〇八）

機械工業

滿洲の機械工業は極めて幼稚で僅かに日本側に滿鐵々道工場、大連汽船船渠工場、大連滿蒙製麻工場、撫順炭礦製作所、鞍山製鋼所、奉天造兵廠、滿洲ロール製作所、滿洲住友鋼管會社、滿洲鑄鋼所、日滿鋼管會社、井口洋行、久保田鐵工所、滿洲亞鉛鍍會社、鞍山鋼材會社、滿洲住友鋼管會社、滿洲ロール製作所、日滿鋼管會社、滿洲鑄鋼所、井口洋行、久保田鐵工所分工場が續々竣成、昭和製鋼所を中心として鞍山に一大鐵鋼業ブロックを形成するに至つた。（鐵工業の項參照）

本溪湖煤鐵公司　明治四十三年五月大倉組と奉天總督錫良氏との協約に基き設立され、資本金二千五百萬圓、安奉線本溪湖にあり、鑛量富鐵、鐵分六〇—六五%）五百萬噸、貧鐵（鐵分三五%內外）五億噸を有し、採掘能力年二十一萬噸、選鑛能力年三萬噸、その他所屬鐵山十二箇所を持つものである。製鐵工場の能力は

熔鑛爐	能力	一五〇噸
小熔鑛爐	能力	二〇〇噸
製產能力		十三萬噸
製品種類		普通銑、特別銑、ベーシック銑、低燐銑
副產物能力		骸炭十五萬噸、コールタール四千噸、硫安千二百噸
耐火煉瓦工場能力		耐火煉瓦三千噸、耐火モルタル二千噸、鐵滓セメント三萬樽、鐵滓煉瓦四百萬個

而して本製鐵工場の特色は低燐銑の產出にあり、これは大部分海軍工廠方面へ供給される。その夾雜物含有率（單位%）は左の如し。

昭和	元年	燐	硫黃	錳
同	二年	〇・一五以下	〇・〇五以下	〇・五以下
同	三年	〇・一五以下	〇・〇五以下	〇・五以下
同	四年	〇・一五以下	〇・〇五以下	〇・五以下
同	五年	〇・一五以下	〇・〇五以下	〇・五以下

一	號	全鐵素	硅素
二	號	〃	〃
三	號	〃	〃
四	號	〃	〃

同	六年	六五、六二〇
同	七年	八一、〇六〇
同	八年	一一五、九五〇（內低燐鐵 三五、三〇八）

機械工業

滿洲の機械工業は極めて幼稚で僅かに日本側に滿鐵々道工場、大連汽船船渠工場、大連滿蒙製麻工場、撫順炭礦製作所、鞍山製鋼所、奉天造兵廠、滿洲ロール製作所、日滿鋼管會社、滿洲鑄鋼所、井口洋行、久保田鐵工所、滿洲亞鉛鍍會社、鞍山鋼材會社、滿洲住友鋼管會社、滿洲ロール製作所、日滿鋼管會社、滿洲鑄鋼所、井口洋行、久保田鐵工所分工場が續々竣成、昭和製鋼所を中心として鞍山に一大鐵鋼業ブロックを形成するに至つた。（鐵工業の項參照）

本溪湖煤鐵公司　明治四十三年五月大倉組と奉天總督錫良氏との協約に基き設立され、資本金二千五百萬圓、安奉線本溪湖にあり、鑛量富鐵、鐵分六〇—六五%）五百萬噸、貧鐵（鐵分三五%內外）五億噸を有し、採掘能力年二十一萬噸、選鑛能力年三萬噸、その他所屬鐵山十二箇所を持つものである。製鐵工場の能力は

熔鑛爐	能力	一五〇噸
小熔鑛爐	能力	二〇〇噸
製產能力		十三萬噸
製品種類		普通銑、特別銑、ベーシック銑、低燐銑
副產物能力		骸炭十五萬噸、コールタール四千噸、硫安千二百噸
耐火煉瓦工場能力		耐火煉瓦三千噸、耐火モルタル二千噸、鐵滓セメント三萬樽、鐵滓煉瓦四百萬個

而して本製鐵工場の特色は低燐銑の產出にあり、これは大部分海軍工廠方面へ供給される。その夾雜物含有率（單位%）は左の如し。

昭和	元年	燐	硫黃	錳
同	二年	〇・一五以下	〇・〇五以下	〇・五以下
同	三年	〇・一五以下	〇・〇五以下	〇・五以下
同	四年	〇・一五以下	〇・〇五以下	〇・五以下
同	五年	〇・一五以下	〇・〇五以下	〇・五以下

一	號	全鐵素	硅素
二	號	〃	〃
三	號	〃	〃
四	號	〃	〃

同	六年	六五、六二〇
同	七年	八一、〇六〇
同	八年	一一五、九五〇（內低燐鐵 三五、三〇八）

大連滿蒙製麻工場、撫順炭礦製作所、支那側に奉陽造兵廠、北滿側に哈爾濱機關組立工場等があるに過ぎなかつたが、事變後は奉天及び鞍山に各種の機械工業が新設され面目を一新せんとしてゐる。

滿鐵々道工場　沙河口にあり明治四十一年の設立で、滿鐵の使用する機關車、車輛の製作、組立、修繕を目的とし、工場面積六十萬坪、機關車二十七輛、客車三十六輛、貨車百三十輛を同時に收容する能力がある。

同和自動車工業會社　張學良の迎森鐵道梁鉋廠を改良利用した自動車製造會社で本社は奉天にあり、昭和九年の設立で、資本金六百二十萬圓（滿洲國二十萬圓、滿鐵二百九十萬圓、內地七社三百十萬圓）、取敢へず滿洲國機構改革による貨物車および乘用車の組立設備を行つてゐる。

大連機械製作所　大正七年の設立で、資本金二百萬圓（拂込百五十萬圓）、鐵道車輛、鐵道用品、一般鐵工製品及び酸素瓦斯の製造を主とし昭和九年度の生產數量五百九十萬圓、十年度もほゞ同額の見込で、昭和九年度には三割三分の高配當を行つた。

滿洲工廠　昭和九年の設立で本社奉天にあり、資本金三百萬圓（全額拂込）、諸機械、車輛、橋桁、建築用鐵材、各種汽罐等の製造を目的とし、昭和九年下期の生產數量は百二十萬圓、十年度には七百萬圓の生產を行ふ豫定。

奉天造兵廠　舊奉天造兵廠の設備を利用して昭和七年に設立された會社で資本金二百萬圓（全額拂込、三井物產と大倉商事が各半株所有）各種兵器及び彈藥類の製造修理を主とする。

滿洲亞鉛鍍株式會社　鞍山昭和製鋼所構內にあり、昭和八年五月の設立で資本金百萬圓、製品種目、製造能力は亞鉛鍍鐵板二萬噸、丸釘鐵線二千五百噸と昭和十年九月に工場完成した。

鞍山鋼材株式會社　工場は製鋼所構內に在り、昭和九年七月の設立で資本金五百萬圓（資本系統は日本レール、日本鋼管其他）、製品種目、製造能力は輕便軌條二萬噸、鋼矢板一萬五千噸で全能力五萬噸である。昭和十年十一月に工場完成を見た。

滿洲住友鋼管株式會社　鞍山に本社を置き、工場は製鋼所構內にあり昭和九年九月で、資本金一千萬圓（住友山喜）、製品種目、製造能力は引拔高壓鋼管一萬五千噸、鍛接瓦斯管一萬噸で昭和十年十月工場完成した。

滿洲ロール製作所　鞍山に本社を工場を製鋼所構內に置き、昭和十年七月の設立資本金三百萬圓（東京ロール山喜）製品種目、製造能力は鑄造ロール三千噸、鑄塊モルド六千噸、鋼鑄物若干、昭和十年十二月に工場完成する。

日滿鋼管株式會社　鞍山に本社を置き、工場は製鋼所構內にあり、昭和十年六月の設立で資本金五百萬圓（資本系統は日米鋼管、日本レール）、製品種目、製造能力は鍛接瓦斯管外徑六〇粍以下三萬噸、昭和十一年八月に工場完成の豫定。

滿洲鑄鋼所　本社を鞍山に工場を製鋼所構內に置く、昭和十年八月の設立で資本金五百萬圓（資本系統は滿洲製鋼所）、製品種目、製造能力は鍛鋼三十噸、鑄鋼三千六百噸、普通鑄物五千噸と機械製作修理で昭和十一年八月に工場完成の豫定。

雜工業

煙草工業

滿洲の煙草製造は日露戰爭前チエーリンロバートの南商會が哈爾濱に工場を起したに始まり、三十八年英米煙公司が南支より進出してこゝに南北滿洲を兩分する形勢となつた。日本側資本では明治三十九年に東

亞煙草が設立され英米煙草の勢力壓倒的で遂にロバートも併呑した。事變後は人口の增加と都市の好況とにより英米煙草、東亞煙草ともに好調であるが、滿洲の工業政策においては煙草製造は許可主義になつてるるので日滿兩國側に有利に展開するものと見られてるる。

東亞煙草株式會社　明治三十七年邦人煙草製造業者が英米煙草に對抗すべく大同團結して設立した會社で後亞細亞煙草を合せて現在千百五十萬圓の資本金である。本社を東京に置き、奉天、大連、營口、天津に工場を設置し日產十萬本、事變後は增上增加して好調である。

英米煙公司　英米トラストと俗稱される英米資本の大トラストで資本金八億圓、本店はロンドンにあり、滿洲では奉天と哈爾濱に工場がある。昭和九年遼陽に工場を新設、むしろ積極的進出の色を見せてるる。

滿洲煙草株式會社　資本金千二百萬圓(四分の一拂込)で、昭和十年設立した。工場は新京、哈爾濱に設くる豫定で、同社は滿洲の煙草統制會社たることを理想としてをり、屢々東亞煙草併合說を傳へられるが東亞側では否定してるる。

畜産工業

滿洲は畜產資源に富み原皮の一大產地であるが、皮革技術が幼稚なこと等により皮革工業は振はず、大部分生皮のまゝ輸出され滿洲において使用される皮革は外國より輸入される有樣である。日本人も早くより斯業に着目し進事するものがあつたが多く失敗し、現在は大部分滿人の手にあるが事變前は邦人で新しき技術を以つて再び本業に乘出さんと企てるるものがある。

獸骨も滿洲畜產物の一であり、日本の骨粉肥料需要增加に伴つて骨粉製造業は有望なものであるが現在のところは大連に滿蒙殖產株式會社があるのみである。

日滿皮革興業會社　昭和九年設立、資本金三百萬圓(四分の一拂込)で本社は奉天にあり、大阪系の資本家を背景に各種皮革の製造を目的としてるる。

滿蒙殖產會社　大正九年の設立で、資本金五十萬圓(全額拂込)本社は大連にあり畜產に關する事業を專ら行つてるる。

木材工業

木材關係の工業には一般製材業と家具製造業とあり、工場生產はいづれも日本人が主として當つてるる。大戰中に濫興し事變前は苦境にあつたが、事變後は皆相當の成績を收めてるる。主なもの左の如し。

秋田商會木材會社　本社は大連にあり、大正九年の設立で資本金百五十萬圓(拂込一株二十圓)一日の生產能力三百石、昭和九年の生產高は十二萬石、十年度の生產豫定數量は十萬石。

安東挽材會社　大正六年設立、資本金百萬圓(拂込二十五萬圓)、生產能力年產八萬石、昭和九年度產額七萬五千石、十年度豫定產額六萬五千石。

大連工業會社　大正七年設立、資本金五十萬圓(半額拂込、滿鐵持株五一%)、家具類をはじめ機服、覆布類の製造、昭和九年度生產額百四十八萬圓、十年度豫定生產額百四十萬圓。

大連製材會社　昭和九年設立、資本金百五萬圓(全額拂込)、九年度收入四十五萬圓。

滿鮮製函木材會社　本社安東にあり、大正八年の設立、資本金百萬圓(四分の一拂込)包裝箱の製造を主とし、昭和九年の收入二十萬圓。

滿洲木林同業組合聯合會加盟組合員及製材工場一覽（昭和八年度生產高）

組合別	組合員數	工場數	資本金	製材機數	從業員	製材數量	製品數量
			千圓			千立方尺	千圓
哈爾濱	六	一一	一、一〇〇	三〇	三一三	一、一〇〇	一、一〇〇
吉林	六	一三	一、一〇〇	三五	三九五	一、一〇〇	一、一〇〇
敦化	七	一三	一、一〇〇	三五	三九五	一、一〇〇	一、一〇〇
牡丹江	一一	一三	一、一〇〇	三五	三九五	一、一〇〇	一、一〇〇
間島	七	一一	一、一〇〇	三五	三九五	一、一〇〇	一、一〇〇
延吉	一一	一一	一、一〇〇	三五	三九五	一、一〇〇	一、一〇〇
敦化	一一	一一	一、一〇〇	三五	三九五	一、一〇〇	一、一〇〇
安東	一一	一一	一、一〇〇	三五	三九五	一、一〇〇	一、一〇〇
新京	一一	一一	一、一〇〇	三五	三九五	一、一〇〇	一、一〇〇
合計	一一	一一	一、一〇〇	三五	三九五	一、一〇〇	一、一〇〇

土木建築業

滿洲國建國以來產業開發の前驅とし、土建事業は躍進的發展をなし、事變前即ち昭和五年における滿洲土建協會關係の工事請負額僅かに五百五十萬圓に過ぎなかつたものが、同九年の如きは十倍の五千三百萬圓と云ふ記錄的數字を示し、以上の數字に民間其他の工事を加ふるとき優に一億五千萬圓を突破する盛況を示した。

昭和九年度土建工事請負額

（單位円）

關東局	土木建築
	計
滿洲國	特殊工事
	滿鐵其他
	滿洲國
民間	
總計	

▲備考　滿鐵は鐵路總局及關係會社を含む。
滿洲國は中銀、電々を含む。
民間は銀行、會社及一般民間工事並に市營住宅を含む。

土建就業員及び總賃銀

（昭和九年度）

人種別		就業員數	延人數	總賃銀
土木建築	日本人	三、三三	三、三三	三、三三
	朝鮮人	三、三三	三、三三	三、三三
	滿人職工	三、三三	三、三三	三、三三
	滿人人夫	三、三三	三、三三	三、三三
	山東、天津人夫	三、三三	三、三三	三、三三
	計	三、三三	三、三三	三、三三
雜業	日本人	三、三三	三、三三	三、三三
	朝鮮人	三、三三	三、三三	三、三三
	滿人職工	三、三三	三、三三	三、三三
	滿人人夫	三、三三	三、三三	三、三三
	山東、天津人夫	三、三三	三、三三	三、三三
	計	三、三三	三、三三	三、三三
總計	日本人	三、三三	三、三三	三、三三
	朝鮮人	三、三三	三、三三	三、三三
	滿人職工	三、三三	三、三三	三、三三
	滿人人夫	三、三三	三、三三	三、三三
	山東、天津人夫	三、三三	三、三三	三、三三
	計	三、三三	三、三三	三、三三

電氣瓦斯工業

瓦斯事業

滿洲に瓦斯事業が開發されたのは後藤新平伯の計畫したもので、明治四十三年三月滿鐵がその附帶事業として大連市入船町に於て瓦斯製造を開始し、次で鞍山、奉天、安東、新京に夫々開始した。其後大正十四年滿鐵より獨立分離し、現在の南滿洲瓦斯株式會社を創立した。此の外撫順には撫順炭礦直營として明治四十二年から開設した一工場がある。

南滿洲瓦斯株式會社　大正十四年七月資本金一千萬圓(拂込額九百三十萬圓)の株式會社として滿鐵から分離した。分離當時、作業所時代の興業費を八百二十九萬圓で繼承し、爾來年々相當の投資を續け、一面その基礎を確實ならしむる爲に資産の減價償却に努め、爾後十箇年間に二百七十七萬圓を之に充當し現在では興業費は九百四十六萬圓となつてゐる。利益配當は分離以來、昭和二年上半期まで五步、同下半期から一步減の四步、昭和七年下半期五步に增配、更に昭和九年度上半期六步、同下半期七步の配當し今日に至る。新興國家成立後は、新京、奉天を始め、全滿を通じて、瓦斯の需要が增加して、最近は素晴しい躍進振りである。本社を大連に、支店を鞍山、奉天、安東、新京に夫々開始した。其後大正十四年滿鐵より獨立分離し、現在の南滿洲瓦斯株式會社を創立した。此の外撫順には撫順炭礦直營として明治四十二年から開設した一工場がある。

瓦斯製造及供給狀況（昭和九年度末現在）

營業所	年度	瓦斯發生能力	瓦斯管延長	瓦斯コークス	コールタール	硫安	設備戶數	瓦斯販賣量
		萬立呎	米	千立方呎	噸	千立噸	戶	千立方呎
大連	昭和六年度	三一〇	三四、四五五	二一、三四五	一、三五五	一、三五	三四、四五五	三四、四五五
	昭和九年度	三一〇	三四、四五五	二一、三四五	一、三五五	一、三五	三四、四五五	三四、四五五
鞍山	昭和六年度	一、二九〇	一一、六四〇	一二、六四〇	三、三四〇	三、三四〇	一一、六四〇	一一、六四〇
	昭和九年度	一、二九〇	一一、六四〇	一二、六四〇	三、三四〇	三、三四〇	一一、六四〇	一一、六四〇
奉天	昭和六年度	一、〇五〇	一一、六四〇	一二、六四〇	三、三四〇	三、三四〇	一一、六四〇	一一、六四〇
	昭和九年度	一、〇五〇	一一、六四〇	一二、六四〇	三、三四〇	三、三四〇	一一、六四〇	一一、六四〇
安東	昭和六年度	四五〇	五、〇五〇	四、五〇〇	一五〇	一五〇	五、〇五〇	五、〇五〇
	昭和九年度	四五〇	五、〇五〇	四、五〇〇	一五〇	一五〇	五、〇五〇	五、〇五〇
新京	昭和六年度	一、〇五〇	一一、六四〇	一二、六四〇	三、三四〇	三、三四〇	一一、六四〇	一一、六四〇
	昭和九年度	一、〇五〇	一一、六四〇	一二、六四〇	三、三四〇	三、三四〇	一一、六四〇	一一、六四〇
合計	昭和六年度	三、六〇〇	三五、四五五	二三、四五〇	三、三四〇	三、三四〇	三五、四五五	三五、四五五
	昭和九年度	三、六〇〇	三五、四五五	二三、四五〇	三、三四〇	三、三四〇	三五、四五五	三五、四五五

（鞍山製鋼所より購入）

氣事業

總說　昭和七年滿洲國の誕生と共に、日滿南國の融和成り共存共榮の精神下に電氣事業も一大躍進を遂げると共に、合同統制の氣運漸く濃厚なるを見るに至つた。元來電氣事業は産業の開發並文化の向上に重要なる役割を有するのみならず一般民衆の生活に對し密接なる關聯を有する公益事業であるとの見地より滿洲に於ける行政及經濟上の特殊事情に卽し日滿電氣事業の對立並之に伴ふ二重投資の弊害を排擊して全滿に亙り低廉潤富なる電力供給を行ふに最も合理的な形態を目標として事業の統制を圖る事の緊急事たる事が明かに認められ次記の如き經過を以て竟に統制會社が設立せら

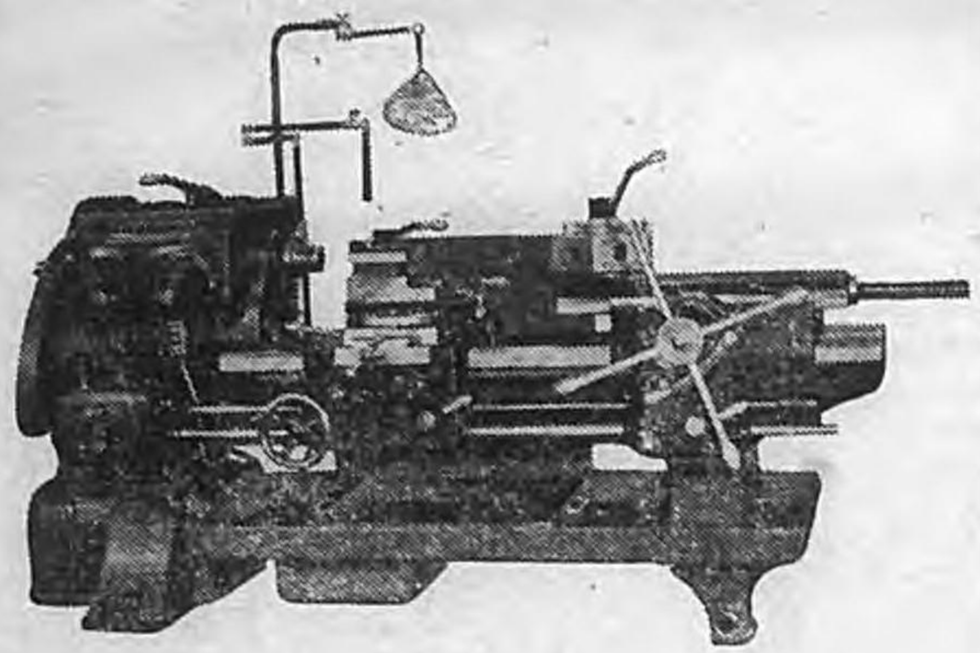

高級工作機械專門製作

砲塔旋盤　精密旋盤
プレナー　セーパー
ミリングマシン　グラインダー

合資會社 三正製作所

東京市芝區芝浦町三丁目二番地
電話三田(45)1745番

滿蒙毛織株式會社

本社（奉天工場）奉天　皇姑屯
同　電話園代表五二一一番

名古屋支店（名古屋工場）名古屋市外萩野村光音寺
同　電話東五三三五番

東京事務所　東京市麹町區內山下町一ノ一東洋ビルデイング內
電話園銀座五四七五番

出張所（滿洲）大連・新京・吉林・ハルビン
チチハル・延吉・錦縣
（朝鮮）京城・清津　（北支）天津

土木建築請負

本店　大阪市東區京橋三丁目七五番地
支店　東京・横濱・名古屋・福岡
營業所　京都・神戸・金澤・靜岡
工作所　廣島・仙臺・京城・臺北
大阪・東京

株式會社

大林組大連支店

大連市東公園町三五番地
電話代表園(2)一一七一(4)番

新京出張所　新京永樂町三丁目五番地　電話二六八〇番
奉天出張所　奉天青葉町四一番地　電話三六〇三番
鞍山出張所　鞍山北二條町六番地　電話七八三番
哈爾賓出張所　哈爾濱埠頭區高士街二四番地　電話五一七〇番
齊々哈爾出張所　齊々哈爾財神廟街十八號　電話三五三番
寧北出張所　濱江省寧安縣牡丹江　電話二三番
承德出張所　承德糧市街　電話一一八番
羅津出張所　朝鮮咸北羅津寶來町　電話三七七番

れるに至つた。

事業及技術統制　（合同會社成立）昭和七年六月關東軍特務部は、電氣事業統制に就て種々研究の結果、日滿主要地に於ける電氣事業に對しては之を打つて一丸とせる一大合同會社を設立し各地に於ける靜小電氣事業に對しては之を同會社の資本統制下に置くの方策を講じ以て全滿の電氣事業を統制するの方針を樹立し滿洲國政府と協議したる結果之が實現方策として滿洲國實業部に於て全滿洲國側の電氣事業の統制的工作に當らしむる爲一局を設置することにしたが、其の後種々研究の結果、合同の範圍を擴大して關東州内及滿鐵附屬地竝哈爾濱に於て經營中の日本側電氣事業を包括し、以て統制工作の目的達成を期するに決定された。其間二年有餘に及び種々なる難關と幾多の曲折を經て所期の目的を達成する段階に進み斯くて昭和九年十一月一日、日滿合辦滿洲國法人の資本金日本貨九千萬圓の滿洲電業株式會社が設立せられたのである。

合同參加した各事業者左の如し。

（一）日本側　南滿洲電氣株式會社、晝日水道電氣株式會社、北滿電氣株式會社

（二）滿洲國側　奉天電燈廠、新京電燈廠、吉林電燈廠、哈爾濱電業局、齊々哈爾電燈廠、安東電業股份有限公司

然して此合同に包括せられない各地群小電事業は此の合同會社より投資により統制せらるゝ事になつた。

尙同統制會社に對する監督方針は大體次の如く定められて居るものゝ如くである。

（一）本會社の監督に關しては日滿兩國官憲協議して之を行ふこと。

（二）日滿兩國政府は電氣事業取締のため可及的同一内容を有する電氣事業法其他の監督法令を發布することに依り二重監督の弊害を除去すること。

（周波數統制）　電氣事業の組織的經濟的統制工作と共に電氣周波數の統一は亦事業統制の第一階梯として重要な問題であるとし滿洲電氣委員會に對して、之が統一方策に對して諮問があり、同委員會は五〇サイクルに統制するを有利とすべしとの根本方針を具申したるを審議の結果次の如く決定せしめた。

（一）全滿電氣工作物の標準周波數を五〇サイクルとすること

（二）滿洲國側　鴨綠江、水豐鎭等の自家用發電設備に依り之を使用するも、外部へ供給する電力は五〇サイクルとすること。

○サイクルを採用し難らざる地方に於ては五〇サイクルを採用し得らるゝ地方に於ては五〇サイクルと變更又は他の五〇サイクル送電系統との連絡を保つて統制運轉に入ること。

周波數の統一と云ふ事は實に世界電業界に於ても劃期的事業であつて統制の效果を如實に表せる一例と解せられて居る。

（電壓統制）　滿洲に於ける送配電線路の電壓は各地方によつて區々に異り爲に電力系統の連絡乃至電力配給の融通等の上に隘からぬ不便を痛感せる結果、昭和九年四月滿洲國實業部から滿洲電氣委員會竝に滿洲電業株式會社設立準備實行委員に電氣事業用電壓統制に關し諮問したるに、日本電氣工藝委員會及電氣協會標準規程の電壓に準據し之に滿洲の特殊事情を加味したるものを以て標準電壓とすべしとの詳細なる具體案を具申し審議の結果左の如く決定された。

（一）特別高壓送電線路

（イ）二〇〇、〇〇〇V 乃至六〇〇、〇〇〇V 間に九種の標準公稱電壓を設けること

（ロ）一〇〇、〇〇〇V は特殊の場合に限り採用し六〇〇、〇〇〇V は既設系統の擴張の場合に限り使用すること。

（ハ）五〇、〇〇〇V 及七〇、〇〇〇V は廢止すること。

（二）特別高壓配電線路

（イ）標準公稱電壓として六、〇〇〇V 乃至一〇、〇〇〇V を採用すること。

（ロ）二〇、〇〇〇V 及一〇、〇〇〇V は特殊の場合に限り使用すること。

製圖用紙の世界的權威品

五大特徴
絶對透明・紙質强靱・防水性完全
誤字訂正自由・墨鉛筆着色自由

種類及寸法

A 白　標準オイル
B 白　ペーパー代用品
C 白　ロール方眼紙
H 白　カット方眼紙
F 白　クロース代用品　各種
H 白　檢日無し　謄寫版屋

其の他

主要なる納入先

陸・海軍、鐵道、遞信各省
各府縣廳、芝浦製作所、石川島造船所、其他各大會社

代理店所在地

大連市堺町五八　水上洋行
東京都芝區新橋二丁目三二　同支店
新京市中央通公園前　同支店
ハルピン外國十道街　同支店
同モストワヤ街　嫩田商行
大阪、名古屋、九州、北海道、各都市に有り

製圖機械製元　東京銀座　合資會社日本圖紙商行

(三) 低壓及高壓配電線路

低壓は二〇〇V、一〇〇Vを標準公稱電壓とすること(但し二二〇Vは定格周波數六〇サイクルの小型電動機の場合に限り又四〇〇Vは特殊の場合に限り夫々使用すること)

高壓は三、〇〇〇Vを標準公稱電壓とすること。

(四) 變電機器(變壓器開閉器及タップ電壓調整器)の定格電壓及タップ電壓は夫々電壓階下表を標準として統一すること

電業會社(組織) 前述の如く滿洲に於ける電氣事業は其大部分を滿洲電業株式會社に依つて一元的に統制經營されることとなつたのであるが滿洲電業株式會社の本店は新京大同大街三〇一にあり、本店に總務、經理、營業、工務の四部並に社長直屬の企畫局檢查課及秘書役を置き大連、奉天、新京、吉林、哈爾濱及齊々哈爾の九箇所に支店を置き、支店管轄下に朝陽通遼洮南臨江鞍山の五出張所を設け尙左記五箇所には本店營業部直轄の營業所を置いている。

系統營業所、牡丹江營業所、佳木斯營業所、海拉爾營業所、錦州營業所

尙東京に出張所を置き內地財界との連絡事務に當らしめて居る。

次に從事員を見るに昭和十年六月末現在會社總從事員數は約四、八〇〇名にして日滿人別內譯は次の如くである。

職名		職員	雇員	計
日滿人別	日人	一、六五二	一、六五二	三、三四四
	滿人	一、二四一	一、六五二	二、八九三
	計	二、八九三	三、三〇四	六、一九七
人員	日人	一、六五二	一、六五二	三、三〇四
	滿人	一、二四一	一、六五二	二、八九三
	計	二、八九三	三、三〇四	六、一九七

昭和十年六月末に於ける同社營業設備を摘錄すれば次の如し。

△營業設備 同社直營及同社關係會社の營業設備

	容量(KW)
直營	一六五、六〇二
關係會社	五、三八九
計	一七〇、九九一

滿洲に於ける總發電設備容量三七二、二五〇KWの約四五、九%を占めてゐる(備考滿洲電業株式會社以外の主なるものは撫順炭鑛一四二、〇〇〇K・W本溪湖炭鑛製鐵用一四、五〇〇K・W等の特殊自家用設備を含む)

各地別營業設備容量次の如し

地域別		容量(KW)	發電所數
大連支店		九二、二八〇	二
奉天支店		九、〇〇〇	二
通遼出張所		七〇〇	一
洮南出張所		八五〇	一
營口支店		五、三〇〇	一
鞍山支店		五〇	一
安東支店		一五、六五〇	二
新京支店		一八、二五〇	一
吉林支店		二、二〇〇	一
哈爾濱支店		四、二四〇	四
齊々哈爾支店		一、七二一	二
直轄營業所		七九九	一
合計		一六五、六〇二	二二

△受電設備 發電所を有せざる地方は受電設備を設く。之には二系統があつて其の一つは滿鐵撫順炭礦より電力を購入し之を奉天、鞍山、鐵嶺、開原、遼陽、煙臺方面に供給する系統であり其の二は北票炭鑛公司より購入して北票及朝陽市街へ供給する系統である。主要受電設備の內容を示せば左表の通りである。

		容量
撫順		九〇、〇〇〇K・V・A
北票		一五〇K・V・A

△送電設備 送電系統は大約次の如し。

(一) 大連地方

(1) 大連、普蘭店及瓦房店を連絡する一一、〇〇〇V系統

大連、旅順を連絡する一一、〇〇〇V系統

(二) 奉天地方

(2) 撫順、鞍山間を連絡する一五四、〇〇〇V系統

(3) 撫順、奉天、開原、遼陽を連絡する四四、〇〇〇V系統

(4) 鞍山、海城を連絡する五、五〇〇V系統

(5) 營口、田庄臺大石橋を連絡する一一、〇〇〇V系統

(6) 安東、新義州鴨綠山を連絡する一一、〇〇〇V系統

(7) 通遼、大林を連絡する二二、〇〇〇V系統

(8) 北票、朝陽を連絡する一一、〇〇〇V系統

(三) 新京地方

(9) 新京、吉林、四平街を連絡する四四、〇〇〇V系統

(四) 齊々哈爾地方

(10) 齊々哈爾、昂々溪を連絡する一一、〇〇〇V系統

電壓別送電線路及亘長次の如し

電壓別	亘長
二五四、〇〇〇V系統	二二八・九二粁
六六、〇〇〇V系統	一三・九二粁
四四、〇〇〇V系統	四八〇・一二粁
二二、〇〇〇V系統	四二二・二七粁
一一、〇〇〇V系統	三八・七六粁
五、五〇〇V系統	一、〇七三・九九粁
合計	一、七二二・六五〇

各地方別電燈需用狀況 (昭和十年六月末現在)

電燈

區分		從量燈		定額燈		計	
		需用家數	燈數	需用家數	燈數	需用家數	燈數
本店直轄營業所		一、〇五八	一、三五五	四二二	四八五	一、四八〇	一、八四〇
大連支店		三、八六一	三、九二五	四、〇四四	四、一四九	七、九〇五	八、〇七四
奉天支店		三、七三七	三、九二五	四、〇四四	四、一四九	七、七八一	八、〇七四
朝陽出張所		四九	五五	一、〇四四	一、〇四四	一、〇九三	一、〇九九
通遼出張所		五五	六二	一、〇四四	一、〇四四	一、〇九九	一、一〇六
營口支店		四、〇八	四、一四九	七、〇四四	七、〇四四	一一、一四九	一一、一九三
鞍山支店		三、七三七	三、九二五	四、〇四四	四、一四九	七、七八一	八、〇七四
安東支店		三、七三七	三、九二五	四、〇四四	四、一四九	七、七八一	八、〇七四
新京支店		三、七三七	三、九二五	四、〇四四	四、一四九	七、七八一	八、〇七四
吉林支店		三、七三七	三、九二五	四、〇四四	四、一四九	七、七八一	八、〇七四
哈爾濱支店		三、七三七	三、九二五	四、〇四四	四、一四九	七、七八一	八、〇七四
齊々哈爾支店		一、七二一	一、八一八	七、〇四四	七、〇四四	八、七六五	八、八六二
合計		三二、二五六	三四、〇四四	四二、〇四四	四二、〇四四	七四、二九九	七六、〇八八

各地方別電力電熱需用狀況 (昭和十年六月末現在)

電力

區分		普通電力		特約電力		計	
		需用家數	契約容量(KW)	需用家數	契約容量(KW)	需用家數	契約容量(KW)
本店直轄營業所		五	一、五〇	一	一、〇〇	六	二、五〇
大連支店		八、八〇	一〇、一六〇	一	一、〇〇	八、八一	一〇、一六〇
奉天支店		一〇、一六六	一二、一六〇	一	一、〇〇	一〇、一六七	一二、一六〇
朝陽出張所		一	一〇	一	一、〇〇	二	一、一〇
通遼出張所		一	一〇	一	一、〇〇	二	一、一〇
營口支店		三、六八	四、〇九〇	一	一、〇〇	三、六九	四、〇九〇
鞍山支店		七、四二	八、〇九〇	一	一、〇〇	七、四三	八、〇九〇
安東支店		八、四二	一〇、〇九〇	一	一、〇〇	八、四三	一〇、〇九〇
新京支店		一一、四二	一四、〇九〇	一	一、〇〇	一一、四三	一四、〇九〇
吉林支店		二、八二	三、〇九〇	一	一、〇〇	二、八三	三、〇九〇
哈爾濱支店		一一、四二	一四、〇九〇	一	一、〇〇	一一、四三	一四、〇九〇
齊々哈爾支店		一、四八二	一、七二一	一	一、〇〇	一、四八三	一、七二一
合計		六二、二五	七八、〇九〇	一二	一四、〇〇	六二、二三七	七八、〇九〇

（工事概況）現在迄に各般の調査並設計書類の作製を終了されたる次の通りであつて着手又は完成のものと將來計畫に分類する

（A）着手或は完成せしもの

（1）發電所關係

（イ）甘井子發電所＝三五、〇〇〇KW二臺、四、〇〇〇KW一臺のタービン發電機及其他三臺新設工事（昭和十年四月三十日完成）

（ロ）新安發電所＝五、〇〇〇KWタービン發電機一臺、及其他二臺增設工事目下施行中（內其他一臺完成）

（2）變電所關係

（イ）大連變電所＝甘井子發電所より受電、大連變內一臺增設竝附屬工事（昭和十年三月三十一日完成）

（ロ）春日町變電所＝大山川發電所より受電、大連第一變電所竝附屬工事一、〇〇〇KVA（昭和十年一月三十一日完成）

（ハ）老虎臺變電所＝旅順大谷發電所より受電、鞍山及奉天方面送電竝附屬六、〇〇〇KVA一次變壓器一、〇〇〇V、二次變壓器五四、〇〇〇V（昭和十年三月三十一日完成）

（ニ）奉天變電所＝撫順發電所より受電、奉天及撫順方面送電竝附屬六、〇〇〇KVA一次變壓器一、五四、〇〇〇V、二次變壓器四四、〇〇〇V（昭和十年十月二十日完成）

（ホ）奉天四平街變電所＝撫順發電所より受電、奉天四平街間一回線竝附屬工事一、〇〇〇KVA目下施行中

（ヘ）奉天變電所＝新奉天變電所より受電、四平街、昌圖竝附屬九、〇〇〇KVA（昭和十年五月十五日完成）

（ト）安東鐵道發電所＝新安發電所より受電、新安新市街配電竝附屬、容量三、〇〇〇KVA目下施行中

（3）送電關係

（イ）撫順發電所第二制工場＝撫順發電所より撫山變電所に送電するの其他二九粁、電壓一五四、〇〇〇V、鐵塔一回線目下施行中

（ロ）撫順發電所＝撫順變電所に送電するの、其七、六粁、電壓四四、〇〇〇V鐵塔及木柱二回線（昭和十年五月十九日完成）

（ハ）奉天四平街送電線＝撫順發電所より奉天四平街變電所に送電するもの其七、三粁、電壓四四、〇〇〇V鐵塔一回線（昭和十年五月十九日完成）

（ニ）撫利變電所竝予、第二變電所間送電線、二、〇〇〇V架設、九〇粁

（B）調設計畫中のもの

（イ）奉天附屬發電所　三、〇〇〇KW增設
（ロ）甘井子發電所　一、〇〇〇KW增設
（ハ）撫立發電所　一、〇〇〇KW增設
（ニ）撫順、撫本新區送電線　二三、〇〇〇V　五粁　七四粁
（ホ）甘井、營城子送電線　四四、〇〇〇V　同　二四粁
（ヘ）撫山、海城間送電線新設　一一、〇〇〇V　同　三八粁
（ト）海城、牛莊送電線　一一、〇〇〇V　同　三三粁

電業關係會社概況

（A）投資概況

昭和十年六月末に於ける投資額次の如し。

株式投資額	三、九〇七、三六一圓
貸付金	一、三三七、四〇〇圓
計	四、一一四、三〇一圓

これの各會社別內譯次の如し

五洋店電燈株式會社	一三七、五〇〇圓
大石橋電燈株式會社	一三八、五〇〇圓
遼東興農合作社	一三五、〇〇〇圓
撫順電燈會社	三六四、六六〇圓
開原電氣株式會社	三九四、三五〇圓
新京電氣株式會社	五四三五、五〇〇圓
東方電業股份有限公司	五三五、〇〇〇圓
鞍山電燈股份有限公司（同系）	七七、〇四〇圓
大興電氣株式會社	三六六、三五〇圓
遼源電氣株式會社	一八七、〇〇〇圓
敦化電業股份有限公司	三七、八四〇圓
北安電業股份有限公司	三五八、一六一圓
興城電業股份有限公司	五三、七五〇圓
赤峰電燈股份有限公司	三、〇〇〇圓
錦州電燈股份有限公司	六九、五九四圓
錦熱電業股份有限公司	六九、五〇〇圓
營口電燈股份有限公司	一四四、三五〇圓
海城電燈股份有限公司	一三七、〇〇〇圓
鐵嶺電氣股份有限公司	一三、一九三圓
佳木斯電燈股份有限公司	一三八、四〇〇圓
勃利電燈股份有限公司	三三、四九〇圓
計	四、一一四、三〇一圓

（B）營業會社　營業會社に於ける十年六月末の營業概況は次の如くである。

營業會社營業概況

（昭和十年六月末日現在）

區分	電燈		電力				合計	
	燈數		電燈用		動力用		燈數	電力
	需要家數	燈數	需要家數	容量	需要家數	容量		
撫順	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
開原	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
新京	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
東方電業	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
鞍山電燈	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
大興電氣	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
遼源電氣	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
敦化電業	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
北安電業	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
興城電業	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
赤峰電燈	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
錦州電燈	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
錦熱電業	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
營口電燈	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
海城電燈	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
鐵嶺電氣	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
佳木斯電燈	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
勃利電燈	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
合計	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇

（C）電燈電力會社　電燈電力會社に於ける十年六月末の營業概況は次の如くである。

營業電燈電力會社營業概況

（昭和十年六月末日現在）

區分	電燈		電力				合計	
	燈數		電燈用		動力用		燈數	電力
	需要家數	燈數	需要家數	容量	需要家數	容量		
奉天	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
撫順	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
開原	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
新京	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
東方電業	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
鞍山電燈	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
大興電氣	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
遼源電氣	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
敦化電業	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
北安電業	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
興城電業	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
赤峰電燈	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
錦州電燈	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
錦熱電業	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
營口電燈	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
海城電燈	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
鐵嶺電氣	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
佳木斯電燈	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
勃利電燈	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇
合計	一、一〇〇	一、一〇〇	一	一〇	一	一〇	一、一〇〇	一〇

業計畫大綱及滿洲に於ける電氣事業將來性の一端を察知するの資に供したい。

△需用豫想　電燈電力電熱別に將來五箇年

（單位千圓）

年度	電燈			電力電熱		
	電燈數	販賣電量（千KWH）	增加率（%）	販賣電量（千KWH）	增加率（%）
昭和十年末	一、〇三五、三五〇	一、九二五、四三〇	—	一、三五八、九四〇	—
同十一年末	一、一五五、三五〇	二、一五六、四三〇	一二・五	一、五一八、九四〇	一二・五
同十二年末	一、二九五、三五〇	二、四一六、四三〇	一二・〇	一、六九八、九四〇	一二・〇
同十三年末	一、四五五、三五〇	二、七〇六、四三〇	一二・〇	一、八九八、九四〇	一二・〇
同十四年末	一、六一五、三五〇	三、〇一六、四三〇	一二・〇	二、一二八、九四〇	一二・〇

△營業收支豫想　前述需用增加に順應する營業收支を過去實績より推算して見ると凡

（單位千圓）

科目	十年度	十一年度	十二年度	十三年度	十四年度
營業收入					
電燈收入	四、一五〇	四、六四二	五、二四四	五、九二二	六、六四五
電力收入	四、〇四〇	四、八三五	五、七四一	六、八三一	八、一五五
諸口收入	一、五五	一、七五	一、九五	二、一五	二、三五
計	九、二四五	一〇、二五二	一一、二八〇	一四、九八八	一七、二五五
營業支出	五、八五	六、四五	七、一五	八、〇五	八、九五

△發送電計畫　十年後に於ける全滿洲の使用電力は約五十六萬K・W・（撫順本溪湖の如き自家用を除く）と豫想せられる。之に對し同社の計畫は超電力網を張ることに依り約四十六萬K・W・を供給し得べく殘餘十萬KWは孤立發電所により供給せんとするものの樣である。超電力網により供給すべき間に於ける增加豫想は大體次に表示されるものゝ如くであると解される。

（單位千圓）

年度	電燈			電力電熱		
	電燈數	販賣電量（千KWH）	增加率（%）	販賣電量（千KWH）	增加率（%）
昭和十年末	一、〇三五、三五〇	一、九二五、四三〇	—	一、三五八、九四〇	—
同十一年末	一、一五五、三五〇	二、一五六、四三〇	一二・五	一、五一八、九四〇	一二・五
同十二年末	一、二九五、三五〇	二、四一六、四三〇	一二・〇	一、六九八、九四〇	一二・〇
同十三年末	一、四五五、三五〇	二、七〇六、四三〇	一二・〇	一、八九八、九四〇	一二・〇
同十四年末	一、六一五、三五〇	三、〇一六、四三〇	一二・〇	二、一二八、九四〇	一二・〇

△營業收支豫想　前述需用增加に順應する營業收支を過去實績より推算して見ると凡

（單位千圓）

科目	十年度	十一年度	十二年度	十三年度	十四年度
營業收入					
電燈收入	四、一五〇	四、六四二	五、二四四	五、九二二	六、六四五
電力收入	四、〇四〇	四、八三五	五、七四一	六、八三一	八、一五五
諸口收入	一、五五	一、七五	一、九五	二、一五	二、三五
計	九、二四五	一〇、二五二	一一、二八〇	一四、九八八	一七、二五五
營業支出	五、八五	六、四五	七、一五	八、〇五	八、九五

△發送電計畫　十年後に於ける全滿洲の使用電力は約五十六萬K・W・（撫順本溪湖の如き自家用を除く）と豫想せられる。之に對し同社の計畫は超電力網を張ることに依り約四十六萬K・W・を供給し得べく殘餘十萬KWは孤立發電所により供給せんとするものの樣である。超電力網により供給すべき

四十六萬K・W・に對し現存せる發電所の安全出力は十六萬K・W・であるから不足の三十萬KWを今後建設することが當然考慮されて來るのである。

此の建設の發電設備に就ては發電地點より需用地點迄の距離需用量、建設費、燃料費維持費等を考慮し、最經濟的なる事を基本條件として大發電所主義を採り送電幹線を以つて連絡し所謂超電力網を張るものと見受けられる。

尙水力發電所は現在一ヶ所も存在せぬが日下滿洲國政府に於て治水計畫と同時に水力發電可能地が調査されつゝあり、既に第二松花江流域の調査も余程進捗した樣に仄聞するから早晩滿洲國に一大水力發電所施設の實現を見るものと豫想せられる。

石油元卸人所屬
卸賣人數
（昭和二年九月九日現在）

會社名	京城	天津	奉天	新京	哈爾濱	牡丹江	吉林	安東	營口	錦州	錦西	熱河	山海關	錦縣	計
滿人	一四	一三	一五	一〇	一三	一二	一五	一三	一二	一一	一〇	一二	一〇	一二	二〇七
日人	八四	一一	一〇四	一一	一二	一〇	六	四	二	一	一	一	一	一	七二
中國人	一四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二一
露人	一四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四一
計	二八四	一五	一二〇	一二	一八	一三	二三	一八	一五	一二	一一	一四	一二	一五	二九五

移民

事變前の邦農移民

概說

日露戰爭後、日本が滿蒙經營に乘出すや最初に着目されたのは移民問題であつた。當時日本の米國移民は漸く困難となりつゝあつたので手近の大陸に邦人を集中移住せしめんとしたのは當然で、小村壽太郎侯は二十年で百萬人を定着せしむる事を目標とした。然るに滿鐵は一方に國策會社として幾多の職責を負擔したのと營利會社として收益も顧慮せねばならぬので夙ひ鐵道營業政策に傾し、邦人移民問題は兎角輕視せられて來た。その結果在滿邦人は滿鐵社員その他の俸給生活者及びこれに寄食する商人群が三十年間に二十萬人定着したに過ぎず、邦人一戸口の滿洲移動は殆んど云ふに足らなかつた。

素より全然邦農奬勵策は故棄されてゐたわけでなく、滿鐵は創業後間もなく附屬地を農耕地として低廉なる料金で貸付ける方針をとつたが當時戰後の滿鐵景氣時代であつたので利潤の少い農業を顧みる邦人はなく、已むなく支那人に貸付けてしまつた。しかるに大正の初めに至り不況時代となつたので在滿邦人中にもやゝ農業に着目する者を生じ、滿鐵も大正三年より六年まで四年間、獨立守備隊滿期兵中の希望者を募つて總員三十四名の農家を設立した。

一人當り十二町歩乃至二十四町歩の土地を資金三百元を貸與し相當手厚い保護であつたが失敗者多く現在せるは十七名に過ぎず。

この他にも農業經營者が段々出來たが世界大戰勃發し、滿洲はあげて大好況時代に入るに及び折角農業に志した者も眞劍味を喪ひ借受耕地を支那人に轉貸する者多く然らざる者も他の事業に沒頭して稍手を負ふなど再び沈滯期に入つた。

大戰後のパニックは根抵乏しき商工業の如何に危險なるかを敎訓し農業經營希望者再び增加したが、元來農事の經驗乏しきもの多く、農業金融機關もなく、加ふるに世界的な農業恐慌漸次深刻化するなどによつて邦人の農事經營は依然不振を極めた。

滿鐵はかゝる個人的自由移民の實效なきを見て會社組織による農業發展を企圖し、大正十年奉天に資本金一千萬圓（四分の一拂込）の東亞勸業株式會社を創設し、農地買收および經營に當らしめたが、軍閥政權の壓迫のため事業意のごとくなら〻事變後は同社はむしろ鮮農移住の斡旋機關として活動してゐる。

滿鐵附屬地內邦人農業經營者數

（昭和八年度末現在）

本社直轄	戸口	人口
瓦房店	二五	一三七
大石橋	二七	一七一
營口	二九	一一四
鞍山	一〇	三六
遼陽	五〇	一三七
奉天	一九	九一
撫順	七	三八
鐵嶺	二一	九五
開原	三七	一五〇
四平街	二四	一〇四
公主嶺	六	二五
長春	四	一二

本溝湖	一六	七六	同七年
安東縣	八	四九	同八年
撫順			
合計	二四三	一、三八六	昭和七年度
同	三六六	一、四三一	同六年度
同	三八八	一、四二九	同五年度
同	三九五	一、六三四	同四年度
同	三七〇	一、四三九	同三年度
同	三三一	一、二七五	同二年度
同	三一四	一、二六一	大正一四年度/一年度
同	二九四	一、一三〇	同一三年度
大正一四年度/一三年度	三五〇	一、五三六	同一二年度
同一二年度	二八五	一、〇五二	
	二九〇	九六五	

關東州内邦人農業經營者數

一、專業者

年次	戸數	人口
明治三九年	六	一四
大正一〇年	八三	一四九
同一五年	一三八	三六八
昭和五年	二五八	五九一
同六年	三一七	七〇二
同七年	二九五	六九〇
同八年	二七八	六三六

二、兼業者

明治三九年	一	一
大正一〇年	四六	五九
同一五年	一〇〇	一八六
昭和五年	九三	一三四
同六年	七八	一四一

愛川村

金州愛川村は大正三年、當時の關東都督福島大將の案に依つて長野縣その他よりの移民を集め、專ら水田を主眼として經營してきたが灌水不足のため成績擧らず、大正十三年以來關東廳では水脉調査のため行つた灌漑工事が奏效して漸次水田面積を增し、旱魃に際しても左程の影響を受けない程度にまで恢復した。然るに昭和四、五年の米價暴落は慘憺を開いた移民を再び惡境に沈淪せしめ、滿洲事變後の米價高に漸く息をつぐに至つたが積年の負債は遂に四萬七千餘圓に達し、その利子辨濟さへも危まれて今日に至つた。關東州廳ではこの際禍根を一掃して徹底的更生策を愼重研究の結果、十年六月關東局の認可を得て氷田四十町歩、畑地六十町歩時價約十萬圓の官有地を無償讓渡した。愛川村の移民たちは田畑三分の一を大連農事會社と金州農會に買却し負債を一氣に返濟する事となり、目下更生途上へと邁進してゐる。

大連農事會社

同社は昭和四年四月の設立にかゝる資本金一千萬圓(半額拂込)滿鐵の全株所有傍系會社で、本社を大連市に置き專ら自作農の創定を主眼とし、昭和五年より移民の招來を開始した。會社が事業に着手して以來現在迄に買收した土地は關東州内に於て四、五二七町歩で、移住契約を了り入地せる農家は六五戸(五三四町歩)外に一年契約による移住者五戸あり總計七十戸である。然るに創立間もなく農業不況に際會し且つ移住者の經驗不足や手持資金の調達難に陷つた等の原因で成績擧らず、第一回移民を入れたのみで移民募集を中止した。しかし同社はなほ四千町歩の土地があるので會社當局はしきりに更生案を練り、第二次移民を入れんとしてゐるが、滿鐵當局の與れるところとならず、未だに實現に至つてゐない。

事變後の邦農移民

移民の計劃

移民部創設　滿洲事變は日本の過剩人口による貧窮を日滿經濟ブロックの結成によつて救濟せんとする運動であつたといへる。故に事變最中の兵馬倥傯の間に移民問題は最も熱烈に研究され萬難を排して實行すべしといふのが上下の輿論であつた。

かくて幾多の議論が闘はされ又具體的計劃も各方面に闘てられるに至つたがかくては分散的となり實效乏しきのみならず幣害も伴しとせぬので昭和八年二月關東軍特務部内に參謀部、特務部、大使館、領事館、拓務省、朝鮮總督府、關東廳、滿鐵を打つて一丸とした移民部を編成し、これを以つて滿洲における日本人移民事業の中心的統成指導機關たらしめた。

移民部は創設以來(イ)日本人移民實施要綱案、(ロ)滿洲移住協會設立案、(ハ)內地人自由農業移民助成方策案、(ニ)移民訓練所設置案、(ホ)日本人移民實行機關の設立に亘る期間の暫定方策案等を立案し、また實行方面に於いては拓務省の第一次、第二次、第三次各移民團に對し移住地の商租通信聯絡、訓練品の輸送等の援助をなすと共に特別安定方策を決定して同移民の進行につとめ、又その他の自由移民に對しても側面より援助をなした。しかし同部の使命ともいふべき日本人移民實施要綱案は中央政府の容るゝところとならず、移民部は解消し、關東軍參謀部第三課に包含されるに至つた。

新京移民會議　しかし移民問題は永く放置するわけに行かぬので更に不動の根本案を確立すべく昭和九年特務部は新京に移民會議を開いた。會する者は內地側および現地側の學者實際家竝に滿鐵、拓務省、滿洲國政府、大使館、朝鮮總督府の關係者ら五十名を越え十一日間討議し五日散會した。席上大農法か小農法か、企業農か自作農か根本問題はされたが機械を用ひざるべしとの說が多數を占め日本の對滿移民の根本主義方針は左の如く發表した。

(前略)　この會議の結果、從來一部人士の間に思惟せられたる滿蒙移民が方法如何によつては立派に成功することが出席委員並びに實際家によつて確認されたのは注目に値しよう、即ち滿洲事變初期に於て若干の補助を與へきへも農業移民は入植後五年目には中農以上の作農として立派に獨立を期待せらるべく、殊に北滿には殖んだ無農民と言ひ得る對象あり、これによつて飛躍的に農業及び關聯事業の發展は必然的に進べられる、從つて大量に生産し得る農產物の販路の問題も期待せられる點等、工業、鑛業等も成算として大體消化の可能性あり、殊に滿鐵の鐵道工業等滿洲地場消費を目的とする農業關係工業の勃興發展に伴ひ、移住農家の購買力は一新飛躍すべきにより農業移民の有望なることは農業關係のみならず一般産業關係の參加のないことである。

滿洲拓殖會社案　新京移民會議は當時漸く世上にやかましかつた移民獨立案を一掃したもので、これに基づいて懸案の大移民事業に猛進すべくその機關として滿洲拓殖會社案が關東軍の手によつて作製された。

その原案によれば資本金は五千萬圓半額拂込(日本政府二千萬圓、日本民間二千萬圓、滿洲國政府千萬圓現物出資)とし本社を新京に置き移民豫定地の收得、管理、分讓、移住者に必要なる施設、金融等を行はしめこれに對應して東京に滿洲移民協會を設けこれに移住に關する紹介、宣傳、移住者に對する斡旋、移住者の敎育、訓練等に當らしめんとするものである。

然し日本の赤字財政は日本側の資金の出資に難色あらしめ、民間出資も意のごとくならざるものあり、やむを得ず資本金を千五百萬圓とし計劃を縮少して十一年度より事業に着手すべく拓務省の海外拓殖委員で目下審議を進めてゐる。なほ現在の移民會社案の內容及び移民方針は左の如くである。

移民會社內容

一、資本金一千五百萬圓
一、滿洲國政府、東拓、國策會社、東拓一般株主の出資に依る(滿洲國東拓國策會社は現物出資)
一、拓務省は配當保證をなす、配當保證は投資額に對し六分迄を十年乃至十五年間とし豫算は每年議決して所要者補填として計上す

移民方針

一、現年度より二千戸の入植を計る
一、之がため千五百萬圓の移民會社を設立し移民に土地の賣渡金額及び農工設備等の費用を供與す
一、移民の入植方針は現移民の分散定住化を計り團

移民とも協力す
二、一戸に附二十町歩（放牧地十町歩水田二町歩、畑八町歩）の土地を賦與す
一、移民は自作農の定着化を目標とす
一、第一期計畫は十年乃至十五年

移民の實行

一　自畫移民

拓務省の特別の農業移民は大規模の本格的農業移民を行ふまでの試驗的方法として行はれてゐるもので最初在鄉軍人のみを以つて組成し武裝して入植したので屯田兵のごとき印象を受け倍に自衛移民又は武裝移民と稱されてゐる。

特別農業移民は昭和七年、八年に各五百名、昭和九年、十年に各三百名、計千六百名の入植を見たが、何分最初の試みで難多の豫期ざる種に遭遇した上に屢々開墾の鍬を驟り、除名、脫退者等も少なからず出たためその成果について世上色々の批評はあるが、移民團全體としては堪忍不拔、大體に於いて當初の目的たる滿洲邦農移民の實驗的役割を果してゐるものと認められてゐる。

移民團に對しては拓務省は一團毎に農事指導員および警備指導員配屬せしめ更に移住定着に必要なる補助金を左のごとく交付してゐる。

渡航費	二〇〇圓（內譯大人八〇圓二人小人四〇圓一人）
家畜費	七五圓
農具費	一五〇圓
住宅費	二五〇圓
被服費	三〇圓
生活費	八五圓（一箇月五圓十七箇月分）
計	七九〇圓

この他小學校、警察施設費、共同宿舍、共同浴場、共同劇場、共同倉庫等の建設費等は別に一戸當り國庫補助金は約一千圓である。

過去に於ける邦農移民が多く失敗した原因は直に交換經濟に入つたからである。よつて今次の特別農業移民においては當分は自給自足經濟を營む方針をとつた。即ち入植當初は主として共同作業をなし漸次基礎の強化するに伴ひ各戸獨立して約十五町歩乃至二十五町歩を割當てることになつてゐる。

作物の種類は收益性の大なる小麥、大豆等を主とし水稻作を加味するほか、牛、豬、羊をも取入れ、多期農閑期には燃草、羊毛等の加工及び木材伐採等を行ふことになつてゐる。なほ第一次、第二次移民の入植地は現在漸めて不便な土地だが圖佳線はその地域内を貫通することになつてゐるから完成後は交通の便開け、作物の搬出も有利となりこの點よりも有望視されるに至つた。

第一次移民　第一次特別農業移民は青森、秋田、岩手、福島、宮城、山形、群馬、栃木、茨城、長野および新潟の東北方面十一縣の既教育在鄉軍人中、農業に經驗のある年齡三十歲以下の者より五百名を嚴選し昭和七年十月東京を出發、翌年二月十一日佳木斯を去る東方十四里の永豐鎭に入植した、初年度は小麥、大豆など四百五十町歩に播種したが豫備予十分と經驗防衛で收量五百石に過ぎなかつた、第二年度たる九年度は食糧家畜飼料の自給自足を目標として一人一町歩の耕作計劃を樹て、開墾に屈せず耕作を續け主要穀物千六百石、馬鈴薯三萬四千貫、煙草百貫、甜菜三千貫をあげたこの他畜產方面では馬一八〇頭、牛七〇頭、豬羊三五〇頭、豚一八〇頭その他鷄、家鴨、蜜蜂等をも飼ひ、製粉、精米、味噌、醬油等の農產加工をも行ひ大體自給自足の域に達してゐる、住宅の建築は九年度末までに六十七戸に達し、家族も九年度中裏一二一人、子供四一人、兄弟姉妹八人計一七〇名の家族を呼び寄せ、十年度中には早くも移民地の第二世生誕するもの多く、八月十五日現在は總員五百六十三名に達し、基礎いよ〳〵鞏實を加へた。

第二次移民　第二次特別農業移民は昭和八年六月第一次移民募集地域のほか東京、千葉、埼玉、山梨、神奈川、富山、石川、福井を加へた一府十八縣下より五百名を選拔し、第一次移民團の入植地たる永豐鎭の南方約十哩里の七虎力に七月下旬入植したが、開墾のため昭和九年三月永豐鎭に數里接近した湖南營に移つて今日に及んでゐる。この開墾のため十一名の戰死者を出し、加ふるに移轉のために播種期を逸して播種面積百六十町歩に過ぎず、收穫も穀物九百石、燒草四百三十八貫、大麻百貫にとどまつた。家畜數馬七五、牛一三頭、綿羊三〇〇頭、豚五四頭等である。家屋は九年末既に共同家屋一〇五間房、個人家屋六二間房を完成、家族は九年度中に妻二八人、小兒一五、その他家族二〇人、十年度には耕作開始前に一〇二家族を呼寄せた。

第三次移民　第三次移民は第一、第二拓殖訓練所並に日本國民高等學校で長期訓練を受けたもの五十名と、山形、福島、宮城、長野、山梨、新潟の六縣の他に新に岐阜、島根、高知、廣島、山口、福岡、佐賀、熊本および鹿兒島の十縣を加へ合計十六縣から詮衡し募集當時も全員的となつた上に資格も必ずしも既發育在鄉軍人たるを要せず、年齡も三十五歲以下とし特に適任者たる場合は四十歲まで引上げることを得となしたなど著しく武裝移民の面影がなくなつた。かくて一行二五九名は昭和九年十月敦賀經由、拉濱線で濱北線古青岡に近き濱江省綏稜縣北大溝に入植した（餘り五十名は昭和十年三月に入植）私佳者は九年度の冬營中宿舍の新築、耕作準備の採集、耕作準備をなし、十年度は畑作二二〇町歩、水田五〇町歩計二七〇町歩の播種を行つた。第一次、第二次移民の苦き經驗に鑑み極めて入念に豫備し且つ移民の訓練も十分だつたこと、移民地が交通の便よく開墾の危險少きこと等より第一年度より非常に好調である。

第四次移民　第四次移民は昭和十年度の特別農業移民で北滿穆稜河の上流たる密山縣哈達河及び城子河に五百戸を移住せしめんとするもので地味、水利共によく水田適地である。第三次移民のことく全國より募集しその條件も在鄉軍人に限らず農業經驗者より選びこれを盛岡および友部の訓練所に於いて訓練した。先遣隊三十四名は二十八日發賀より滿洲里廻、直に圖佳線にて林口に赴き同地より入植地に入つたが本隊は昭和十一年二月來滿の筈、なほ永豐鎭にて訓練中の呼寄移民たる青少年三十名も一般移民として第四次移民地に收容することになつてゐる。

八年六月第一次移民募集地域のほか東京、千葉、埼玉、山梨、神奈川、富山、石川、福井を加へた一府十八縣下より五百名を選拔し、第一次移民團の入植地たる永豐鎭の南方約十哩里の七虎力に七月下旬入植したが、開墾のため昭和九年三月永豐鎭に數里接近した湖南營に移つて今日に及んでゐる。この開墾のため十一名の戰死者を出し、加ふるに移轉のために播種期を逸して播種面積百六十町歩に過ぎず、收穫も穀物九百石、燒草四百三十八貫、大麻百貫にとどまつた。家畜數馬七五、牛一三頭、綿羊三〇〇頭、豚五四頭等である。家屋は九年末既に共同家屋一〇五間房、個人家屋六二間房を完成、家族は九年度中に妻二八人、小兒一五、その他家族二〇人、十年度には耕作開始前に一〇二家族を呼寄せた。

第三次移民　第三次移民は第一、第二拓殖訓練所並に日本國民高等學校で長期訓練を受けたもの五十名と、山形、福島、宮城、長野、山梨、新潟の六縣の他に新に岐阜、島根、高知、廣島、山口、福岡、佐賀、熊本および鹿兒島の十縣を加へ合計十六縣から詮衡し募集當時も全員的となつた上に資格も必ずしも既發育在鄉軍人たるを要せず、年齡も三十五歲以下とし特に適任者たる場合は四十歲まで引上げることを得

第一次	川崎芳熊
第二次	依光孟
第三次	林治平
第四次	佐藤修（團長）

移民團の長

普通移民

國策による移民團は拓務省の手により四囘に亙つて試驗的に北滿に送られ相當の成績をあげた、この結果自發移民は昭和十年度を以つて打切り、十一年度よりは大規模の農業經濟移民團を送る計劃を樹て十一年度豫算に百萬圓を計上し、二千家族一萬人を送る方針である。一方滿洲拓殖會社案も進捗してゐるので昭和十一年度よりいよ〳〵本格的な邦農の滿洲移住が開始されるわけである。

自由移民

天照園　天照園は俗にいふルンペン移民團で特色に富む移民である。昭和七年三月東京市社會局、關東廳の後援で東京深川天照園の失業者中より選拔したものを關東州內大房身に於いて實習せしめた後、邦人自由移民の魁として昭和八年三月通遼開墾家店の南方にある東亞勸業の所有地に小作人として入植せしめた。更に昭和九年度より

錢家店附近の適當地を借受けてこゝに移つて今日に及んでゐる。入植者は昭和八年春の第一期者二七名、同年夏第二期者三〇名、九年春の第三期二六名それに指導者を合して現在の村民は八九名になつてゐる。八年度は好成績で純益を上げたが九年度は水害に罹り土木事業や多川の森林伐採等の副業によつて生活を補つた。昭和十年度は營農資金に窮し一時農場放棄說まで傳へられたが天候適順なりしため豐作の見込みで漸く立直らんとしてゐる。

天理敎村　天理敎村は天理敎圍青年會の計劃に係り、哈爾濱郊外阿什河の東亞勸業買收地を讓り受けて天理敎育による移民農村を建設せんとするものである。昭和九年十一月第一回移住者として四三戶二〇五人を入植せしめ十年度は東北地方より更に二五戶を補ひ耕作着手した。經營方針は移民一戶に耕地十町步を割當てこれに滿人小作人一戶を配し、十一年度より完全なる自作農たらしむる計劃である。同移住地は小學校、醫務室、映畫映寫設備、電信、電話、電燈設備等を有し、警備には領事館警察分署の保護を受けるなど、哈濱濱の郊外だけに諸種の施設早くも緒につき宗敎移民團としてその成績注目されてゐる。

鏡泊學園　東京國士館理事山田勗一氏らが大亞細亞主義を奉ずる青年の實踐的道場として計劃し昭和七年十月滿洲國文敎部の認可を受けたものであるが鏡泊湖畔松乙溝に實習農園として水田三百町步、畑三百町步、森林五千町步、學園村用地として卒業生一千戶定住のため水田畑地各一萬町步、牧場三萬町步を滿洲國より永久貸與されてゐる。修業年限は三ヶ年、入學金三百圓以外は授業料をとらず、卒業後は學園村用地より十町步乃至二十町步の農耕地を分與されることになつてゐる。かくて昭和九年年二月第一期學生百九十名が入植したが團長山田勗一氏は圖彈にれ殪て大林一之氏がその後任となり、一部學生中にも脫退者ありて動搖を傳へられたがその後插欠入學もあり現在は職員一四名、學生一八〇名計一九四名を數へてゐる。第一期生は昭和十一年春卒業し學園村に入植することになつてゐる。

東京移民村　東京市では無料宿泊所に居る自由勞働者中から優秀なものを選拔して哈爾濱郊外志士の碑附近に東京移民村を造ることとなりその第一次移民團四十三名は多慶川べりの市營農場で一年間訓練された後昭和十年五月現地に入植した、昭和十一年度には更に第二次移民團を送る筈。

鮮農移民

概說　或る意味に於いて滿洲は朝鮮人の故土である。故に間島を中心として早くより鮮人の滿洲移住は行はれてをり、その數は明瞭でないが事變前までは、六、七十萬人（領事館警察に來屆の者を入れゝば百萬に達すといはれた）鮮人が滿洲に在住してゐた。鮮人は支那人の不得手とする水田經營に熟達してゐるので彼らはよく水邊に據つて水田を拓き、滿洲の米作が今日の發達を見たのは實に彼らの功績である。

然るに支那人は水田經營の有利なるを見て折角鮮人の開墾せる土地を取上げんとし又はこれに苛酷な小作料を課するなど漸く鮮支人間に問題が起るに至つたが加ふるに舊軍閥政府は鮮人をもつて日本の對滿發展の走狗なりとしてこれに壓迫を加へたので事變前の在滿鮮農は極めて悲慘な地位にあつた。滿洲事變勃發の重要なる誘因の一に數へられる萬寶山事件のごときは實に鮮支農衝突の好例である。

事變後は鮮人は時こそ至れりと發展し、鮮內よりの移住者をも加へて各地に進出して再び滿人との間に問題を起しつゝある。殊に彼らの中には火田民的に不法に土地を占據するものもあり、これらを抑制して秩序ある發展をなさしむることが急務とされてゐる。よつて朝鮮總督府に於いては朝鮮の特殊事情に鑑み拓務省とは別個に昭和十一年より十ヶ年乃至十一ヶ年の繼續事業として總豐約五千萬圓を計上して鮮農の北滿移民を企て又滿洲事變當時兵團のために生活手段を失つた鮮農に對しては總督府が一部の資金を支出して安全農村を設定し東亞勸業會社をして之を經營せしめてゐる。しかしこれだけでは不十分なので鮮人の滿洲移民取扱ひを主たる業務とする鮮滿拓殖會社を創設することに方針の決定を見てゐる

鮮農耕作累年表

年度別	耕作面積	水稻栽植高	朝鮮人戶數	朝鮮人人口
昭和元年度	町	石	戶	人
同二年度				
同三年度				
同四年度				
同五年度				
同六年度				
同七年度				
同八年度				

昭和八年度鮮農耕作狀況

縣別	耕作面積	水稻栽植高	朝鮮人戶數	朝鮮人人口 男	朝鮮人人口 女	朝鮮人人口 計
吉林省	町	石	戶	人	人	人
奉天省						
龍井村						
局子街						
延吉縣						
琿春縣						
汪淸縣						
和龍縣						
敦化縣						
額穆縣						
寧安縣						
東寧縣						
穆稜縣						
密山縣						
虎林縣						
饒河縣						
合計						

安全農村　滿洲に於ける水田の開拓は鮮農の偉大なる貢獻といふべきであるが、彼等に加へられた種種東三省政權の暴虐なる迫害のみがその報酬であつた。かくて滿洲事變の勃發となつたが、鮮農の該事件による打擊は深刻を極め、收穫を拋棄して難離するもの、兵匪に掠奪燒棄されるもの等慘狀は言語に絶した。この慘狀を倍加するに至つた。更に昭和七年の大洪水は之等の難民に對し原住地歸還其他移住地の整備等に努めたが、尙殘餘の者及び鮮內よりの移住者の一部のため恒久的安住地の設定に方針の決定を見てゐる。

第二次安全農村　昭和十年東邊道柳河縣下に四百町步を買收、又樣化安全農村も四百町步を擴張このほか、濛口その他に合計二千四百町步の第二安全農村を設ける豫定で、昭和十一年春までに千七百戶の鮮農を入植せしめる筈。

集團部落　集團部落は昭和八年春の兵共匪級亂の對策として計劃實施されたもので同年四月初めて朝鮮總督府と間島總領事の協力で間島に試驗的に實施された。この成ケ所に安全農村を設立したのである。

（一）鳳石山農村（鳳石山西方半日本里）　昭和七年度に一九〇戶を收容したが、八年度に二三八戶となり、九年度は二四二戶に增加し豫定計畫の二五〇戶に滿せんとしてゐる。耕地面積は約七〇〇町步で、一戶當水田二町四反を耕作せしめてゐる。

（二）河東農村（寧安縣鏡泊湖北方一日本里半）　本農村は昭和八年三月設定されたもので、收容戶數は先住者を加へて現在八五二戶、昭和十年春には豫定の一千戶に滿せしめる計畫である。實耕面積は二千町步（水田）で、一戶につき二町步を耕作してゐる。

（三）濛口農村（濛口縣田庄屯附近）　昭和八年五月の設定に係り、現在約一千戶を收容し、一戶當水田二町四反を耕作せしめてある。昭和九年の收穫は反當平均二石三斗で成績良好であつた。

（四）樣化農村（樣化縣寧安間站東方四日本里）　昭和九年一月、北滿に散在する鮮農品密農の糾合を收容する目的で設定に着手され、同年四月現入村し大者園在二八五戶であるが、水田一千町步に四〇〇戶を收容する豫定となつてゐる。

尙して安全農村建設の所用費用は其の三分の一を總督府より東亞勸業會社に補助し、他を同社の出資により、事業は總督府監督の下に同社に於て實施せしめてある。

國が意外に良好であつたため吉林省駐箚軍司令部の許可を得て三箇年間に八十二村を間島地方に建設する計畫を樹てたのに始まり、各省に波及して滿洲人側の部落の集團化政策に轉じ一種の農村革命としてその成績は注目されてゐる。

間島省の鮮農集團部落は昭和九年二月朝鮮總督府が所要經費九萬六千圓の中六萬圓を支出し、殘餘を東洋拓殖會社に出資せしめて其建設に著手し、非團の出沒の中に極めて短期間に建設を終つた。集團部落の建設地は北始興塘、太陽村、春興村、細磧河、長仁江、土山子、青山里、駱駝河子等で、熟れも從來共團の巢窟であつた地點にあるが、地味、薪炭、飲料水等生活必須の環境及び將來に於ける耕地擴張の餘裕を見込んで設計され、殊に匪賊に對する防備は堅固に構築され、人的組織に於ても行政方面と警備方面とを擔當するもの二つに分け之を一人の部落長が統率する所の屯田兵制の極めて自然な採用である。かくて無一物の鮮農は家屋、糧食、土地、農具、耕牛、種子等を與へられ、銃を片手に緊張して耕作に從事してゐる。

前記各地の朝鮮總督府による農村に對し、これは農民の自然集團になる部落である。十數年前より順次移住して來たもの現在二百戸約一千人が、一種導者を中心として滿洲人の小作に從事してゐるが、同地は水利の關係がよく、地味肥沃な耕地に集約的農法を營んで、既に相當の產をなすものも生じ、又附近滿洲人との融和も良好である。作物は自家食糧としての粟を除き全部賣米を作り、長い間の改良研究の結果現在は品質優良なものを產する。副業としては叺の生產に全力を集中してゐるが、叺は新京に於いて三、四十萬枚の消費があるにも拘はらず從來同地附近に全く生產を見なかつたもので、この點に注目した結果である。

間島省側及總督府側年次別部落設置計畫表

年次	施設區別	戸數	人口	家屋	農耕資金	計
第一次（大正十二年度）	滿洲側	村數 九	三、八〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇
	總督府	戸	人	圓	圓	圓
第二次（大正十三年度）	滿洲側	五六〇	二、八〇〇	二八、〇〇〇	二八、〇〇〇	五六、〇〇〇
	總督府	五六〇	二、八〇〇	二八、〇〇〇	二八、〇〇〇	五六、〇〇〇
第三次（昭和三年度）	滿洲側	五六〇	二、八〇〇	二八、〇〇〇	二八、〇〇〇	五六、〇〇〇
	總督府	五六〇	二、八〇〇	二八、〇〇〇	二八、〇〇〇	五六、〇〇〇
合計	滿洲側	一、六八〇	八、四〇〇	八四、〇〇〇	八四、〇〇〇	一六八、〇〇〇
	總督府	一、六八〇	八、四〇〇	八四、〇〇〇	八四、〇〇〇	一六八、〇〇〇
總計		三、三六〇	一六、八〇〇	一六八、〇〇〇	一六八、〇〇〇	三三六、〇〇〇

東亞勸業會社　同社は滿鐵沿線でありて、大正十年の設立であつて、奉天驛平町に優き、資本金一千萬圓（拂込二百五十萬圓）にて、滿鐵附屬地は勿論南北滿洲に亙り、農場經營、農產物の加工販賣、金融、其他農牧事業に關する一般の事業を經營して居る。

倘事變以來はその機能を一新し亂石山、河東、營口、綏化等に於ける鮮農自作農の創定、哈爾濱方面に於ける邦人移民用地買收、滿鮮牛の改良及び日本輸出、在滿鮮農金融組合に對する農業資金融通等何れも目醒しい活躍を續け過渡時代の滿洲國內唯一の農事會社としてその功績顯著なものがある。

鮮滿拓殖會社　事變以來鮮農の滿洲移住に對しては安全農村、集團部落等の適設が別々に行はれてゐるが、これを綜合し、さらに移民はもとより在滿鮮農のために開墾、農耕、種羊飼育から肥料の配給、收穫物の販賣まで行はんとする鮮滿拓殖會社の計劃が熟し近く設立を見んとしてゐる。同社は第一期的たる移民については十五箇年計劃の下に十六萬戸、家族を合して百萬人の鮮農を移住せしめんとするもので資本金三千萬圓、朝鮮總督府が五分配當を保證することになつてゐる。社長理事の任免權は總督府が握り、本社は京城に置き、支店を新京、奉天、哈爾濱、龍井に設くる豫定で、從來鮮農移住を擔當してゐた東亞勸業會社は同社に吸收合併されるものと見られてゐる。

交通及通信

鐵道

滿洲の鐵道

滿洲はその地勢上海岸線に乏しく河川に依る交通も適當でなく、且つ關外荒涼の地として中國文化の恩惠に浴する事も薄く、曾にその天然寶源の豐富と、土地の肥沃なるにも拘らず、僅々三十年以前までは殆んど近代社會からは忘れられた未開の曠野に過ぎなかつた。農產物の世界的產地として、將又、各種有用鑛物、特に近代工業の原動力たる鐵及び石炭の供給地として我國の經濟生活に密接な關係を持つに至つた滿洲も、若し鐵道を中心とする交通網の發達が無かつたならば、恐らく今日もなほ過去二千年の歷史そのまゝに荒蕪放牧を業とする無法無邊の半植民地であつたであらう。今日の滿洲をしてかくあらしめたものは一に鐵道を根幹とする交通機關の賜である。

この近代滿洲の生みの親たる鐵道で滿洲に最初に敷設せられたものは、北滿鐵道（現在の北東鐵道）の關外延長線と東滿鐵道であつて、この二鐵道が時を同うして一九〇三年（明治三十六年）に完成せられた。英國はこの北滿鐵道を關外に延長し、更に之を吉林鐵豪方面に結ぶ事によつて滿洲を東西に貫通する一大幹線たらしめ、以てこゝに自國經濟市場を開拓せんと企てたが、當時偶々旭日昇天の勢にあつた露國の南下勢力と衝突せんとする兆を來し、遂に滿洲に對する野望を抛棄して、專ら揚子江岸の市場確保に腐心するに至つた。而して一方露國はこの北滿鐵道を關外に延長し、一八九六年の「露支協定」によつて、東滿鐵道敷設權獲得を契機として判然と現れはじめたが、然し一九〇四年露國の專橫が生んだ日露戰爭の結果露國の滿洲經略は退却の第一步に入り、實質子以南の鐵道本支線及其の附帶事業一切は日本が繼承することとなり、其の經營の當に明治四十年四月一日滿鐵の設立を見るに至つた。

爾來三十年間日露兩國は南北滿洲に對峙し日露支三國の微妙なる外交の關角がこゝに入亂れ、更に一九二五年以降支那の利權回收熱と自國自滿鐵道敷設熱が擡頭してから一層この關係は複雜となり、しかも支那側の不當な日本に對する鐵道妨礙による滿鐵線の壓迫は、日支外交の禍根となつた觀があり、滿洲の前途に大きな暗影を投げかけてゐたが、一九三一年九月十八日、滿洲事變の勃發、引きつゞき三二年三月民族協和、王道仁政の精神に立脚した新國家「滿洲國」が創設せられるに及んでこの暗影は完全に一掃され、一九三三年三月滿洲國の鐵道が滿鐵の委託經營となると共に、過去に於ける日支外交の禍根であつた滿洲の鐵道問題は決定的解決を見た。續いてロシヤとの間に讓渡交涉中であつた北滿鐵路一七二一粁も日滿露三ヶ國間に於て約一ヶ年に亙る折衝の結果滿洲國は一億七千萬圓を以て買收することに決定、一九三五年三月二十三日滿蘇兩國間に讓渡議印を完了したので是を他の國有鐵道同樣に滿鐵へ委託經營することになつたので玆に全滿鐵道は完全なる統制下に置かれることとなり面目を一

新した。即ち滿鐵社線以外の各滿洲國線は鐵路總局の監督下に置かれて滿洲國の經濟的文化的發展に最高指標となつて目覺ましい活動を續けて居り、なほ將來總局と鐵道部の經營も單一化を考慮されて居り滿洲の鐵道による經濟開發は完全に組織化されてゐる。

滿洲における既設鐵道總延長粁數を擧げれば次の如くである。

（昭和十年十月十日現在）

滿鐵社線	一、一二二・一粁（實粁數）
滿洲國線	六、〇六三・二粁
假營業線	七五七・四粁
（京大、錦峰、圖寧、興黑、興林の五線）	
總　計	七、九四二・七粁

而して昭和九年末の調査によれば滿洲國總面積は百三十萬平方料弱、人口三千百萬人弱、人口密度は方粁當り二十四人、日本內地の平均密度に對し五分の一であるが鐵道粁數の比率に至つては既成總延長七千九百四十餘粁は面積百平方粁に對し僅かに〇・六粁の延長を有するに過ぎず、英國の十六粁日本內地の四粁に比すべくもなく、世界總平均一粁に對してすら遜かに及ばない。然し乍ら滿洲鐵道の過去を顧みて、軍事的竝びに政治的鐵道の敷設を以て開發された鐵道史が爾來三十年、常に多分に同じ傾向を以て進んで來たことを觀取する。滿洲の鐵道は東清、京奉兩鐵道の開通當時三千七百粁を三十年間に倍加したのであるが初の二十年間は一年平均延長六十粁、後の十年間は平均三百粁以上を增加して居る。滿洲事變後四年間に新設された鐵道は二千百粁餘（現在營業線も含む）に上り一年平均五百粁以上も增加し、建設のスピードは世界を驚すものである、而も將來十年を出でずして少くとも四、五千粁の新線建設を見るべく滿洲國は二萬五千粁の鐵道敷設を理想として居り將來の滿洲鐵道網は飛躍的發展を遂げるべく期待されてゐる。

而積百平方粁に對する鐵道延長

ソ	聯	〇・四粁	米	國	五・四粁
滿	洲	〇・六粁	佛	國	七・九粁
滿	鐵	〇・六粁	獨	國	一二・五粁
日	本	四・三粁	英	國	一三・四粁

人口一萬人に對する鐵道延長

支	那	〇・三粁	英	國	七・一粁
滿	洲	二・五粁	佛	國	九・一粁
日	本	三・二粁	獨	國	一〇・五粁
ソ	聯	三・二粁	米	國	三四・四粁
			滿	洲	六九・四粁

尙ほ滿洲の鐵道を具體的に知るためには、先づ南滿洲鐵道株式會社を見、更にこれを鐵道部、鐵路總局、北鮮管理局、建設局の四つに分たれてあるから參照されたし。

南滿洲鐵道株式會社

會社の設立　南滿洲鐵道株式會社は明治四十年四月一日にその業務を開始したが、これに先立ち明治三十八年九月五日ポーツマスに於て締結された日露講和條約第六條に據り、日本は東淸鐵道の南部線中、長春（新京）、旅順間の鐵道及びその一切の支線、竝びにこれに屬する一切の權利、特權、財產及び炭坑等を露國から讓渡されたために、政府は直ちにこの鐵道及び一切の附帶事業の經營準備に着手し、翌三十九年六月には會社設立に關する勅令が發せられ、設立委員の任命を見て設立事務の管理に關する命令書が交付され、定款の認可を得て會社の幹部が任命され、會社設立の認可を受けたが、同年十一月二十六日會社の創立總會を開き、同月二十七日一切會社を東京に置いて、設立委員長から一切の事務と財產目錄とを引繼ぎ、翌十二月七日設立の登記を完了し、同時に鐵道現地に於ては軍役以下の赴任と共に、着々開業の準備が進捗し、その翌四十年四月一日には野戰鐵道提理部その他の官憲から鐵道その他一切の引繼を受け、本社を大連に移し支社を東京に置いて、前記の通り業務を開始することになつた。

資本及び株式　會社設立當初に於ける資本金は二億圓であつた。而して其の半額は政府出資財產を以て充て、殘りの一億圓を株式とし日淸兩國人民間に募集せんとしたが、淸國政府はこの手續を執らなかつたため、止むなく我國民間に募集株の全部を引受させることゝし、明治三十九年より大正六年まで前後三回に亙つて募集を行つた。次に大正九年四月資本金を四億四千萬圓に、更に昭和八年三月に八億圓に增資したが、雙方共依然半額政府半額民間の方針を執つてゐる。

左に昭和十年三月末現在資本及び株式を示せば

資本金總額		八億圓
日本國政府拂込		四億圓
一般募集株	八百萬株	四億圓
▲その內譯		
舊　株	二百四十萬株	一億二千萬圓
新　株	二百萬株	一億圓
第二新株	三百六十萬株	一億八千萬圓
計	八百萬株	四億圓
▲拂込濟株金		
資本金總額（創業出資引受株式）		一億圓
舊　株	一億五千六百二十萬八千圓	
一般株 新　株	一億二千萬圓	一億圓
第二新株	七千二百萬圓	七千二百萬圓
計	五億四千八百二十萬八千圓	
▲拂込未濟株金		一億四千三百七十九萬二千圓
政府引受株		一億八百萬圓
一般第二新株		二億五千百七十九萬二千圓
計		一億八百萬圓

社債　社債に對し日本政府の保證は鐵道の改築又は附帶事業經營のため發行する社債及び該社債を整理借還するため發行する社債に對し、日本帝國政府よりその利子の保證を受け、且つ必要あらば元金支拂を保證されることもある。唯斯く保證を受くべき社債の總額は拂込金額の二倍以內で總資本額を超過することを得ざる約束であるに至ることを得るも、資本總額を超過することを得ずと規定されてゐる。なほ昭和九年度の社債發行成績を見るに、九年四月第三十九次社債千五百萬圓、同年五月第四十次社債千萬圓、同年八月第四十一次社債四千萬圓、同年十一月第四十二次社債千五百萬圓、同十年一月第四十三次社債三千萬圓、同年三月第四十四次社債三千萬圓を募集し、九年四月及び十月第六次社債償還額三回、第十四回）を借還した而して年度末現在社債總額は五億三千七百六十二萬五千圓（但し八年度借還額のうち三九、〇五二、〇〇〇圓は鐵路株に轉替したものであり、現金借還は一七、六二五、

何時でも發行し得る金額は八千七百二十四萬八千圓である。

社債募集及び償還狀況

年度	募集額	借還額	年度末現在
	千圓	千圓	千圓
自明治四〇年至同四四年	一九、三五五	一九、三五五	二九、三五五
大正元年	一	一	二九、三五五
同二年	一	一	二九、三五五
同三年	一	一	二九、三五五
同四年	一	一	二九、三五五
同五年	一	一	二九、三五五
同六年	一	一	二九、三五五
同七年	一	一	二九、三五五
同八年	一	一	二九、三五五
同九年	一	一	二九、三五五
同一〇年	一	一	二九、三五五
同一一年	一	一	二九、三五五
同一二年	一	一	二九、三五五
同一三年	一	一	二九、三五五
同一四年	一	一	二九、三五五
昭和元年	一	一	二九、三五五
同二年	一	一	二九、三五五
同三年	一	一	二九、三五五
同四年	一	一	二九、三五五
同五年	一	一	二九、三五五
同六年	一	一	二九、三五五
同七年	一	一	二九、三五五
同八年	一	一	二九、三五五
同九年	一	一	二九、三五五

○○○圓である。なほ十年度九月三十日末までに社債四千五百萬圓を募集し、一部償還額十一萬二千五百圓を償還したから昭和十年九月末日現在社債現在額は五億八千二百五十一萬二千五百圓である。

利益配當　會社の利益配當に關しては日本政府の明治三十九年八月一日付命令書のうちに左の如く規定されてゐる。

第十二條　每營業年度にあけるその社の利益配當が株主の拂込金に對し年六分の割合を超過せざるときは政府の持株に對し配當をなすを要せず

第十四條　株主の拂込金に對する利益配當金年六分の割合を超過するに至りたる時はその超過の金額は先づ社債の利子に充當すべし

第十五條　その社の利益が前條の社債利子を支拂ひなほ剩餘ある時は資本額は株式の各拂込高に對し配當割合均一に至るまでこれを日支兩國政府持株に配當すべし、日支兩國政府持株に對する利益配當が年四分三厘三毛の割合に達したる時は株主の拂込金に對し年四分の割合を超へざる範圍内において更に第二配當をなすことを得るものとす

（以下昭和四年三月追加公布）日支兩國政府持株に對する利益配當が年四分三厘三毛の割合を超ゆるに至りたる時はその超ゆる割合を限度とし株主の拂込金に對し年二分の割合を超へざる範圍内において第二配當を增加することを得

貸借對照表

（昭和九年三月三十一日現在）

資産の部	金額	負債の部	金額
事業費	七七七、九四四、三四三、〇四	資本金	一、八一一、二〇二、四一五、五一
商品貯藏品	四、六四七、九七四、五八	社債	五三、一〇〇、〇〇〇、〇〇
有價證券	一一、一六九、四九一、八〇	前年度繰越金	一五、一五四、七四二
現金	一五九、九四九、五七七、九三	本年度利益金	三一、〇〇九、三二四、一九
預ケ金	一六五、六一五、七三	計	二一八、〇二五、八七六、六〇
他店貸借勘定	三一、〇〇九、三二四、一九		
保證金	二一八、〇二五、八七六、六〇		
受取手形	一八七、二二五、〇三		
替勘定	八、四七四、三一七、五二		
未收金	一四、八九五、〇〇〇		
拂金	五、二四〇、九九二、四二		
社員貯金	二四八、七三六、八三		
社員身元保證金	九五、〇三九、九〇三、八三		
共濟組合支拂金	二四〇、三二三、五八二、五五		
計	六、九六八、五五八、四六		
	一、八一一、二〇二、四一五、五一		

資産の部	金額	負債の部	金額
拂金	八〇〇、〇〇〇、〇〇〇	社債利子	七〇、四〇〇、〇〇
國法定積立金	三六、九六〇、〇〇〇、〇〇	社債償還積立金	二九、一一五、八八三、八〇
特別積立金	一八二、九〇〇、〇〇〇、〇〇	前年度繰越金	九、一八二、一五九、三三
社債償還積立金	五三七、六二五、〇〇〇、〇〇	本年度利益金	四六、四六七、四五七、一二
預リ金	四六、九一一、七〇八、三一	計	一、八一一、二〇二、四一五、五一
他店貸借勘定	三、二〇二、〇〇五、九九		
勘定貸借	三、一〇〇、〇〇		
保證金	五、三五五、〇四八、〇二		
支拂手形	一五、五〇〇、〇〇〇、〇〇		
替勘定	五三、二九四、七五		
社員貯金	一〇、五一九、〇七四、七二		
社員身元保證金	五一、三九二、六七五、三二		
共濟組合支拂金	四、九一六、五三七、六六		
	三一、〇二八、〇七〇、七九		

監督官廳　會社に對する第一次監督官廳は會社創立當初より關東都督であつたが大正六年七月關東都督府官制は改革せられ從來會社に對し業務監督の位置にあつた都督は會社の業務を統裁することとなり、會社總裁、副總裁は廢止せられ新たに理事長を置き都督の命を承けて會社の業務を執行することとなつた。併し本制度も實施後二年にして大正八年四月關東都督府廢止せられ新たに關東廳を置き關東長官は從前の單なる會社監督機關の地位に復歸し、爾來長く會社業務の監督に當つてゐたのであるが本制度も亦事變後の新情勢に適はざるに至り昭和九年十二月關東廳官制改正せられ在滿洲關東大使館に關東局の設置を見滿洲國駐劄特命全權大使が會社業務の監督に當ることとなつた。

中央監督官廳は會社設立當時は遞信大臣でその後內閣總理大臣に移り昭和四年六月拓務省官制發布と共に拓務省となつたが九年十二月再び內閣總理大臣となつた。尙會社業務の事後監査機關として監理官制度があり共に變遷したが現在は關東局監理部長

及鐵滿事務局殖產局長の兩名を以て當らせることとなつてゐる。會社の會計及び營業に關する規定は豫め政府の認可を要し、每營業年度の事業計畫、事業費、營業收支の豫算及び利益配當の割合も政府の認可を受けなければならない。

會社の組織　會社は創立以來鐵道を中心とし、炭礦、製鐵（大正七年鞍山製鐵所設置せられ、昭和八年五月末日昭和製鋼所に施設一切を讓渡滿鐵より分離）の三生產部門と地方經營の消費部門とを根幹とし、此の四部門の結成亦統制は前後十回の變遷を經て現在に至つてゐる。會社機別は實に前記根幹部門の經營並に統制の根幹をなすものであり企業經營の組織法である。會社の重役は總裁、副總裁、理事及び監事であるが、總裁及び副總裁は勅裁を經て政府が任命し、理事は百株以上の株主中より政府に於て之を任命し、監事は株主總會に於て株主中より選任する。而して正副總裁の年期は五箇年、理事は四箇年監事は三箇年である。今、創立當初より今日に至る歷代首腦者を擧ぐれば

職名	氏名	任期
總裁	後藤新平	自明治四一、一一、一三　至大正三、三、一六
副總裁	中野武營	自明治四一、一一、一三　至大正三、三、一六
同	中野長公	自明治四一、一一、一三　至大正三、三、一六
同	野村龍太郎	自大正三、三、一六　至大正六、一一、一
同	中村雄次郎	自大正三、三、一六　至大正六、一一、一
理事長	國澤新兵衛	自大正六、一一、一　至大正一〇、一一、一
社長	野村龍太郎	自大正六、一一、一　至大正一〇、一一、一
同	早川千吉郎	自大正一〇、一一、一　至昭和二、一一、一
同	川村竹治	自大正一〇、一一、一　至昭和五、一一、一
同	安藤保一郎	自大正一〇、一一、一　至昭和八、一一、一
總裁	山本条太郎	自昭和二、一一、一　至昭和七、一一、一
副總裁	仙石貢	自大正一〇、一一、一　至昭和五、一一、一
同	内田信也	自大正一〇、一一、一　至昭和七、一一、一
同	林博太郎	自大正一〇、一一、一　至昭和七、一一、一
同	松岡洋右	自昭和二、一一、一　至現在
同	林博太郎	自昭和五、一一、一　至現在
同	松岡洋右	自昭和七、一一、一　至現在

會社組織一覽　現行會社職制の骨子は昭和七年十二月の改正にかゝる第一次の職制で所謂社員を以て各部々長たらしめる社員部長制を採用し、重役は部長を指揮し常に高所大局より社務を統掌する所謂重役合議制を採用してゐる。昭和十年九月末現在の會社の組織は正副總裁の下に理事八名あつてこれを補け、他に監事四名あり、總裁直屬機關として總務、計劃、審理、鐵道、地方商事の六部の外、鐵道建設局、東京支社、上海事務所、鞍山炭礦、撫順炭礦、經濟調査會、北鮮鐵道管理局の各機關があり、又滿洲國鐵道の經營委任を受けると共に鐵路總局を設立し、總局は奉天、吉林、齊々哈爾、哈爾濱の四鐵路局、哈爾濱水運局の現場機關を置き他に鐵路學院を經營してゐる。左に昭和十年十月五日現在の各部局別職制を示す（特に鐵道關係は課所長名を附す）

〇〇〇圓である。なほ十年度九月三十日末でに社債四千五百萬圓を募集し、一部償還額十一萬二千五百圓を償還したから昭和十年九月末日現在社債現在額は五億八千二百五十一萬二千五百圓である。

利益配當　會社の利益配當に關しては日本政府の明治三十九年八月一日付命令書のうちに左の如く規定されてゐる。

第十二條　每營業年度におけるその社の利益配當が株主の拂込金に對し年六分の割合を超過せざるときは政府の持株に對し配當をなすを要せず

第十四條　株主の拂込金に對する利益配當金年六分の割合を超過するに至りたる時はその超過の金額は先づ社債の利子に充當すべし

第十五條　その社の利益が前條の社債利子を支拂ひなほ剩餘ある時は資本組織の普通株式の拂込高に對し配當割合均一に至るまでこれを日支兩國政府持株に配當すべし、日支兩國政府持株に對する利益配當が年四分三厘三毛の割合に達したる時は株主の拂込金に對し年四分の割合を超へざる範圍内において更に第二配當をなすことを得るものとす

（以下昭和四年三月追加公布）日支兩國政府持株に對する利益配當が年四分三厘三毛の割合を超ゆるに至りたる時はその超ゆる割合を限度とし株主の拂込金に對し年二分の割合を超へざる範圍内において第二配當を增加することを得

貸借對照表

（昭和九年三月三十一日現在）

科目	金額
資産の部	
鐵道業品	七七七、九四四、三四三、〇四四
貯蓄品	四、六四七、九七四、五八
有價證券	一一、一六九、四九一、八〇
現金	一五九、九四九、五七七、九三
預ケ金	一六五、六一五、七三
他店貸借	三一、〇〇九、三二四、一九
證券貸借	二一八、〇二五、八七六、六〇
金利	一八七、二二五、〇三
受取手形	八、四七四、三一七、五二
特約手形	一四、八九五、〇〇
未收金	五、二四〇、九九二、四二
割增金	二四八、七三六、八三
社債發行差額	九五、〇三九、九〇三、八三
	二四〇、三二三、五八二、五五
	六、九六八、五五八、四六
	一、八一一、二〇二、四一五、五一
負債の部	
資本金	八〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
社債	三六、九六〇、〇〇〇、〇〇
他人資本	一八二、九〇〇、〇〇〇、〇〇
借入金	五三七、六二五、〇〇〇、〇〇
預リ金	四六、九一一、七〇八、三一
他店貸借	三、二〇二、〇〇五、六九
證券貸借	三、一〇〇、〇〇〇
保證金	五、三五五、〇四八、〇二
支拂手形	一五、五〇〇、〇〇〇、〇〇
借替勘定	五三、二九四、七五
社員貯金	一〇、五一九、〇七四、七二
社員身元保證金	五一、三九二、六七五、三二
共濟勘定	四、九一六、五三七、六六
支拂金	三一、〇二八、〇七〇、七九
事業費	七七七、九四四、三四三、〇四四
繰越金	二九、一一五、八八三、八〇
前年度繰越金	九、一八二、一五九、三三
本年度利益金	四六、四六七、四五七、一二
計	一、八一一、二〇二、四一五、五一

監督官廳　會社に對する第一次監督官廳は會社創立當初より關東都督であつたが大正六年七月關東都督府官制は改革せられ從來會社に對し業務監督の位置にあつた都督は會社の業務を統裁することとなり、會社總裁、副總裁は廢止せられ新たに理事長を置き都督の命を承けて會社の業務を執行することとなつた。併し本制度も實施後二年にして大正八年四月關東都督府廢止せられ新たに關東廳を置き關東長官は從前の單なる會社監督機關の地位に復歸し、關來長く會社業務の監督に當つてゐたのであるが本制度も亦事變後の新情勢に鑑みるに至り昭和九年十二月關東廳官制改正せられ在滿洲國大使館に關東局の設置を見滿洲國駐劄特命全權大使が會社業務の監督に當ることとなつた。

中央監督官廳は會社設立當時は遞信大臣でその後內閣總理大臣に移り昭和四年六月拓務省官制發布と共に拓務省となつたが九年十二月再び內閣總理大臣となつた。尙會社業務の事後監督機關として監理官制度があり共に變遷したが現在は關東局監理部長

及副議事務局殖產課長の兩名を以て當らせることとなつてゐる。會社の會計及び營業に關する規定は豫め政府の認可を要し、每營業年度の事業計畫、事業費、營業收支の豫算及び利益配當の割合も政府の認可を受けなければならない。

會社の組織　會社は創立以來鐵道を中心とし、炭礦、製鐵（大正七年鞍山製鐵所設置せられ、昭和八年五月末日昭和製鋼所に改設一切を讓渡滿線より分離）の三生產部門と地方經營の消費部門とを根幹とし、此の四部門の結成亦統制は前後十回の變遷を經て現在に至つてゐる。會社職別は實に前記諸部門の經營並に統制の根幹をなすものであり企業經營の組織法である。會社の重役は總裁、副總裁、理事及び監事であるが、總裁及び副總裁は勅裁を經て政府が任命し、理事は百株以上の株主中より政府に於て之を任命し、監事は株主總會に於て株主中より選任する。而して正副總裁の年限は五箇年、理事は四箇年監事は三箇年である。今、創立當初より今日に至る歷代首腦者を擧ぐれば

職名	氏名	任期
總裁	男爵 後藤新平	自明治四一、一一、一三 至同四二、一一、一二
副總裁	岡　十郎	自同四一、一一、一三 至大正二、三、二五
同	中村是公	自同四二、一一、一三 至大正三、三、二五
同	野村龍太郎	自同四三、三、二六 至同四四、一一、一二
同	中村雄次郎	自同四四、一一、一三 至大正五、一一、一二
理事長	國澤新兵衛	自同五、一一、一三 至同八、一一、一二
同	野村龍太郎	自同八、一一、一三 至同一二、一一、一二
社長	早川千吉郎	自同一二、一一、一三 至同一六、一一、一二
同	川村竹治	自同一六、一一、一三 至同一七、一一、一二
同	安廣伴一郎	自同一七、一一、一三 至昭和二、一一、一二
總裁	山本条太郎	自同二、一一、一三 至同五、一一、一二
同	仙石　貢	自同五、一一、一三 至同七、一一、一二
副總裁	內田康哉	自同七、一一、一三 至同一〇、一一、一二
同	林　博太郎	自同一〇、一一、一三 至同一二、一一、一二
同	松岡洋右	自同一二、一一、一三 現在

會社組織一覽　現行會社職制の骨子は昭和七年十二月の改正にかゝる第一次の職制でこれを補ひ、他に監事四名あり、總裁直屬機關として總務、計劃、鐵道、地方商事の六部の外、鐵道建設局、東京支社、上海事務所、撫順炭礦、經濟調査會、北鮮鐵道管理局の各機關があり、又滿洲國鐵道の經營委任を受けると共に鐵路總局を設立し、總局は奉天、吉林、齊々哈爾、哈爾濱の四鐵路局、哈爾濱水運局の現場機關を置き他に鐵路學院を經營してゐる。左に昭和十年十月五日現在の各部局別職制を示す（特に鐵道關係は鐵所長名を附す）

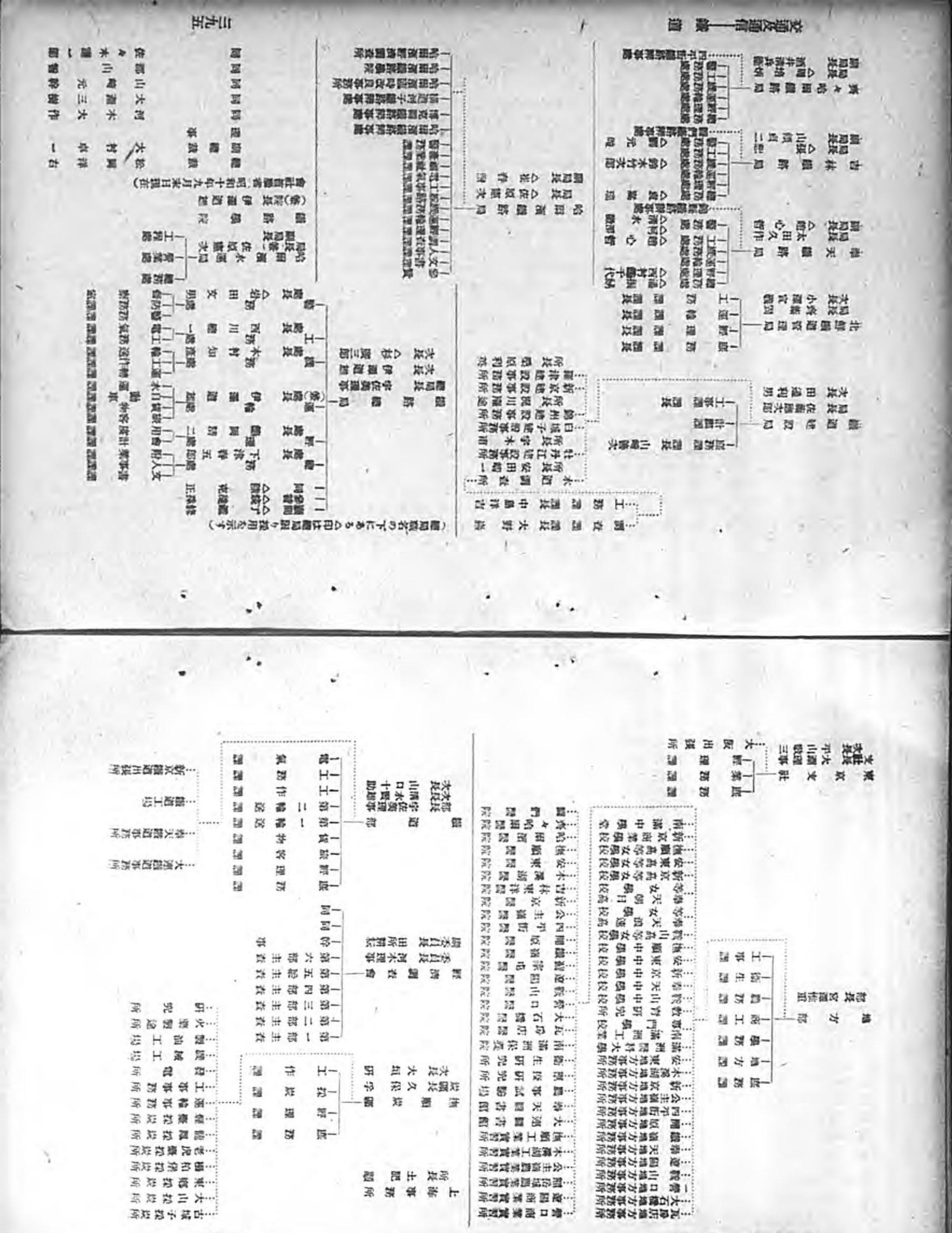

理　事　宇佐美寛爾
同　佐藤龍次郎
同　石本鑑治
監　事　大橋新太郎
同　小倉正恒
同　原邦道
同　武藤富雄

會社の事業　會社は日本政府の明治三十九年八月一日附命令書に基き、鐵道運輸事業を經營すると共にその便益のため附帶事業として、倉庫業、車輛工場、本坑及びこれに附隨する各種化學工業、海運業、港灣を經營し、滿洲國有鐵道の直營、同新線の建設受託、會社附屬地內土地建物の經營、土木、敎育、衞生及び產業に關する各種の施設をなし、廣く東亞の各地に涉つて調査事業を遂行する傍ら製鐵、瓦斯、電氣、煤業、旅館、船渠、石炭業、輸入組合、炭山、採木業、運送業、土木業、倉庫業等を育成、又は助成してこれが發展に資する等單なる鐵道事業に止まらないが、會社創業以來事業の變遷の概括すれば次の如くである。

大正六年三月には鞍山における製鐵事業を企業化するため本社に鞍山工場準備係を置き諸準備を進め翌年五月には鞍山製鐵所を設置し愈よ製鐵事業を開始した。賃鐵處理法により漸次成績を擧げたが遂に製鋼一貫作業のため昭和八年五月昭和製鋼所にその施設一切を擧げて讓渡し製鐵事業は滿鐵より分離した。

大正六年七月には朝鮮國有鐵道の經營及び附帶事業の取扱を朝鐵總督より委託され京城管理局を置いて經營の任に當つたが大正十四年四月に返り之を返還した。

會社は創業以來北支那一帶に亙り海運業に從事してゐたが大正十一年七月に至り海運業は擧げて大連汽船にその經營を讓渡した。電氣、瓦斯事業も創業以來甚だ微弱なつたが國立事業とするを便として瓦斯事業は大正十四年七月、電氣事業は翌十五年五月夫々分離獨立した。

昭和八年三月一日には滿洲國有鐵道は擧げて會社に委託經營せられることとなり、會社は之が經營機關として鮮天に鐵路總局を置き各路局を管轄せしめることとし、滿洲國との間に新線の建設調查契約を締結し之が運行國營として鐵道建設局を設置し滿洲開發の大動脈たる幹線敷設の任務に當らしめ竣工の上はその經營は總て滿洲國に委託されてゐる。なほ北滿鐵路も昭和十年三月滿洲國に讓渡されたので總局の管理に入れられた。

昭和八年十月一日よりは清津以北の朝鮮國有鐵道經營を朝鮮總督府より委託された現行會社の事業を大別せば左の如くである。主たる事業鐵道（社線經營並滿洲國線及北鮮線の委託經營）

附帶事業——木運——（滿鐵附川經營滿洲國線附屬）
　鞍山—炭礦經營
　鐵道—鐵道沿線に於ける宿泊施設
　倉庫—各驛及埠頭に於ける倉庫
　物品販賣—石炭、鐵鋼その他生產物の販賣
　製油—撫順炭礦に於ける製油
　地方經營—鐵路附屬地に於ける土地、家屋の經營及土木、敎育、衞生施設

事業費

昭和九年度決算

別	事業費支出額	轉換額	償却及除却額	計	昭和九年度末現在額
鐵道	三六、四五五、三六六・〇六	圓	圓	圓	圓
鐵道	二八、一〇九、五八〇・一二				
鐵道	六、九四七、一〇四・八七				
鐵道	一、三八九、〇〇一・〇七				
鐵道	二三、一七七、九八五・〇一				
鐵道	一三、二七七、三八一・〇五				
鐵道	一、木年度償却及除却費の總額				
鐵道	其の資產科目は次の如し				
鐵道	事業費				
鐵道	貸金及有價證券				
鐵道	假拂金				
鐵道	社債募額				
鐵道	二、右貸借科目は次の如し				
鐵道	損益勘定				
鐵道	別建收支勘定				

鐵　道　部

滿鐵々道部の組織は別表の示す通りで滿鐵事業の根幹をなす鐵道事業のうち、滿鐵社線一千百二十二粁一の運輸經營に當つてゐるのがこの部である。更に鐵道事業の附帶事業として倉庫、旅館、港灣の諸事業を行つてゐるが、本項では部所管鐵道、旅館、倉庫について記すことゝする。

鐵道事業は滿鐵の根幹をなすもので創立以來二十有五年餘の間經始その主力を鐵道に傾注し、建設其の他諸施設の改良整理、倉庫營業及び鐵道工場等附帶事業の完成充實に力めたのであつた。加ふるに會社の鐵道は幾多の物運機關とその連絡を完全ならしめ、歐亞連絡の幹線たる機能を發揮し、又會社本來の使命たる滿蒙開發の先驅として至大な貢獻をなしてゐる。南滿洲鐵道の屋梁線路の延長は昭和十年九月末日現在一千百二十二粁で大連埠頭より新京に至る連京線（七百二粁）安東より奉天に至る安奉線（二百六十粁餘）を主要としその他に撫順、營口、旅順等の支線を有してゐる。

滿鐵が最初政府より引繼を受ける鐵道は、本線三六呎の狹軌にして、安奉線は我軍の急設せる簡便鐵道であつたが、滿鐵は政府の命令によつて廣軌改築に着手、連京線は明治四十一年五月三十日に、安奉線は同四十四年十一月一日に何れも全部の廣軌路の開通を見た。而して輸送貨物の增大は鐵道の複線を要求し、明治四十二年十月の大連驛奉天間の開通を嚆矢に、大正四年六月鞍山奉天間の工事に着手、南北に及ぼして昭和九年九月二十六日無事連京全線の複線工事を完了した。複線工事と並行して輸送能力の增大には長大列車運轉の爲め

營業收支（昭和九年度）

種別　收入　支出　損益

種別	收入	支出	損益
總收入	圓	圓	圓
旅館	三、六四、三五三・三五	三、六四、三五三・三五	
港灣	三、八九、五四〇・四二	三、八九、五四〇・四二	
製鐵	一、三四、四四〇・九二	一、三四、四四〇・九二	
製油	四、八四、四四〇・九二	四、八四、四四〇・九二	
地方費	一、三四、四四〇・九二	一、三四、四四〇・九二	
雜收入	一、三四、四四〇・九二	一、三四、四四〇・九二	
利息	一、三四、四四〇・九二	一、三四、四四〇・九二	
計	二、三四、四四〇・九二	二、三四、四四〇・九二	
前年度比較增減	三、三四、四四〇・九二	三、三四、四四〇・九二	

償却及除却費　純損編

種別	償却及除却費	純損
總收入	圓	圓
旅館	一、三四、四四〇・九二	
港灣	一、三四、四四〇・九二	
製鐵	一、三四、四四〇・九二	
製油	一、三四、四四〇・九二	
地方費	一、三四、四四〇・九二	
雜收入	一、三四、四四〇・九二	
利息	一、三四、四四〇・九二	
計	二、三四、四四〇・九二	損
前年度比較增減	三、三四、四四〇・九二	損

に大軌條への取替が必要である。會社が引繼を受けた當時の軌條は安奉線の特に細少なるものの外野戰當時使用せる六十封度軌條及露國から引繼いだ六十四封度軌條であつたがその後原軌改築に際し八十封度に改めたが、更に輸送能力の增大に伴ひ大正八年以降は百封度軌條の敷替に着手し現在は幹線百封度、支線は八十封度、側線は六十四封度及六十封度となつてゐる。なほ滿鐵社線の幹線たる連京線は奉天に於て奉山、奉吉の兩線四平街に於て四齊線、新京に於て京圖、京濱及京大の三線と共に接續してゐるが京濱線は昭和十年九月一日標準ゲージへ變更の結果、同日より大連、哈爾濱の客貨車は直通し一層利便を進めた。各線別實粁程を示せば左の如し。（昭和九年度末現在）

線別	實粁程
連京線	七〇一・八
安奉線	二六〇・二
旅順線	五二・九
營口線	五〇・八
煙臺線	二二・四
撫順線	一五・六
甘井子線	一一・九
[illegible]線	四・一
埠[illegible]驛線	二・四
計	一、一二二・一

次に鐵道が附帶事業として營んでゐる工場倉庫及び旅館事業の概略を示せば

倉庫　滿鐵は明治四十一年埠頭保管なる名目の下に小規模の倉庫營業を開始し、埠頭に發致の貨物保管をなすを目的とし之に對し倉庫證券を發行した。而して鐵道沿線では主要驛の倉庫上屋及び野積場の修築完成を俟ち、明治四十二年十一月以來主として輸送貨物の輻輳を緩和するといふ目的で、發送貨物保管なる名目の下に滿洲特產物の野積保管(無料金)制を設け、これに一種の證券を發行して金融を得るの途を開いた。然し以上二種の倉庫業は共に規模狹小で組織制度も亦甚だ不完全なので、明治四十四年九月以來大連埠頭と共に、沿線三十一驛に漸次公式の倉庫營業を開始して荷主の金融を容易ならしめ、併せて奧地各驛に於て發送の目的で貨物を寄託した場合には倉敷料を免除するの方法を設けた。又穀物に對しては大正元年間積保管の制を開き、その後更に輸出大豆、豆粕、豆油及び小麥に對しては品質重量の統一及び保管の便宜を圖つて、所謂混合保管の制を設けた。而して會社は又倉庫營業の開始と共に大連火災海上保險と特約し、引渡し未了の船舶陸揚貨物の外、寄託物は荷主の委任を受けてこれを火災保險に附し、保險料は當分會社に於て負擔することゝし、先づ大連埠頭に保管する貨物に實施した。

九年度における倉庫營業驛は大連埠頭ほか三十驛でその保管貨物受拂狀況は次の如くである。（單位瓲）

科目	九年度	前年度	比較增減
八年度末現在	[illegible]	[illegible]	[illegible]
入庫	[illegible]	[illegible]	[illegible]
計	[illegible]	[illegible]	[illegible]
出庫	[illegible]	[illegible]	[illegible]
年度末現在	[illegible]	[illegible]	[illegible]

旅館　會社創業と共に經營せられた旅館業は諸般の設備と共に漸次面目を改めて營業狀態も亦年々順調に向ひ、大正六年度の如きは歐洲戰亂による好景氣の餘波を受けて旅館收入の上に稀有の好成績を示したが、大正八年度下期に入り俄然財界の衰兆を示し、爾來其の影響甚だしく、成績も思はしからず昭和三年一月には會社より分立せしめたのであつた。而して昭和六年四月、再び之を會社に還元して今日に至つたが、事變後內外人の往來頻繁にして、各旅館共滿員の狀態を現示し、旅館營業成績において從來の赤字を九年度に漸く黑字となつた。滿鐵直營の旅館及び昭和九年度に於ける旅館の實積を示せば次の通りである。

名稱	所在	樣式
ヤマトホテル	大連	洋式
同	大連星ヶ浦	同
同	奉天	同
同	新京	同
同	[illegible]	同
同	[illegible]	同
[illegible]	[illegible]	和式
[illegible]	五龍背	同
[illegible]	[illegible]	同
[illegible]	[illegible]	同

年度	宿泊延人員	食事客數
九年度	一一〇、四九八	四七二、八六七
前年度	一〇四、二八〇	四七四、三五六

工場　鐵道に關する工場は引繼當時大連驛構內に極めて粗造のものがあつたが、明治四十一年大連沙河口に一大工場の建設に着手、同四十四年八月九日全部の作業を開始機關車及車輛の製作組立修繕を營し、傍ら諸機器の製作修理をも行つた。その規模廣大獨立の水道を敷設し工場敷地約三十萬坪である。而して工場生產高は九年度一千六百二十二萬六百九十六圓で前年度に比して一六%の增加を示しこの內社外注文は五百二十七萬八千九百九圓餘は全部社內注文によるものである。なは鐵道工場のほか蘇家屯に木材防腐場を置き鐵道、枕木、電柱、枕木等各種會社用材にクレオソート油を注入防腐作用を行ひ、又大連に電氣修繕場を置いて電信電話に關する機械器具の修理並びに電氣用品の試驗を掌つてゐる。

鐵道事業營業成績（單位圓）

年度	收入	支出	損益
明治四〇年	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大正六年	[illegible]	[illegible]	[illegible]
昭和二年	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同四年	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同五年	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同六年	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同七年	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同八年	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同九年	[illegible]	[illegible]	[illegible]

鐵道貨物運輸成績（昭和九年度）

種別	九年度	前年同期比
貨物瓲數（單位瓲）		
營業貨物	[illegible]	增 [illegible]
社用貨物	[illegible]	增 [illegible]
計	[illegible]	增 [illegible]
貨物收入（單位圓）		
營業貨物	[illegible]	增 [illegible]
社用貨物	[illegible]	增 [illegible]
計	[illegible]	增 [illegible]

主要貨物輸送瓲數（單位瓲）

	九年度	前年同期比
大豆	[illegible]	增 [illegible]
木材	[illegible]	增 [illegible]
石炭	[illegible]	增 [illegible]
石材	[illegible]	增 [illegible]
セメント	[illegible]	增 [illegible]
鐵及鋼	[illegible]	增 [illegible]

貨物輸送及收入成績年度別（單位瓲、圓）

年度	貨物瓲數	貨車收入
明治四〇年	[illegible]	[illegible]
大正六年	[illegible]	[illegible]
昭和二年	[illegible]	[illegible]
同四年	[illegible]	[illegible]
同五年	[illegible]	[illegible]
同六年	[illegible]	[illegible]
同七年	[illegible]	[illegible]
同八年	[illegible]	[illegible]
同九年	[illegible]	[illegible]

昭和九年度に於ける貨物運輸の平均營業粁數は一、一二九・一粁、貨物取扱瓲數は二千百六十七萬三千三百四十一瓲七、貨車收入は一億百四十八萬九千二百七十六圓二十二錢にして之を前年度に比すれば平均營業粁數に增減なく取扱瓲數は二百八十二萬五百一瓲五即ち十三%、貨車收入は七百二十二萬六千二百五十七圓十錢即ち八%の增加を示した。而して一日一粁平均は輸送瓲數一萬六千九百二瓲一、收入二百四十六圓二十六錢にして前年度に比して前者は千百六十六瓲一、後者は十七圓五十錢を孰れも增加した。

次に之を主要貨物に就いて見るに本年度は北滿特產物輸送の增加と撫順炭及び輸入貨物の輸送旺盛であつた爲め良好なる結果

を得た。即ち特産物中大豆は年初獨逸の油脂原料輸入禁止に荷動遠巡を見たが再び之が緩和の報に歐洲向及日本向に輸送活況を呈し高粱の南支向、粟の朝鮮向、玉蜀黍の日本向、落花生の歐洲向共に好調を示した。唯獨り豆粕は原料高製品安に採算引合はず奥地油房操業を休止せるもの多く輸送數量は前年度に比し著しく減少を示した。石炭は日本内地産業界の好況持續と重工業の隆盛に揚加へて朝鮮及び滿洲國内諸工業用炭の消費旺盛にして地實採炭用炭と共に好調を示しその他一般貨物も滿洲國ド事業の進展に伴び各種建築材料、鐵道用品及び日用雜貨類の輸送頻れも著增し復線工事、路盤補修工費の施行による社用貨物の激增は共に輸送繁劇を招來した。即ち銀安と關東北軍閥による競爭鐵道の壓迫によつて、昭和四年を絶頂（但し同年の好況は露支紛爭による東北鐵道の不通が最大の原因となつてゐる）として五年六年と悲況のドン底にあつた滿鐵の營業成績は滿洲國の建國と共に再び好況に向ひ九年度において遂に創業以來の最高レコードを作つた。

旅客輸送及收入年度別

（單位圓）

年度	乘車人員	收入
明治四〇年	一、五三、三三一	三、四二、三五九
大正六年	八、三六、三九九	三、三四、三五九
同　二年	八、三四、四九九	三、三四、三五九
同　四年	八、三四、四九九	三、三四、三五九
同　五年	八、三四、四九九	三、三四、三五九
同　六年	八、三四、四九九	三、三四、三五九
同　七年	八、三四、四九九	三、三四、三五九
同　八年	八、三四、四九九	三、三四、三五九
同　九年	八、三四、四九九	三、三四、三五九
右昭和九年度の指數（明治四〇年を一〇〇としたるもの）		
輸送人員	九三	
旅客等級別統計（昭和九年度）	乘車人員	收入
一等	千人	千圓
二等	二九	二二
三等	三四、六三	一七、四三
計	三四、九四	一七、四五

滿鐵の旅客輸送は右の表によつて明かなる如く、貨物に比して著しく振はず、日本内地各鐵道は客貨四の割合なるに比して滿洲は貨物八割六貨四の割合なるに比して滿洲は貨物八割以上、旅客二割足らずの比率である。滿鐵自體も營業の主眼を貨物に置いて旅客は兎角輕視され勝の形であつた。殊に昭和五、六年度の事變に禍されてこの兩年度は見るも悲慘な營業成績であつたが、滿洲國の建國に伴ふ治安の恢復、銀價の昂騰、國線の委任經營等の好條件が出揃つて、七年度以後は急激に增加し、九年度は遂に二千萬圓突破の滿鐵創業以來のレコードを出し、滿洲發展人口增加に伴つて、十年度に入つて益々漸增十年度上半期は貨物收入は九年對比減少したるに拘らず旅客收入は增加再び新記錄を出してゐる。

而してこの旅客收入の增加は滿鐵鐵道部をして所謂旅客サービスの改善に目醒めさきに特急「はと」を新京大連間に運轉し、日本鐵道省の「つばめ」に亞ぐを走らせたが、更に九年十一月一日からは東洋一の快速（時速八二キロ）と設備を誇る特急「あじあ」を走らせて新京大連間七百二キロを八時間三十分で走破せしめる外、全線に列車の大增發を敢行せしめることゝなつたが更に昭和十年九月一日より京濱線のゲージ變更の結果大連、哈爾濱間の客貨車は直通し、あじあは大連、哈爾濱間十三時半にて直通することゝなつた。

昭和十年度上半期（自四月一日至九月三十日）鐵道收入概算累計は特產出廻減少及び建設材料輸送の峠を越したため九年度上半期に比し貨車收入は減少してゐるが左の如くである。（單位圓）

	本年度累計	前年同期比
客車	二、六六、六九	增　一、三二、三五
貨車	四、一六、五二	減　四、八六、九五

	本年度累計	前年同期比
乘車人員	七、四六、四五	增　五、三四
貨物噸數	九、五五、一六	減　一、九五
內譯社內石炭	四、四四、六四	減　九二、一三
社內一般貨物	一、六六、五五	減　三五、七二
社外貨物	四、四四、四一	減　四五、四一

貨物運賃率

運賃率は普通運賃及特定運賃の二種に別れてゐるが普通運賃率は各等毎に輸送距離に應し遞距離遞減法の累加計算法に基き算出せる基礎賃率に發着驛の手數料として小口扱八錢三厘、一車扱五十五錢を加算せるものである。

小口扱運賃率（一〇〇粁一件に付）

	一級品	二級品	三級品	四級品
	錢	錢	錢	錢
一件―一五〇件迄	〇・三五	〇・三五	〇・三五	〇・三五
一五一件―三〇〇件迄	〇・三五	〇・三五	〇・三五	〇・三五
三〇一件―六〇〇件迄	〇・三五	〇・三五	〇・三五	〇・三五
六〇一件以上	〇・三五	〇・三五	〇・三五	〇・三五

一車扱運賃率（一粁一件に付）

	鐵	鐵	鐵	鐵
一件―一五〇件迄	〇・三五	〇・三五	〇・三五	〇・三五
一五一件―三〇〇件迄	〇・三五	〇・三五	〇・三五	〇・三五
三〇一件―六〇〇件迄	〇・三五	〇・三五	〇・三五	〇・三五
六〇一件以上	〇・三五	〇・三五	〇・三五	〇・三五

小口扱運賃率（一〇〇粁一件に付）

	一級品	二級品	三級品	四級品
	錢	錢	錢	錢
一件―一五〇件迄	〇・三五	〇・三五	〇・三五	〇・三五
一五一件―三〇〇件迄	〇・三五	〇・三五	〇・三五	〇・三五
三〇一件―六〇〇件迄	〇・三五	〇・三五	〇・三五	〇・三五
六〇一件以上	〇・三五	〇・三五	〇・三五	〇・三五

一車扱運賃率（一粁一件に付）

	鐵	鐵	鐵	鐵
一件―一五〇件迄	〇・三五	〇・三五	〇・三五	〇・三五
一五一件―三〇〇件迄	〇・三五	〇・三五	〇・三五	〇・三五
三〇一件―六〇〇件迄	〇・三五	〇・三五	〇・三五	〇・三五
六〇一件以上	〇・三五	〇・三五	〇・三五	〇・三五

貨物運賃率の如何は其の經濟圏に對して著るしき影響を及ぼすものにして普通の運賃率のみを以て凡一的に之を實施することは事實上不可能なるところである。即ち社會政策上の理由、他の交通機關との對抗關係、鐵道の經營上の關係から滿鐵では實際に特別の便宜を計つてゐる。

最低運賃　小口扱二十錢、一車扱三十圓

貨車積卸　滿鐵では原則として小口扱一車扱共鐵道に於て貨車積卸をなすが、貨主が貨物の積卸をなす場合は運賃計算重量に對し積又は卸の一方毎に左の割合を以て運賃より控除する。

無蓋車	一〇〇粁に付金十五錢
有蓋車	一〇〇粁に付金一錢

滿鐵大貨物　一個の重量一噸を超ゆる貨物に對しては割增運賃として所定の割增率及び最低割增金額により計算したる金額を申受く。

大連及安東發着特定運賃率

普通貨物及雜品第二種除危品中アルコール、石油類、鍋寸類、生石炭、カーバイトに關り各特定運賃率を適用す

大連一噸の運賃

	圓
新京營口間（普通）	一二・五四
新京大連間（特定）	一三・七四
新京安東間（特定）	一三・〇七
石炭一噸の運賃	
大官屯大連間（特定）	五・〇九
石油類特定運賃率表	
普通石油に對し社線內一般に一車扱運賃一割減の特定運賃を設く	
區域貨物割增運賃率	
貨物運搬用の罐、樽、桶その他を運送する場合の運賃は四割品賃率とす	
社會政策的の特定運賃	
（一）生活必需品、普通運賃率又は大連安東發着特定運賃率の三割引	
（二）建築用品同上の二割五分引	
其の他、料金	
代金引換手數料、指圖手數料、證明手數料、延滯割增標示料、貨車賃貸料、貨物保管料、貨物割高料等	

北滿特產物特定運賃　滿鐵ではハルビンを中心として北鮮經由內地向、大連經由內地向特產運賃諸掛を均衡にするため、これに特定運賃率を制定し、また北鮮方面農民負擔の輕減を目的として寧北線から大連驀

口に向ふ貨物にも特定運賃を設け、これの改正運賃及び制定方針を昭和九年十月二日正式に發表、同十日から實施しこの特定運賃率により、これを基本運賃と比較すれば、ハルビン大連間約六圓八十錢、五常大連間二圓二十六錢、綏化大連間七圓十一錢、海倫大連間八圓四錢、チチハル大連間五圓二七錢、北安大連間六圓六十八錢、北安大連間八圓九十錢の引下げとなつた。

然るに國幣の下落に伴ひ本特定運賃を是正する必要に迫られ昭和十年十月一日に左の如く改正實施されることとなつた、右改正の結果(四)濱北線發南滿港向特定運賃は廢止され普通運賃に依ることとなつた。

北滿特產物に對する特定運賃制定方針

(一)　取扱品目

一車扱穀物種子類及豆粕

(二)　特定運賃の建値

取引の便宜を增進し金圓建の料金を含めたる通し一本運賃とす

(三)　特定運賃の適用範圍

齊北線各驛發南滿三港著及濱北線各驛發北鮮二港著のものに限る。但し拉濱、平齊兩線內の近距離に在る驛發運賃が本特定運賃より高きときは本特定運賃を適用す

(五)　齊北線發南滿港向特定運賃

昭和九年十月實施の特定運賃より一律に一圓を低減した結果左の如くとなつた(一車扱)

齊々哈爾	發大連埠頭	小兒子驛著　金二六・七一圓
同	昂々溪	發豐口著　金二五・五一
同		發安東著　金二六・〇四

但し右運賃には國線所定の發著手數料を含む

(イ)　齊々哈爾驛發の本特定運賃(發著手數料を含む)より低廉なるときは近距離驛發に對しても本特定運賃を適用す

(ロ)　本特定運賃が鉄線三級品、國級五級品の穀物及種子類の運賃より低廉なるときは該貨物に對し本特定運賃を適用す

(ハ)　本特定運賃に依る貨物の運送經路は鐵道之を定む

(ニ)　北安を幹線路の分水嶺とする目論の下に奉安發運賃を海倫發運と同額とす

(ホ)　奉安以北は鮨詰一・五分を奉安發運賃に加算す

(ヘ)　奉安との間合を增廉し奉安齊々哈爾間は無近二・五分の增率を適用す

(ト)　濱北線發北鮮着特定運賃

(イ)　穀物種子類

大連、北鮮羅津向現行直通運賃の開きを其の儘適用し濱北線發大連港向パーによる普通運賃より一・三四圓引とす

但し右運賃中には北鮮線所得たるべき着驛の卸料を含まざるものとす

(ロ)　豆粕

濱江發の場合の運賃を現行直通運賃と同額たる一八・六〇圓として計算す

旅客運賃率

旅客運賃率は距離比例制を採つてゐる。

賃率

一等	一粁に付	四錢四厘
二等	同　右	二錢八厘
三等	同　右	一錢五厘五毛

小兒運賃は四歳未滿無賃、四年以上十二歳未滿半額

雜　料

一等(上段 / 下段)	一人一夜	五圓	
二等(上段 / 下段)	同　右	七圓	
	同　右	三圓	
	同　右	四圓五十錢	
三等(中段 / 下段)	同　右	一圓	
	同　右	一圓五十錢	
	同　右	一圓八十錢	

急行料金　(第八五條)

急行列車に乘車する旅客は左の急行料金を支拂ひ普通急行列車にありては其の乘車驛を、特別急行列車にありては其の乘車すべき日の列車及び乘車驛を指定して相當の急行券を購求すべきものとす。

一　普通急行料金

等級	粁程		
一等	三百粁迄	五百粁迄	八百粁迄
二等	五十錢	七十五錢	一圓
三等	三〇粁	四〇粁	五〇粁

二　特別急行料金(あじあ)

等級	粁程		
一等	三百粁迄	五百粁迄	八百粁迄
二等	四圓	五圓	六圓
三等	二圓	三圓	四圓
一等	一圓五十錢	二圓	二圓五十錢

三　計國線直通特別急行料金(あじあ)

等級	粁程		
一等	四〇粁迄	五〇粁迄	六〇粁以上
二等	四圓	五圓	六圓
三等	二圓	二圓五十錢	三圓

四　鮮滿連絡急行料金

等級	粁程		
一等	三百粁迄	五百粁迄	八百粁迄
二等	五圓	七圓五十錢	一〇圓
三等	三圓	四圓五十錢	六圓

小兒に對する急行料金は普通料金の半額とす

第三六條の規定は急行料金計算の場合に之を準用す但し全區間に對する上級急行料金が低廉なるときは其の上級急行料金に依る

手荷物運賃

手荷物は旅客一人に付次の重量迄無賃にて運送し無賃運送制限を超過する重量に對しては通常小荷物運賃を申受く

一等　六〇粁　二等　四〇粁　三等　三〇粁

小兒に對する無賃運送重量は前項重量の半とす

手荷物運賃

一、陸運通常小荷物運賃(第二號乃至第七號以外の小荷物)運賃割引の場合に於ける最低運賃十五錢

重量 / 粁程			
一粁迄	二粁迄	四粁迄	六粁迄
八十粁迄	九粁	十二粁迄	以上六粁毎に
三百十粁迄	十二粁	十六粁迄	十二粁を增す
四百八十粁迄	十五粁	二十粁迄	十五粁毎に
八百粁迄	二十粁	二十六粁迄	二十粁毎に
以上四百八十粁迄を增す	五粁	六粁	五粁

二、貴重品運賃　通常小荷物運賃の二倍とす

三、家具及陸產品運賃、通常小荷物運賃の二倍とし其の最低運賃を三十錢とす

四、新聞紙、雜誌運賃　第三種郵便物の認可を受けた る新聞紙(發行の日より一〇日以內のもの)雜誌(發行の日より九〇日以內のもの)にして關係に供せらるるもの

イ　運送距離の遠近に拘らず一粁に付

一錢三厘

ロ　特別掲載新聞紙、雜誌にして一定の期より每月千八百粁以上託送するものは運送距離の遠近に拘らず一粁に付　八　厘

同　三　錢

五、食料品運賃　急行列車以外の各旅客列車を以て運送する次の食料品通常小荷物運賃の五割引

最低運賃　一五錢

生鮮魚、介類、鳥卵、蘇魚、鮮肉、牛乳、生菓、生果、生野菜、氷

六、動物運賃

イ　會社所定の犬箱を以て運送する犬　五〇粁迄一頭に付　七五錢　五一粁以上は五〇粁迄を增す毎に十五錢

ロ　食用蛙(蝌蚪を含む)食用蛙(幼虫)、鯉、沙蚕、沙蚓、蚯蚓　通常小荷物運賃と同額

ハ　學術研究の用に供する動物　通常小荷物運賃と同額

ニ　「イ」乃至「ハ」以外の動物　通常小荷物運賃の二倍

七、死體運賃

イ　學術研究、犯罪搜査又は裁判上の鑑定の用に供するもの　一個一粁に付　一五錢　最低運賃　五圓

ロ　「イ」以外の死體

一等　同　二五錢　同　八圓

急行列車を以て運送する場合は前項運賃の五割增

八、車輛類、鏡子、槍術道具

イ　人力車、病人用運搬車、病人用擔架　每一輛一粁に付　四錢　最低運賃　一圓二〇錢

ロ　商品運搬車　同　三錢　同　八〇錢

ハ　自轉車、乳母車　同　二錢　同　六〇錢

ニ　自動自轉車　同　六錢　同　二圓

ホ　轎子　同　五錢　同　一圓六〇錢

ヘ　棺柩（支那式）　同　八錢　同　二圓四〇錢

ト　棺柩（支那式以外のもの）　同　四錢　同　一圓二〇錢

本號「ロ」乃至「ニ」の物品にして其の容積を一、五立方米を超ゆるものは所定運賃の二倍とす

附屬小荷物運賃

一、自用自轉車運賃

粁程の遠近に拘らず一輛に付五〇錢とす容積一立方米を超ゆるものの運賃は上記運賃の二倍とす

二、行商品運賃

重量／粁程	二〇瓩迄	四〇瓩迄	六〇瓩迄	八〇瓩迄
五〇粁迄	[illegible]錢	[illegible]錢	[illegible]錢	[illegible]錢
百粁迄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
百五〇粁迄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一・[illegible]
二百粁迄	[illegible]	[illegible]	一・[illegible]	一・[illegible]

三、前二號以外の物品の運賃は小荷物運賃と同額とす

託送手荷品運賃

一、手荷物として取扱ひ得るものなるときは手荷物運賃と同額

二、手荷物として取扱ふことを得ざる物品にして附隨小荷物として取扱ふことを得ざるものなるときは小荷物運賃と同額

三、手荷物、附隨少荷物として取扱ふことを得ざるものなるときは小荷物運賃と同額

鐵道愛護村　鐵道愛護村は滿洲の鐵道特有の組織であり、滿洲にあり滿洲にあつてこそ始めてその存在の意義を有する。その設立の動機は昭和六年の事變勃發以來各地に匪賊出沒し驛舍及び列車の襲擊は勿論鐵道從事員の拉致されるもの續出し、これ等匪賊の鐵道妨害豫防に關し沿線居住民に鐵道愛護の精神を吹込んで、これの豫防に協力を求め、併せて日滿人間の融和を圖らんとしたことが原因で、先づ昭和八年六月關東軍參謀部から鐵道愛護宣傳計畫案の提示があり、滿鐵鐵道部としてもこれに贊成、軍鐵一致協力これが實現に努め、同年七月十二日大連鐵道事務所管內で愛護村設立に關する總會が開かれ、順次他に及ばして今日に至つてゐる。

その組織は先づ、線路兩側五粁以內の鐵路愛護地帶を村落の大小、交通の便否、通信網發達の狀況等を考慮し、驛を中心とした地區愛護村地帶に分ち、更にそれを小地區地帶に區劃、機關として聯合村長、（驛長）顧問、聯合副村長（縣の行政上村長）、村長を設くことによつて成り立ち役員數は昭和十年九月現在聯合村長九六各副村長七五七、名村長二、一四六名、顧問三五六名で愛護村數は二千百餘箇村により愛護地帶は社線沿線九百五十一平方粁に及んでゐる。而して現在左の如き愛護宣傳及び參加村の福祉增進方法を行つてゐる。

一、愛護村會議の開催
一、鐵道愛護宣傳講演
一、鐵道愛護宣傳ポスターの配布
一、鐵道愛護宣傳標語の募集
一、功績村長の表彰
一、沿線に於ける土俗的催物の援助
一、傭用し得る情報に對し賞金交付
一、村長の沿線主要都市見學
一、日滿聯誼會出席村長に土產品の交付
一、施療班の派遣
一、活動寫眞の上映
一、農事改良の援助
一、成績優良村民子弟の採用

この愛護村設立の結果、設立以來昭和十年三月迄十箇月間の各村長からの匪賊情報は千八十五件に達し、その他日滿人の融和、犯罪搜查作柄調査等に好成績をあげてゐる。尙ほ本制度は鐵路總局建設局管下各鐵道にも實施されてゐる。

鐵路總局の一年

鐵道の綜合經營確立と國有鐵道の使命である產業開發振興に邁進してゐる總局は對內的にも對外的にも著しき改革、進展をなし殊に康德二年は北鐵接收、ゲージ變更等交通史上を飾る記錄を殘し更に新情勢に適應する方針を確立し積極的經營に乘り出してゐる。この年間行はれたその主なるものを示せば

北鐵の接收　北鐵接收に關する滿蘇交涉は昭和十年三月十一日廣田外相、ユレネフ大使、丁公使間に假調印がとり交はされ三月二十三日正式調印と同時に接收が行はれ濱綏線と改稱された。（その條約の大綱は政治の項參照）。

濱綏線運賃改正　北鐵接收と同時に國線並に改正された貨物運賃について穀物、種子、豆粕、木材の標準貨物は一車扱粁當り國幣三分五厘とり一般に引下げられたが舊北鐵時代の特定運賃の大部分を廢したため從來運賃の保護を受けた哈爾濱は勿論濱綏線沿線の商業關係のあるものは非常な打擊を受けるに至つたので實情調査の上濱綏線の現狀に卽した特定運賃を設定した。その大要は

（イ）穀物飼料小麥は特定運賃とし貨物を車につき普通運賃の五割引

（ロ）旺需要家向に對する閒接特定運賃、貨物は遠距離遞減制とし大豆は北鐵運賃と同程

（ハ）豆餅、豆油、牛、馬、綿羊、豚は一車扱運賃で實施

（ニ）鐵路用材は特定運賃とし現在運賃は北鐵運賃の五割來滿の場合は北鐵貨運賃により新材は現在運賃を變更せず

（ホ）石材、砂利、生石灰を同程特定運賃とさる

旅客及荷物連帶運送規定　昭和十年四月一日國線內旅客及荷物運送規則の統一制定成つたと同時に國線、社線、北鮮線間旅客及荷物の直通運送規程の制定により從來通り同一經營主體の下に在る全滿洲及北鮮鐵道ブロック、全面的直通運送の實施を見たが更に進んで日滿經濟ブロックの確立に寄與すべき日、鮮、滿交通ブロック完成のため國線、社線、北鮮線、局線、省線、北日本汽船、大阪商船航路相互間旅客及荷物の連帶運送規定を制定し同年八月十日より連帶運送を開始した。

京濱線ゲージ變更　濱綏線接收後大連、哈爾濱間の直通列車を運轉すべく京濱線二四二粁の軌條變更を八月一日最終列車通過と同時に全線一齊に五呎幅を四呎八吋の標準軌線に改められた。

職制改正　總局は四路局三辨事處を合理的に統一するため從來の四個段制を改めて列車、機務、檢車、工務、電氣、警務の六段を設置した。

所管鐵道（昭和十年九月末現在）

所管鐵道は二十九線總延長六千六十三粁七（そのうち六線四十一粁二は貨物專用線）に及んでゐるが左に各線別に示せば

◇奉山線（奉天山海關間四一九六粁）本線は元と北寧鐵路の一部であつたが、奉天省政府の獨立宣言に伴ひ一九三二年一月五日當時の錦式殺害長は京奉鐵路關外段の獨立宣言に之が管理經營を宣言し次いで同年一月九日之を奉山鐵路と改稱劉氏を局長に任命し一切の經營に當らしめることゝした。その建設の歷史を見るに本線は中、山海關、新民間及營口支線は北寧鐵路と共に一八九八年十月英國中英公司及匯豐銀行と清國政府との間に締結せられた北平牛莊鐵道借款契約による二百三十萬磅の借款を以て一八九三年工事に着手一九一一年竣工、一九三二年奉山線としての營業を開始したものである。而して該借款中一八九九年總額借款總額一萬五千八百五十磅八片及一九二一年滿鐵借款五萬磅は一九三二年一月九日中英公司代表に交換及現定額の支拂ひを續行してゐる。

◇大鄭線（大虎山、鄭家屯間三六七・一粁）一九二一年九月大虎山と八道壕炭礦間二九粁の敷設工事に着手し翌年十二月完成を見たのが大鄭線の發端である。次いで一九二四年八道壕新立屯間二五粁の工事成り同九月興知新立屯から通遼に至る所謂[illegible]線敷設が發表された。日本政府は一九〇五年の「日清滿洲善後條約に關する附屬協定」に[illegible]するものとして再三支那政府に嚴重抗議を提出したが聴かず遂に一九二七年十一月全長二五一粁の所謂打通線の開通を見た。通遼鄭家屯間は一九一三年一月日本政府と支

なお本書はこの大審院の判決を以て大審院の判例変更をなしたものとなつた。判例変更は大審院と雖も自由にこれをなし得るものであるが、これは三五年十月大審院の判例変更をなしたものである。

○新潟県（県庁、新潟市一一・一七）一八九四年（明治二七）一月一日新潟県庁を設置、一九四七年（昭和二二）八月一日新潟地方裁判所、同年一二月一日新潟家庭裁判所、一九四八年一月一日新潟地方検察庁、一九四九年一月一日新潟簡易裁判所を設置した。

○新潟地方裁判所（新潟、新潟市一一・一七）一八九四年（明治二七）一月一日新潟県庁を設置、一九四七年（昭和二二）八月一日新潟地方裁判所、同年一二月一日新潟家庭裁判所、一九四八年一月一日新潟地方検察庁、一九四九年一月一日新潟簡易裁判所を設置した。

○新発田区裁判所（新発田、新発田市一一・一七）一八九四年（明治二七）一月一日新発田区裁判所として設置された。

○新発田簡易裁判所（新発田、新発田市一一・一七）一九四九年（昭和二四）一月一日新発田区裁判所を改称して設置された。

○新発田地方検察庁支部（新発田、新発田市一一・一七）一九四八年（昭和二三）一月一日新発田区検察庁を改称して設置された。

○新発田区検察庁（新発田、新発田市一一・一七）一八九四年（明治二七）一月一日新発田区裁判所に対応して設置された。

○新発田簡易裁判所（新発田、新発田市一一・一七）一九四九年（昭和二四）一月一日新発田区裁判所を改称して設置された。

○新発田地方検察庁支部（新発田、新発田市一一・一七）一九四八年（昭和二三）一月一日新発田区検察庁を改称して設置された。

○新発田区検察庁（新発田、新発田市一一・一七）一八九四年（明治二七）一月一日新発田区裁判所に対応して設置された。

○新発田簡易裁判所（新発田、新発田市一一・一七）一九四九年（昭和二四）一月一日新発田区裁判所を改称して設置された。

○新発田地方検察庁支部（新発田、新発田市一一・一七）一九四八年（昭和二三）一月一日新発田区検察庁を改称して設置された。

○新発田区検察庁（新発田、新発田市一一・一七）一八九四年（明治二七）一月一日新発田区裁判所に対応して設置された。

○新発田簡易裁判所（新発田、新発田市一一・一七）一九四九年（昭和二四）一月一日新発田区裁判所を改称して設置された。

○新発田地方検察庁支部（新発田、新発田市一一・一七）一九四八年（昭和二三）一月一日新発田区検察庁を改称して設置された。

○新発田区検察庁（新発田、新発田市一一・一七）一八九四年（明治二七）一月一日新発田区裁判所に対応して設置された。

○新発田簡易裁判所（新発田、新発田市一一・一七）一九四九年（昭和二四）一月一日新発田区裁判所を改称して設置された。

○新発田地方検察庁支部（新発田、新発田市一一・一七）一九四八年（昭和二三）一月一日新発田区検察庁を改称して設置された。

○新発田区検察庁（新発田、新発田市一一・一七）一八九四年（明治二七）一月一日新発田区裁判所に対応して設置された。

○新発田簡易裁判所（新発田、新発田市一一・一七）一九四九年（昭和二四）一月一日新発田区裁判所を改称して設置された。

○新発田地方検察庁支部（新発田、新発田市一一・一七）一九四八年（昭和二三）一月一日新発田区検察庁を改称して設置された。

○新発田区検察庁（新発田、新発田市一一・一七）一八九四年（明治二七）一月一日新発田区裁判所に対応して設置された。

○新発田簡易裁判所（新発田、新発田市一一・一七）一九四九年（昭和二四）一月一日新発田区裁判所を改称して設置された。

○新発田地方検察庁支部（新発田、新発田市一一・一七）一九四八年（昭和二三）一月一日新発田区検察庁を改称して設置された。

○新発田区検察庁（新発田、新発田市一一・一七）一八九四年（明治二七）一月一日新発田区裁判所に対応して設置された。

○新発田簡易裁判所（新発田、新発田市一一・一七）一九四九年（昭和二四）一月一日新発田区裁判所を改称して設置された。

○新発田地方検察庁支部（新発田、新発田市一一・一七）一九四八年（昭和二三）一月一日新発田区検察庁を改称して設置された。

○新発田区検察庁（新発田、新発田市一一・一七）一八九四年（明治二七）一月一日新発田区裁判所に対応して設置された。

○新発田簡易裁判所（新発田、新発田市一一・一七）一九四九年（昭和二四）一月一日新発田区裁判所を改称して設置された。

○新発田地方検察庁支部（新発田、新発田市一一・一七）一九四八年（昭和二三）一月一日新発田区検察庁を改称して設置された。

○新発田区検察庁（新発田、新発田市一一・一七）一八九四年（明治二七）一月一日新発田区裁判所に対応して設置された。

○新発田簡易裁判所（新発田、新発田市一一・一七）一九四九年（昭和二四）一月一日新発田区裁判所を改称して設置された。

○新発田地方検察庁支部（新発田、新発田市一一・一七）一九四八年（昭和二三）一月一日新発田区検察庁を改称して設置された。

頭間四粁）の三線九・五粁があるが八區間頭道綏嗨頭の兩線は滿鐵用の貨物專用線である。

引繼豫定線

一九三五年中鐵路總局に引繼がれたる新線は六線總延長八百六十三粁四である。

錦承線（錦柏彎、赤峯間一四七・一粁）一九三五年九月一日假營業

洮索線（王爺廟、索倫間一〇八粁）同年三月二十日假營業

京白線（新京、大賚間二二三・四粁）同年六月十五日假營業

同線（白城子、大賚間一一八・八粁）

北黑線（辰清、黑河間一六六・一粁）同年二月二十日假營業

寧佳線（牡丹江、林口間一一〇粁）同年七月十日假營業

總局の事業

鐵道　總局事業の根幹をなす鐵道は總延長五、九七六・五粁で舊東北政權時代の運輸機關本來の使命を沒却した亂脈なる經營方針を統一し諸般の改革施設を着々行ひ合理的經營に努めてゐる。以下それ等の主事項を示せば左の如し

（A）旅客關係（イ）旅客運送關係規定の改正（ロ）國線滿鐵線北鮮線間旅客及手荷物直通運送開始（ハ）日滿鮮連絡運送の開始（ニ）食堂車事務所の設置（ホ）全線に亙る旅客列車のスピード・アップ、車輛の大量新造（ヘ）北鐵接收に伴ふ日滿旅客及手小荷物連絡運輸を三月二十三日より開始（ト）西比利亞經由歐亞旅客及手小荷物連絡運輸開始（チ）奉平直通列車運轉を開始すると共に旅客及手荷物を取扱ふこととなつてから全般的取扱方の改善

康德元年度旅客輸送數量

局別	本年	前年
乘車人員		
奉天鐵路局	[illegible]	[illegible]
吉林鐵路局	[illegible]	[illegible]
哈爾濱鐵路局	[illegible]	[illegible]
齊々哈爾鐵路局	[illegible]	[illegible]
合計	九、二五三、二三一	七、一五六、四八〇
運賃收入（國幣圓）		
奉天鐵路局	[illegible]	[illegible]
吉林鐵路局	[illegible]	[illegible]
哈爾濱鐵路局	[illegible]	[illegible]
齊々哈爾鐵路局	[illegible]	[illegible]
合計	一六、四四一、〇九九	三、[illegible]

康德二年度八月末累計旅客輸送數量

局別	乘車人員	運賃收入（國幣圓）
奉天鐵路局	[illegible]	[illegible]
吉林鐵路局	[illegible]	[illegible]
哈爾濱鐵路局	△[illegible]	[illegible]
齊々哈爾鐵路局	[illegible]	[illegible]
累計	[illegible]	[illegible]

（註）△印は減數額

（B）貨物關係　根本的には鐵道が國民經濟と產業開發とに及ぼす影響を考慮し貨物移動の簡易、運賃の合理化及貨物輸送の安全確保を目的に次の諸規定を制定實施した（イ）貨物運送關係規定の制定（ロ）貨物直通運送規定の制定及之に伴ふ通關手續法規の制定（ハ）混合保管規定及檢查規定の制定（ニ）運賃料金及輸送に關する諸規定の改定（ホ）度量衡規定を制定して度量衡統一この外新規定制定として國線と朝鮮、日本內地、滿洲南北支那との貨物連絡運送規定の制定、國線と松花江水運との貨物連絡運送規定の制定、國線と自動車との貨物連絡運送規定の制定、倉庫營業規定の制定等

康德元年度貨物輸送數量

局別	本年	前年
貨車總數		
奉天鐵路局	[illegible]	[illegible]
吉林鐵路局	[illegible]	[illegible]
哈爾濱鐵路局	[illegible]	[illegible]
齊々哈爾鐵路局	[illegible]	[illegible]
合計	二、八[illegible]	八、[illegible]
貨物收入（國幣圓）		
奉天鐵路局	[illegible]	[illegible]
吉林鐵路局	[illegible]	[illegible]
哈爾濱鐵路局	[illegible]	[illegible]
齊々哈爾鐵路局	[illegible]	[illegible]
合計	[illegible]	[illegible]

康德二年度八月末累計貨物輸送數量

局別	貨物總數	貨物收入（國幣圓）
奉天鐵路局	一、[illegible]	一、〇〇〇、[illegible]
吉林鐵路局	一、[illegible]	一、[illegible]
哈爾濱鐵路局	△[illegible]	[illegible]
齊々哈爾鐵路局	[illegible]	[illegible]
累計	[illegible]	[illegible]

（註）△印は減數額

水運　「國有鐵道經營委託契約」中「松花江水運業を含み打通線及附屬港灣を含むこと」を明記し水運が鐵路總局に屬する事を明かにしてゐる。

港灣　鐵路總局が經營する港灣は河北と葫蘆島の二港である。

自動車　鐵道と自動車とは交通機關として獨自の特性とそれにより生ずる特殊任務を持つてゐる。從つて兩者の有機的聯繫は一國の交通經營の上に必然實施さるべきことであり殊に交通網未完備の滿洲國の現狀ではそれは最緊急時である爲め鐵路總局は滿洲國主要自動車路線は自ら之を經營し一九三五年九月一日現在では經營線路延長五、九七六・五粁に達し十月末の豫定線は十五線一、三二七粁（その內五線粁程不明）迄線、平泉間、新京、白城子間、王爺廟、索倫間、辰清、黑河間の四線は本年十一月一日、錦柏彎、赤峯間は十二月一日何れも本營業を開始する豫定。

自動車營業狀態

（一九三五年九月一日現在）

線路名	區間	粁程	所要時間
安城線	安東、城子疃間	[illegible]	九・〇〇
同	鳳凰城、大孤山間	[illegible]	[illegible]
山通線	山城鎮、通化間	[illegible]	六・〇〇
奉撫線	奉天、撫順間	[illegible]	一・三〇
[illegible]	法庫、康平間	[illegible]	一・〇〇
民鄭線	新民、彰武間	[illegible]	[illegible]
海牛線	海城、牛莊間	[illegible]	[illegible]
熱河線	北票、[illegible]間	[illegible]	[illegible]
同	朝陽、林西間	[illegible]	[illegible]
同	承德、赤峯間	[illegible]	[illegible]
同	承德、豐寧間	一〇〇	[illegible]
同	圍場、多倫間	[illegible]	[illegible]
京吉線	新京、吉林間	[illegible]	[illegible]
京濱線	[illegible]	[illegible]	[illegible]
敦海線	敦化、官地間	[illegible]	[illegible]
同	東京城、牡丹江間	[illegible]	[illegible]
同	額穆、馬蓮河間	[illegible]	一・三〇
（額穆、敦化間冬季運行休止）			
東滿線	[illegible]	一〇〇	[illegible]
同	東寧、綏芬河間	[illegible]	[illegible]
濟巽線	濟河、[illegible]河間	[illegible]	―
（綏江、[illegible]間冬季運行休止）			
同	[illegible]河、[illegible]西間	[illegible]	[illegible]
（二克達屯、布西間冬季運行休止）			
興安線	[illegible]	[illegible]	一〇・〇〇
同	溫泉、海拉爾間	[illegible]	一一・〇〇
同線	洮南、興泉間	一〇〇	[illegible]・〇〇
哈同線	哈爾濱、同江間	[illegible]	（不定期）

自動車收入

（康德二年度六月末累計）

線名	旅客 人員數	運賃（圓）
安城線	三、[illegible]	[illegible]
山通線	[illegible]	[illegible]
奉撫線	[illegible]	[illegible]
海牛線	[illegible]	[illegible]
熱河線	[illegible]	[illegible]
京吉線	[illegible]	[illegible]
敦海線	[illegible]	[illegible]
東滿線	[illegible]	[illegible]
濟巽線	[illegible]	[illegible]
興安線	[illegible]	[illegible]
民鄭線	[illegible]	[illegible]
南海、同建昌營線	[illegible]	[illegible]
哈同線	[illegible]	[illegible]
合計	三、[illegible]	[illegible]

線名	貨物 噸數	運賃（圓）
安城線	[illegible]	[illegible]
山通線	―	―
奉撫線	[illegible]	[illegible]
海牛線	―	―
熱河線	[illegible]	[illegible]
京吉線	[illegible]	[illegible]
敦海線	[illegible]	―
東滿線	[illegible]	[illegible]
濟巽線	[illegible]	[illegible]
興安線	[illegible]	[illegible]

民營鐵	合計	一	三六、四五	一	三、〇一〇
安奉線	雜收入		一、三五六	齊々哈爾	一、六五六
山通線			三四、三五五	哈爾濱	三四、三五五
奉海線			七、三五五	吉林	七、三五五
撫順線			三四、三五五	合計	四四、四五五
京白線			三四、三五五	（註）△印は永租、他一九三四年八月鐵路總局土地及建造物貸付規定を制定し內外人を問はず土地取得の便宜を供した。	
吉海線			三四、三五五		
東滿線			三四、三五五	◇康德二年度優良種子及改良大豆配付數量	
滿鐵線			三四、三五六	價格	
興安線			一、三五六	機良大豆	四、三五四
氏郭線			三四、三五五	改良大豆	三四、三五五
哈同線			一、三五五	合計	三四、三五五
南海、建昌營			三四	苗木配付數六十一萬七千本	
合計			三四、〇五	◇優良種畜貸付配付數バークシヤ種牡豚八百五十頭二萬五千頭、種牡綿羊(在來種)七千頭七萬頭、種牡綿羊(メリノー種)四百頭二萬頭	

附帶事業　滿洲の如き一般的に文化程度低き資源未開の地では鐵道が附帶事業として產業開發助勞、教育、衛生施設等を經營する必要があるので總局ではこの點に留意し且つ特異的なものとして鐵道警備事業（總局警務處所管）鐵道愛護村、自動車路線愛路村、自警村等を營んでゐる。左にそれ等施設の一端を示せば（一九三五年八月末現在）

各鐵路局用途別貸付土地

（單位平方米）

局名	宅地	耕地	雜地
哈爾濱	三、三六、三四三	一、〇六、三三	三、三五、三五
齊々哈爾	三、三六、三四三	一、〇六、三三	三、三五、三五
吉林	三、三六、三四三	一、〇六、三三	三、三五、三五
合計	三、三六、三四三	一、〇六、三三	三、三五、三五

貨物取扱規定

取扱規定は滿鐵社線の如く運價額表示制度がなくその他は社線規定と同一であるが特に社線規定と異なる點は左の如し。

一、運賃及料金の建値即ち表示貨幣は社線が金圓建なると異り國線は滿洲國々幣即ち銀圓建である、但し收受貨幣は一定の換算率により地方的運送の場合と銀他の貨幣（金圓を含む）の收入を認む、事變前までは國線は吉海線が吉林大洋建なるを除き全部現大洋建地方貨幣（例へば吉林大洋、官帖、哈大洋又は奉小洋等）收入であつた。

一、引取優利害下卸の爭奪物又は運送品ある時社線は日滿南國書及雜誌を無料で乘客に供覽してゐる。

◇各鐵路局經營醫院數（一九三五年九月一日）三九箇所、精神病收容所一、出張所三箇所取扱患者數一七八、六二三名、從事員二四二名

◇各路局別愛護村、愛路村

鐵路局	愛護村	愛路村
奉天	四七四	三〇二
吉林	四八二	一一八
齊々哈爾	三四三	一
哈爾濱	六七七	一
合計	一、九七六	四二〇

而して愛護村鐵道延長五、九六〇粁、愛路村自動車路線延長四、七〇〇粁、村民の總數五百五十萬人の多きに達してゐる。

車に國線驛に公告するのみであるが國線は國線驛公示の外滿洲國公報にも公告するを要する。

二、手荷物運送期間は社線が四百粁又はその未滿に就き一日と規定してあるに反し國線は二百粁又はその未滿に就き一日となせる外換積列車なき場合に於て增加すべき日數を引續期間中に加算することゝなつてゐる。

三、品名、性質、價格の相違に對する加重金は社線に於ては不足運賃及料金の外之と同額の加重金を收受するが國線に於てはその五倍の加重金を徵することゝなつてゐる。又國線では銃砲類を他の品名にて託送したる場合は前項による外その小荷物一箇位の包裝込重量一瓩又はその未滿には三圓の加重金を徵してゐる。

四、貨物の運送に於て國線では貨物の性質上附添人を要する場合貨物一日を一車以上に積載して運送する場合附添人が寫該貨車に乘車するときは一名を限り無賃とす。

五、代金引換金額は社線では制限を附してゐないが國線では一千圓を限度とす。

六、又品名、品質、價格の相違に對する加重金は社線では不足運賃及料金の外その三倍の加重金を收受してゐるが國線ではその五倍の加重金を收受す。

七、引渡期間は社線では運送期間百六十粁又はその未滿には一日であるが國線は百粁又はその未滿に付一日である。

貨物運賃率

滿鐵社線は四級制度であるが國線は六級制度であり且普通運賃率は三區域に分つて規定されてゐる。なほ社線でないものに國

數扱貨物制度を設けてゐる。

普通貨物小口扱（百粁一粁當）二車長（一噸一粁當）運賃左の如し。

（イ）京圖線境界（京圖線、小新連絡線、拉濱線拉法新站間、綏子山線及朝陽線）

A小口扱、七屯五毛、六屯五毛、五屯五毛、四屯五毛、四屯、三屯五毛、B一車扱、六分五厘、五分五厘、四分五厘、三分五厘、三分、二分五厘

普通旅客運賃率（但し一粁當距離比例）

區間			
（A）拳天、山海關間		等	四分五厘
大虎山、通遼間		等	四分五厘
溝幫子、洮北間	一	等	三分一分五厘
鐵嶺、遼源間	二	等	
金嶺寺、北票間	三	等	
連山、營口間		等	四分八厘
（B）朝陽鎮、吉林間	一	等	三分二分一厘
	二	等	
（C）新京、圖們間	一	等	四分六厘
拉法、新站間	二	等	三分二分八厘
朝陽川、上三峽間	三	等	一分八厘
（D）其の他區間	一	等	五分
	二	等	三分
	三	等	二分

卸ち國線の特殊事情により貨物を四種に分つてある急行料金も京濱線の「アジア」運通により普通と特別を左の如く決定九月一日より實施してある。

（A）普通急行料金（國幣建）

等級	三百粁迄	五百粁迄
一等	二圓	二圓五角
二等	一圓	一圓五角
三等	五角	七角五分

（B）特別急行料金（國幣建）

等級	三百粁迄	八百粁迄
一等	四圓	五圓
二等	二圓	二圓

三　等　一　圓

(C)　直通特別急行料金（金圓建）

三百粁迄　五百粁迄　八百粁迄　八百粁以上

一等　四圓五圓　六圓　七圓五十錢

二等　二圓三圓　四圓　五圓　二圓五十錢

三等　一圓一圓五十錢　二圓　二圓五十錢

寢臺料金　一等上段五圓、下段七圓、二等上段三圓、下段四圓五十錢、三等上段一圓、中段一圓五十錢、下段一圓八十錢

旅客取扱規定　旅客手小荷物取扱規定及寢臺割引率の規定等は統制によつて殆んど滿鐵社線の規定と同一である。

新舊貨物運賃對照表

冀北鐵貨物運賃は關と關とを明示して賃率を設けたる所謂「ステーションレイト」に付厳格なる意味に於ては關間を限定せず總送距離に應じて計算する他鐵道のそれと比較することその自體が不可能であると云ふべきであるが强いて京瀋線二百四十粁分の主要貨物運賃一車扱運料當りを滿洲國内各鐵道と比較すれば左の如し（單位國幣分）

品名	區別	京瀋線	南滿連絡	滿鐵地方的	廣軌線連絡	其他社線
穀物種子類	粁	六・一	六・二	三・〇	三・〇	三・〇
豆粕	粁	五・四	五・五	三・五	三・五	三・〇
木材	粁	三・六	三・七	三・五	三・五	三・〇
石材	粁	一・〇	一・六	一・五	一・五	一・五
石炭	噸	一三・二	二六・八	四・〇	四・〇	四・〇
綿布	噸	一三・二	一三・三	三・〇	三・〇	三・〇
塩	噸	一三・二	一三・三	三・〇	三・〇	三・〇
砂糖	噸	一三・二	一三・三	三・〇	三・〇	三・〇
生果	噸	一五・三	一七・九	四・〇	四・〇	四・〇
石油	噸	一七・九	二〇・一	五・〇	五・〇	五・〇

註　一、廣軌線運賃は哈爾濱新京間二百四十粁に對する統計數字を見たので滿鐵地帶及社線の如き鐵道距離遠統制の運賃なる二百四十粁に對する數字を示してある。

二、金額並に金圓の國幣換算率左の如し。

廣軌線地方的　一三〇圓

南滿連絡　一六〇圓

（金百圓對金百七十九圓、國幣百圓對金百十圓として）

鐵道建設局

滿鐵に於ては滿洲國より委託された新線の建設及び北鮮の終端港たる羅津築港並びに輕鐵道敷設のため昭和八年三月一日鐵道建設局を創設、本局を本社内に置き、局内に庶務課、計畫課、工事課を設置し、同時に管下現場機關として新京、哈爾濱、齊々哈爾、羅津に、同九年九月錦州に各建設事務所を新設した。而して新線（羅津を含む）並びに滿洲國既設國有線鐵道の水道給水施設の新設及び改良擴張工事竝務は從來管掌が區々に亘つてゐたがその重要性に鑑み昭和九年一月鐵道建設局管下に水道調査所を新設、直接新線の給水工事に當ると共に社内外一般の重要なる水道計畫及び審査の委託に應ぜしむることゝした。その後第二次線として圖們、佳木斯鐵道外五鐵道の建設に着手し事務が擴大されたや局内機關の充實を計ると共に在新京の吉林建設事務所を八年五月圖們に移轉して圖們建設事務所と改稱、更に昭和九年十二月東北（牡丹江）に移轉して東北建設事務所と改稱、十年七月一日再び牡丹江建設事務所と改稱、次で北黑線建設のため九年二月哈爾濱建設事務所の一部を北安に進め同所に北安分所を設置（同年十二月廢止）又京大線建設のため同月新京に本局直轄の新京分所を新設、更に同年九月には洮大線及び懷遠榮德線建設のため齊々哈爾事務所を白城子（洮安）に移轉し白城子建設事務所と改稱、十年四月に至り業務量の增減に伴ひ新京分所を廢して新京建設事務所を設置、哈爾濱建設事務所を廢して本局直轄の哈爾濱分所を新設した。

新建設線の警備は元來滿洲國當局が之に當る取極めとなつてゐるが廣大な地域に於て兵力不足のため開墾による犧牲者卽出し滿鐵は關東軍と協力の結果軍の掩護を受ける外各工事現場には會社雇傭の警備員（日鮮滿露人）を配置して工事の進捗を圖り、現在に於ては警備上略々所期の效果を擧げてゐる。

新線建設狀況（完成線）

（イ）敦圖線（敦化—圖們間）　一九一・九粁

工事着手　昭和七年五月十二日

同　完了　同八年四百十八日

滿洲國へ引繼　八月三十一日

（ロ）朝圖線（長天間）（朝鮮羅川—上三峯間）　五九・五粁

工事着手　昭和七年十一月十六日

同　完了　同九年三月十三日

滿洲國へ引繼　同　三十一日

（ハ）海圖線（海倫—克東間）　一六二・三粁

工事着手　昭和七年六月十一日

同　完了　同八年十一月二十四日

滿洲國へ引繼　同　三十日

（ニ）綏克線（綏化—克東間）　三〇・八粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年一月三十一日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ホ）拉訥線（拉哈—訥河間）　三八・八粁

工事着手　昭和七年六月十七日

同　完了　同八年十月二十四日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ヘ）綏佳線（綏化—佳木斯間）　二九〇・九粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　九年八月三十一日

（ト）阪淺線（大坂—淺湖間）　一五六・八粁

工事着手　昭和八年四月十五日

同　完了　同九年四月　九日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（チ）北長線（北安—長清間）　一三六・八粁

工事着手　昭和八年六月十七日

同　完了　同九年三月三十日

滿洲國へ引繼　同　九年十一月三十日

（リ）圖寧線（圖們—牡丹江間）　二四八・七粁

工事着手　昭和八年六月十五日

同　完了　同九年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　十年六月三十日

（ヌ）拉哈線（拉哈—哈爾濱間）　二九〇・九粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　九年八月三十一日

（ル）綏佳線（綏化—佳木斯間）　二四八・七粁

工事着手　昭和八年六月十五日

同　完了　同九年四月　九日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ヲ）綏佳線（綏化—哈爾濱間）　二九〇・九粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　九年八月三十一日

（ワ）朝圖線（朝鮮羅川—上三峯間）　五九・五粁

工事着手　昭和七年十一月十六日

同　完了　同九年三月十三日

滿洲國へ引繼　同　三十一日

（カ）海圖線（海倫—克東間）　一六二・三粁

工事着手　昭和七年六月十一日

同　完了　同八年十一月二十四日

滿洲國へ引繼　同　三十日

（ヨ）綏克線（綏化—克東間）　三〇・八粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年一月三十一日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（タ）拉訥線（拉哈—訥河間）　三八・八粁

工事着手　昭和七年六月十七日

同　完了　同八年十月二十四日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（レ）綏佳線（綏化—佳木斯間）　二四八・七粁

工事着手　昭和七年六月十五日

同　完了　同八年四月　九日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ソ）朝圖線（朝鮮羅川—上三峯間）　五九・五粁

工事着手　昭和七年十一月十六日

同　完了　同九年三月十三日

滿洲國へ引繼　同　三十一日

（ツ）海圖線（海倫—克東間）　一六二・三粁

工事着手　昭和七年六月十一日

同　完了　同八年十一月二十四日

滿洲國へ引繼　同　三十日

（ネ）綏克線（綏化—克東間）　三〇・八粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年一月三十一日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ナ）拉訥線（拉哈—訥河間）　三八・八粁

工事着手　昭和七年六月十七日

同　完了　同八年十月二十四日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ラ）綏佳線（綏化—佳木斯間）　二四八・七粁

工事着手　昭和七年六月十五日

同　完了　同八年四月　九日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ム）圖寧線（圖們—牡丹江間）　二四八・七粁

工事着手　昭和八年六月十五日

同　完了　同九年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　十年六月三十日

（ウ）拉哈線（拉哈—哈爾濱間）　二九〇・九粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　九年八月三十一日

（ヰ）朝圖線（朝鮮羅川—上三峯間）　五九・五粁

工事着手　昭和七年十一月十六日

同　完了　同九年三月十三日

滿洲國へ引繼　同　三十一日

（ノ）海圖線（海倫—克東間）　一六二・三粁

工事着手　昭和七年六月十一日

同　完了　同八年十一月二十四日

滿洲國へ引繼　同　三十日

（オ）綏克線（綏化—克東間）　三〇・八粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年一月三十一日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ク）拉訥線（拉哈—訥河間）　三八・八粁

工事着手　昭和七年六月十七日

同　完了　同八年十月二十四日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ヤ）綏佳線（綏化—佳木斯間）　二四八・七粁

工事着手　昭和七年六月十五日

同　完了　同八年四月　九日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（マ）圖寧線（圖們—牡丹江間）　二四八・七粁

工事着手　昭和八年六月十五日

同　完了　同九年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　十年六月三十日

（ケ）拉哈線（拉哈—哈爾濱間）　二九〇・九粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　九年八月三十一日

（フ）朝圖線（朝鮮羅川—上三峯間）　五九・五粁

工事着手　昭和七年十一月十六日

同　完了　同九年三月十三日

滿洲國へ引繼　同　三十一日

（コ）海圖線（海倫—克東間）　一六二・三粁

工事着手　昭和七年六月十一日

同　完了　同八年十一月二十四日

滿洲國へ引繼　同　三十日

（エ）綏克線（綏化—克東間）　三〇・八粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年一月三十一日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（テ）拉訥線（拉哈—訥河間）　三八・八粁

工事着手　昭和七年六月十七日

同　完了　同八年十月二十四日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ア）綏佳線（綏化—佳木斯間）　二四八・七粁

工事着手　昭和七年六月十五日

同　完了　同八年四月　九日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（サ）圖寧線（圖們—牡丹江間）　二四八・七粁

工事着手　昭和八年六月十五日

同　完了　同九年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　十年六月三十日

（キ）拉哈線（拉哈—哈爾濱間）　二九〇・九粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　九年八月三十一日

（ユ）朝圖線（朝鮮羅川—上三峯間）　五九・五粁

工事着手　昭和七年十一月十六日

同　完了　同九年三月十三日

滿洲國へ引繼　同　三十一日

（メ）海圖線（海倫—克東間）　一六二・三粁

工事着手　昭和七年六月十一日

同　完了　同八年十一月二十四日

滿洲國へ引繼　同　三十日

（ミ）綏克線（綏化—克東間）　三〇・八粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年一月三十一日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（シ）拉訥線（拉哈—訥河間）　三八・八粁

工事着手　昭和七年六月十七日

同　完了　同八年十月二十四日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ヒ）綏佳線（綏化—佳木斯間）　二四八・七粁

工事着手　昭和七年六月十五日

同　完了　同八年四月　九日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（モ）圖寧線（圖們—牡丹江間）　二四八・七粁

工事着手　昭和八年六月十五日

同　完了　同九年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　十年六月三十日

（セ）拉哈線（拉哈—哈爾濱間）　二九〇・九粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　九年八月三十一日

（ス）朝圖線（朝鮮羅川—上三峯間）　五九・五粁

工事着手　昭和七年十一月十六日

同　完了　同九年三月十三日

滿洲國へ引繼　同　三十一日

（ン）海圖線（海倫—克東間）　一六二・三粁

工事着手　昭和七年六月十一日

同　完了　同八年十一月二十四日

滿洲國へ引繼　同　三十日

（ハ）綏克線（綏化—克東間）　三〇・八粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年一月三十一日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ヘ）拉訥線（拉哈—訥河間）　三八・八粁

工事着手　昭和七年六月十七日

同　完了　同八年十月二十四日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ホ）綏佳線（綏化—佳木斯間）　二四八・七粁

工事着手　昭和七年六月十五日

同　完了　同八年四月　九日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ト）圖寧線（圖們—牡丹江間）　二四八・七粁

工事着手　昭和八年六月十五日

同　完了　同九年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　十年六月三十日

（チ）拉哈線（拉哈—哈爾濱間）　二九〇・九粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　九年八月三十一日

（リ）朝圖線（朝鮮羅川—上三峯間）　五九・五粁

工事着手　昭和七年十一月十六日

同　完了　同九年三月十三日

滿洲國へ引繼　同　三十一日

（ヌ）海圖線（海倫—克東間）　一六二・三粁

工事着手　昭和七年六月十一日

同　完了　同八年十一月二十四日

滿洲國へ引繼　同　三十日

（ル）綏克線（綏化—克東間）　三〇・八粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年一月三十一日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ヲ）拉訥線（拉哈—訥河間）　三八・八粁

工事着手　昭和七年六月十七日

同　完了　同八年十月二十四日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ワ）綏佳線（綏化—佳木斯間）　二四八・七粁

工事着手　昭和七年六月十五日

同　完了　同八年四月　九日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（カ）圖寧線（圖們—牡丹江間）　二四八・七粁

工事着手　昭和八年六月十五日

同　完了　同九年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　十年六月三十日

（ヨ）拉哈線（拉哈—哈爾濱間）　二九〇・九粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　九年八月三十一日

（タ）朝圖線（朝鮮羅川—上三峯間）　五九・五粁

工事着手　昭和七年十一月十六日

同　完了　同九年三月十三日

滿洲國へ引繼　同　三十一日

（レ）海圖線（海倫—克東間）　一六二・三粁

工事着手　昭和七年六月十一日

同　完了　同八年十一月二十四日

滿洲國へ引繼　同　三十日

（ソ）綏克線（綏化—克東間）　三〇・八粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年一月三十一日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ツ）拉訥線（拉哈—訥河間）　三八・八粁

工事着手　昭和七年六月十七日

同　完了　同八年十月二十四日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ネ）綏佳線（綏化—佳木斯間）　二四八・七粁

工事着手　昭和七年六月十五日

同　完了　同八年四月　九日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ナ）圖寧線（圖們—牡丹江間）　二四八・七粁

工事着手　昭和八年六月十五日

同　完了　同九年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　十年六月三十日

（ラ）拉哈線（拉哈—哈爾濱間）　二九〇・九粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　九年八月三十一日

（ム）朝圖線（朝鮮羅川—上三峯間）　五九・五粁

工事着手　昭和七年十一月十六日

同　完了　同九年三月十三日

滿洲國へ引繼　同　三十一日

（ウ）海圖線（海倫—克東間）　一六二・三粁

工事着手　昭和七年六月十一日

同　完了　同八年十一月二十四日

滿洲國へ引繼　同　三十日

（ヰ）綏克線（綏化—克東間）　三〇・八粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年一月三十一日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ノ）拉訥線（拉哈—訥河間）　三八・八粁

工事着手　昭和七年六月十七日

同　完了　同八年十月二十四日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（オ）綏佳線（綏化—佳木斯間）　二四八・七粁

工事着手　昭和七年六月十五日

同　完了　同八年四月　九日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ク）圖寧線（圖們—牡丹江間）　二四八・七粁

工事着手　昭和八年六月十五日

同　完了　同九年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　十年六月三十日

（ヤ）拉哈線（拉哈—哈爾濱間）　二九〇・九粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　九年八月三十一日

（マ）朝圖線（朝鮮羅川—上三峯間）　五九・五粁

工事着手　昭和七年十一月十六日

同　完了　同九年三月十三日

滿洲國へ引繼　同　三十一日

（ケ）海圖線（海倫—克東間）　一六二・三粁

工事着手　昭和七年六月十一日

同　完了　同八年十一月二十四日

滿洲國へ引繼　同　三十日

（フ）綏克線（綏化—克東間）　三〇・八粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年一月三十一日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（コ）拉訥線（拉哈—訥河間）　三八・八粁

工事着手　昭和七年六月十七日

同　完了　同八年十月二十四日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（エ）綏佳線（綏化—佳木斯間）　二四八・七粁

工事着手　昭和七年六月十五日

同　完了　同八年四月　九日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（テ）圖寧線（圖們—牡丹江間）　二四八・七粁

工事着手　昭和八年六月十五日

同　完了　同九年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　十年六月三十日

（ア）拉哈線（拉哈—哈爾濱間）　二九〇・九粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　九年八月三十一日

（サ）朝圖線（朝鮮羅川—上三峯間）　五九・五粁

工事着手　昭和七年十一月十六日

同　完了　同九年三月十三日

滿洲國へ引繼　同　三十一日

（キ）海圖線（海倫—克東間）　一六二・三粁

工事着手　昭和七年六月十一日

同　完了　同八年十一月二十四日

滿洲國へ引繼　同　三十日

（ユ）綏克線（綏化—克東間）　三〇・八粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年一月三十一日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（メ）拉訥線（拉哈—訥河間）　三八・八粁

工事着手　昭和七年六月十七日

同　完了　同八年十月二十四日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ミ）綏佳線（綏化—佳木斯間）　二四八・七粁

工事着手　昭和七年六月十五日

同　完了　同八年四月　九日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（シ）圖寧線（圖們—牡丹江間）　二四八・七粁

工事着手　昭和八年六月十五日

同　完了　同九年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　十年六月三十日

（ヒ）拉哈線（拉哈—哈爾濱間）　二九〇・九粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　九年八月三十一日

（モ）朝圖線（朝鮮羅川—上三峯間）　五九・五粁

工事着手　昭和七年十一月十六日

同　完了　同九年三月十三日

滿洲國へ引繼　同　三十一日

（セ）海圖線（海倫—克東間）　一六二・三粁

工事着手　昭和七年六月十一日

同　完了　同八年十一月二十四日

滿洲國へ引繼　同　三十日

（ス）綏克線（綏化—克東間）　三〇・八粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年一月三十一日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ン）拉訥線（拉哈—訥河間）　三八・八粁

工事着手　昭和七年六月十七日

同　完了　同八年十月二十四日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ハ）綏佳線（綏化—佳木斯間）　二四八・七粁

工事着手　昭和七年六月十五日

同　完了　同八年四月　九日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ヘ）圖寧線（圖們—牡丹江間）　二四八・七粁

工事着手　昭和八年六月十五日

同　完了　同九年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　十年六月三十日

（ホ）拉哈線（拉哈—哈爾濱間）　二九〇・九粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　九年八月三十一日

（ト）朝圖線（朝鮮羅川—上三峯間）　五九・五粁

工事着手　昭和七年十一月十六日

同　完了　同九年三月十三日

滿洲國へ引繼　同　三十一日

（チ）海圖線（海倫—克東間）　一六二・三粁

工事着手　昭和七年六月十一日

同　完了　同八年十一月二十四日

滿洲國へ引繼　同　三十日

（リ）綏克線（綏化—克東間）　三〇・八粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年一月三十一日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ヌ）拉訥線（拉哈—訥河間）　三八・八粁

工事着手　昭和七年六月十七日

同　完了　同八年十月二十四日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ル）綏佳線（綏化—佳木斯間）　二四八・七粁

工事着手　昭和七年六月十五日

同　完了　同八年四月　九日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ヲ）圖寧線（圖們—牡丹江間）　二四八・七粁

工事着手　昭和八年六月十五日

同　完了　同九年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　十年六月三十日

（ワ）拉哈線（拉哈—哈爾濱間）　二九〇・九粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　九年八月三十一日

（カ）朝圖線（朝鮮羅川—上三峯間）　五九・五粁

工事着手　昭和七年十一月十六日

同　完了　同九年三月十三日

滿洲國へ引繼　同　三十一日

（ヨ）海圖線（海倫—克東間）　一六二・三粁

工事着手　昭和七年六月十一日

同　完了　同八年十一月二十四日

滿洲國へ引繼　同　三十日

（タ）綏克線（綏化—克東間）　三〇・八粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年一月三十一日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（レ）拉訥線（拉哈—訥河間）　三八・八粁

工事着手　昭和七年六月十七日

同　完了　同八年十月二十四日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ソ）綏佳線（綏化—佳木斯間）　二四八・七粁

工事着手　昭和七年六月十五日

同　完了　同八年四月　九日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ツ）圖寧線（圖們—牡丹江間）　二四八・七粁

工事着手　昭和八年六月十五日

同　完了　同九年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　十年六月三十日

（ネ）拉哈線（拉哈—哈爾濱間）　二九〇・九粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　九年八月三十一日

（ナ）朝圖線（朝鮮羅川—上三峯間）　五九・五粁

工事着手　昭和七年十一月十六日

同　完了　同九年三月十三日

滿洲國へ引繼　同　三十一日

（ラ）海圖線（海倫—克東間）　一六二・三粁

工事着手　昭和七年六月十一日

同　完了　同八年十一月二十四日

滿洲國へ引繼　同　三十日

（ム）綏克線（綏化—克東間）　三〇・八粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年一月三十一日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ウ）拉訥線（拉哈—訥河間）　三八・八粁

工事着手　昭和七年六月十七日

同　完了　同八年十月二十四日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ヰ）綏佳線（綏化—佳木斯間）　二四八・七粁

工事着手　昭和七年六月十五日

同　完了　同八年四月　九日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ノ）圖寧線（圖們—牡丹江間）　二四八・七粁

工事着手　昭和八年六月十五日

同　完了　同九年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　十年六月三十日

（オ）拉哈線（拉哈—哈爾濱間）　二九〇・九粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　九年八月三十一日

（ク）朝圖線（朝鮮羅川—上三峯間）　五九・五粁

工事着手　昭和七年十一月十六日

同　完了　同九年三月十三日

滿洲國へ引繼　同　三十一日

（ヤ）海圖線（海倫—克東間）　一六二・三粁

工事着手　昭和七年六月十一日

同　完了　同八年十一月二十四日

滿洲國へ引繼　同　三十日

（マ）綏克線（綏化—克東間）　三〇・八粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年一月三十一日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ケ）拉訥線（拉哈—訥河間）　三八・八粁

工事着手　昭和七年六月十七日

同　完了　同八年十月二十四日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（フ）綏佳線（綏化—佳木斯間）　二四八・七粁

工事着手　昭和七年六月十五日

同　完了　同八年四月　九日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（コ）圖寧線（圖們—牡丹江間）　二四八・七粁

工事着手　昭和八年六月十五日

同　完了　同九年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　十年六月三十日

（エ）拉哈線（拉哈—哈爾濱間）　二九〇・九粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　九年八月三十一日

（テ）朝圖線（朝鮮羅川—上三峯間）　五九・五粁

工事着手　昭和七年十一月十六日

同　完了　同九年三月十三日

滿洲國へ引繼　同　三十一日

（ア）海圖線（海倫—克東間）　一六二・三粁

工事着手　昭和七年六月十一日

同　完了　同八年十一月二十四日

滿洲國へ引繼　同　三十日

（サ）綏克線（綏化—克東間）　三〇・八粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年一月三十一日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（キ）拉訥線（拉哈—訥河間）　三八・八粁

工事着手　昭和七年六月十七日

同　完了　同八年十月二十四日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ユ）綏佳線（綏化—佳木斯間）　二四八・七粁

工事着手　昭和七年六月十五日

同　完了　同八年四月　九日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（メ）圖寧線（圖們—牡丹江間）　二四八・七粁

工事着手　昭和八年六月十五日

同　完了　同九年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　十年六月三十日

（ミ）拉哈線（拉哈—哈爾濱間）　二九〇・九粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　九年八月三十一日

（シ）朝圖線（朝鮮羅川—上三峯間）　五九・五粁

工事着手　昭和七年十一月十六日

同　完了　同九年三月十三日

滿洲國へ引繼　同　三十一日

（ヒ）海圖線（海倫—克東間）　一六二・三粁

工事着手　昭和七年六月十一日

同　完了　同八年十一月二十四日

滿洲國へ引繼　同　三十日

（モ）綏克線（綏化—克東間）　三〇・八粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年一月三十一日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（セ）拉訥線（拉哈—訥河間）　三八・八粁

工事着手　昭和七年六月十七日

同　完了　同八年十月二十四日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ス）綏佳線（綏化—佳木斯間）　二四八・七粁

工事着手　昭和七年六月十五日

同　完了　同八年四月　九日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ン）圖寧線（圖們—牡丹江間）　二四八・七粁

工事着手　昭和八年六月十五日

同　完了　同九年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　十年六月三十日

（ハ）拉哈線（拉哈—哈爾濱間）　二九〇・九粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　九年八月三十一日

（ヘ）朝圖線（朝鮮羅川—上三峯間）　五九・五粁

工事着手　昭和七年十一月十六日

同　完了　同九年三月十三日

滿洲國へ引繼　同　三十一日

（ホ）海圖線（海倫—克東間）　一六二・三粁

工事着手　昭和七年六月十一日

同　完了　同八年十一月二十四日

滿洲國へ引繼　同　三十日

（ト）綏克線（綏化—克東間）　三〇・八粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年一月三十一日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（チ）拉訥線（拉哈—訥河間）　三八・八粁

工事着手　昭和七年六月十七日

同　完了　同八年十月二十四日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（リ）綏佳線（綏化—佳木斯間）　二四八・七粁

工事着手　昭和七年六月十五日

同　完了　同八年四月　九日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ヌ）圖寧線（圖們—牡丹江間）　二四八・七粁

工事着手　昭和八年六月十五日

同　完了　同九年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　十年六月三十日

（ル）拉哈線（拉哈—哈爾濱間）　二九〇・九粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　九年八月三十一日

（ヲ）朝圖線（朝鮮羅川—上三峯間）　五九・五粁

工事着手　昭和七年十一月十六日

同　完了　同九年三月十三日

滿洲國へ引繼　同　三十一日

（ワ）海圖線（海倫—克東間）　一六二・三粁

工事着手　昭和七年六月十一日

同　完了　同八年十一月二十四日

滿洲國へ引繼　同　三十日

（カ）綏克線（綏化—克東間）　三〇・八粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年一月三十一日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ヨ）拉訥線（拉哈—訥河間）　三八・八粁

工事着手　昭和七年六月十七日

同　完了　同八年十月二十四日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（タ）綏佳線（綏化—佳木斯間）　二四八・七粁

工事着手　昭和七年六月十五日

同　完了　同八年四月　九日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（レ）圖寧線（圖們—牡丹江間）　二四八・七粁

工事着手　昭和八年六月十五日

同　完了　同九年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　十年六月三十日

（ソ）拉哈線（拉哈—哈爾濱間）　二九〇・九粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　九年八月三十一日

（ツ）朝圖線（朝鮮羅川—上三峯間）　五九・五粁

工事着手　昭和七年十一月十六日

同　完了　同九年三月十三日

滿洲國へ引繼　同　三十一日

（ネ）海圖線（海倫—克東間）　一六二・三粁

工事着手　昭和七年六月十一日

同　完了　同八年十一月二十四日

滿洲國へ引繼　同　三十日

（ナ）綏克線（綏化—克東間）　三〇・八粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年一月三十一日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ラ）拉訥線（拉哈—訥河間）　三八・八粁

工事着手　昭和七年六月十七日

同　完了　同八年十月二十四日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ム）綏佳線（綏化—佳木斯間）　二四八・七粁

工事着手　昭和七年六月十五日

同　完了　同八年四月　九日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ウ）圖寧線（圖們—牡丹江間）　二四八・七粁

工事着手　昭和八年六月十五日

同　完了　同九年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　十年六月三十日

（ヰ）拉哈線（拉哈—哈爾濱間）　二九〇・九粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　九年八月三十一日

（ノ）朝圖線（朝鮮羅川—上三峯間）　五九・五粁

工事着手　昭和七年十一月十六日

同　完了　同九年三月十三日

滿洲國へ引繼　同　三十一日

（オ）海圖線（海倫—克東間）　一六二・三粁

工事着手　昭和七年六月十一日

同　完了　同八年十一月二十四日

滿洲國へ引繼　同　三十日

（ク）綏克線（綏化—克東間）　三〇・八粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年一月三十一日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ヤ）拉訥線（拉哈—訥河間）　三八・八粁

工事着手　昭和七年六月十七日

同　完了　同八年十月二十四日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（マ）綏佳線（綏化—佳木斯間）　二四八・七粁

工事着手　昭和七年六月十五日

同　完了　同八年四月　九日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ケ）圖寧線（圖們—牡丹江間）　二四八・七粁

工事着手　昭和八年六月十五日

同　完了　同九年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　十年六月三十日

（フ）拉哈線（拉哈—哈爾濱間）　二九〇・九粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　九年八月三十一日

（コ）朝圖線（朝鮮羅川—上三峯間）　五九・五粁

工事着手　昭和七年十一月十六日

同　完了　同九年三月十三日

滿洲國へ引繼　同　三十一日

（エ）海圖線（海倫—克東間）　一六二・三粁

工事着手　昭和七年六月十一日

同　完了　同八年十一月二十四日

滿洲國へ引繼　同　三十日

（テ）綏克線（綏化—克東間）　三〇・八粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年一月三十一日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（ア）拉訥線（拉哈—訥河間）　三八・八粁

工事着手　昭和七年六月十七日

同　完了　同八年十月二十四日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（サ）綏佳線（綏化—佳木斯間）　二四八・七粁

工事着手　昭和七年六月十五日

同　完了　同八年四月　九日

滿洲國へ引繼　同　十一月三十日

（キ）圖寧線（圖們—牡丹江間）　二四八・七粁

工事着手　昭和八年六月十五日

同　完了　同九年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　十年六月三十日

（ユ）拉哈線（拉哈—哈爾濱間）　二九〇・九粁

工事着手　昭和七年六月二十五日

同　完了　同八年十二月　八日

滿洲國へ引繼　同　九年八月三十一日

（メ）朝圖線（朝鮮羅川—上三峯間）　五九・五粁

工事着手　昭和

（ト）長図線（長春―図們間）　一六六・〇粁
新規開始　昭和八年十二月十三日
同　終了　同　九年四月三十日
工事着手　同　五月七日
同　終了　同　十年四月十二日
全線復営開始　同　二月二十日
日下附帯設備及鉄工事の施行中

（チ）京大線（新京―大賚間）　二二四・八粁
新規開始　昭和八年十二月九日
同　終了　同　九年二月二十日
工事着手　同　三月八日
工事終了　昭和十年二月二十八日
復営第一部開始　新京―農安間
昭和九年十二月一日
復営第二部開始　農安―前郭旗間
昭和十年一月十五日
全線復営開始　同　六月十五日
日下附帯設備及鉄工事施行中

（リ）洮大線（白城子―大賚間）　一二〇・〇粁
新規開始　昭和九年一月二十一日
同　終了　同　四月二十日
工事着手　同　二十一日
同　完了　同十年六月三十日
日下附帯設備及鉄工事施行中

（ヌ）懐緑線（洮緑線七一・一粁―緑倫）　一一九・七粁
新規開始　昭和八年十一月十六日
同　終了　同　九年三月二十五日
工事着手　同　二十七日
同　完了　同十年一月十七日

復営第一部開始　洮緑線七一粁―主源駅）
昭和九年十二月十五日
同　全線開始
日下附帯設備及鉄工事施行中
同　十年三月二十日
工事着手　同　五月七日
同　終了　同　十年四月十二日
全線復営開始　同　二月二十日
日下附帯設備及鉄工事の施行中

（ル）緑興線（緑倫―興安間）　一三〇・八粁
新規開始　昭和八年一月二十三日
同　終了　同十年二月十五日
工事着手　同　九年四月一日
工事終了　同　九月
復営第一部開始　洮緑線道経路中興安―遼原間
昭和九年十二月一日
復営第二部開始　新京―農安間
昭和九年十二月一日
復営第一部開始　農安―前郭旗間
昭和十年一月十五日
全線復営開始　同　六月十五日
日下附帯設備及鉄工事施行中

（ヲ）興遼線（興安―遼原間）　二二・〇粁
新規開始　昭和九年九月二十五日
工事着手　昭和十年四月十五日
工事終了　同　九月
復営第一部開始　興安―遼原間
昭和九年十二月一日
復営第二部開始　興安―遼原間
昭和十年二月十五日
全線復営開始　同　二月二十日
日下附帯設備及鉄工事施行中

（ワ）興図線（興安―図們間）　一三〇・八粁
新規開始　昭和九年一月二十三日
同　終了　同十年二月十五日
工事着手　同　九年四月一日
工事終了　同　四月十二日
全線復営開始　同　二月二十日
日下附帯設備及鉄工事施行中

（カ）興白線（興安―白城子間）　二二四・八粁
新規開始　昭和八年十二月九日
同　終了　同　二月二十日
工事着手　同　三月八日
工事終了　昭和十年二月二十八日
復営第一部開始　新京―農安間
昭和九年十二月一日
復営第二部開始　農安―前郭旗間
昭和十年一月十五日
全線復営開始　同　六月十五日
日下附帯設備及鉄工事施行中

（ヨ）洮索線（洮南―索倫間）　一三〇・八粁
新規開始　昭和八年十二月十三日
同　終了　同　九年四月三十日
工事着手　同　五月七日
同　終了　同　十年四月十二日
全線復営開始　同　二月二十日
日下附帯設備及鉄工事施行中

（タ）索満線（索倫―満洲里間）　一三〇・八粁
新規開始　昭和八年十二月十三日
同　終了　同　九年四月三十日
工事着手　同　五月七日
同　終了　同　十年四月十二日
全線復営開始　同　二月二十日
日下附帯設備及鉄工事施行中

（レ）興林線（興安―林東間）　一三〇・八粁
新規開始　昭和八年十二月十三日
同　終了　同　九年四月三十日
工事着手　同　五月七日
同　終了　同　十年四月十二日
全線復営開始　同　二月二十日
日下附帯設備及鉄工事施行中

（ソ）興索線（興安―索倫間）　一三〇・八粁
新規開始　昭和八年十二月十三日
同　終了　同　九年四月三十日
工事着手　同　五月七日
同　終了　同　十年四月十二日
全線復営開始　同　二月二十日
日下附帯設備及鉄工事施行中

（ネ）索満線（索倫―満洲里間）　一三〇・八粁
新規開始　昭和八年十二月十三日
同　終了　同　九年四月三十日
工事着手　同　五月七日
同　終了　同　十年四月十二日
全線復営開始　同　二月二十日
日下附帯設備及鉄工事施行中

（ナ）興図線（興安―図們間）　一三〇・八粁
新規開始　昭和八年十二月十三日
同　終了　同　九年四月三十日
工事着手　同　五月七日
同　終了　同　十年四月十二日
全線復営開始　同　二月二十日
日下附帯設備及鉄工事施行中

（ラ）興索線（興安―索倫間）　一三〇・八粁
新規開始　昭和八年十二月十三日
同　終了　同　九年四月三十日
工事着手　同　五月七日
同　終了　同　十年四月十二日
全線復営開始　同　二月二十日
日下附帯設備及鉄工事施行中

（ム）興遼線（興安―遼原間）　二二・〇粁
新規開始　昭和九年九月二十五日
工事着手　昭和十年四月十五日
工事終了　同　九月
復営第一部開始　興安―遼原間
昭和九年十二月一日
復営第二部開始　興安―遼原間
昭和十年二月十五日
全線復営開始　同　二月二十日
日下附帯設備及鉄工事施行中

（ウ）興白線（興安―白城子間）　二二四・八粁
新規開始　昭和八年十二月九日
同　終了　同　二月二十日
工事着手　同　三月八日
工事終了　昭和十年二月二十八日
復営第一部開始　新京―農安間
昭和九年十二月一日
復営第二部開始　農安―前郭旗間
昭和十年一月十五日
全線復営開始　同　六月十五日
日下附帯設備及鉄工事施行中

（ヰ）洮大線（白城子―大賚間）　一二〇・〇粁
新規開始　昭和九年一月二十一日
同　終了　同　四月二十日
工事着手　同　二十一日
同　完了　同十年六月三十日
日下附帯設備及鉄工事施行中

（ノ）懐緑線（洮緑線七一・一粁―緑倫）　一一九・七粁
新規開始　昭和八年十一月十六日
同　終了　同　九年三月二十五日
工事着手　同　二十七日
同　完了　同十年一月十七日

本局各調所

羅津の築港

羅津港は將來その吞吐能力一箇年九〇〇萬噸計畫の下に第一期工事を約三〇〇萬噸とし昭和十二年度完成の豫定をもつて昭和八年四月起工、現在約四七%進捗、而して第一期計畫は羅津灣に三つの埠頭と船溜及護岸を築造し、これに隣接して倉庫、操車場、羅津驛等の諸施設並びに給水設備等の附帶施設がなされる豫定。

建設局從事員數

（昭和十年八月末現在）

	社員	社員外	計
本局各調所	四七	三	五〇
鐵道建設局略圖諸分所	一三	一	一四
牡丹江建設事務所	一五	一	一六
白城子建設事務所	一五	一	一六
錦州建設事務所	一二	一	一三
新京建設事務所	一四	一	一五
羅津建設事務所	一二	一	一三
合　計	一三五	一三	一四八

北鮮鐵道管理局

北鮮鐵道管理局線は南陽雄基間一四四粁南陽浦港間一七〇粁二、全長三一四粁二の短距離に過ぎないが、日滿連絡交通の大幹線であり、將來羅津港の開港と共に日滿經濟の樞軸に活躍することを約束されてゐる。

事變後滿洲の鐵道が北朝鮮と連絡せられるに際し、日本政府では五省實權の結果國策上、以上の朝鮮鐵道局經營下の鐵道を滿鐵に委任經營せしめることに決定し、その後細目について滿鐵、朝鮮總督府兩代表が數箇月に亙つて協議、同線及び浦港、雄基二港を併せて滿鐵の委託經營とすることになり、昭和八年十月一日正式に滿鐵の經營となつた。而して滿鐵ではこれが委託を受けると同時に、直ちに鐵道局の北鮮鐵道管理局を設立し、これが經營にあたらしめ（組織、滿鐵職制の欄參照）今日に至つてゐる。從つて、同線の旅客貨物の諸規定及び運賃は朝鮮鐵道局當時のものをその儘に踏襲してゐる。

金福鐵道

現在に於ては、滿洲に於ける日本人經營唯一の私鐵で、本社を大連に置いてゐる。金州から旅順線と分れて關東州境城子驛に至る一〇二粁の廣軌線であり、建設當時は陸城討伐線といひはやされたものである。大倉系の資本による金福鐵道株式會社（資本金四百萬圓半額拂込）の經營になり、昭和二年十月開通を見たが、營業成績不振を續け、滿鐵及び關東廳から相當の補助を受けて來た。事變後は銀高等にも影響され營業成績も漸次好轉の形にあり、更に城安自動車營業の開始によつて相當將來を有望視されてゐる。

營業收入

昭和四年度	四〇八、七〇八圓	
昭和五年度	三〇〇、六八三圓	
昭和六年度	二三六、二三五圓	
昭和七年度	二五七、〇七七圓	
昭和八年度	三二七、一六二圓	
昭和九年度	四三四、三三七圓	

而して同會社は損益計算五年度は四萬九千九百餘圓、六年度は五萬八千七百餘圓の損失となつたが、七年度から好轉、五萬二千六百餘圓の利益を出し、八年度には一萬三千三百餘圓の利益となつた。

運賃率

運賃率は滿鐵と全然別個に制定され殊に貨物運賃に適用される營業粁は、實粁の二倍二一四粁となつてゐる。

貨客取扱規定は全然滿鐵と同一である。

昭和九年度損益計算書

鐵道業

收入之部		
運輸收入	四〇三、六四〇圓二八	
內客車收入	一四〇、二七九、〇〇	
貨車收入	二六〇、七五九、五一	
運輸雜收入	二、六〇一、七七	
雜收入	四、一五二、九〇	
合計	四〇七、七九三、一八	
自動車業		
收入之部		
運輸收入	二六、五四四、五五	
雜收入	二六、五四四、五五	
合計	二六、五四四、五五	
支出之部		
自動車業	一六三、六〇五、一八	
支拂利子	八六、七四七、一三	
諸稅	五六、三七三、三四	
雜損	二三、三四〇、〇四	
減價償却費	六七一、一〇	
計	二、六〇二、七一	
合計	七四、四五三、六八	
自動車業	四〇七、七九三、一八	
支出合計	二四、六八六、八四	
差引純益金	一、八五七、七一	
合計	二六、五四四、五五	

補助金及利益金處分

一金三萬圓	關東廳補助金
一金三萬圓	南滿洲鐵道株式會社補助金
一金三千圓九十九錢	前期繰越金
一金七萬六千三百十一圓三十九錢	當期利益金
計金十三萬九千三百十二圓三十八錢	
內	
一金十三萬圓	社債利子
一金九千三百十二圓三十八錢	後期繰越金

南滿洲鐵道株式會社特別補助金は金額未決定に付之を計上せず

穆稜鐵道

本鐵道は北滿縱路小城子驛より梨樹溝（穆稜炭礦）に至る延長六三粁餘軌五呎の鐵道であるが、實質スキーと吉林省との合辦になる資本金六百萬圓の露支合辦穆稜炭礦會社の經營であつて、敷設資金及び技術に於て北鐵より多大の援助があつた敷設工事着手は一九二四年春期にして開通は翌一九二五年三月である。本線は最初石炭運搬の專用線として敷設したものであるが、一般客貨の便を圖つて一九二六年春期より其の取扱を開始した。然るに奥地即ち樺山街道沿線に出入する客貨が頓に激增し

本街道の終端驛たる製糸溝に二、三年にして人口約二萬を擁する一都市が現出することゝなり、本鐵道の移民的意義を頗る重大にした。貨物輸送の統計は詳かでないが年約三十萬噸の石炭を輸送してゐる。

鶴立鐵道

本鐵道は松花江の下流佳木斯の對岸蓮花口を基點とし、鶴立鎮を經て所謂鶴立岡炭礦の所在地たる興山鎮に至る延長五五粁六の採炭鐵道であるが、外に約十二粁の引込線がある。經營主體は鶴立煤礦公司（資本金三百萬元）で敷設費は百二十萬元であつたといふ。敷設工事着手は一九二六年夏期にして、同年十一月竣工運轉を開始した。軌間は五呎であるが、これは敷設材料及び車輛等を北鐵により購入したためである。なほ本線は運炭を目的としその專用線として敷設せられたものであるが、一般客貨の輸送をも取扱つてゐる。なほ鶴立煤礦公司の資本金のうち八五パーセント迄は滿洲國建國前までは關係公司及び吳俊陞の所有となつてゐたが、建國後關係公司持株は中國銀行、吳俊陞の持株は政府のそれ〳〵の所有となつたので、現在では大體滿洲國政府の手に收まつた形である。年約二十萬噸の石炭を輸送してゐる。

開豐鐵道

齊々哈爾、昂々溪間二九粁間一米の輕便鐵道、開原から西豐に至る六三粁七、鐵開一米の輕便鐵道で滿洲國商開拓公司の經營に係り大正十五年五月開通した。最近三ヶ年の營業狀態左の如し。

		昭和七年	昭和八年	昭和九年
旅客人員		三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇
貨物噸數		三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
客車收入		一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇
貨車收入		三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
其他收入		三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
合計		四八、〇〇〇	四八、〇〇〇	四八、〇〇〇

（單位圓）

この他に通信線（二八粁九）の廣軌線があるが目下運休中である。

其他の鐵道

寶昌鐵道　齊々哈爾、昂々溪間二九粁間一米の輕便鐵道、滿洲國官商合辦で明治四十三年開通。

滿濱鐵道　本溪湖、牛心臺間二四粁間呎六吋の輕便鐵道、日滿合辦で大正三年二月開通したが牛心臺炭の輸送を主とし一般旅客貨物の取扱もなしてゐる。最近の營業狀態は左の如し（單位圓）

	昭和七年	昭和八年	昭和九年
客車收入	九、五五二	一〇、五〇二	一一、〇三二
貨車收入	二〇、五〇〇	二三、〇〇〇	二五、〇〇〇
其他收入	九、二〇〇	一〇、〇三二	一一、〇三二
合計	三九、二〇〇	四三、〇〇〇	四七、〇〇〇

水　運

概　說

滿洲に於ける河川としては、北端ソ滿國境を流れる黑龍江と、哈爾濱を中心とする松花江と、東部國境を成して黑龍江に注ぐ烏蘇里江とが、北滿の河川中最も重要なものである。南滿洲では、鴨綠江、渾河と遼河と朝鮮との國境を成す鴨綠江、圖們江がありこの六大河川を本流とし、その支流を加へたものが、南北滿洲に於ける河川交通の役目を背負つて來たことは古い歷史を有つ。然し南滿の河川は概ね水量が乏しく、やつと我克を通じ得るに過ぎないが、北滿の河川は大河の趣があり河川用汽船の航行も比較的可能性が多い。特に松花江は、帝政ロシアの東方進出によつてその發達が目覺しかつたが、一九二〇年から一九二六年の間に支那側の回收するところとなり、その實權が消滅するとともに、一九二七年支那側は東北郵合航務局を設け、航行公會を組織し、露人所有船舶の買收と、先に回收した北滿鐵路船舶と埠頭の管理を海軍航運行所に委ね、遂に松花江航行船舶の大部分は支那側の占有に歸して今日に至つた。現在では滿洲國が成立し、自然同國政府の支配下に置かれてゐる。

滿洲國成立と共に水運利用の重要性に鑑み松花江以下諸川の利用率を增加する爲、水運に關する事項は總て交通部をして專管せしめ、改めて航運局官制及び水運に關する法規を制定し、航政、水運の兩局を除く他の航運營業は之を滿鐵に委託經營せしむることに決定した。よつて滿鐵は鐵路局をして之に當らしめる爲鐵路局は哈爾濱に水運局を設置し水運事業を繼續することにした。

航政局は交通部大臣の所管に屬し哈爾濱、營口、安東の三所に置き水路、港灣、船舶、海員、水先、航路標識その他の水運に關する事項を掌るものである。その管轄區域は左の通りである。

名稱	位置	管轄區域
哈爾濱航政局	哈爾濱	第一及第二松花江、嫩江、黑龍江、額爾古納河之等の支流及その沿岸。
營口航政局	營口	遼海、之に注ぐ遼河其の他の河川、之等の河川の支流その沿岸。
安東航政局	安東	黃海之に注ぐ鴨綠江その他の河川、圖們江、之等の河川の支流及その沿岸。

滿洲國は斯の如き組織を以て河川に關する行政を整備し以て河川が滿洲國の交通、經濟に寄與する性能を充分に發揮せしむることにした。

松花江

概　況　松花江は黑龍江の一大支流で、本流の外、嫩江、呼蘭河の支流があるが、水運上何れも價値あるものである。源流で ある頭道江及二頭江は長白山麓に其の源を發し、幾つかの支流を併せて黑龍江に注ぐ。本江は滿洲の北部及び東部の地を灌漑し、三江省東北部に至り黑龍江に合してゐるが、その間流は即ち松花江の本流である。つまり北滿の經濟地帶を貫流してゐるので、本江水運の概況は同時に北滿に於ける物資の大勢を窺ふに足るものがある。然し吉林から伯都納に至る上流は、河流の屈曲が甚しく、それに水深も淺いから我克を通ずるぐらゐなもので、伯都納から哈爾濱に至る中流も、源水期には淺瀨があつたり屈曲して三江省に入つたりして、水運の便に缺ける點が尠くない。かく松花江の利用價値の大部分は哈爾濱から下流で、一千噸以上の大船でも航行が可能である。その中心地は上流では吉林、中流は松花江港、下流は哈爾濱であるる。なほ支流の嫩江、呼蘭河及び牡丹江は、水利の便に富んでゐる。本江は解氷期前後約五箇月を除けば航行が盛んで、四月下旬から十月下旬または十一月上旬まで行はれる。汽船や艀はこの期間に九回乃至十回、我克は五回ぐらゐ航航することが出來る。

最近數十年間に於ける同江結氷期、解氷期の平均月日は、次の通りである。

結氷期十一月十七日
解氷期四月十五日

水　運(イ)　吉林—上流間　水運が急であり、水深は淺く、吃水の淺い小民船が專に朝陽鎭、樺甸縣地方から吉林に來航するくらゐなものである。

(ロ)　吉林—陶賚昭間　吉林は昔から本江航行の起點で、吃水の淺い汽船は哈爾濱まで航行が出來る。長さは約百二十哩、水深は二呎乃至八呎が普通で、河幅三百乃至五百碼。吃水二呎の小汽船が往來出來る。

(ハ)　陶賚昭—新城間　此の間は約一百哩で、河幅の廣い所は一哩ある。併し水深は二呎に足らぬ所もあり、それに時々水路が變るので民船の他は航行が容易でない。

(ニ)　新城—哈爾濱間　約百七十二哩。江幅(廣い所)は約二十町ある。水深は四呎五—八、九呎で、水勢順く緩かとなり航行も容易である。殊に新城の下流約十二哩の地點は、汽船の夜間航行も自由である。

(ホ)　哈爾濱—河口間　約四百三十四哩で、江幅六—二十町、水深は四、五—九呎である。たゞ減水のとき汽船の航行を郵難する難所が數箇所ある。中で最も難所とされてゐるのは三姓の郵所で、その延長十

七哩の間は江底がすべて岩礁から成つてゐる。夏期の減水期間は各汽船の航行終點を三姓までとし、それから下流は主に帆船我克によつてゐる。因に哈爾濱同江間の主な港は八資通、老山頭、大楡樹、敖家溝、新甸、弟林河、三姓、暹江口、新城鎭、高家屯、東子克、同江などである。

汽船埠頭は普通碼頭、口子といひ、時に船站、船站口とも云はれてゐる。埠頭と呼ばれても自然のまゝのもので、何の設備もないものが多く、特定の埠頭として考へることは避けなければならない。然し中には九站、吉林に於ける河岸の昇降用階段とか、松花江、哈爾濱の護岸、荷揚場の設備とかを見ることも出來る。

埠頭所在地及區間

地名	河岸の埠頭と位置の距離	備考
○吉林	左 一粁	
○九站	左 一粁五	
○烏拉街	右 一粁八	埠頭は哨口と陽し市街を距る東南八支里
○四家子	右 二粁〇	紅幡の西四十支里
○黃泥屯	右 七粁五	主として紅幡の積出場
○蔴溝河	右 九粁八	舒蘭河とも稱す
○白旗屯	右 一二粁八	埠頭は紫蒙哨口と稱す白旗屯の西八支里
○法特哨門	右 一二粁八	埠頭は艾珠泉山とも稱し市街を去る西二〇支里
老河身	右	
○苇拉山子	右	馬林子の西四〇支里、主として撫州港である
朱家哨口	左	
○秀水甸子	右	
○五閘	右	秀水甸子の西南一八支里、繁龍と稱す
○松花江	左	
○五家站	右	埠頭は老牛道と稱し五棵樹の南五支里
八里磨子	左	
○烏拉木	左	
○牧餘	右	埠頭は通口鎭と稱し市街の東南八支里
○蜚州	左	
○通口	左	市街を去る一五支里
○長州嶺	右	
○北滿州	左	埠頭は代漫と稱し西北八支里
○哈爾濱	右	

註　一、本表の許履は航行連度及び目測により之に土民航業者の言を參酌したものである。

二、○印を附した埠頭は汽船の寄航するものである。

現況

滿洲國から其所有船舶の經營を委託された鐵路總局は運行の將來と民間船主の利益を考慮し官民船舶を統合し新しく聯合形態を組織し、之れを哈爾濱航業聯合會と稱し大同二年十二月滿洲國交通部の設立許可を受けた。現在に於ける加入會員は東北航務局、東北江運局、東北商船學校、東北滿船所、關東航業處、松黑兩江郵便局江防艦隊、鐵路總局の八官署と民間の四七名所有汽船合計一〇七、戎克一三一來多七一である。

昭和九年度松花江配船表

航路	使用船種類	一往復所要日數	運航回數
哈市・富錦線	客船（定期）	二日	二回
同上	客船（臨時）	二日	月二回
同上	貨客船	二日	同二回
富錦・撫河線	客船（定期）	二日	同四回
哈市・撫河線	客船	三日	同八回
哈市・虎林線	客船（定期）	六日	同二回
撫河・漢河線	客船	二日	月八回
哈市・三姓線	貨客船	三日	同九回
哈市・大資・扶餘線	客貨船	五日	同八回
扶餘・吉林線	同	二日	同二回
漢河・蘆塘線	同	二日	同二回
大資・江橋線	同	一	二日 同二回

哈爾濱より各地に至る三等運賃（單位圓）

區間	旅客運賃	手荷物運賃
木蘭	一・五〇	一〇粁毎
大賚	二・九〇	一〇粁毎

昭和八年度貨物輸送實績表（單位噸）

區間	地點	大豆	小麥	雜穀	石炭
哈爾濱		—	—	一、六六八	四、五〇
三姓		三、二〇	魯	五六	二〇
佳木斯		魯	魯	五六	一、三〇
富錦		一、三〇	魯	一、三〇	—
其の他		魯	魯	魯	魯
合計		三、二〇	魯	一、六六八	四、五〇

區間	地點	木材	其の他	合計
哈爾濱		—	四、二〇	四、二〇
三姓		二、三〇	六、四〇	八、七〇
佳木斯		三、六〇	一〇、八〇	一四、四〇
富錦		五、七〇	七、二〇	一二、九〇
其の他		魯	一、一五	一、一五
合計		一〇、四〇	二、一〇	一二、五五

區間	地點	木材	其の他	合計
江通		六、三〇	四、一〇	一〇、四〇
站		七、一〇	六、四〇	一三、五〇
通		二、三〇	一〇、八〇	一三、一〇
綠		三、六〇	七、二〇	一〇、八〇
綠		五、七〇	二、一五	八、二五
樹		五、三五	三、一〇	八、四五
河		一〇、四〇	五、六〇	一六、〇〇

遼河

概況　東西の二流から成つてゐて、そのうち東遼河は西安縣下に源を發し、西遼河は興安嶺支脈の左麓に發する。兩河は三江口上流に相合して遼河の本流となる。營口に出るまで三千八百支里（六百五十哩里）の長流である。舟行の便は現在河口から上流千四百三十八支里の鄭家屯に及び、その中流以下及び支流は南滿洲の平野地帶を貫流し、その抱擁面積は三十五萬方里に達する。

然し年々上流から土砂を流下して河底を埋め、各所に淺瀨を作るので航行が阻害されることゝ、重要物資の輸送期である冬季四箇月間は河水が凍結して交通杜絶する缺點がある。殊に南滿鐵道の敷設後は、著しくその價値を減じ、露治時代一萬餘隻の輸送船を有した遼河の水運も、民船三千餘隻を有するのみとなり、更に四洮鐵道開通後は八百餘隻に凋落する有樣となつた。

現況　同河の河川航路は、遼河及びその支流の舟行を指すもので、舟艇の便は遼河本流の營口—鄭家屯間（千四百三十八支里）同じく遼河の太子河に於ける鄭家店子—三叉河間（四百十支里）で、輸送する貨物數重は下航貨物としての穀物類を最も昭和五年度に於て六三、四六六噸同六年四七、四二八噸同七年四〇、一七〇噸、同八年三五、八六五にして典型的に激減してゐる。上航貨物は滿洲國成立後は支那との關稅設定のため支那雜貨は次第に減少し日本雜貨が之に代り鹽、安平、麥粉、砂糖、粗紙等一般日用品が主である。

水運　遼河を上下する船舶は、牛船（別名牛子）槽艇（別名槽存）で、この他艀船、觸板及び丸木船の三種がある。

（イ）牛船の積載量は六—十八噸で、吃水一・四尺、長さ四十二尺、深さ三・二尺、幅十三・五尺あり、槽船に類似してそれより稍々粗雜だが、取扱に便利なため上流航行民船の三分の二を占めてゐる。

（ロ）槽船の積載量は十—三十噸、吃水二尺、長さ四十六尺、深さ三・五尺、幅は十四尺である。

（ハ）沿岸貿易に從事する船は大型で沙船、鳥船などその數が多い。

流氷及結氷　遼河の平年流氷初日は十一月二十八日、結氷初日十二月三十一日、結氷終日三月十六日、結氷期間七十六日、流氷終日三月三十日、流氷期間百二十三日である。

鴨綠江

概　況　本江は長白山の南麓（長白泊子―主峯南三十里）に源を發する七九〇粁の長流である。欠點として河床に急勾配の箇所多く、水量は秋に入つて常に減ずる。それに岩礁が多いため微流多く、殊に本流は減水によつて航行を阻害される。尤も近ごろは、吃水の淺い高瀬船及びプロペラ船によつて幾分その不便を緩和してゐる。

安東上流の沿岸貿易は、その流下貨物中木材を主なものとし、農產品がこれに次ぐ。滿江貨物のおなものは綿糸布、鹽、麥粉、石油など、其他各種の雜貨等である。

鴨綠江は感流の性質があり、水流が不良である上、毎年冬季十二月から翌年三月まで四箇月は結氷し、その間航路貿易及び船舶の出入が杜絶する。解氷の前後から船舶の出入が盛んになるが、夏季七、八月の候は洪水の虞れが、秋十一月は流氷の憂ひがあつて、一年の過半は水運利用の途が少いのである。因に、河川工事は官營として行はれ、下流域、江口域では側水堤が築造され、安東には滿鐵會社の鴨綠支線施設がある。

水　路（一）　安東、臨江間　河床は概ね小石にして、偶に岩礁あるも多く擾碍なく船底を損することが少ない。水路の幅廣く水速も一般に緩かにして滿洲國側より鹽河、長岡子、渾江、朝鮮側より登滿江の各支流合流し水量は從つて增加する。

（二）　臨江、中江鎭間　一部を除く外河床は殆と岩礁の連續せる個所も數へられ、流速急にして水路の屈曲多く、川幅次第に狹まり兩岸は斷崖多く、安東臨江間に比し水量減じ減水期には水深一尺五寸內外の個所が隨所にあるもの水面下一尺位の所に岩礁露出し、船行頗る困難にして且つ危險である。

（三）　中江鎭、新波鎭間河床は殆と岩礁にして航行は一層困難である。瀨數も約八十箇所ありて水路の屈折甚だしく川幅は愈々狹まく流速が加はり水深も著しく減じ減水期には確かに一尺內外の所往々數哩に亙る。減水期に入れば最も吃水の淺いプロペラ船にても尚且つ貨客を制限して辛ふじて航行する有樣である。例年十月にもなれば減水甚だしく遂に航行不能となる。

鴨綠江の上流水路狀態は斯の如く航行困難なる爲め運輸業者の蒙る拍滯は年々少なからざるものがある。依つて數年前滿洲國側の採木航行公司、朝鮮側の營林廠は渡岩工事に力を盡し、殊に雞國後設置された安東航政局は全航路中最も重要なる臨江下流の渡岩工事を實施し著績大に觀るべきものが多い。

安東より江口にいたる間は水道と云ふより寧ろ安東の港灣と見るべきもので、河幅は三千尺以上、江口に近づくに從ひ更に大を加へ大小幾多の島嶼を形成し、潮海に向つて漏斗狀に開く、潮流干滿の影響を受けること多く七、八一〇呎に達し、水深は十二、三尺の處もある。殊に安東の下流五道溝附近は干潮前水深二一三呎に過ぎざる爲め、吃水淺き船舶と雖も到底上潮するを得ず、從つて普通は滿洲側に於ては大東溝及三道溝頭、朝鮮側に於ては新島、多獅島及龍岩浦等の錨地に碇舶し、安東又は新義州との連絡は艀に依らねばならぬ。斯る失費と不便の爲め、安東の貿易は多く陸上貿易にして、海路貿易は至極微々として振はず、寧ろにも劣る現狀である。又斯る不便を排除する目的を以て新義州、多獅島間三八粁の多獅島鐵道株式會社が王子系の資本を以て昭和十年七月設立された。

現　狀　安東と上流地方とで交通路及び

航行日數は輸船聯保總會に於いて大體左の如く規定してゐる。

區名		下り	上り
安東―小孤山間		一日	五―六日
同	長甸河口―臨江	一―二日	六―七日
同	臨江―楚山	二―三日	二十日位
同	楚山―新義州	三―四日	同
安東―鎭安		四日	二十日
同	三道溝―臨江	五日	三十日
同	臨江―長白	六―七日	四十五日
同	長白―上肥	十日	六十日

上肥の各航路にて營業を營む船會社中日本側としては新義州の鴨綠江運輸會社が同地と輯兒山間を高瀨船にて朝鮮總督府の命令航路に從事し、又輪船公司はプロペラ船にて同樣の命令航路を有してゐたが、昭和九年度より滿洲國側の寄港を許され、現在は新義州中江鎭間を一月に十五回航行してゐる。

輯船聯保總會は奉天省農商廳の許可の下に設立され、安東より上航する船舶業者を以て組織し、上航の荷物はすべて本會の手を通ずるを要し、申込貨物あれば之れを各船主に割當て運送に當らしたるものである。會費は運賃百圓につき十圓、內二圓は會の經費に、殘額八圓は船體の保險料として積立て、水難又は匪賊の掠奪等に依る危險を保證してゐる。別に運輸貨物につき海上保險に類似する制度を有し、各種の爭議解決の噂あるに鑑み、康德元年三月交通部は航業公會章程を公布し、一部の組織を改め、奉天省農商廳の監督下にありしものを交通部管轄下に移し、安東航政局をしてこれが監督に當らしむることにした。聯船會は安東港に碇泊する本船より又は本船へ貨物の積卸をなす滿人の艀船組合にして、所屬船舶數二百隻に達する。又新義州には龍岩浦、新島等の錨地に碇泊する本船と一千噸級以上の船舶の航行に關へ、また滿岸にハバロフスク、ブラゴベエシスク、黑河、漠河、璦琿等の都市があり、雙方の間の貨物輸送に從事する日本人艀船組合がある。

斯く安東は朝鮮側の新義州と對時せる關係上、運輸上に於いても相互對立抗爭の傾向ありしため、昭和十年に入りて朝鮮側船主も聯保總會に加入し兩者は事務の分野を協定した。尚水先案內人につきては江口より安東に航行するには水流の關係上朝鮮側水先案內人を通過する必要ある爲め、事變前は屢々領水侵犯問題を惹起せるが、昭和八年鴨綠江日滿水先案內組合を兩國に於て公認し五名の日本水先案內人には滿洲國水先案內人の免許を與へ、一人の滿人には朝鮮側の航行の許可を與へた。

黑龍江

概　說　源流は細爾克納河及びシルカ河の二派から成り、流下するにつれ滿ソ兩國境から幾多の支流を合せながら二千五百哩を流れて韃靼海峽に注ぐ滿洲北部の大河である。この中、源流から烏蘇里河口に至る約一千二百十六哩は滿ソの國境線を爲し、いはゆる北滿開發上の水路として大きな役劃を勤めてゐる。現在の可航里程は八千八百二十六粁で、此外支船以外の船舶の可航里程は更に一萬六百一粁に及ぶ。

本江は世界有數の大河であつて、多少の淺瀨はあるが、總じて水深は甚だ大である。一千噸級以上の船舶の航行に關へ、また滿

水　運　本江の船舶は哈爾濱に本據を置き、松花江を經て黑龍江に運航されるものが大部分である。滿洲國側に於ける江上の航路は富錦、黑河間、黑河、漠河間、及び哈爾濱、虎林間の三定期航路がある。尤もその一部には黑河に本據を持つものもある

が、これらの船舶は圖課西亞人所有のもので、船齢が古く、漸減しようとしてゐる。

航行日數　船舶の速力や水量の寡多で異るが、大體にブラゴヴエスチエンスクからポクロフスク（舊雅克納、シルカ兩河の合流點）間、約五百四十三哩は上航五日、下航約三日を要する。またブラゴヴエスチエンスタ、ハバロフスク間は約六百七十二哩であつて、上航には約六日、下航は四日を要する。

航行狀態と埠頭　流域に於ける沿江左右の主な埠頭は六十五箇所あり、航路延長、五萬二千七百四十五支里、烏蘇里江口から舊雅克納河口までは滿ソ共有の航路になつてゐる。現在滿洲國汽船は、同江から、上は漠河間、下は虎林間を航行してゐる。なほ沿江南岸には等しく滿ソの視關があつて滿洲國は右岸に、ソ聯は左岸に之を設けてゐる。

滿ソ水路協定問題　滿ソ國境を流れる黑龍江、烏蘇里、アルグン等の國境河川航行の問題は一八五八年の愛琿條約に依り規定されたるも、露國は舊政時代より支那の國威の揚らざるに乘じ屢々有利な地位を占むるに至つた。滿洲國はその成立と同時にこの不利益なる條約を撤廢し、平等にして且つ圓滑なる河川航行を實現すべく、新協定の意思を以てブラゴエ駐在滿洲國領事をして、蘇聯側と交渉せしむるところありしも、ソ聯は技術家の四散を名としてこれを回避した。

然るに一方滿洲國は軍艦商船の實力航行を敢行せるを以て、ソ側も從來の態度をすて、昭和八年六月會議開催の用意ある旨回答せるに依り、旅券に外交査證を要求した。然るにソ聯は逸速水路會議を地方問題として、やがては滿洲國水路會議を結果する旅券の査證を排絶せしため、會議は遂に中止せらるゝの止むなきに至つた。

翌九年の解氷期に於て滿洲國にては國境河川に航路標識の單獨設立の件を哈爾濱航政局より、ソ聯側黑龍江航政局に通達し同年六月二日哈爾濱より銅山、寧安の二船をして作業に上らしめた。ソ聯側も屈して六月十二日より大黑河に於て水路會議豫備會議が開催された。ソ聯側は一九二二年ソ支間に締結された協定を基礎とすべきを主張せるに對し滿洲國側は斯る不平等のものに據ることを斷乎として反對し、一切平等の上に於て討議せんことを要求した。斯くて雙方協定綱領を技術問題に限り且つ平等の立場に於て協定することに定まつた。八月七日に第一次正式本會議を開催し九月四日哈爾濱航政局とソ聯側黑龍江航政局との間に調印が成立した。その要旨は

（1）　アルゲン河、黑龍江、烏蘇里江、興凱湖に於ける滿ソ兩國の船舶航行は各河川の水道範圍に於て共同施設に依る航路標識に依り障碍なく之を行ふこと。

（2）　所定水路に於ける航行の最高條件の保障、必要なる航路標識施設維持、竝各種捕撈、浚渫其の他の作業を共同事業として雙方各四名の委員を以てする委員會を組織すること。

（3）　共同技術會は此の種事業に必要なる豫算及計畫を作製し、その執行を監督し支出決算を審査決定すること。

（4）　雙方は兩岸に於ける建標作業及その監督を各別に自岸に於いて單獨に行ふものとす、浚渫其他一切の水路上の作業は共同とし、一般の作業費は共同技術委員會の審査決定せる豫算を以て雙方同額を負擔すること。

右の協定に基づき滿ソ水路協定技術委員會は同年十月十三日大黑河に於いて開催されたが、會議劈頭滿洲國側は烏蘇里江、黑龍江合流點の三角洲に於ける滿洲國水路にソ聯政府の航路標識を設置したることは、水路協定の違反なることを主張しその撤回を要求した。水路協定の規定に拘らず、ソ聯側は合流點の淡路島大の三角洲を全く自國領として取扱かひ種々の機巧を行へるのみならず、同島と滿洲國との中間をなすカザケウイチ水道に際關標のものを設置せることは、烏蘇里江と黑龍江との連絡を遮斷せるに等しく、斯くては滿洲國の交通軍事上到底默視し難き處にして、結局水路問題は根本的解決を待たざるに至り、共同委員會は一頓挫を來した。

嫩　江

概　況　嫩江は水淺後く、汽船の航行は松花江の合流點から齊々哈爾附近まで、他は我克及び帆船を主とし、木材は流送法によつてゐる。航行期は五月上旬から十月下旬までである。

嫩江の本流は、源を興安嶺中の伊勒呼里阿林に發し、二源を有する。二水は約七邦里を流れ、合して西北から來る伊什肯河を受け、東北から庫爾奇河が來り注ぎ、東南に流れ、西北から略季河が之に流れ入つてゐる。また西北から額勒和肯河を受け、庫勒圖濟山の西麓を流れ、西北伊勒呼里阿川に源を發する拉布嶺河が下流約三百五十支里を流れ來つて之に注ぐ。

更に本流は西南流し、博克多山を繞り、また法傅廟里河、溫泉嶺河、科洛嶺河を受け、稍々西南に轉じて甘河を入れる。甘河は西布特哈の北、呼倫貝爾國境の博里帝克山に發源し、東南流八十邦里、黑爾根綏西南で本流に注ぐ。本流はまた西南流し、訥謨河、訥漠河等の諸水を合せて東南流し、齊々哈爾に松花江と會する。下流は河幅二百—六百米、水深は五—十尺である。因に、訥河嫩江間百二十支里は、航行に二日を要する本流域には、齊々哈爾、黑爾根間、齊々哈爾、伯都訥間が上航六十日下航四日、齊々哈爾、伯都訥間が上航十日下航六日である。水路による主な埠頭は、三岔河（江口から五十三哩里）大賚五家大崗（大賚を去る三十五哩里）北牌二站（江口から一百哩里）滿鐵加七等である。

嫩江航路は、哈爾濱から新城、大賚に至る約六百八十支里間で、其間の主な碇泊場は長春嶺河、大賚、新城等である。烏蘇里本流はその河口に至る迄での河谷の狀況その全流に亙りて極めて緩平の相を呈し、河岸には極めて廣大なる氾濫風城を有してゐる。故に河岸は楊柳繁茂し人身を沒する程度の草叢の繁みがある。山時にその右岸に迫るも稍り高からず、スカンヂヤ河の河口より河は多數の網流に分裂し大迂曲を爲す。

河口よりイマン迄の間に於いて二十五箇所の淺瀨が發見され、その中最も急るべきはロシヤコーフスキー淺瀨で水深減水時に於いて二呎半となる。

烏蘇里江と興凱湖

烏蘇里江は東部ソ滿の國境河川にして、支流饒力河と穆棱河とは滿洲國側より流入しスカンヂヤ河は興凱湖より流出して之又國境の一部をなすものである。烏蘇里本流はその河口に至る迄での河谷の狀況その全流に亙りて極めて緩平の相を呈し、河岸には極めて廣大なる氾濫風城を有してゐる。故に河岸は楊柳繁茂し人身を沒する程度の草叢の繁みがある。山時にその右岸に迫るも稍り高からず、スカンヂヤ河の河口より河は多數の網流に分裂し大迂曲を爲す。

河口よりイマン迄の間に於いて二十五箇所の淺瀨が發見され、その中最も急るべきはロシヤコーフスキー淺瀨で水深減水時に於いて二呎半となる。穆棱河は源を西布特哈境内興安嶺山脈の

シガチヤ河までの間には、水深最減水時に於いて二呎半を出でない淺瀬が四箇所ある。興凱湖は水面々積三、八五〇平方露里、淺瀬區域一四、三〇〇平方露里を有する一大貯水槽である。湖の北岸及水面の北半は滿洲國に屬し、東岸は濕潤の低地なるも西岸は乾燥せる高地にして居住の好適地である。同湖の水深は七—一九呎にして湖上の航行には何等の支障なきも、湖岸が緩傾斜をなして居る關係上安全なる碇泊地を有せず、而も暴風の襲來頻々たるものがあるから、湖上往來の船舶は相當船體の堅牢を必要とする。

航行上最も障害となるものは同湖と烏蘇里との連絡を爲すスカンヂヤ河の出口附近の淺洲である。スカンヂヤ河の出口は湖の東南部の楊柳類の繁茂した一望無變化の低地の中にありて、餘程此の附近の地理に通せるものにあらざれば、その通路を見出すことは困難である。スカンヂヤ河は一九〇露里の長さを有し、その河床は屈曲多く低平なる地域を緩流し增水の際には遠く河岸を溢流して大氾濫を起す。河幅は廣からず一五—二五サージェンにして加ふるに流路の迂曲甚だ多く大汽船の運航は不可能なれども、一一〇尺の汽船が往復した記錄がある。

すは烏蘇里江の開江は四月中旬にて開江後一週間は流氷續き、時には氷塊堆積して山と雪き流水の堰き止められるときもある。烏江の航行は哈爾濱船渠公司經營の哈瀋、虎林の定期航路ある外、虎林より撫遠附近にいたる航路が開拓されてゐる。

海運

總說

滿洲の海運は可成り錯綜せる發達史を持つてゐる。その原始時代、或は清初の渤海に於ける海上交通史は滿洲と漢民族との關係を歷史的に反映し、津條約（一八五八年）後において英國系統の海運力は延いて滿洲大陸の背後地を生育するには餘りに力が乏しい、大同二年三月一日公布された「滿洲國經濟建設綱要」に依れば、第四交通の充實と題して其の第二項に

（イ）我國經濟開發を促進し生產增加と海港とを最も經濟的に連絡するため我國沿岸の外國の港灣を有效に利用す。

（ロ）營口、安東の兩港に所要の改修を加ふ。

（ハ）朝鮮島の連絡工事は將來經濟上の要求切實を加ふるの時に完成す。

（ニ）海港は要所より近海航路の充實を圖り外洋航路

に付てもなるべく速に其の實現を期す。

とあるが、滿洲國自體の海運はこれを以つても察知される如く未だ幼稚の域を脫せず多くは外國の海運力に依存の狀態である。即ち港灣としては日本の行政管下にある大連港と滿洲最初の開港場たる營口、日本の開場せる安東の外に曾つて軍港たりし旅順港、また今日は殆ど埋沒り遼河、遼西に於ける地方港として手當てされつゝある未完成の葫蘆島（現在は錦西島）等があるが利用價値は至つて乏しい。なほ領土關係よりすれば滿洲國內ではないが、日滿の緊密なる經濟關係よりして、記述外に置く可からざる雄基、羅津、清津即ち會ふところの北鮮三港がある。

要するに滿洲國の海運は實際的な海運業者からしても安東を中心として沿岸航路を經營する大安公司、或は營口に本據を置き滿洲國々旗を掲げて北支沿岸航路に從事する戴汽船會社の他には舉ぐべきものをもたない狀勢であつて、滿洲國對外關貿易品に依存する海運業は日本其の他諸外國汽船會社の占むるところとなつてゐる。

將來　滿洲國の海運は日滿經濟ブロックの上にその發展性を豫約されてゐる。現在採花江その他北滿に於ける河運の充實にさへ事日なき今日の滿洲國自體が積極的に海運にまで其の手を伸ばすことは容易でない從つてまづ日本の助力を借りて內外諸航路の安定なる開發を計り、漸次海運力の伸長を遂げてゆく、殊に先づ着手すべき滿支沿岸航路にしても、現在のところは支那或は英國系統の各汽船會社が着實せる經營を持續して居り、自國貿易の發展、國策伸長を計るためその海運力を以つてこれに當らんとしても、新進滿洲國としては未だ國自の對抗は到底許され得ない狀態にある。また今日最も重要なる日滿間海上交通に對しては日本側業者經營の歷史的必然性から してもまたその強化の重要性に於て當然日本海運の活動に委ねるの他はない。

海運市場

市場の價値　滿洲を中心とする海運市場は地方的に見て大連營口安東北鮮の四に大別することが出來る。然し此の內安東北鮮は其の關係する所なほ稀薄であつて、結局大連營口の二地を以つて主市場とすべく、而も營口は港灣の性質上大連こそ滿洲に於ける海運市場の王座を占めてゐる。同時に海運は農產物であつて各地とも量を一にして限り、取引上の他條件が同樣である以上、海運の盛衰に於いても大連市場に於ける動きが他各地を支配してゐる。即ち大連に於いて內地向豆粕運賃十錢の場合は最の略營口五錢增、安東六錢增北鮮は北滿直通の場合に於いて特に三割增見當を以つて評議される事大連の市場事がその目安となつてゐる。

蓋し海運市場は一朝一夕にして形成さるべきものではない。大連港は我國が滿洲より關東以來滿鐵本線の經營に依り所謂大連港中心主義に依り港灣の完成に努むると共に政策的にも貨物の集散吸收を計り來つた賜であつて、三十年餘に亘る支持が今日の如き大連におけるその市場價値を出來したものである。されば北鮮羅港の完成後に於いても大連は事實に於いて何等の影響を蒙らず却つて北鮮羅港保持のために特殊の政策をこそ必要として居り、この事實は明に大連の持つ海運市場價値その吸收力の如何に鞏固なるかを物語るものである。

市場の推移　滿洲を中心とする海運市場の年間推移は大連に於てこれを代表してゐる。昭和九年度に於ける大連港の着場船舶は五三六一萬一五、九〇二、二八八屯であつて昭和八年度に比すれば遜色に於いて三四四萬、屯數に於いて一、三三七、六一八屯增加してゐるが、是はまとして事關以來引續いて行はれつゝある雜入貨物の增加積勢に

左右されたものであつて、滿洲海運本來の姿であるところの輸出特産物の旺盛によるものではない。

昭和九年八月以降に於ける輸出特産物の大勢は獨逸の輸入制限政策等とかくの暗霾が低迷し日本市場も亦農村萎微の折柄、間々一時的買勢を見ても全體として活氣なく總じて不振であつた。加之外國市場の不振から大型船腹の近海割込となり殊に大連のみに關しては輸入貨物の増加による入港船の増加はそれ丈け復荷に對する船腹過剰を來し唯さへ出廻不振の特産物に對し荷貨競爭の激化を見、運賃は極度に頭重商狀を呈し定期航路の經營者は貨率維持と船腹消化のヂレンマに立ち更に社外船跋扈の重壓に苦しめられた。今貨率の推移を示せば此の間の事情が判然とする。

遠洋市場　歐洲向運賃は昭和九年八月二十五志見當の引合可能なりしに對し漸次低落十月十一月十二月の出廻最盛期に於いて尚二十志を出です昭和十年に入りては愈々精潮となり五月積迄に十二志關へを示すに至つた。七月以降は次第に硬調十五、六志を保持九月に入りて伊エ紛爭の影響を受け傭船二十五、六志の運賃唱へを示しつゝ倘漸々引合を見るに至りこれは近海運賃市場にも好影響を與へた。

近海市場　近海運賃は昭和八年以降引續く日本海運界の堅調により傭船料の高値を示し是は他面外國船の割込を誘引したが貨率割合にしつかりの商狀を續け特産運賃も漸く是に追隨して内地向粕十錢以上を保ちつゝ、昭和九年出廻期を迎へたが特産界の不振は次第に高率運賃を許さず昭和十年に入り七より漸落の歩調顯著にして阪神伊勢灣行粕運賃前年に比して一二錢安を譲け夏枯季に入りては減噸の為に依り遂に六錢前後の保狀を呈した。

次に貿易の國別を見れば昭和九年度に於いて

	輸出	輸入
日本	六七・四%	七三・五%
滿支	五・六	八・四
歐洲	二四・九	三・四
アメリカ	一・三	四・五
其他	〇・七	九・七
	一〇〇・〇	一〇〇・〇

右の割合を示し、輸出入共に日滿間貿易の緊密化を物語つてゐる。

大連積出運賃累年表

	大連―横濱 石炭 最高	大連―横濱 石炭 最低	大連―上海 石炭 最高	大連―上海 石炭 最低	大連―歐洲 大豆 最高	大連―歐洲 大豆 最低	大連―横濱 豆粕 最高	大連―横濱 豆粕 最低	大連―歐洲 豆油 最高	大連―歐洲 豆油 最低
一九三〇年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	八・〇	七・〇	四〇・〇	四〇・〇
一九三一年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	四〇・〇	四〇・〇
一九三二年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	四〇・六	四〇・六
一九三三年	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]
一九三四年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三五・六	三五・六
一月	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三五・六	三五・六
二月	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三五・六	三五・六
三月	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三五・六	三五・六
四月	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三五・六	三五・六
五月	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三五・六	三五・六
六月	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三五・六	三五・六
七月	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三五・六	三五・六
八月	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三五・六	三五・六
九月	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三五・六	三五・六
一〇月	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三五・六	三五・六
一一月	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三五・六	三五・六
一二月	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三五・六	三五・六

滿洲國屬籍船　滿洲國に於ける船舶については滿洲國交通部路政司に於て目下着々その内容の整備充實に努力しつゝある。その結果として在來の滿洲屬籍船は其儘滿洲國の屬籍船となり、營口港にあるもの上就ては支那に於て滿洲國を承認せざる關係上滿洲國に屬籍して新五色旗を揭揚すること不利なる關係もあり、芝罘、上海方面に轉籍の觀念もあるが、大體治安の確保、世界情勢の推移により漸次滿洲國屬籍船と化しつゝある。現在滿洲國の屬籍船は(康德二年五月現在)輪船(汽船)一七九隻、七一、一〇二噸、拖船(ライター)二八四隻、七六、四六五噸、帆船二八三隻、八、五八四噸、合計七四六隻、一五六、〇六一噸に上つてゐる。このうち哈爾濱は輪船一一六隻、五〇八九三噸、拖船二八四隻、七六、四六五噸、計四〇〇隻一二七、三五八噸、營口は輪船三三隻、一七、六四九噸、帆船一九九隻、六、一七五噸計二三二隻、二三、八二四噸、復州は輪船二〇隻、二、〇一二噸、帆船一八隻、七二五噸計三八隻、二、七三七噸、葫蘆島は帆船三隻一〇七噸、安東は輪船一〇隻四五八噸、帆船六二隻一、五七七噸、計七二隻、二、〇三五噸である。

關東州屬籍船　關東州に於ける屬籍船制度の嚆矢は明治四十五年一月一日より屬籍船令を布き之に據つて海運行政の缺陷を充足したのに始まる。而して關東州に於ては船舶輸入稅賦課されざる爲漸次外國船を轉入したる者多く、殊に滿洲國の發展に伴ふ滿鐵傍系大汽の社運の進展による同社船の増加もあり、昭和十年八月末の關東州屬籍船は汽船一一五隻、二三八、二二九噸、(內譯一〇〇噸以上八三隻、二三六、五九五噸、一〇〇以上六〇隻、二三八、七二〇噸、)帆船二〇九隻九、二〇八噸、合計三二四隻、二四七、三三七噸である。

大連港

概況　今日東洋一の設備を有すると稱せられる大連港も、三十餘年前は青泥窪と稱し半島の微々たる一漁村に過ぎなかつた第十九世紀の中葉以降歐洲の先進諸國は海外市場開拓のため競ふて極東政略の礎を樹て、その勢力の東漸を見るに至つたが、その現れとして今より七十五年前萬延年間英佛聯合軍の一時的占據によりヴィクトリア灣と命名されしより世に知らるるに至つた後明治二十年より二十五年(一八八七年九二年)に至る間に李鴻章は獨人ハンネッケン顧問の献策を入れ欄擲地に砲臺及び棧橋を築造し水師營を置くに及び此の灣を大連灣と稱した。大連の名稱は之より始まる。

而して一八九九年五月七日調印に成る露支間の旅順、大連灣租借に關する條約によつて露國は之を支那より租借し、青泥窪の漁村地域をダルニーと命名し市街區と定め遠大なる計畫の下に着々と施設するところあつたが、工事半にして日露の開戰となり、その結果我軍の占領するところとなり(明治三十七年五月)翌年二月十一日紀元の佳節をトして大連と再改名した。後明治三十八年九月ポーツマス條約により日本が露國より此租借權を繼承するに及んで、南滿洲鐵道株式會社が鐵道と共に經營することとなり、爾來二十七年改築增築を重ねて今日に及んでゐる。

各港との距離

	哩		哩
小樽	[illegible]	室蘭	[illegible]
函館	[illegible]	新潟	[illegible]
横濱	[illegible]	大阪	[illegible]
神戸	[illegible]	門司	[illegible]
長崎	[illegible]	基隆	[illegible]
仁川	[illegible]	鎮南浦	[illegible]
天津	[illegible]	青島	[illegible]
上海	[illegible]	香港	[illegible]
新嘉坡	[illegible]	ボンベイ	[illegible]
マルセイユ	[illegible]	倫敦	[illegible]
桑港	[illegible]	ハンブルグ	[illegible]
シヤートル	[illegible]	ホノルル	[illegible]

大連港の管理　大連港の一般行政は現在關東州廳に於て掌るも、その管理は滿鐵が當り、別に滿洲國輸出入貨物についてはその檢査及關稅徵收事務は滿洲國大連稅關が司つて居る。

（一）大連港の一般行政　大連港の港灣行政を執行する爲めに關東州廳は次の如き機關を設けて居る。

（1）關東州海務局　海務局は港務、鐵路に關、海難救護、船舶の測度檢査、船員事務、水先案内人の監督等一切の海事々務を統轄してゐる。

（2）關東州警務局　關東州警務局は水上警察行政の執行の爲水上警察署を置いてゐる。

（3）大連民政署税務課　埠頭に於いて輸出入の貨物、酒類に對し關稅事務を掌るこれは關稅とは全く別個のものである。出張關東州は無稅地域なる爲州内は大正十一年より州内に於いて消費する貨物及酒に對し一定の消費稅を徵收することゝせるを以て、關稅の便宜上埠頭に於いて之を行ふ丈で、關稅とは全く關稅の關係を置にするものである

（二）埠頭事務　港灣の埠頭事務を擔當する滿鐵は次の如き機構を以て之を處理してゐる。

（1）埠頭事務所　大連港に於ける埠頭、埠頭内に於ける倉庫及鐵道運輸の營業、その附屬業務に關する事項、大連港に於ける施設及その附屬施設の使用、改良及保管に關する事項を掌つてゐるこれが爲めに埠頭局及工務局を置いてゐる。

（2）福昌華工株式會社　同社は滿鐵の出資會社にして港灣の荷役作業に從事し、支那人夫の供給斡旋及教育を掌る。

（三）關稅事務　大連港を門戸とする我州内相借地に於ては明治三十九年九月一日より自由貿易の爲め開放せられたるを以て單に州内に出入する貨物に對する帝國の關稅は全く免除さるゝも、大連港に輸移入さるゝ外國貨物、又は州内產の貨物にして租借地の境界を超へて滿洲國より大連港を經て滿洲國に輸出さるゝ貨物に對する關稅は、原則上境界地點に於て之を行ふ可きを至當とするも、斯くては交通機關の中途抑留の爲め幾多の不便あるに鑑み、便宜上海陸接續地點たる大連に滿洲國稅關を設置せしめたのである。關稅事務は關東州と滿鐵に於て行ひ如斯大連の管理は關東州の大連港出を歷史的に承認唯稅關は滿洲國の大連海關が埠頭の事務と背後地七年後の昭和九年度にあつては九百九十四萬一千二百三十六萬を算し、然も今後滿洲國の健全なる發展は益々貿易額の增大伸長を裏書してゐる。輸出と輸入との割合は昭和元年度にあつては輸出五に對し輸入一の割合を占めてゐたものが、昭和九年度に至つては新興滿洲國の建設工作の進展に伴ふ土木建築材料其他の輸入貨物の增加により三、二對一の割合にまで輸入が伸長し遂に金額に於ては輸出三億七千四百五十三萬二千五百三十一圓に對し輸入は五億百九十八萬七千七百四十六圓にして大連港開港以來最初の入超を見せるに至つた。而して主なる輸出貨物は石炭を筆頭とし大豆、豆粕、金物鐵鐵、銅製、落花生、豆油等にて輸入は麥粉、金物（鐵及鋼製品）、木材、セメント、石灰、生果及び生野菜、砂糖であり、特に一箇年來建設材料の輸入の輸進は素晴らしいものがある。次に貿易の國別を見れば昭和九年度に於て輸出は日本六七%滿中國五%歐洲二五%其他三%輸入は日本七三%滿中國六%米國五%歐洲四%其他一二%の割合で、輸出入ともに今後益々日本への依存性が增加して行く趨勢にある。

營業及作業　大連港に集中する貨物は輸出入共に其大部分は地場消費を見ず、直接鐵道より船舶へ、船舶より鐵道又は他の船舶に積替へられて、大陸の奥地又は海外、北支方面に輸送せられる通過貨物である。從つて大連港の貨物取扱營態は多く船車の連絡（聯運）にして鐵道の斡旋と密接不可分の關係にあり、且又大連港の港灣一切の設備を滿鐵が施設してゐる關係上海運附屬營業即ち船舶の發着繫留、貨物の陸揚船積及受渡、貨物の保管並びに繰替、給炭、給水、運送代辦等に關する業務も臨港鐵道と共に滿鐵が統轄經營してゐる。今大連埠頭に於ける同社の營業を大別すると埠頭營業、倉庫營業、鐵道運送營業の三となつてゐる。

埠頭及倉庫營業、鐵道運送營業は共に一定の規則に準據して行はれ、それに附隨する一切の荷役作業は福昌華工會社の供給する滿洲國苦力（華工）によつてなされ、同社の監督責任下に取扱はれてゐる。

埠頭營業

船舶作業

（イ）船舶の發着、繫留、荷役作業中作業に要する小蒸汽船、繫船係員等は滿鐵より提供し、水先人の指導により船長の指揮の下に作業を行ひ、繫留の場合も亦同樣である。

曳船料（一回につき）	
一〇〇噸迄のもの	圓 三・〇〇
一〇〇噸迄のもの	五・〇〇
五〇〇噸迄のもの	一五・〇〇
一、〇〇〇噸迄のもの	三〇・〇〇
一、〇〇〇噸を超ゆるもの	金三〇圓に超過噸數一、〇〇〇噸又は其の未滿を增す毎に金二〇圓を加へたる額

繫船料（一回につき）	
一〇〇噸迄のもの	圓 一・〇〇
二〇〇噸迄のもの	二・〇〇
五〇〇噸迄のもの	五・〇〇
一、〇〇〇噸迄のもの	一〇・〇〇
一、〇〇〇噸を超ゆるもの	金一五圓に超過噸數一、〇〇〇噸又は其の未滿を增す毎に金一〇圓を加へたる額

埠頭使用料	繫船數一噸二十四時間又は其の未滿に付
倉庫營業料（一回につき）	金一錢

曳船料（一回につき）	
一〇〇噸迄のもの	圓 一〇・〇〇
五〇〇噸迄のもの	一五・〇〇
一、〇〇〇噸迄のもの	二〇・〇〇
一、〇〇〇噸を超ゆるもの	金三〇圓に超過噸數一、〇〇〇噸又は其の未滿を增す毎に金二〇圓を加へたる額

繫船料（一回につき）	
一〇〇噸迄のもの	圓 二・〇〇
二〇〇噸迄のもの	四・〇〇
五〇〇噸迄のもの	一〇・〇〇
一、〇〇〇噸迄のもの	二〇・〇〇
一、〇〇〇噸を超ゆるもの	金一五圓に超過噸數一、〇〇〇噸又は其の未滿を增す毎に金一〇圓を加へたる額

埠頭使用料	繫船數一噸二十四時間又は其の未滿に付
倉庫營業料（一回につき）	金一錢

（ロ）水先案内　當港防波堤内は强制水先區にして、總噸數二千噸以上の船舶が埠頭に發着する場合は水先案内人（現在七名）の嚮導を要する。水先案内料は滿鐵之を負擔する。

（ハ）小蒸汽船、艀の貸貸及曳船　滿鐵は料金を收受し、小蒸汽船、艀の貸貸又は現船の依囑に應ず。

（ニ）給炭及給水　滿鐵は要求に應じ埠頭繫留船には給水栓より、沖合碇泊の船舶には給水船より、一定の料金により淡水の供給を爲す。燃料炭の供給は滿鐵に於て之をなす。大量の燃料炭は石炭專用バースに於てその船積を爲してあるが、少量の燃料炭は各岸壁に於て貨車より直接に積込むか又は石炭艀に依つて海上より給炭をする。海上よりの給炭に就ては機械給炭船（四隻）を使用して燃料炭積込能率を增進しつゝあるが、給炭能力は一時間六十噸乃至二百五十噸であり、給炭の外近來重油船、内燃船の增加に鑑み重油供給設備を新設した。

貨物の荷役作業

（イ）輸入貨物の授受及陸揚作業　船内の作業は船長監督の下に、貨物の陸揚作業を開始し、授受終了後の貨物は船舶に代つて滿鐵これを保管し、船側を引渡指圖書によつて貨物の引渡しを爲し、貨物の陸揚終了後四日以内に引取られざる貨物は蔵荷として保管し、之に對し蔵荷取扱料及び假置料を收受する。輸入貨物の陸揚費、蔵荷手數料及び假置料並に貨物假置料左の如し。

陸揚費（普通貨物）	一噸に付
船内人夫賃（同）	次の圓
等見物護岸場地の場合	二〇錢
蔵荷手數料	八五錢
假置料	二五錢
假置料	四錢
假置料（假置料の倍額）	一噸一日に付

（ロ）　輸出貨物の授受及び船積作業　輸出貨物の授受は船舶の船積指圖書に依り荷主に代り船側に於て船舶責任者との間に授受を爲す。船積賃は普通貨物にありては陸揚賃と變らず特定品のものを舉げれば左の如し。

船積賃（豆粕、大豆、銑鐵、穀物及種子、食鹽）　一噸に付　三三錢
同　（豆油、種子油）　四五錢

なほ特殊貨物の陸揚、船積は共に特定の料金を徴することゝなつてゐる。

倉庫營業　本港取扱貨物の大部分は輸出農産物及び其の加工品即ち大豆、豆粕、豆油にして此等特産物は商取引又は船積の關係上埠頭に到着又は搬入（豆粕）後、長きは六箇月も構内に保管せらるゝを通例とするので、之がため冬期の輸送盛期（出廻り最盛期）には埠頭在貨六十萬瓲以上に及ぶ場合がある。但し期間更新を妨げず、然も貨物の保管と船積とは作業の圓滑を期する上に密接の關係を有するので、當港に於ける貨物の保管は船車の連絡を司る埠頭業務の重要なる業態である。滿鐵は此の點に鑑み埠頭作業の圓滑と荷主の便益とを主眼とし構内に保管設備を施し、滿鐵の倉庫營業規程により倉庫營業を營む。なほ近年輸入貨物の激増のため、奥地向發送遲延並に未引取輸入貨物の増加により、さしもの宏備せる埠頭倉庫も狹隘化してゐる現狀を呈してゐる。

第一、分類保管

1　倉敷料

（イ）　普通料（室内）

等級	倉敷料（一日一〇〇瓲に付）
一級品	八圓（絹布、毛織物等）
二級品	六圓（綿布、護謨、酒類）
三級品	四圓（豆粕、鐵製品）
四級品	二圓（不工木材、石材）

（ロ）　豆油、油粕類、穀物及種子、麥骨、麻袋、金屬原料品に對しては別に特定率あり。

（ハ）　大豆丸粕特定率（一日百枚に付）

入庫の日より第三十日迄	二・五錢
入庫の日より第三十一日以後	九・〇

倉敷料は鐵道到着及船舶輸出貨物にして鐵道に依り發送するものは一ケ月之を免除す。

第二、混合保管

1　倉敷料

品名	期間	單位	料金率
大豆及小麥	入庫の日より三十日迄	一日一口に付	金三三錢
同	第九十日迄	同	金五〇錢
同	第九十一日以後	同	金六六錢
豆粕	入庫の日より三十日迄	一日百枚又は其の未滿に付	金二五錢
同	第三十一日以後	同	金九錢
豆油	第一旬乃至第四旬	一噸旬一口に付	金二圓
同	第三旬乃至第七旬	同	金三圓
同	第八旬乃至第十旬	同	金四圓
同	第十一旬以後	同	金六圓

2　入出庫手數料

品名	單位	料金率
大豆及小麥	一口に付	金三圓三〇錢
豆粕	百枚又は其の未滿に付	金六〇錢
豆油	一口に付	金六圓六〇錢

（但し北滿線受寄豆油一口に付金一八圓二〇錢）

第三、屋外保管

倉敷料は庫内保管の半額である。

第四、火災保險

滿鐵は埠頭構内に保管する貨物に對し貨主の委任を俟たず貨主に代り火災保險を附する。保險料は滿鐵に於て負擔する。

第五、精選、乾燥、改裝、看貫

滿鐵は貨主の依頼に應じ、保管貨の精選、乾燥、改裝、看貫等の作業を爲す。從來此種作業は勞力を主としたが、將來は漸次機械力に革むる計畫で着々と實現につとめてゐる。

鐵道運送營業　鐵道運送規程並に貨物運賃及び料金規則に依り所定の料金を收受して之が取扱を爲す。

（A）　運送受託

（B）　發送せらるべき貨物

輸入寄託貨物
到着寄託貨物
假置貨物
市内搬入貨物（普通貨物に限る）

（C）　鐵道到着貨物の取扱

・市内搬出――市内搬出
寄託――發送
船積――船積

作業組織　大連港の荷役は、從來主として勞力を用ゐ、冬期作業繁盛期には一日約一萬四千人の華工を出動せしめ、年間出動延人員は三百萬人に及び、閑散期（七月より十月）に於ても約九千五百人より低下せず平均一萬一千餘人の華工が就役してゐるこの華工は滿鐵直系の福昌華工株式會社をして一手に供給せしめてゐる。

斯く從來は主として勞力を以て荷役を爲し來つたが、取扱貨物（主として輸入貨物）の増加と、荷役作業の促進の必要上から、機械力利用は當然の事となり、漸次荷役の機械化する方針が採られ、石炭船積機械の増設、電動力施設、グレンエレベーター、トレラー、トラクター等の増設が着々として行はれてゐる。

港灣施設

◇航路標識

（イ）　無線電話裝置　大正十五年八月埠頭ビルディング屋上及び南三山島、圓島に架設し、相互間の通話及び船舶通過報告に之を使用す。

（ロ）　無線羅針局（ラヂオコンパス）　日本最初の試みとして埠頭ビルディング屋上（無電呼出符號ＪＤＴ）及び圓島燈臺（無電呼出符號ＪＤＳ）の兩所に備へ附け、昭和四年二月よりこれを實施せるを以て入港船舶は濃霧及び暴風雨、吹雪に依り航行不安なる場合には隨時船舶よりの依頼に應じ、兩局に於て其の方向を測定し位置を知らしむるものであるから、三百浬の沖合より安全に航行を續くることが出來る。

（ハ）　燈臺及霧信號　港外南三山島、圓島、黄白嘴等に二十箇の燈臺を設置しあり霧信號は六箇所、船路浮標は五箇あり。夫々信號を備へて附近航行の船舶の安全をはかつてゐる。

◇海上設備

（イ）　防波堤　東防波堤三七二米、北防波堤三、二四四米、西防波堤一、三六四米で、計三、九八〇米、この主要三防波堤に抱擁せらるゝ水域面積約三二萬一千方米を内港とし、東防波堤の北端と北防波堤の東端との海口幅員は三六四米で東港口と云ひ内港の主港口とされ、又帆船及小蒸汽船用の出入港口としては、北港口（一二一米）西港口（六二一米）がある。なほ甘井子には石炭輸出專用埠頭前に九八〇米の防波堤がある。

（ロ）　埠頭岸壁及棧橋、繫船浮標　港内の水深は冬季の最低潮面を基準として八米乃至一一米にして、本埠頭として八埠頭、延長五、〇二〇米、繫留量四十三、其他埠頭棧橋は六にして總延長實に六、二三九米に及んでゐる。なほ第一埠頭より第四埠頭迄の各埠頭は三千噸乃至四千噸級の船舶を同時に九隻繫留し得るに足り、二萬噸級の巨船も自由に岸壁に繫留し得る能力を有してゐる。各埠頭及び棧橋左の如し。

埠頭名	延長（米）	繫留隻數	利用區分
第一埠頭	[illegible]	[illegible]	輸入專用
甲埠頭	[illegible]	[illegible]	輸入專用
第二埠頭	[illegible]	二	輸出入兼用
乙埠頭	[illegible]	[illegible]	輸出入兼用
第三埠頭	[illegible]	二	輸出並石炭船積
丙埠頭	[illegible]	[illegible]	輸出入兼用
第四埠頭（延長中）	[illegible]	[illegible]	輸出專用
長門町埠頭	[illegible]	[illegible]	沿岸航路小型船用
寺兒溝第一棧橋	[illegible]	一	豆粕豆油積專用
同　第二棧橋	[illegible]	一	危險品、石油專用
濱町埠頭	[illegible]	一	[illegible]
石炭[illegible]棧橋	[illegible]	一	石炭[illegible]用
入船[illegible]埠頭	[illegible]	一	沿岸航路小型船用
[illegible]棧橋	[illegible]	一	
合計	[illegible]		

他に戎克荷揚場延長一、一六〇米及び小崗子埋立戎克荷揚場一、三〇九米あり、更に甘井子には石炭輸出專用埠頭石油棧橋、流安棧橋等の設備がある。

（ハ）　甘井子石炭棧橋　當埠頭は大連港が近年來異常なる發展をなし、逐年激増する輸出入貨物の取扱上狹隘を感じたるを以て新に建設されたもので、年々販路の擴大されて行く滿洲の重要輸出品たる撫順炭を輸出する石炭棧橋で、この設備の完成は大

さは東洋一の名を擅にするものである。本埠頭は滿鐵が大正十五年八月用地の買收及び防波堤の築造に着手し、引續いて昭和三年八月臨時建設事務所を設置し、昭和四年七月一日營業を開始し同年十二月工事の完成を見たが、その總工費は一千二百五十萬圓にしてその主なる設備は左の如くである

(A) 海上設備　防波堤長さ九八〇米、高潮提防長さ三〇〇米、これは四區劃に分れ一萬噸級船舶を同時に四隻繫留することを得。

(B) 陸上設備　電氣起重機車四輛、構內入換作業に使用するもの、牽引力三〇噸、貨車四〇輛、貯炭場十四萬一千平方米、貯炭能力三百萬一千噸、ブリッヂトランスポーター二臺、一臺の一時間取扱能力二八〇噸、構內鐵路延長五十二粁。

(C) 荷役設備　石炭積込施設四基、カータンパー一基、軌道衡二基、機關車用運搬車六輛、司令塔。荷役作業司令者は司令室より作業の順序、方法等を各埠電氣傳聲、電話高聲電話にて艤業者に傳達し、作業の綜合統一を計る。

(D) 電氣設備　變電所二、水銀整流器三、組轉發電機二、廻轉一、KW設充器四〇、五〇〇W設充器二〇、三〇〇W設充器二〇。

(E) 給水設備　給水能力、一日(十五時間)一五、〇〇〇噸、一時(三〇〇噸)四、五〇〇、〇〇〇噸。即ちこの石炭積機が全能力を發揮すれば一箇年間に四百五十萬噸の石炭給積は易々たるものと云ふべく、世界に誇るべきものであることは論を俟たない。

(F) 給水設備、給船、機關車、社宅共に用水子を經て大連水道より引用す。

繫船岸壁　第一號より第四號に至る四基あり、神

戸埠頭　二　一〇、〇八〇
第一埠頭　一　一
長門町埠頭　二　三、九五七

(2) 專用埠頭機、豆油混合保管用タンク六、重油タンク六、パラフインタンク二、合計二二、二七四平方米。

鳥鵬品倉庫九棟、五、七〇四平方米。

(ロ) 埠頭岸壁の繫船柱　鋳鐵鈎型にして三〇米の間隔を以て各岸壁上端に設けてある。

(ハ) 船舶給水設備　各繫船埠に給水栓を設け繫留船舶に對して給水栓より直接給水する設備を有す。給水能力一船一時間約四〇噸であるが一船に對し二栓を同時に使用することを得。給水栓七〇箇所。

(ニ) 荷役機械設備

(1) 石炭荷役設備

名稱	能力	數
カータンパー	一基 一時間の積込能力 六〇〇噸	一
スクープコンベヤー	三基 同 六〇噸	三
ベルトコンベヤー	二基 同 一二〇噸	二

(2) 起重機及荷役運搬機

名稱	能力	數
蒸汽クレーン	四五噸	一
同	二七噸	一
岸壁クレーン	一・五—五噸	一四
街式クレーン	一・五—三噸	二
ホイスト	一・五—二噸	二八
貨物エレベーター	一・五—三噸(積載量)	一〇
自動車	一・五—四噸同	七
電氣トラクター	一・八噸同	四三
同上附屬トレーラー	(牽引力) 二七〇キロ	八
電氣クレーントラクター	二噸(積載量) 〇・八—一・八噸同	六五

(イ) 船舶貨物陸揚及船積荷役設備

左の如き陸上設備を有してゐる。

(ロ) 船舶積込施設

所在	埠頭	數	前面水深(平方米)
第一埠頭	甲	四	九、二八二
第一埠頭	乙	一	二六、三一二
第二埠頭		五	三六、六七八
第三埠頭		二	九、九一六
		六	一九、五二八

(ガソリントラクター　七〇〇キロ牽引力　二一
同上附屬トレーラー　一一噸積載量　三八

(ホ) 鐵道

線路延長	一二〇粁
機關車	一二輛
三三噸貨車	二〇〇輛

(ヘ) 貨物保管設備(倉庫及野積場)

全收容力

種別	箇數	收容噸數
上屋	二八	一一〇、一八三
倉庫	四四	三七〇、三三八
野積場	一二四	四〇九、六三一
タンク	一四	一八、六〇〇
計	二一〇	九〇八、七五二

(ト) 其他の貨物設備

(1) 假設積込繫船岸壁

東部三野積場附近に設置	二棟
假設積込機	一時間能力 二四噸
假設燈臺	三基 一一噸

(2) 冷凍冷藏設備(冷藏庫)

第二埠頭第四號倉庫內にあり炭酸瓦斯式にして面積六六平方米、貯藏能力四〇噸にして牛肉肉七〇瓩分を零下一二度に冷凍し保藏し得る。

(3) 軌道衡　四基。

(4) 埠頭ビルディング　埠頭ビルは大正五年に起工し大正十五年一月完成せるもので、鐵筋煉瓦、二四五坪、鐵筋コンクリート七階建、この內に滿鐵大連鐵道事務所、關東廳遞信局、關東海務局、水上警察署、郵便局、滿洲國大連稅關等の關官廳と海運業者會社の出張所、事務室を收容してゐる、屋上には無線電話、埠頭警備用、假設所等がある。

(5) 旅客の船車連絡設備　汽船乘降客の便宜と、機

内作業の連絡を計る爲め、大正十三年船客待合所及棧橋に連絡橋を第二埠頭に建設し、內地、上海、天津航路の定期船を繫留せしめてゐる。船客待合所は鐵筋コンクリート建物で「洋館側四、四九五平方米、鐵筋コンクリート建物で「洋館側に三五〇米のベランダを有す」約五千人の旅客及送迎人を收容し得る。なほ北行する下船客に對しては昭和七年四月一日より定期船と大連驛との間に午前九時發「あじあ」と午前九時半發「はと」に船車連絡を行つてゐる。一時年迄は汽車で行つてゐたが昨春四月より全部これを行つてゐる。

(6) 船舶修繕設備　船舶修繕、大連汽船會社の經營にて面積一五、四〇〇平方米、中入口底長さ一三四米二六、中入口底幅一七米五二、圖噸數六千噸迄の船舶を入渠せしめ得る。

◇硫安棧橋　滿洲石油株式會社用として甘井子埠頭に築造、昭和九年十二月六日完成、工事費七萬四千百五十六圓、この棧橋は延長九八八米の甘井子防波堤を利用しその先端にコンクリートの荷役場を設備したもので二本の鐵管によつて油の荷役を行つてゐる。

二米の棧橋を築造、昭和九年十一月完成した。この工事費八十九萬五千八百三十圓現在東側に約五千噸級の船舶一隻を繫留し得るが、これを一萬噸級船舶繫留の能力に擴張しさらに西側にも二千五百噸級船舶を繫留する設備とすべく目下詳細設備を進めて居り、大體昭和十一年四月增築工事に着中の豫定である。

◇石油棧橋　滿洲石油株式會社用として甘井子埠頭に築造、昭和九年十二月六日完成、工事費七萬四千百五十六圓、この棧橋は延長九八八米の甘井子防波堤を利用しその先端にコンクリートの荷役場を設備したもので二本の鐵管によつて油の荷役を行つてゐる。

輸出貨物仕向地方別（昭和七年度以降）

年度	十年度		九年度		八年度		七年度	
別	上半期		上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
計	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸
	三、三四〇、一八八	100.0	三、一九九、九五九	100.0	二、六四一、一四四	100.0	二、三四二、四四〇	100.0
日本	三、一三二、一八八	94.1	三、〇一九、九五九	94.3	二、五一九、一四四	95.3	二、二一九、四四〇	94.8
滿蒙及中國	一、一四八、八	34.2	一、一〇九、九	34.7	一、〇一九、一	38.2	一、〇一九、一	43.3
歐洲	一、〇一〇、〇	30.3	一、〇一〇、〇	31.6	七九二、〇	30.0	七九二、〇	33.9
米國	一、〇一〇、〇	30.3	一、〇一〇、〇	31.6	七九二、〇	30.0	七九二、〇	33.9
其他	一、〇一〇、〇	30.3	一、〇一〇、〇	31.6	七九二、〇	30.0	七九二、〇	33.9
入超	一、〇一〇、〇	30.3	一、〇一〇、〇	31.6	七九二、〇	30.0	七九二、〇	33.9
港數	一、〇一〇、〇	30.3	一、〇一〇、〇	31.6	七九二、〇	30.0	七九二、〇	33.9
汽船	一、〇一〇、〇	30.3	一、〇一〇、〇	31.6	七九二、〇	30.0	七九二、〇	33.9

輸入貨物仕出地方別（昭和七年度以前）

年別	米國			英領印度			濠洲			其他			計		
	噸數	百分比	價額	噸數	百分比	價額	噸數	百分比	價額	噸數	百分比	價額	噸數	百分比	價額
大正十四年	1,111,111	100.0	111,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	1,111,111	100.0	111,111,111
昭和元年	1,111,111	100.0	111,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	1,111,111	100.0	111,111,111
二年	1,111,111	100.0	111,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	1,111,111	100.0	111,111,111
三年	1,111,111	100.0	111,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	1,111,111	100.0	111,111,111
四年	1,111,111	100.0	111,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	1,111,111	100.0	111,111,111
五年	1,111,111	100.0	111,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	1,111,111	100.0	111,111,111
六年	1,111,111	100.0	111,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	1,111,111	100.0	111,111,111
七年	1,111,111	100.0	111,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	1,111,111	100.0	111,111,111
八年	1,111,111	100.0	111,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	1,111,111	100.0	111,111,111
九年	1,111,111	100.0	111,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	1,111,111	100.0	111,111,111
十年	1,111,111	100.0	111,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	1,111,111	100.0	111,111,111

輸出主要品別（噸以下四捨五入）

年別	大豆	豆粕	豆油	石炭	鐵鑛	燐礦石	其他肥料及燐酸鹽	豆	小豆	玉蜀黍	燐礦石	其他	計
大正十四年	1,111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
昭和元年	1,111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
二年	1,111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
三年	1,111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
四年	1,111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
五年	1,111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
六年	1,111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
七年	1,111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
八年	1,111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
九年	1,111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
十年	1,111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111

輸入主要品別（噸以下四捨五入）

年別	米	生牛皮及野獸皮	木材	石油	トキメン及燐礦石	海魚（乾燥鹽藏）	糖	砂糖	麵粉	酒精	酒類（麥酒ヲ除ク）	鹽	紙	毛織物	綿織物	絹織物及人造絹織物	其他	計
大正十四年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
昭和元年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
二年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
三年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
四年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
五年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
六年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
七年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
八年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
九年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
十年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111

輸入主要品別（噸以下四捨五入）

年別	米	生牛皮及野獸皮	木材	石油	トキメン及燐礦石	海魚（乾燥鹽藏）	糖	砂糖	麵粉	酒精	酒類（麥酒ヲ除ク）	鹽	紙	毛織物	綿織物	絹織物及人造絹織物	其他	計
大正十四年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
昭和元年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
二年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
三年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
四年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
五年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
六年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
七年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
八年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
九年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
十年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111

輸入貨物仕出地方別（昭和七年度以前）

年別	英國			獨逸			佛國			白耳義			和蘭			其他			計		
	噸數	百分比	價額	噸數	百分比	價額	噸數	百分比	價額	噸數	百分比	價額	噸數	百分比	價額	噸數	百分比	價額	噸數	百分比	價額
大正十四年	1,111,111	100.0	111,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	1,111,111	100.0	111,111,111
昭和元年	1,111,111	100.0	111,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	1,111,111	100.0	111,111,111
二年	1,111,111	100.0	111,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	1,111,111	100.0	111,111,111
三年	1,111,111	100.0	111,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	1,111,111	100.0	111,111,111
四年	1,111,111	100.0	111,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	1,111,111	100.0	111,111,111
五年	1,111,111	100.0	111,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	1,111,111	100.0	111,111,111
六年	1,111,111	100.0	111,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	1,111,111	100.0	111,111,111
七年	1,111,111	100.0	111,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	1,111,111	100.0	111,111,111
八年	1,111,111	100.0	111,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	1,111,111	100.0	111,111,111
九年	1,111,111	100.0	111,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	1,111,111	100.0	111,111,111
十年	1,111,111	100.0	111,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	111,111	10.0	11,111,111	1,111,111	100.0	111,111,111

輸出主要品別（噸以下四捨五入）

年別	大豆	豆粕	豆油	石炭	鐵鑛	燐礦石	其他肥料及燐酸鹽	豆	小豆	玉蜀黍	燐礦石	其他	計
大正十四年	1,111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
昭和元年	1,111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
二年	1,111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
三年	1,111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
四年	1,111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
五年	1,111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
六年	1,111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
七年	1,111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
八年	1,111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
九年	1,111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
十年	1,111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111

輸入主要品別（噸以下四捨五入）

年別	米	生牛皮及野獸皮	木材	石油	トキメン及燐礦石	海魚（乾燥鹽藏）	糖	砂糖	麵粉	酒精	酒類（麥酒ヲ除ク）	鹽	紙	毛織物	綿織物	絹織物及人造絹織物	其他	計
大正十四年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
昭和元年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
二年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
三年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
四年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
五年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
六年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
七年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
八年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
九年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
十年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111

輸入主要品別（噸以下四捨五入）

年別	米	生牛皮及野獸皮	木材	石油	トキメン及燐礦石	海魚（乾燥鹽藏）	糖	砂糖	麵粉	酒精	酒類（麥酒ヲ除ク）	鹽	紙	毛織物	綿織物	絹織物及人造絹織物	其他	計
大正十四年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
昭和元年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
二年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
三年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
四年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
五年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
六年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
七年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
八年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
九年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111
十年	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	1,111,111

輸入貨物仕出國別表及び重要品別

（噸以下四捨五入）

年別	米國		英國		獨逸		佛國		白耳義		和蘭		日本		濠洲		印度		其他		合計	
	噸數	價額	噸數	價額	噸數	價額	噸數	價額	噸數	價額	噸數	價額	噸數	價額	噸數	價額	噸數	價額	噸數	價額	噸數	價額
昭和九年	111,111	111,111,111	111,111	111,111,111	111,111	11,111,111	111,111	11,111,111	111,111	11,111,111	111,111	11,111,111	111,111	11,111,111	111,111	11,111,111	111,111	11,111,111	111,111	11,111,111	1,111,111	111,111,111
十年	111,111	111,111,111	111,111	111,111,111	111,111	11,111,111	111,111	11,111,111	111,111	11,111,111	111,111	11,111,111	111,111	11,111,111	111,111	11,111,111	111,111	11,111,111	111,111	11,111,111	1,111,111	111,111,111

年別	綿織物		毛織物		絹織物及人造絹織物		綿糸		其他		合計	
	噸數	價額	噸數	價額	噸數	價額	噸數	價額	噸數	價額	噸數	價額
昭和九年	111,111	111,111,111	111,111	111,111,111	111,111	11,111,111	111,111	11,111,111	111,111	11,111,111	1,111,111	111,111,111
十年	111,111	111,111,111	111,111	111,111,111	111,111	11,111,111	111,111	11,111,111	111,111	11,111,111	1,111,111	111,111,111

大阪港國別人員年別

（噸以下四捨五入）

年別	日本人		中華民國人及		其他		計	
	人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比
昭和九年	111,111	100.0	111,111	100.0	111,111	100.0	111,111	100.0
十年	111,111	100.0	111,111	100.0	111,111	100.0	111,111	100.0

大阪港西洋人員年別

（噸以下四捨五入）

年別	日本人		中華民國人及		其他		計	
	人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比	人員	百分比
昭和九年	111,111	100.0	111,111	100.0	111,111	100.0	111,111	100.0
十年	111,111	100.0	111,111	100.0	111,111	100.0	111,111	100.0

結論

本論は冒頭に述べられた如く、日本の國際海運の發展の歷史を、明治時代に於ける外國汽船會社による獨占的支配の狀態から、日本の海運業者が漸次に勢力を擴張して行つた經過を、主として數字的に觀察したものである。

日本の國際海運業者の勢力が、今日の如く發展するに至つた原因としては、國運の發展に伴つて貿易が增加したことが、最も大きな原因であることは勿論であるが、日露戰役後の國際收支の改善に伴つて、日本の船舶が外國の港灣に於て、外國船舶に對して有利な地位を占めるようになつたことも、重要な原因の一つであつたと思われる。

日本の國際海運業者の勢力が、今日の如く發展するに至つた原因としては、國運の發展に伴つて貿易が增加したことが、最も大きな原因であることは勿論であるが、日露戰役後の國際收支の改善に伴つて、日本の船舶が外國の港灣に於て、外國船舶に對して有利な地位を占めるようになつたことも、重要な原因の一つであつたと思われる。

入を計したのに始り、更に大正十一年十一月東港北半部を開放し老虎尾水道外の第二區にも自由碇泊を許し、次で大正十四年三月東港南半部を除く以外の港内海面の全部をも開放し、昭和二年四月旅順港取締規則大改正となり、名實共に商港として活用されるに至つたが、地理的に見て大連港の存在が大なるため商港としての機能は今日尚發揮するまでに至らず、大連港の補助港として東港の輸出入貿易は僅に石炭、鹽、砥石の積出並びに鹽の輸入等に限られ、その貿易額も年額昭和九年度にありて輸出二五五、一八九艘輸入二一〇、六三四艘合計二七五八二三艘にして、輸出は昭和五年の五六〇、一八四艘より漸減歩調を辿つてゐる。これは大連甘井子石炭積機の完成による石炭輸出が甘井子へ大部奪はれたものと見られてゐる。なほ當港は輸出入額で示す如く完全に輸出港としての面目を持つてゐる。

施設概要　東港は港口として南に向つて外海に通ずる老虎尾水道を持ち、この老虎尾水道の北端を境界として東港と西港に分たれてゐる。老虎尾水道は幅三三〇米に過ぎず、その可航幅員は平均一八〇米、最高二五〇米、水深八米乃至九米であつて、水道の全長は九一〇米である。而して當港の最良港灣部分と見られる東港は要港にあてられ、一般に開放されてゐる西港は、老虎尾水道の北端より西に展開された部分であり、海面は廣いが、その多くは淺瀬であるため全般を利用することは不可能で、船舶投錨區域としては幅四三〇米、奥行一、二八〇米の狹長な海面であるが、水深九米を有するため六千噸級迄の船舶は自由に入港し得る。なほ教場灣の前面は我克灣として我裏航船の碇泊地に當てられてをり、水深は二米乃至四米である。

港界と港内面積　老鐵山東角より突邪嘴に至る一線以内の水域を旅順港となし、港内を分つて三區としてゐる。港内面積は、(一)老虎尾水道一五三、〇三六坪、(二)東港三九、〇八〇坪、(三)西港二七八、八七四坪にして、東港は概ね八米乃至九米の水深を有し、老虎尾水道は中央水路の最深部九米内外である。

港内設備　(イ)下關波止場　關東州廳の輸移管になり延長三四米を有する直立堤で港壁(二八五米)東港北岸壁西側(一七一〇四米)東港北岸壁西側(一七一米)東港北岸壁北側(六四米)同東岸壁北側(八三米)同上南側(九〇米)である。而して當港の最良港灣部分と見られる東港北岸壁西側には固定起重機(六〇噸)あり又東港岸壁北側には鞘式起重機(五噸)が設置されてゐる。

(ロ)　棧橋及び浮棧橋　西港棧橋(滿鐵)長さ一三九米、同浮棧橋(同)一八米、小船用浮棧橋(關東州廳)一一米。

(ハ)　物揚場　數島町及び朝日町の二箇所にあり、共に關東州廳の經營で、其延長前者は一二四米、後者は一八二米である。

(ニ)　貯炭場　朝日町に二箇所あり、滿鐵の經營するところである。面積四三、三七五平方米にして、貯炭能力約四萬噸と稱せられる。

(ホ)　野積場　貯炭場及び硅石置場並びに貯鐵場に分れ、面積は二二、八四三平方米である。

(ト)　給水設備　滿鐵九箇所、關東州水道會一箇所。

(チ)　乾船渠　露國より引繼ぎたるものにして大連汽船會社の委任經營に係り、東鄉町にある。

種別	入渠噸數	面積(平方米)	長幅
第一乾船渠	八、〇〇〇	一五、〇〇〇	一三三
第二乾船渠	一、〇〇〇	二、〇〇〇	六六
小船渠	三〇	六〇	一五

(リ)　通信及び信號機關　船舶信號所は老虎尾半島の山頂にあり、關東州廳の經營になる。

(ヌ)　港内荷役能力

A　港内人夫(船内人夫一七〇名、陸上人夫八六〇名)は苦力にて一二噸

B　解　貨數六噸、合計噸數四二〇噸

C　積　船　小蒸汽船(噸數九〇噸、總噸數一〇七噸)三三噸力

D　伊里能力　一噸に對し一日十時間

鐵鑛石	一、七〇〇噸	
鐵鑛石	七八〇〇噸	三三〇〇噸
石炭	二日半 三、〇〇〇噸	

(ル)　航路標識　老虎尾及び老鐵山に各燈臺一基あり、老鐵山燈臺には霧笛信號を備へ、白玉山には高低二基の導燈あり、又老虎尾水道の他模珠岩に立標一箇あり、又老虎尾水道に左右舷浮標五箇を設置してゐる。

埠頭諸掛　旅順港に於ける諸種埠頭諸掛料金並に諸規定は大連港のそれと殆ど變らないのでこれを省略する。

當港の水先案内制度も亦大連と等しく強制水先制度である。明治四十三年七月西港が開放された當時、公布の海軍省旅順港規則に依る水先人は旅順鎮守府司令長官の檢定(大正三年四月鎮守府廢止し要港部となり、要港部司令官の檢定となる)を經た現役に非ざる海軍軍人たることを條件とされ水先人使用の強制は老虎尾水道外の碇泊地と西港投錨地との間とし、海軍省所屬に非ざる總噸數五百噸以上の船舶は總て其の強制に服するものとされてゐたが、昭和二年四月關東廳令を以て旅順港取締規則の改正が行はれ、總噸數一千噸以上の船舶は水先案内を使用することを強制され、水路警導料金も改正された。所屬も關東廳逓信局に變更された。なほ水先人は昭和五年七月營業水先人を二名定員されることになり、一名は滿鐵水先とし、他の一名は大連汽船會社の社員をして修業のため東港に出入する船舶の專屬としてゐた。

輸出主要品別　(最近五箇年)

年次	鹽	石炭	其他	計
昭和九年	噸	噸	噸	噸
同八年	一五六、八三一	一三五、九六一	一三、九〇九	一五六、一三一
同七年	一三五、〇九九	一三五、九六一	一三、九〇九	一五六、一三一
同六年	一三五、〇九九	一三五、九六一	一三、九〇九	一五六、一三一
同五年	一三五、〇九九	一三五、九六一	一三、九〇九	一五六、一三一

輸入主要品別　(最近五箇年)

年次	鹽	石炭	其他	計
昭和九年	噸	噸	噸	噸
同八年	一五六、八三一	一三五、九六一	一三、九〇九	一五六、一三一
同七年	一三五、〇九九	一三五、九六一	一三、九〇九	一五六、一三一
同六年	一三五、〇九九	一三五、九六一	一三、九〇九	一五六、一三一
同五年	一三五、〇九九	一三五、九六一	一三、九〇九	一五六、一三一

旅順港着埠船舶國籍別

年	日本(噸數)	英吉利(噸數)	支那(噸數)	其他(噸數)	合計(噸數)
昭和九年	噸	噸	噸	噸	噸
同八年	一五六、八三一	一三五、九六一	一三、九〇九	一五六、一三一	一五六、一三一
同七年	一三五、〇九九	一三五、九六一	一三、九〇九	一五六、一三一	一五六、一三一
同六年	一三五、〇九九	一三五、九六一	一三、九〇九	一五六、一三一	一五六、一三一
同五年	一三五、〇九九	一三五、九六一	一三、九〇九	一五六、一三一	一五六、一三一

安東港

概說　本港は鴨綠江の江口を遡ること二十五浬、江の右岸に位し、一九〇七年三月二十一日に、支那が安東關布告第一號(明治四十年)により開港した港である。河幅千米乃至千五百米を距てゝ朝鮮新義州側に對し、水運の便により江岸には船舶及び我克の往來殷盛を極め、物資の一大市場を形成してゐる。併し乍ら開埠前迄は僅に鰕子、我克の出入を見る許りであつたが、明治四十三年三月開埠以來貿易の出入增加し商勢頓に上り、明治四十四年十一月安奉線の開通に次いで鴨綠江鐵橋の完成を見、滿鮮連絡の完備を見るに至り、又商業上に於ても天津、山東、朝鮮沿岸、支那沿岸及び日本との商取引關係は年を逐ふて密接となつた。鴨綠江の水利はその歷史甚だ古く青峙より上流地方の大豆、高粱、柞蠶及び鴨綠江材は安東港に集中されてゐた。たゞ水深

と澪筋の變化は運航上甚だ不便である。安東附近に於ける干滿の差は小潮七—八呎、大潮十呎内外、而して三道浪頭附近にあつても小潮十二—十三呎、大潮十三—十五呎であり、莊島附近に於ては小潮時十五—十六呎、大潮時十八—二十二呎である。安東を下航すること十六浬の處に鴨岩浦があり更に右方に灣曲南下すれば大東溝に達し得るが、然し鴨岩浦より下流大東溝に至る一帶は泥灘であつて航行に便でない。上記の如き諸種の理由の下に航行汽船は吃水十呎を限度としてゐる。

次に本江の流水速度は上流程迅く、下流に至るに從つて漸次緩くなるが、安東附近に於ては一時間最急時一萬六千呎にして最緩時は殆んど滯流し平均速度約六十一呎である。之より下流約六浬にある三道浪頭は相當の水流を保ち一千噸内外の汽船は碇泊し得るが、その上流約二浬五道溝の流域に方り、淺瀬一箇所その下流に二箇所の難所があつて、干潮時は僅に水深二—三呎に過ぎず、深吃水の船舶は江外鬥白又は朝鮮多驅島に投錨するが、支那沿海航路船舶にして木材積載を目的とするものは多く此處に投錨する。故に錨地と安東港との間は艀舟又は曳克小汽船等に依り連絡されてゐる。

本港に入埠する汽船は滿潮時に於ては七百—八百噸が限度で、三道浪頭にあつては一千二百—一千三百噸、更に大なるものは鬥白若くは多驅島に碇泊する。

本港も亦鴨綠江の水流により流出される土砂の爲、水深の變動多く、僅か二呎の淺瀬の存在するところがあり、船舶の航行甚だ危險なので、大正六年十一月朝鮮總督府當局にて次の如き注意を促してゐる。

(A) 本航路の水道は平時に於ても屢々水深二呎以下の箇所あるを以て、牛潮時以上に非ざれば航行甚だ困難なること、龍岩浦以北に航行せんとする船舶は西水道よりするを可とすること。

(B) 本航路を航行せんとする船舶の吃水は、左に揭ぐるものを超えざるを可とすること。

(一) 安東縣に至る間　滿潮時　十呎

(二) 龍岩浦　同　十三呎

(三) 第三浮標より多驅島　同　十五呎

(四) 大東溝　同　十六呎

港灣地域と將來性　安東港の港域は元上流の小沙河口より鴨綠江を橫切りたる一線と下流、日本居留地の西南界を限れる鐵道線路を延長したる一線以内なりしが、港内極めて狹隘にして殊に下流の境界は其後鐵橋を以て分斷せられ且つ六道溝の發展に伴ひ多大の不便を感ずるに至り、遂に外港を鴨綠江江口迄三道浪頭迄延長し更に外港を鴨綠江江口迄延長した。鴨綠江の水深は鐵橋下の深き箇所にて干潮時平均十二呎、滿潮時平均約二十呎、下流は干潮時に於ても十呎内外である。故に三道浪頭迄は二千乃至三千噸級の船舶が潮航し得るが、それより上流は小蒸汽又は艀船の航行を爲し得るのみに過ぎない。殊に安東港の致命的缺點は冬期十二月より三月迄は結氷期に入り船舶の航行を不可能ならしめることである。河水結氷の氷層は最厚三尺二寸に及ぶものあり、流氷の大なるものは長さ二百間幅百間に達する。解氷期は三月十一日前後であるが、その間の約百餘日は僅に對岸新義州と橇を以て交通するに止り、船舶の航行し得る季節は四月下旬乃至五月初旬より始る。斯くの如く本港は鴨綠江の水運に依る物資の呑吐港として有利なる立場にあるも、鮮滿鐵道の連絡完成するに及び、漸次陸路貿易に轉向し海運としての貿易振はず、前述の如き港灣としての自然的惡條件あり、現在の所、ただ流筏と木材の輸出を維持するのみで、その將來の發展性は薄いものと見られてゐる。主要海路輸送經路は二方面に分たれ、(一)天津、山東及び上海方面、(二)瀨戸内阪神地方に至るものである。

各港との距離　本港と各聯絡港灣に至る距離（東位浬）

大連	一五	鎭口	二
釜山	一五	光山	公

多獐津	公	天津	一、三一二平方米
上海	一三五浬	神戸	六、八七七米
香港	一、一三五	門司	五尨
宇品	九五	玄島	二尨
釜山	四三	鎭南浦	一四
仁川	一三五	木浦	二五
龍岩浦	一四	大孤山	四
青島	一、一三	長崎	一四
函館	一、一三	小樽	一、一三

港灣設備　安東港出入船に對する施設は概ね新義州則ち朝鮮總督府鐵道局新義州滿蒙出張所の施設に依るものであつて、他は安東水先組合に於て適宜措置を設け水先の便宜に供してゐる。大體に於て出入汽船の錨地は朝鮮側は新義州、鴨岩浦、莊島、多驅島の四箇所にして滿洲國側は安東、三道浪頭、大東溝の三箇所によつてゐる。

安東港は江岸に護岸工事を施し、之に棧橋を架設してあり、滿載の經營になるものである。

滿鐵埠頭主要設備　明治四十年以降現在に至る迄に滿鐵設置されたものである。大略左の如し。

埠頭	延長		二、〇二二米
荷揚場	五區	延長	七六一米
ボンダーン	二棟		
鮮水棧	三棟所		
保管倉庫	五棟	面積	五、四五八平方米
野積場	七區	面積	二八五、八七一平方米

貯炭場	一區	面積	一、三一二平方米
構内引込鐵路	一線	延長	六、八七七米
ウインチ	二臺	能力	五噸
貯氷庫	一棟所	面積	一、八三、五一四平方米
クレーン	一臺	能力	二噸

同日本側の江岸に接續して平完全なる護岸(約五百米)がある。

上流江岸に滿洲側總商會の築造せる總延長約四五一米の石造護岸がある。然し概ね腐朽し、繫船岸として利用し得る箇所は僅かめて少い。海關の繫船岸各十八米を有するが何れも木造であつて甚だしく腐朽してゐる。此の上流江岸には滿洲國總商會の築造せる石造繫船岸約五百米がある。

斯くの如く安東江岸の繫船岸は甚だ長く從つて水深にも多少の相違があるが、干潮時に於ては江岸より豐米は河床が水上に顯はるゝ狀態にあるので、江岸に繫き得る舟は艀又はそれ以下の小舟に限られてゐる。江口に於ける各錨地は前述の如く、江岸は繫船岸が長いけれとも水深淺く、現在は小蒸汽の外、遡行困難なるため、本船と安東間は艀、戎克又は小蒸汽船に依り客貨の連絡輸送に當つてゐる。而して各汽船は江口各錨地の碇泊能力左の如し。

大連	一五	鎭口	二
釜山	一五	光山	公

汽船又は戎克によつてこの地より鉄路連絡されるのであるが、夏季以後に於ける滿の配列、運賃成規の林立は當江貨物の豐富さを證明に物語るものがあり、出入汽船の數も多いが錨地の關係、水流の關係等のため一時に多數の入港は不可能である。

政記公司の專用埠頭がある。鉄道埠頭船舶數は一千二百噸一一千七百噸級、四隻内外。水深は最淺時十二呎、最深時十六呎である。

◇鎭　島　安義の下流二十六浬の地點に位し、義生ひ繫る混土島の片側にあり、水運比較的便利なると水深相當なるため、内地からの廻航船は概ねこの地に投錨する。しかし滿鐵其他は上流碧潼にて積下を爲し、運賃の關係の間に合はない。鉄道埠頭船舶は二千五百噸級一、二隻内外、水深最淺時十五呎、最深時二十二呎である。

◇多驅島　水深の關係上三千噸級以上の船舶は總て當地に碇泊するが、距離遠隔設備皆無のため荷役其他極めて不便を感じ、從に船舶の滯留多く從に艀を以て運送工事として大正十五年以降四隻年間積算として附近六千八百二十二浬を施工して、護岸八八二米、突堤三六米、連島道路四三八米を新設し、碇泊地に道路及び上陸を設置し、本船より艀舟迄により貨物の積卸げをなし得る樣に設備をなし今日に至つてゐるも、鉄道船舶繫留は三千五百噸級より此末三十呎位の船舶三隻内外である。

◇大東溝　安東の西南約四十浬にあり、鎭を安東を距る西南鉄路十二浬餘線、水深安東の下流二十六浬にして安東の外港を爲し、水深は最淺時十五呎、最深時二十四呎にして、三千噸級の汽船を二隻内外碇泊し得るも、現地多くして碇泊的設備なく、單に天然的好港のみなる現狀である。

◇三橋川口　水深は最淺時十二呎最深時十六呎内外にして、碇泊可能船舶は一千二百噸より一千七百噸迄のもの三隻位である。
◇龍岩浦　水深は十四呎より二十呎迄にして二千噸級のもの六隻内外を碇泊せしめ、朝鮮側錨地として活躍してゐる。

航路標識

（A）西水道　馬島に燈臺あり。西江口に瓦斯浮標あり、鐵橋下迄浮標を設置してある。

（B）東水道　水雲島に燈臺を設け、東江口に瓦斯浮標あり、龍岩浦より下流斗龍浦まで浮標あり。

水先案内　當港は潮筋の變動が多いため各出入船舶は水先人を使用せざるを得ず、鴨緑江水先區水先人組合の設立により、大正四年よりこれを開始して居るが、發動機船によつて水先案内が爲されてゐる。而して西水道は柱燈浮標よりなされ、東水道は特別の依頼ある時にこれが爲されてゐるが、多獅島より上流の航行は困難である。なほ干滿の關係上遡船は龍岩浦附近の高潮約三時間以前に西水道柱燈附近に到達しなければならない。

淺瀬の箇所　西水道江口第二號柱燈浮標より大東溝間一箇所約一〇呎、大東溝より龍岩浦間五箇所約八呎、龍岩浦より三道浪頭間三箇所約四呎、東水道江口—龍岩浦より多獅島間、不明。其の他、三道浪頭對岸新義州側に、三橋川口を錨場として近時日本船が入船してゐる。

錨場間の距離（龍岩浦を基準とする）
安東縣より龍岩浦迄十三哩、龍岩浦より東水道第一號柱燈浮標二十七哩、龍岩浦より西水道第二號柱燈浮標二十四哩、龍岩浦より水運島燈臺二十二哩、龍岩浦より大和島燈臺三十七哩五。

各錨場間の距離　（一）東水道、多獅島—水運島八哩、多獅島—龍岩浦十四哩、（二）西水道二號柱燈浮標—大東溝十二哩、大東溝—新島一哩、新島—龍岩浦十一哩、龍岩浦—三道浪頭七哩。

日本側の諸掛　本埠頭に於ける作業は陸揚作業と積込作業とであるが、日本側に於ける諸賃金は滿鐵埠頭規定の賃金を標準としてゐる。

滿洲國側の諸掛　埠頭作業費は普通埠頭より本船迄の艀賃をも含んで計算する爲、埠頭作業費として正確なる賃金の定めがない。今參考の爲に繫船料荷役費其他之に關する一般諸掛を示せば次の如くである。

（イ）繫船料
（一）海關埠頭　本埠頭に發着する艀又は帆船は著發毎に現小洋五角の上屋使用料を徵收する。
（二）總商會碼頭埠頭　（1）艀—本埠頭桟由で貨物を艀より陸揚げ又は艀積をなす場合には埠頭税として一回發著毎に現小洋一角を徵收する。本税は取扱店より年三回に徵收する。（2）外海より本埠頭に著發する帆船又は艀に對する埠頭税は下の如くである。（單位現小洋）

積載量	
一〇〇石以内のもの	一元
同　一〇〇石乃至二〇〇石のもの	二元
同　二〇〇石乃至三〇〇石のもの	三元
同　三〇〇石乃至四〇〇石のもの	三元
同　四〇〇石以上のもの	五元

（ロ）荷役費　滿洲街碼頭の荷役賃の中艀にて本船に送り又は本船より艀取りをする場合は艀賃中に含ましめる。

（ハ）艀賃　滿洲國御濟子會規定賃率

輸出主要品別（最近五箇年）

年次	大豆	穀類	豆粕	木材	石炭	其他	計
昭和九年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同　八年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同　七年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同　六年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同　五年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

輸入主要品別（最近五箇年）

年次	穀類	木材	麥粉	砂糖	其他	計
昭和九年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同　八年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

同　七年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同　六年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同　五年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

營口港

概説　營口即ち現在の牛莊港の開港は英國人の手に成り天津條約（一八五八年、咸豐十年五月十六日）により開港されたが、同條約に依る牛莊は當時の牛莊城を指し遼河々口より約六十支里の上流の地であつた。而して一八六一年五月英國領事着任と共に、遼河河身が逐年淺きを加へ、牛莊は貿易港として到底不適當なるを見て、河口近き營口が遙かに勝れりとして、この地に領事館を移し、爾來營口は牛莊と併稱されるに至つた。英國領事館の開設以後英商の渡來者陸續し、他國外人の來營も增加し、年を逐ふて商業殷盛となり、一八六四年には海關の設置を見、開關の發展をなし、一九〇五年大連港が日本の租借地となり商港として活動を開始する迄は、南滿唯一の外國貿易港として發展した。然るに一九〇五年大連港が日本へ收受され、滿鐵線及び四洮線の開通により漸次大連港にその繁榮を奪はれ、殊に滿鐵が大連中心主義を建て明治四十二年新港特定運賃を制定して以來、營口は甚だしく不利なる立場に置かれ、その發達は遲々たるものがある。

營口港は港内と港外とに別れ、港内と稱するのは昭和九年三月十日迄は西老爺閣より眞北に遼河を切斷する線より東は滿鐵第二埠頭迄の五、九〇〇米の延長であつたが、三月十日に至り、滿鐵當局の長年の請願運動の結果、港界線の區域擴大され、上流は操運局、滿鐵船塢の地點、下流は東字埠頭の手前迄の範圍となり、以前の約二倍半に延長された。正確に云へば牛家屯第一立標より國際公司河北倉庫北側迄を港内とし、爆發物積載船竝に要檢疫船舶はこれより三支里以外に碇泊することを要する。なほ汽船碇泊區域は延長約一三、五〇〇米なるも汽船碇泊可能埠頭の延長は僅に四、四八六米に過ぎず、他は現在漁船の繫留場である。

當港は毎年遼河の水流に押流される土砂の爲に水深の變化を來し、その河口の砂洲は干潮時に於ては水深は僅に八、九呎に過ぎず、汽船の出入に不便多く、常に改修問題を起してゐる。港内の河幅は平均七五〇米と稱されるが、滿鐵埠頭附近は約五六〇米見當である。水深は平均二十呎乃至三十三呎（干潮時）を普通とするも、最深所は五十呎乃至七十呎位である。

現在に於ける港灣行政は營口税關内に營口港政局があり港務、航路標識（燈臺）、船舶貨物の檢査、港灣衞生、港則の執行、船員事務、船舶の測度檢査、船籍、船舶職員事務、其他海事事務の一切及び船舶職員水先人の監督等の官廳事務を總括してゐる。なほ當港は河港なるため水流の變化により河床の異動たゞならず大港灣としての今後の發展は至難とされてゐる。又冬期結氷の爲め十二月中旬より翌年三月下旬まで航行不可能である。

現況　當港は上述の如く、良港としての自然的障害（冬期の結氷、河口の閉洲）、大型船の入港不可能、地理的關係及び港灣の不利よりする運賃諸掛の割高（大連に比し從來は對日航路運賃高）等により、最近にありては停頓の狀態にあるが、その將來は熱河方面の發展と今後の滿鐵及び鐵路總局によつての經營方針如何によつては、その發展は相當見らるべきものあると豫想される。

輸出入貿易　輸出品の大宗は石炭、豆粕大豆等にして、輸入品は麥粉である。

輸出貨物	
昭和六年	一、四六四、三八四
昭和七年	一、一〇四、三六七
昭和八年	九四七、六三六
昭和九年	一、一三七、六三八
輸入貨物	
昭和六年	七〇、八〇二

昭和七年	九二、三六四	
昭和八年	二二二、九二九	
昭和九年	三四一、一九〇	

出入船舶概況　營口に於ける海洋航路の大部分は對支各港であつて、日本、香港之に次ぎ其他の諸外國航路船の出入は稀少である。しかし近年日本、大連間の航路を營口にまで延長する船會社多く、ために出入船舶の大半は日本國籍船によつて占められてゐる。本港を中心とする主なる航路は(一)本港對日本、(二)本港對支那各港、(三)我克航路である。

我克航路　遠洋航路は福州、寧波、上海近海にては山東諸港、天津、秦皇島、錦州復州等の航路を有し一箇年の出入合計九十四隻前後に上つてゐる。

各港との距離

大連	一九二浬	芝罘	二三五浬	安東	三九五浬	仁川	四七〇浬	長崎	五五〇浬	鎮江	六〇〇浬
元山	六〇〇浬	釜山	六〇〇浬	馬關	六〇〇浬	神戸	六〇〇浬	九江	一、二〇〇浬	漢口	一、二〇〇浬
秦皇島	二四五浬	龍口	三二五浬	天津	三五〇浬	青島	四二五浬	上海	五五〇浬	鎮江	一、三五〇浬

埠頭設備　大小三十餘の埠頭を有する營口港は設備に於て見るべきものは少い。尤も昭和四年完成せる滿鐵牛家屯埠頭は鐵筋コンクリートを以て護岸し、四〇〇米の高架橋橋、數條の軌道等の設備ある外、滿鐵第二埠頭の鋼鐵製護岸、同第三埠頭の石張及び鐵筋コンクリート、亞細亞埠頭の石張護岸等を數ふべく滿鐵第一埠頭、河北の北票埠頭、東華埠頭及び河北驛新埠頭は木造棧橋である。其他は丸太或は角材を打込み築を心として土盛りし埠頭を形成してゐるに過ぎず、我克驛當埠頭以外は何等の設備なく年々增水降雨等によつて崩潰されつゝある。

而して護岸に何等の設備なく放置されてゐるものは汽船碇泊區域延長の三分の二、九、〇〇〇米で其選選には多額の費用を要することとて今俄かに之を滿洲國側に望むことは日下の現狀では到底不可能なことである。唯各埠頭を通じて三十餘のボンツーンを備へてゐるが滿鐵埠頭のものに鐵骨あるのみ、其他は木製で、中には我克船の破壞せるものを利用してゐるに過ぎないものもある。

營口河北埠頭は舊東北政權が遼灘島築港完成迄の滿洲の呑吐港たらしめんがため、昭和五年十二月營港結氷中に突如置手されたものである。此計畫は現河北驛より約二千米下流、紅旗溜より下流約三千米の河岸に棧橋四箇を建造し、引込線、倉庫其の他建物を建築し、將來河北驛をも此處に移し河南(滿鐵)の商勢を奪はんとしたものであるが、現在では國有鐵道の滿鐵委託經營と共にこれが經營をも合せ委託せられたるものなるを以て鐵路總局に於て目下その設備に當つてゐる。埠頭は奉山線用及北票炭礦用のものより成り立つ。北票埠頭は北票炭の專屬積出碼頭として利用されその他のものは設備未だ充分ならず從つて利用率も少い。

全營口港主要埠頭を滿鐵埠頭、外商埠頭等と各所屬別に列記すれば左の如くである

港內各埠頭

(イ)　滿鐵埠頭設備

(1)　滿鐵第一埠頭　護岸三六米、棧橋一〇五米より成り、護岸は丸太打込み鐵板張り、一部石張りにて繫船能力は二千五百噸級一隻、倉庫二棟(面積一、七五七平方米)鐵道引込線二五〇米を有す。主として上海、天津行貨物の船積に使用せられ、西側一部は市民の共同荷揚場となつてゐる。

(2)　滿鐵第二埠頭　延長七〇一米、護岸は鋼鐵板張り一部石張りにして、特許倉庫四棟(八、〇五四平方米)繫船能力は二千五百噸級四隻、鐵道引込線二、八〇〇米を有する。主なる用途は日本鐵路の積場に使用せられる。

(3)　滿鐵第三埠頭　護岸五二五米と棧橋一二一米と

より成り、棧橋は鐵筋コンクリート、護岸は一部石張りである。繫船能力は二千五百噸級三隻鐵道引込線一、五四〇米を有してゐる。主として輸出入及び貨物の石炭、鹽石船積用に使用さる。

(4)　滿鐵牛家屯埠頭　延長七五〇米にして鐵筋コンクリートの棧橋(三六一米)三箇を有する。繫船能力は三千噸級三隻、構內に二、四〇〇米の引込線路有り油類積出專用埠頭である。

(5)　其の他埠頭附屬主要設備

ボンツーン十九隻、內四隻はライター船を代用す。給水船十噸所。一般一時間の給水能力九一三十噸。クライター船五隻、積載能力四十噸(一隻)五十噸(一隻)、一〇〇噸(三隻)、倉庫倉庫十七棟、面積二七、七一四平方米。

野積場四十二區、面積九八、三七五平方米。貯炭場十箇所、四七、五二〇平方米。構內鐵路延長二八、四六四米。

積卸ホーム五箇所、面積一〇、〇一三平方米。

牛家屯ドック一隻、吃水六、五呎の船を入渠せしめ得る。

軌道起重機一隻、能力一〇〇噸。

牛家屯引上ドック一隻、能力五〇噸。

(ロ)　在營口外商所有埠頭

(1)　太古洋行專用埠頭　青堆子にあり英商太古洋行の埠頭にして滿鐵第一埠頭に隣接す。岸壁延長一〇四米、ボンツーン二隻を備へ繫船能力は二千五百噸級一隻、特許倉庫一棟(面積一、八〇〇平方米)、但し商況不振により殆んど使用せず。

(2)　太古洋行西碼頭　延長二四七米、西北面にありボンツーン五隻、繫船能力二千五百噸級二隻、倉庫五棟(面積六、四四二平方米)、輸入砂糖の荷役に使用する木造の埠頭である。

(3)　亞細亞石油會社埠頭　英商亞細亞石油會社の自家用埠頭にして牛家屯左岸にあり、延長二〇〇米、ボンツーン三隻、繫船能力は二千五百噸級三隻、石油タンク八基を備へ內に滿鐵引込線一三〇米を有し、石油荷役貨車專用に供してゐる。

(ハ)　奉山鐵路埠頭

(1)　臨定門街奉山鐵路連絡埠頭　鐵柵臨埠頭の西側にあり埠頭延長一五〇米にして奉山線河北驛との間に連絡船が發着する。

(2)　河北奉山鐵路連絡埠頭　延長四五米ボンツーン二隻、河南營口側との連絡船の發着に使用してゐる。

(3)　奉山線河北驛埠頭　河北驛より約二千米下流にあり、現在延長八〇米、ボンツーン二隻、二千五百噸級の汽船一隻を繫留し得る。

(ホ)　其他主要埠頭

(1)　河北北票礦業所埠頭　延長二七〇米、ボンツーン三隻、繫船能力四千噸級汽船二隻、北票炭を輸出するためのものである。

(2)　吉陞鹽運局埠頭　延長八〇米、埠頭は舊岸設備はないが自由埠頭として使用され一千五百噸の汽船一隻を繫留し得る。

(3)　招商局東埠頭　華商招商局埠頭にして護岸延長八〇米、繫船能力二千五百噸級一隻、倉庫一棟。

(4)　營興公司第一埠頭　華商營興公司が東和公司より借用せるもので延長八八米ボンツーン二隻、繫船能力二千噸級一隻、倉庫一棟(面積七五四平方米)。

(5)　營興公司第二埠頭　護岸延長一一〇米、ボンツーン一隻を備へ繫船能力は二千五百噸級一隻である

(6)　營興公司第三埠頭　岸壁延長一六四米ボンツーン三隻、繫船能力一千五百噸級二隻、倉庫一棟(面積六九三平方米)。

(7)　三義興埠頭　滿鐵開設關係所有のものであるが、華商三義興が石炭積置のため使用するもので埠頭延長は一一〇米である。

(8)　鹽太行埠頭　華商鹽太行の所有に係り岸壁延長六九米、ボンツーン二、繫船能力一千噸級汽艇一隻倉庫一棟(面積一、九三二平方米)。

(9) 東拓会社埠頭　華商東興輪船公司の所有にして埠頭延長九〇米、護岸一部は粗雑なるコンクリート張りによつてゐる。ポンツーン二、繋船力一千噸級一隻、倉庫一棟あり。

(10) 開灤炭礦埠頭　招商局より借用したるものにして延長五四米、繋船能力は八百噸級一隻、開灤礦局の開灤炭の積卸及び貯炭場としての自用埠頭である。

(11) 大連公司埠頭　華商大連公司の埠頭にて第一埠頭は延長一〇四米、繋船能力は二千五百噸級一隻、倉庫一棟(面積二七〇坪方米)、第二埠頭は延長一五米、ポンツーン三隻、千五百噸級汽船二隻を繋留し得る。倉庫一棟(面積九〇〇坪方米)。

(12) 運送業者使用埠頭　泰山鑛路礦區埠頭より下流約三二〇米の河岸は各運送業者が使用し、倉庫六棟、鑛路倉庫一棟あり、此處に倉庫を有するは聚合棧、德昌和、同盛棧、同義棧、世合棧、源豐棧である。

(13) 奉天鐵務局埠頭　奉天鐵務局用地の河岸にて延長約一七〇米、同鐵務局構内には二條の鑛道引込線あり。

(14) 錦江県貯鹽場埠頭　岸壁延三三米構内には鑛道引込線一條を有す。

(15) 北票埠頭　延長八二米、ポンツーン二隻、二千五百噸級の汽船一隻を繋留し得。

◇航路標識　河床の變化、干潮の程度不規則なる關係上、遼河に於ける航路標識の役割は極めて重大であり、毎年解氷期と共に燈臺船を大連港より廻船、出入船舶の安全を期してゐるが、昭和九年にあつては左の如く五月一日より營口航路局によつて、各導標に點燈された。

	種別	自河口外至浮標外
汽船		八元
戎克		一〇元

輸出主要品別 (最近五ヶ年)

年次	穀類	豆粕	麥粉	石炭
昭和九年	二、三二、三五九噸	八四、七七噸	一五、〇九九噸	四五、三六噸
同八年	八五、七七七	一〇五、一六九	一三、九八九	四三、八五五
同七年	一〇七、一三五	一二五、三四四	一四、四四四	四九、一四四
同六年	一三六、三五四	一三六、三四四	一五、三四四	五六、四四四
同五年	一三二、九五二	一四四、九五二	一四、四六八	六六、八六八

年次	雜穀	金物	其他	計
昭和九年	一、二三、三五九噸	二八、四四四	一、二三、三五九噸	一、二三、三五九噸
同八年	八五、七七七	二四、四四四	一、二四、九五九	一、二四、九五九
同七年	一〇七、一三五	二四、四四四	一、二四、九五九	一、二四、九五九
同六年	一三六、三五四	二四、四四四	一、二四、九五九	一、二四、九五九
同五年	一三二、九五二	二四、四四四	一、二四、九五九	一、二四、九五九

輸入主要品別 (最近五ヶ年)

年次	麥粉	砂糖	鐵	鐵路布
昭和九年	一四、四六八噸	一四、四六八	三、四四四噸	三、四四四
同八年	一六、四六八	一四、四六八	四、四六八	三、四四四
同七年	一七、四六八	一四、四六八	四、四六八	三、四四四
同六年	一九、四六八	一四、四六八	四、四六八	三、四四四
同五年	一九、四六八	一四、四六八	四、四六八	三、四四四

年次	金物	其他	計
昭和九年	三、四四四噸	一、二三、三五九噸	一、二三、三五九噸
同八年	三、四四四	一、二四、九五九	一、二四、九五九
同七年	三、四四四	一、二四、九五九	一、二四、九五九
同六年	三、四四四	一、二四、九五九	一、二四、九五九
同五年	三、四四四	一、二四、九五九	一、二四、九五九

營口港着埠船舶國籍別 (最近三箇年)

	昭和九年	昭和八年	昭和七年
日本(噸數)	四、八二一、九六八	四、九三一、九六八	四、九三一、九六八
中國及滿洲(噸數)	三、三三、三四五	三、三三、三四五	三、三三、三四五
英國(噸數)	二、六二一、九六八	二、六二一、九六八	二、六二一、九六八
露國(噸數)	一、三三、三四五	一、三三、三四五	一、三三、三四五

曳船せる帆船

但し登錄噸數一、五〇〇噸以上のものは一噸を增す毎に鈔票四分增、當分の間以上の各料金に對し三割增である。

(一) 門洲埠頭(低潮)　一基
(二) 內水道埠頭(低潮)　一基
(三) 西水道埠頭(低潮)　一基
(四) 第三埠頭(低潮)　一基
(五) 第四埠頭(低潮)　一基

◇埠頭苦力　埠頭作業は之を常備と臨時に分つてゐる。然し其數は常に變動を續けてゐるため、荷役最盛期(自三月下旬至五月)には各埠頭共に臨時苦力募集に腐心する。使用苦力數大略左の如くである。

埠頭名	繁忙期	閑散期
滿鐵	二、四〇〇人	五〇〇人
河北(綿)	三〇〇	一〇〇
北(票)	二五〇	一〇〇
古興	一五〇	五〇
昌太	一三〇	三〇
通大	二〇〇	五〇
他	二〇〇	五〇
合計	三、六六〇	八五〇

以上に掲げたる埠頭中滿鐵及び北票には、鐵道作業苦力を常備する關係上、前者は二百人を常備する。

◇埠頭の繫船料　各自埠頭所有數多數に及ぶため滿鐵、總局以外は商略上夫々異る。滿洲國人側と歐米人側とは大體次の如くである。

	大洋	滿洲國通貨
一、〇〇〇噸未滿	二〇元	四四四
一、〇〇〇噸未滿	二五元	同
二、〇〇〇噸未滿	五〇元	同

各埠頭は各箇所によつて所有されてゐる故、荷役貨の如きも極めて統一を缺いで居るが大體次の如くである。

現金揚又は積	一噸に付	大洋	一角七一二角
汽船繫(船內又は船外)	同	同	一角五二角五一二角六
貯貨	營口發着貨物の解貨は從來組合に於て特定されてゐたが、今は消滅して居り現在は普通港內運搬貨は俵物にて大洋二五元、河南—河北間は二〇元見當である。		

水先案內料　現在日、英、諸人三名によつて營口水先案內組合が組織されてゐる。自由水先なるため案內人なくとも入出港は自由であるが、錨地入港の船舶は航政局員を乘船せしめねばならぬことになつてゐる但し水先案內料金は次の通りである。

(吃水一呎に付鈔票建)

(イ) 入港の場合

種別	港外	自河口外	自河口內
	錨泊	浮標至港內	浮標至錨內
汽船	三元	八元	六元
戎克	四元	一〇元	八元
曳船せる帆船	三元	八元	六元

候補也として保留せられしも、大正八年に至り漸く海軍より開放され今日に至つて居る。京圖線開通前後はその終端港として清津、雄基、羅津の三港の死力的競爭ありしも、昭和七年五月拓務省は終端港を羅津に指定し、次いで同年八月朝鮮總督府も亦港灣埋立に關する用地收用令を發布した。

港は南に海を受け、東西北の三方は道開山、石幅帳、頭洞嶺、寒谷嶺寺等の山に圍まれ、南方港口には大草島小草島が天然の防波堤をなし、激浪を防いでゐる。灣の幅一五〇〇乃至二、〇〇〇間、その廻行五、八〇〇間に達し水面積九五〇萬坪。

水深は灣の中央に於て十尋、陸に近い所で五、六尋を有しいかなる大船と雖も投錨に適してゐる。雨に向ひ外洋へ通ずる二つの水道がある。その一つは大草島と陸地との間に横はるものにして幅二八町、水深七—一八尋、他は小草島と羅津東突角との間に橫はるものにして幅一三町水深一—三尋小船を通ずるに過ぎぬが、之が爲め波浪の侵入を防ぎ港內への碇泊の安全が保たれる干滿の差は二尺以下。

前述の通り羅津港は昭和七年五月十一日附を以て拓務大臣の指令に依り終端港と決定されたるを以て築港及鐵道建設工事は七年中に設計を完了し八年度起工、十二年末

諸掛　營口埠頭の繫船料は各自埠頭所有數多數に及ぶため滿鐵、總局以外は商略上夫々異る。滿洲國人側と歐米人側とは大體次の如くである。

	大洋	滿洲國通貨
一、〇〇〇噸未滿	二〇元	四四四
一、〇〇〇噸未滿	二五元	同
二、〇〇〇噸未滿	五〇元	同

各埠頭は各箇所によつて所有されてゐる故、荷役貨の如きも極めて統一を缺いで居るが大體次の如くである。

現金揚又は積	一噸に付	大洋	一角七一二角
汽船繫(船內又は船外)	同	同	一角五二角五一二角六
貯貨	營口發着貨物の解貨は從來組合に於て特定されてゐたが、今は消滅して居り現在は普通港內運搬貨は俵物にて大洋二五元、河南—河北間は二〇元見當である。		

水先案內料　現在日、英、諸人三名によつて營口水先案內組合が組織されてゐる。自由水先なるため案內人なくとも入出港は自由であるが、錨地入港の船舶は航政局員を乘船せしめねばならぬことになつてゐる但し水先案內料金は次の通りである。

(吃水一呎に付鈔票建)

(イ) 入港の場合

種別	港外	自河口外	自河口內
	錨泊	浮標至港內	浮標至錨內
汽船	三元	八元	六元
戎克	四元	一〇元	八元
曳船せる帆船	三元	八元	六元

羅津新港

大正七年西比利亞出兵當時我が四十七隻の大艦隊が三ヶ月に亙り、こゝに投錨したことがある。日露戰爭後軍港

には第一期三哥萬磅荷役設備完成の計畫が決定した。第一期工事計畫の概要は次の通りである。

繫船岸壁延長、二五四〇米、水深二一四米。
繫船能力、八千噸級四隻、七千噸級八隻、四千噸級四隻。
荷揚場延長、八二〇米、水深二一四米。
船舶假防波堤、五〇〇米。
假防波堤延長、四五〇米、水深九—九・五米。
護岸延長、一、四九五米。第二期擴張に利用。
土地埋立、四、〇五八、〇〇〇立方米。同面積、六〇六九九三平方米。
海岸浚渫、一〇六、六〇〇立方米。同面積。七八、八〇〇平方米。

計畫概要　尙全體的計畫の概要は次の通りである。

(一) 築　港

(1) 場所　錦湖北道慶興郡新安面慶興洞及周鍾洞地先。

(2) 埋立面積　第一期　六〇六、九九三平方米、第二期　五七〇、七九三平方米、第三期　八三六、七二六平方米。

(3) 浚渫面積　第一期　七八、八〇〇平方米、第二期　五四、〇〇〇平方米、第三期　一一三、三〇〇平方米。

(二) 計畫概要　已述の如く第一期工事完成後は一ヶ年三百萬磅、第二期六百萬磅第三期九百萬磅を呑吐する能力を有するものにして、埠頭は眞北と三十五度の偏位角を爲し、埋立地より東南に向つて突出、幅員一四〇米延長四五〇米とし、その水深は兩側基部三百米間は平均干潮面下九米、その先端一五〇米は九・五米である。埠頭と埠頭とを横に連絡する岸壁延長二三〇米、その水深は八米である。

(一) 工事費　總額　埋立護岸共　第一期一一、二〇六、三四〇圓。第二期一一、一三九、四六〇圓。第三期一一、四八七、八九〇圓。計三六、八三三、六九〇圓。

(二) 工事期間　埋立護岸共　第一期同上十年以內。第二期同上十五年以內。第三期同上十四年以內。

工事現況　羅津港築港第一期計畫工事は昭和八年度に着手され同十二年度に於て完成される豫定で、現在港內の西北岸を埋立てつゝあり、これに三本の埠頭を築造し、その背後に操車場、倉庫、上屋道路、貨物野積場を施設し、一箇年約三百萬噸の貨物を呑吐することになつてゐる。將來市街地となる部分の西寄りには旅客並びに貨物停車場及び機關庫を設置し、市街地に出入の貨客の便を圖る計畫のため、現在、濕地や水溜りの埋立、敷地工事を急いでゐる。一方延長三〇〇米の第一埠頭北側は昭和十年秋既に竣工、南側は昭和十一年度上期に完成の豫定である。埠頭築造用のケーソンは目下鏡に製造中であるが、一箇五〇〇噸のケーソンが一回に十五箇出來る計畫にて十年九月迄に一〇九箇進水された。ケーソン工場は百五十萬圓を要しケーソンは組員公司の手で大規模に設けられてゐるが、これに三軌設途上の羅津港の一偉觀である。前述の如く埠頭延長は三〇〇米でいづれも大連埠頭の半分である。これは大連埠頭が長過ぎるため多大の不便があるので、その缺陷を補はんとの遠大なる計畫に基くものである。

次に雄基と羅津港とを結ぶ雄羅線は全長十五粁であり、殊に昭和十年七月完成の圖們洞頭の隧道は三、八粁で長さに於て全滿一の隧道である。昭和十年十一月には營業が開始される。(昭和十年九月現在)

日本各港との距離　京圖線の開通、北滿各線即ち拉濱、濱北、齊北各線の全通は北滿を背後地に持つ羅津港の發展をより強調するものであるが、更にこの事は日本各海港と當港との海上距離の近距離に依つて強力化され、對日貿易の今後の擴張を充分に物語つてゐる。

北滿ハルビンを中心とする輸送系統を示せば左の如し。

東京—下關—大連—哈爾濱	三、二〇八・九粁	
東京—敦賀—清津—哈爾濱	二、一九四・八粁	
東京—新潟—羅津—哈爾濱	一、九四六・一粁	

以上の如く大連經由より一、二六五粁、浦鹽經由よりも二四九粁近距離にある羅津港である。更に內地各港との距離を示せば左の如し。(單位浬)

	大連港	羅津港
門司	六四〇	五一五
神戸	八六〇	七五八
名古屋	九九三	九四四
東京	一、二〇〇	(浦鹽經由)九九七
敦賀	一、〇六〇	四七八
新潟	一、〇二七	四八六
伏木	九〇六	四八〇
敦賀	八五三	五七二
博多	一、三一五	四九五
小樽	一、三一五	

即ち表日本に對しては大連港と大差の無い常港は裏日本に對しては、大連港の半分にも足らない有樣で、京圖線其の他の輸送能力の強大、羅津港築港計畫の完成の曉は現在大連港中心の對日北滿物資の輸送系統を完全に變革し得るものと見られ、又北滿よりの對歐貿易に於ても大連と輸贏を爭ふ立場に置かれる可能性を有してゐる。

北鮮の海上交通網　いま北鮮の海運狀況を特に港灣の諸設備が三港の中最も完備せる清津港を基點として檢討するに、昭和八年度に於ける汽船出港總數は九四三隻にして內地六三二隻、朝鮮二八五隻、關東州二七隻、滿洲國二隻、支那及臺灣が各一隻といふ實數である。

輸出品は大豆、魚油、魚肥、木材、金鑛の類にして總價額六百六十三萬輸入品はレール、絹織物、絹織物大綾布、小麥粉、機械、セメント、洋紙の類にしてその總價格千二百九十三萬圓に上つて居る。次に最近三年間の乘降船客數は昭和六年二萬八千、同七年三萬八千、同八年が四萬三千といふ激增振りである。然らば如上の貨客がいかなる航路に依り內地諸港へ運搬されたかを見るとしよう。

北鮮內地諸港間航路調

一、命令航路

航路名	起點	寄港地	使用船數	航海度數	經營者
釜山・浦鹽・大阪線	釜山	元山、雄基、浦鹽、博多、門司、神戸、大阪	二	月二、三回	朝鮮郵船
清津・敦賀線	清津	雄基、元山、敦賀	一	同	同
雄基・東京線	雄基	清津、雄基、元山、釜山、關門、名古屋、東京	二	同	同
敦賀・浦鹽線	敦賀	清津、雄基、浦鹽	一	二	北日本汽船
敦賀・北鮮線	敦賀	清津	一	三	通信省
伏木・朝鮮東岸線	伏木	雄基、清津	一	同	同
新潟・北鮮線	新潟	清津、羅津、雄基	二、三	北陸汽船	石川縣
北鮮・新潟線	雄基	羅津、清津、新潟	一	三	富山縣
雄基・大阪線	雄基	清津、朝鮮各港、釜山、關門、神戸、大阪	一	三	日本海汽船
北海道・新潟・北鮮線	小樽	函館、新潟、雄基	二、三	同	新潟縣
雄基・直江津・敦賀線	雄基	清津、北海道各港	一、二	同	朝鮮郵船
二、自由航路					總督府
北鮮・函館直行線	同	清津、函館、東京	一	同	同
			二	同	北日本郵船
			一、二	同	專屬命令

	昭和十年度補助金額
	六九、五七〇
	二五、〇〇〇
	二八、八七六
	一〇、〇〇〇
	四〇、〇〇〇
	四、九〇〇
	三〇、〇〇〇
	二八、〇〇〇
	三、六〇〇
	二〇、〇〇〇
	二八、五五四
	一、〇〇〇
	二〇、〇〇〇

名古屋・敦賀	基隆	名古屋	大阪、神戸、廣島、下關、朝鮮國港、基隆	一	同
東京・北鮮	鮮線	京濱	名古屋、大阪、門司、朝鮮國港、基隆	二	一 大阪商船
大阪・北鮮	鮮線	大阪	神戸、門司、釜山、元山、羅津	三	一、二 同
大阪・清	津線	同	神戸、門司、清港、羅津、基隆	三	五 同
高雄・清	津線	高雄	基隆、廣見島、長崎、釜山、清津	一	同

清津港

沿革及概況　清津港は現在交通經濟上より見れば北鮮の中心都市であり、殊に昭和八年十月北鮮鐵道が滿鮮に委任經營されるに至り京圖線が完成するや、新京に至る直通列車も清津を始發驛としてをり、羅津港が營業を開始する迄は北鮮鄕山の滿洲國の對外貿易は、清津港が主として利用される次第である。當港は明治四十一年の開港にして、朝鮮總督府としても過去二十數箇年に七百萬圓の巨費を投下してその設備の完成に努力したものであり、港灣は背後に雙蓋山、天馬山を負ひ、東方日本海には高秣半島が突出して灣形を形成し、東風を防いで自然良港を成してゐるが、南方が全然開かれてゐる爲、夏季八月の南風によるうねりの襲來を防ぐに困難の感がある。水深は二十米內外である。

港灣施設　開港場としての諸設備の整ひ一方清津府にては第一期の埋築より二、三四期と區分し漸次その工事を進め、水面積一二、八〇〇坪の船溜り、棧橋一基、上屋及倉庫一棟を建設して水陸の連絡を計り、他方總督府にても大正十一年より五ヶ年繼續事業を以て、鄕費二百五十五萬圓を計上し初年度の工事に着手せるも、經費の都合上一時之を中止した。然るに同十五年總督府にては殘工費二百萬圓に新規四百四十萬圓を追加計上し、昭和元年より同八年迄に八ヶ年繼續事業として實事完成した。これにより繫船されたるものは防波堤延長六〇〇米、天馬山地先埋築を水深九・五米とし、防波堤內の水面積三一〇、〇〇〇平方米、埋築には千噸級の貨船が四隻と六千噸級が三隻隣付けすることが出來る。九年度には六〇〇米の埠頭を三〇〇米つぎ足した。斯くして清津港の荷役能力は、年平均百三十萬噸、フルにて百五十萬噸から二百萬噸の間に向上した。

港灣施設　清津埠頭構內の貨物收容力は構內倉庫、野積場合計面積一一、一二六坪、埋築倉庫一、收容能力は輪入(一、二號倉庫)、移輸出(主として特產物にて三、四、五號倉庫二六〇車、野積場六六二車)合計九二二車である。

埠頭作業は國際運輸會社の北鮮進出により同社によつて作業勞力の統制が行はれてゐる。作業人夫左の如し。

艙內人夫	二〇〇名	合　計	七五〇名
埠頭作業	三五〇名		
貨車荷役	二〇〇名		

他に必要に應じ二〇〇名內外の增員をなす。なほ從來埠頭作業には女を使用しなかつたが、國際運輸の試驗的女人夫採用は相當の能率を上げてゐる。

一日の荷役能力は平均三千噸にして最大能力四千三百噸、作業方法の改善、作業用具の改良、人夫素質の向上等により一日五千噸の荷役能力可能と稱せらる。

輸入狀況　清津港の商圈としては地元の咸鏡北道の一千三百方里と間島の一千五百五十方里とは殆んど動かないところであるこれに北にある雄基と南の城津とは現在の儘にては清津港の副港の地位にあるからして、これ又清津の商圈範圍內に入るものであらう。而してこの圈內における物資は農

產林產鑛產等の豐富なる自然資源を有し、清津に移出さるる貨物は年々激增の一路を辿るのみである。なほ京圖線、拉濱線等の開通は清津港の背後地を擴大し、從に北鮮並に間島地方に限られた輸入商圈を急激に增大し、且つ北滿各鐵道建設の進展により建設材料等の輸入も增加し總體的輸入貨物の激增を告げてゐる。最近五箇年の趨勢左の如くである。(重量噸)

昭和五年	五九、〇〇〇噸	
同六年	五五、〇〇〇噸	
同七年	八〇、〇〇〇噸	
同八年	一〇〇、〇〇〇噸	
同九年	一二〇、〇五七噸	

輸入は漸次北鮮を增加しつゝあり、羅津港が營業を開始する迄は大いに清津港は、北鮮一帶並びに北滿方面の物資の吞吐港として活躍するものと想像される。

漁　港　清津港に沿ふ鏡城平野には水量の豐富なる鏡城川があるが、この川は往々氾濫する恨あり、工費三百萬圓を以てこれを西南方に移し、新鏡城川と稱することゝなつたが、その河口には昭和八、九年度の繼續事業として、百萬圓の豫算により理想的一大漁港を築造した。水深三・五米。總水面積六萬坪、陸上面積十二萬坪で、一大中央漁場として將來最も多く滿洲に輸出さるべき海產物の集散地として、水產經濟の中心をなす清津港は貿易港としての將來と漁港としての光明を兼ね備へてゐると云ひ得る。更に特記すべきは大阪商船が豪膽と北朝鮮を繫く航路を開設し、大豆雜穀を豪邁に輸出し帶果類を歐州向け出帆した。之等の事實は從來の清津港が實に北鮮三港の一たる地位に甘んぜず、更にその地位を世界的に擴大すべき第一步とみられてゐる。

清津港輸出貨物(單位噸)

	大豆	小豆	豆粕	木材	金屬	魚類	魚粕	魚油	其他	合計
昭和九年度	三、三六八	八、三四五	三、三四五	三、三六八	四、四九二	二、二四五	二、二四五	一、一二三	二、二四五	三〇、三四五
昭和九年度一、四半期	二、二四五	六、七三五	二、二四五	二、二四五	三、三六八	一、一二三	一、一二三	一、一二三	一、一二三	二〇、二三五

清津港輸入貨物(單位噸)

	米及籾	雜穀及生菓	石炭	鐵鋼	天日鹽	セメント	麥粉	砂糖	酒類	其他	合計
昭和九年度	一二、三四五	一、一二三	一、一二三	一、一二三	一、一二三	一、一二三	一、一二三	一、一二三	一、一二三	一、一二三	二〇、二三五

雄　基　港

沿革及概況　雄基港は圖們江を距る西方僅に十二浬、日、滿、蘇三國の國境に近接する海陸の要衝にあり、古くから北鮮に於ける不凍港として船舶の避泊地となつてゐた。當港の開港されたのは今より十三年前大正十年六月にて北鮮

壁二〇〇米を更に二五〇米延長せんとしてゐる。昭和八年に完成された鐵道岸壁の延長は僅に二百米に過ぎず、繋船能力は三千噸級の船舶二隻を同時に繋留し得るが、その背後地は直に丘陵なるため、市街地との連絡悪く、現在のところ殆によるか迂廻するの外ない次第である。倉庫の現在收容力は、鐵道岸壁構内に國際運輸の保稅倉庫（收容力八十車、三十瓲貨車）と稅關倉庫、其の他を合して合計百五十車の貨物なる收容力を有するに過ぎない。なほ吞吐能力も一箇年三十萬瓲に過ぎないと云はれ、昭和八年度の輸移出入貿易額は總計一千百十一萬六千六百十三圓であり、移入貨物が絕對多數を占めてゐる。

輸出貨物	一、五二〇、八五一圓	
輸入貨物	六三一、〇二三圓	
移出貨物	一、三五三、七九二圓	
移入貨物	七、六一〇、九四七圓	

將來性　錦基港は現在僅に岸壁二百米、岸壁荷役埠頭施設に於ても清津港に劣ることを否定出來ないが、自然的條件により木材の積出港としては最も惠まれてゐる。即ち奥地より搬出する木材は鐵道によるもの、圖們江の流筏によるものとあるが、南者を收容するに便利な位置にあり、殊に艀水湖を貯木場となし得る等、木材積出港としての使命と、羅津港完成後の自然的補助港として躍進を續けるであらう。

雄基港輸出貨物　單位瓲

昭和九年度主要品別　二、三五三、七九二瓲

	大豆	小豆	粟子	胡麻	豆粕	木材	魚粕	肥料	其他	合計
雄基港	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一
羅津港	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一
清津港	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一

雄基港輸入貨物　單位瓲

昭和九年度主要品及生産地　木材　セメント　麥稈　砂糖　鐵線　其他　合計

日本（噸數）	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一
朝鮮（噸數）	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一
關東州（噸數）	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一
中國（噸數）	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一
滿洲（噸數）	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一
合計（噸數）	一、九二二、四三二	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一	二、六五一

清津雄基港著埠船舶國別

（昭和九年）

	清津港	雄基港
日本	二、六五一隻	二、六五一隻
朝鮮	二、六五一隻	二、六五一隻
滿洲	二、六五一隻	二、六五一隻
關東州	二、六五一隻	二、六五一隻

壺盧島の築港

壺蘆島は錦縣の南端に位し、奉山線錦州以西三三哩の一驛連山驛より分岐する支線（十二粁九）の終端、渤海灣の一岬を指す。此地は渤海灣内に於ける不凍灣で背後地廣濶にして氣候其他自然的條件は相當に優秀なるものあり、滿洲國の一門戸としての價値を備へてゐる。しかし現在程度の施設では貿易港として考慮すべき必要はなからう

關東北政權が大連港壓迫の目的を以て大規模なる壺蘆島築港を計畫をしたことはあまりにも周知の事實である。この計畫の樹立されしこと三回、第一回の壺蘆島築港問題は古く一九〇八年（光緒三十四年）、時の東三省總督綏正昌が營口の衰微を悲しみ、英人ヒューズを技師長として工費英貨八十萬磅、五箇年計畫を以て完成せんとしたのである。第二次築港計畫は一九一九年（民國八年）、當時の京奉鐵道が其の收益金中より五百萬元を支出し、別に奉天省庫より數次に亙り醵出した五百萬元計一千萬元を資金とし一九二〇年、五箇年計畫の下に將に起工せんとしたが偶々兵亂に禍されて挫折するに至つた。

次で一九三〇年（昭和五年）張學良政權は北寧鐵路大道支線の延長を計畫し、三度營港築港を計畫し、同年一月和蘭築港會社との間に請負契約を成立せしめ、請負金額六百萬米弗、一九三五年（民國二四年）十月十五日以前に竣工の豫定を以て一九三〇年七月漸く永年懸案の築港に着手するに至つた。本第一期計畫に依れば艦船岸壁延長一、五三五米、埋立地合計四三二、〇〇〇平方米、繋船能力一萬噸級汽船五隻、四千噸級二隻、計七隻六萬四千噸の設備を爲し、更に沖荷役用として十七箇の浮標を設置する豫定であつた。然るに突然勃發せる滿洲事變は上述の情勢を一變せしめ築港工事の停頓は勿論、遂に和蘭會社をして昭和八年十一月本國に引揚げしむるの已なきに至らしめた。現在これを管理する鐵路總局としては、本工事の關係については妥當中であるが、取敢ず現狀の儘にては民船又は小型汽船の利用に供するは、港灣の施設が充分ならず沖積その他に幾多の不便あるにより昭和九年六月より約五十萬圓を投じ二千噸乃至五千噸の船舶を橫付けすべく棧橋の延長工事に着手した。現在壺蘆島に出廻る貨物は主として小範圍の地方需要品であるが、將來は大連、羅津と相鼎立して其の活躍を期待されてゐる。

なほ現在に於ける壺蘆島の港灣施設としては、半島の内側牛拉山麓の沿岸に東西に海に向つて突出た五百尺内外の工事用突堤があり、僅に四月より十月迄の南東の定期風波を防ぐに止まり、この内側に我邦並び三十噸内外で、船客も勿論、港灣施設不充分による荷役の不完全により碇泊時間多數を要し、不活潑であり、今後の發展を豫想して犧牲的航路が續けられてゐる。

道路

滿洲の道路

概況　古來、支那の主要道路は、何れも首都を起點として各地に放射せられたもので、歴朝首都の移動に伴つて道路も自然幾度か變遷した。清代のものは、首都北京を中心として四方に通じ、之を官馬大路又は官路と略稱し、北京官路とも云つた。當時、總延長三千粁以上にも及んだと云はれる。其他各省城から、官路の幹路として地方主要都市に通ずるものを大路と云ひ、各地方村落間にあつて官路及び大路を連絡するものは小路と云つた。

滿洲でも、上記の官路、大路等は古くからあつたが、官路は多く官用のためのものに止まり、一般行旅に便宜を與へるものは少かつた。鐵道開通前、滿洲交通の中心は奉天、吉林で、チチハル、寧古塔が之に次ぎ、それらを中心に主要道路が放射されてゐた。

奉天を中心とする道路

一、奉天より新民、興堡を經て山海關に到る路長約四八〇粁
二、奉天より撫順、通化、八道江を經て長白に至る路長約六七〇粁
三、奉天より法庫、開通を經て淡南に至る路長約五三五粁
四、奉天より瀋陽、遼平を經て復州に通ずる路長約三〇〇粁
五、奉天より鐵嶺、開原、八里堡、雙陽を經て吉林に通ずる路長約五〇〇粁

吉林及新京を中心とする道路

一、吉林より烏拉街、山河屯、龍王廟子を經て一面坡に至る路長約三二〇粁
二、吉林より新京に至る路長二三三粁
三、新京より小合隆、磐安を經て濱南に至る路長八粁
四、新京より五棵樹、雙城堡を經て哈爾濱に至る路長三三六粁
五、新京より農安、七倫店を經て伯都訥に至る路長〇七粁

齊々哈爾を中心とする道路

一、齊々哈爾より依安、慶岡鎭を經て拜泉に至る路長約二〇〇粁
二、齊々哈爾より林甸、安廣、龍安を經て綽化に至る路長三三〇粁
三、齊々哈爾より甘南に至る路長二三〇粁

幹線道路一覽表

路線名	哩數	省名
新京、遼陽、中平	三九〇	奉天省
遼陽、立山	三二	同
鞍山、七嶺子	三五	同
鞍山、湯崗子	三七	同
本溪湖、城廠	三〇	同
鐵嶺、康平	四〇	同
橋頭、大安平	二四六	同
山城鎭、柳河	三七	同
南雜木、新賓	七九	同
奉天、撫順	四〇	同
營口、蓋平	三〇	同
開原、通江口	三七	同
安東、大孤山	八九	安東省
河、城子驛	三七	同
大孤山、莊河	二七	同
寬甸、長甸河口	三〇	同
安東、寬甸	一〇〇	同
鳳城、大孤山	八三	同
通化、輯安	一〇五	同
新賓、通化	四五	奉天、安東省
柳河、通化	一〇六	同
大石橋、大孤山	一四六	同
北票、朝陽鎭	二四	錦州省
凌源、平泉	四〇	熱河省
朝陽、凌源	二五	錦州、熱河省
前所、義院口	三四	同
朝陽、赤峰	一六五	同
平泉、古北口	一七七	熱河省
承德、豐寧	四二	同
承德、赤峰	二六六	同
新京、吉林	一〇八	吉林省
新京、伊通	六七	同
小白山道路	三五	同
公主嶺、懷德	四五	同
公主嶺、伊通	三〇八	同
新京、瑞穗、賓縣	四〇	濱江省
哈爾濱、賓縣	四〇	同
敦化、海林	一四五	吉林、濱江省
敦化、海林	六五	同
通遼、開魯	四〇	興南省
洮南、王爺廟	二二〇	龍江、興南省
克山、拜泉	四〇	龍江省
王爺廟、索倫	二三〇	興南、興東省
將軍廟、布拉爾	二〇九	興北省
其他路線	一六九五	
計	一四六六五	

滿洲に於ける道路は極めて劣惡であることは支那本部同樣であるが、水路の便によることが頗に少なく陸路によることが多いため、中央の平原を通ずるものは相當の幅員をもち、奉天から山海關を經て北平に達する官路などは道幅百米を有してゐた、然し官路は普通六米、大路は四米平均でその他の小路では道幅五、六呎を超えるものは極めて少なかつた、しかも清朝も三百年の平和に慣れて政務の廢弛を來すに至ては、道路の保全修理は全く顧みられず荒廢のまゝに捨ておかれた。

なほこれは滿洲に於ける道路の特殊性にもよるのである。即ち滿洲では年々十一月から翌年の三月ころに至る約五ヶ月間は全地凍結し到る處自然の道路を形成し、且つその土質は主として粘土又は礫砂土より成る關係上、夏季殊に雨期には路上の泥土車輛を沒し、乾燥期に至れば所謂搓板狀であり馬車の交通は頗る困難である。且つ河川には始ど橋梁の架設なく益々この困難を倍加してゐる。このほか滿洲に於ける馬車は大部分農夫が自己の車輛及び馬匹を使用し冬期の農閑期を利用するため、必ずしも一年を通じて車馬を通車せしむる如き良路の必要なきこと、更に於ける交通の危險、滿洲土馬の耐寒性に乏しいこと等を擧げ得るのである。

かく支那に於ける道路は古來軍用を主として發達し、近世に至るに及び漸く各開港場又は鐵道を中心として商業道路が發達しつゝあるが、滿洲は由來邊陬の地に位し產業の發達が遲かりしため產業道路の必要も充分認められず、滿洲國の成立に至るまで經濟交通開發を目指す本格的道路建設は絕えてなかつたのである。

滿洲國の道路政策

道路行政組織　滿洲國に於ては建國と共に道路政策の確立がその產業振興、治安維持文化開發等に及ぼす影響の甚大なるに鑑みこれが達成完備を期すべく左の如き行政組織を設けてゐる。

國道會議 國道會議は國道建設に關する最高機關にして、國の直轄する道路に關する主要なる事項を審議し、且つ治水其の他重要なる土木事業に關し國務總理大臣の諮問に應ずると共に之等の事項につき國務總理に建議することが出來る。

國道會議は議長副議長二人、議員二十名を以て組織し、議長は國務總理を以て、副議長は民政部及交通部各大臣を以て之に充つ。議員は國道局長、關係部總務司長及學識經驗ある者若干人を任命することとなつてゐる。

國道局 大同二年三月新に國道局が設けられたのであるが、その組織、特殊性等左の如くである。

(一) 組織 國道局は國務總理の所管に屬し、國の直轄する道路並に治水に關する基本的の調査、計畫、立案を爲すを主要なる目的とする衙にして國道局は如上の通り國道の實施事項を掌るものにあらざれば、此の様の必要を充す爲め新京、奉天、哈爾濱、齊々哈爾の四個所に建設處を置き、各建設處はその管轄區域內の要地に三、四箇所の建設事務所を分設してある。

(二) 特殊性 國道局は國直轄の土木事務を管掌するにも拘らず國家土木行政機構と分離せられ、國務院管下の一外局として獨立的なる地位を占めてゐる。從つて一般國內土木行政とは直接には何等の關係なく、その道路建設に關しては恰も國直屬の調査又は施行機關なる如く、その治水事務に關しては國直屬の調査機關なる如く極めて特殊な形體を有するものである。建國當初に於ける國家內外の情勢に鑑み、治安の確保及國防の確立は當時に於ける國家當面の問題たりしを以て、その施設としての道路の建設は緊要且重大なるのみならず且つその事務量の膨大に赴くは又避け難かりし爲、現行制度に見る如く政府構成要素の一つたらしめたのである。

(三) 建設道路の特質 叙上の理由に基き國道局建設の道路は目下の處殆んど治安道路乃至軍事道路の特質を有し、純然たる經濟的見地に立脚せる道路の建設は今暫く之を次期の計畫に讓らざるを得ざる事情に有る。從つて當局に於ける現在迄の建設道路は自動車通行の可能性を之が目標とし、一般車馬の通行を許容する程度に到達せる部分は甚だ少ないようである。

國道の種類構造 國道は自動車數の構造に依りて之を一等國道、二等國道及び三等國道の三種に分つ。一、二等國道路數は馬車數、自動車數を區別し、特に必要を認めざる場合並に河川湖地等の渡頭その他止むを得ざる場合は適當なる施設を爲し兩數を併用する。二等國道は馬車數自動車數を區別せず、主として在來路面に用ゐる河川湖地の渡頭其他車馬の通行に必要缺く可からざる程度の施設を爲す。一等道路は主として國都より主要都市又は海港に達する路線で國防上特に必要なる路線等にして道路幅七米、大走二・五公尺、用地幅二六米、二等道路は主として主要都市相互間を連絡する路線、主要都市より主要縣城又は鐵道驛所在地に達する路線等にして道路幅六米、大走一・五公尺、用地幅一八米、三等國道は縣城相互間を連絡する路線、縣城より地方都市に達する路線等にして、特に幅員を限定せず在來の道路數に依るものである。道路の縱斷勾配は左記の限度によることに規定してある。

等級	最大勾配	最小勾配
一等國道	三・三%	〇・二%
二等國道	四・〇%	〇・二%

道路路面最少縱高(路端に於て)は左の標準に依るも岩盤又は地質良好なる場合は必ずしも之に從はなくてもよい。

勾配	縱高
〇・五%未滿	〇・三〇米突
〇・五乃至三%	〇・二〇米突
三・〇%以上	〇・一〇米突

而して如上の國道建設に關する機關と國道構造の標準に依り建設されたる國道工事は社會政策的立場に於て主として所在農民を使役し、その勞銀により疲弊したる民力の涵養を圖ることに留意しなるべく農閑期を利用し、又歸順兵若しくは除隊兵を以て規律ある工程隊を組織し彼等の生產的就業を圖つてゐる。

國道の建設工程 國道建設工事は建國當時政府のお膳により關東軍特務部に於て奉天に臨時道路建設事務所を設置し、大同元年十月着工し曩に討匪軍の兵站輸送及び軍用道路として關東軍に於て改修中なりしものを併せ且つ緊急なる地方の道路工事の進捗を期した。次いで大同二年三月國道局設立されるや工事その他の事務を承繼した。その後における建設狀況は左の如くである。

年度別國道建設工事進捗表

一、大同元、二年度路線

奉天建設處

路線名	延長粁	摘要
建國・建中	五九、〇	竣工
觀山・七嶺子	一五、二	同
安東・大孤山	八九、五	同
鳳城・立山	二一、一	同
莊河・城子疃	五五、七	同
大孤山・莊河	二六、七	同
朝陽・凌源	一一五、五	同
前所・義院口	三二、四	同
錦嶺・瞻平	八二、〇	同
寬甸・長甸河口	五〇、〇	同
南雜木・新濱	七八、九	奉天省備費より支出分共
南雜木・新濱	七八、九	工事中
撫河・通化	一〇六、四	同
安東・寬甸	一〇〇、〇	同
鳳凰城・大孤山	八三、〇	竣工
北票・朝陽	三九、四	同
凌源・平泉	八四、〇	同
本溪湖・城廠	二〇、三	同
標興・大安平	二四、六	同
北山城鎮・樺河	三七、〇	同
奉天・撫順	四三、〇	同
新濱・通化	九四、五	工事中
平泉・古北口	一八七、七	同
朝陽・赤峰	一六八、五	同

新京建設處

路線名	延長粁	摘要
公主嶺・懷德の一部	二二、〇	竣工
公主嶺・伊通	五〇、八	同
新京・吉林	一〇八、八	同
琿春・土門子	一〇六、九	工事中
敦化・海林の一部	一五七、〇	同
小白山・道路	五三、三	竣工
新京・伊通	六七、七	同
公主嶺・懷德の一部	二三、三	工事中
琿春・大盤嶺(琿春土門子西部)	三五、〇	同

哈爾濱建設處

路線名	延長粁	摘要
海林・穆棱	七八、八	竣工
海林・東京城	六七、六	同
土們子・綏芬河の一部	五四、六	工事中
穆棱・綏芬河	八五、〇	竣工
濱江・賓縣	九〇、〇	工事中
佳木斯・勃利	一五〇、四	同

齊々哈爾建設處

路線名	延長粁	摘要
訥河・嫩江	八六、四	竣工
海拉爾・將軍廟	二七〇、九	同
王爺廟・索倫	二一二、〇	工事中
泰來・留子山	二一七、〇	竣工
洮南・王爺廟	一一〇、〇	同
嫩江・大黑河	二八〇、〇	工事中
索倫・將軍廟	一六八、〇	同

二、康德元年度路線

奉天建設處

路線名	延長粁	摘要
承德・赤峰	二六六、六	工事中
大石橋・大孤山	一七二、六	同
營口・芝平	一二、五	同
承德・豐寧	四二、〇	同
通化・輯安	一〇五、〇	同
多倫・圍場	一三一、九	同

新京建設處

路線名	延長粁	摘要
通遼・開魯	九二、〇	工事中
新京・開狀鎮	五〇、〇	同
琿春・國境	一二、〇	測量中
開城・通江口	三七、〇	工事中
土們子・綏芬河の一部	六二、〇	同
洮戎線道路	一三〇、〇	測量中

哈爾濱建設處

路線名	延長粁	摘要
土們子・綏芬河の一部	一〇七、六	工事中
穆棱・密山	二二〇、〇	同
密山・勃利	一三〇、〇	同
濱江・呼蘭	二八〇、〇	同
穆棱・東寧	一二〇、〇	同
東寧・寧安	二四〇、〇	同
佳木斯・勃利	一五三、一	同

齊々哈爾建設處

路線名	延長粁	摘要
昂々溪・巴林	二四八、五	工事中
嫩江・大黑河西邊	三〇〇、〇	同
克山・拜泉	六二、〇	同
二站・奇克特	一六〇、〇	同

三、後年度豫定線中測量中或は完了せるもの

奉天建設處

路線名	延長粁	摘要
新濱・桓仁	八〇、〇	完了
寬甸・桓仁	一〇六、〇	同
海城・岫巖	一〇三、四	未完

通化・臨江	一三七、〇	竣了	
通化・桓仁	三〇、〇	同	
新京建設處			
新京・范家屯	二一、〇	竣了	
新京・雙陽山	九三、〇	同	
齊々哈爾建設處			
景星・[illegible]寺	四二〇、〇	竣了	
訥鎮・庫古多博	三五〇、〇	同	
塔子城・新巴爾虎	五一〇、〇	同	
北安鎮・[illegible]琿	一二〇、〇	同	
巴林・海拉爾	三三〇、〇	同	
景星・額爾公府	一八五、〇	同	
嫩江・十站	二三〇、〇	同	
[illegible]鎮・烏雲	一六〇、〇	同	

新京の街路網

計畫では街路を幹線、支線、補助線の三に區分し、幹線は六〇米乃至二六米、支線は一八米乃至一〇米、補助線はそれ以下の幅員を有する。これらは地域によつて、或はまた市の地勢に從つて併用されるが、幹線、支線は總て車道と歩道とに分けられる。即ち幹線道路の車道は二筋に分ち、中央を自働車バスのやうな高速度車用とし、その兩側を馬車、人力車、自轉車などの緩速車用とし、更にその兩端を歩道とするのである。各道の間には四列に並木が植ゑられる。

また路面はすべて鋪裝される。交通の頻繁な主要街路は瀝青舖裝とし、荷物車專用路は鋪石または硬質煉瓦道とする。歩道の主要部分はコンクリート板石張とするほか、街路には電信、電話、電燈に要する架空線其他の路上施設を禁じ、埋設其他の方法を講ずるから、完成すれば世界的と云つていゝ街路が到るところに出現することになるだらう。ともあれ、市面積の二一パーセントに當る大小幾百の街路は、既に計畫事業遂行の途上にある。街路系統は放射線式、方形式、環狀式等の長と粹とが最も巧みに織り混ぜられてゐる。公園若くは公園に連結する苑道には騎乘路が特設され、主要幹線路には遊歩道が設けられる。各主要中心には廣場を設け、公園としての效用を具備させるとゝもに、中心地帶の風致風格を向上させる。

交通機關

從來の交通運輸機關は、駄獸または騾馬類牽引の車輛で、この二種の機關は重要な交通機關として古くから行はれた。駄獸は多く山間の道路に使用されたが、平原の廣い滿蒙では、荷馬車を主とする車輛は各河川に於ける帆船とゝもに、滿蒙の交通運輸上最も重要な機關であつて、殊に鐵道開通以前には、遠距離の荷馬車輸送が極度に旺盛となり、滿洲各地殆ど之を見ない地はないといふほどであつた。松花江、牡丹江等の諸流域では冬季冰橇を用ゐ、水上若くは雪中で旅人や荷物の運搬に便し、車輛の補助機關として地方的には相當重視せられた。

當時普通に使用された運送機關は大車、轎車、小車の三種で、殊に前二者が經濟的に重要なものであつた。大車は二輪の荷馬車で用途廣く、貨物の運搬以外に乘用にも供せられ、農作にも使用された。轎車は二輪の乘用馬車で、中流以上の人の乘用の他、絹、阿片等貴重品の輸送に使用された。小車は一輪車のことで、人力で推し進めるもの、貨物や人の短距離輸送に用ゐられる。長春、吉林、ハルビン等の諸都會では、僅少の利用があつたに過ぎない。道路粗惡のため、各種車輛も自然堅牢を主として製せられ、用材は主に楡、樫が用ゐられた。

積載量は車の大小によつて異るが、騾馬一頭の挽力はほゞ一定してゐるので、動力として使用された騾馬の挽力から車輛の積載量を推定すれば、奉天省内及び吉林、新京以北の松花江流域、博爾多站以南の嫩江流域の如き、土地平坦で道路もひどく惡くもない地方では、騾馬一頭の挽力は普通[illegible]二四〇斤内外である。伊通、吉林以南及び一面坡、三姓以南のやうな高地だと道路の凹凸甚しく、一頭の挽力は平均凡そ一八〇斤と推定される。その走行力は、夏ならば一日平均三十五粁内外、冬は五十粁を超える。

滿洲國政府も、荷馬車の經濟的價値を認めてゐる。少くとも近距離輸送には、天下無敵の輸送機關だとさへ云つてゐる。然し、現在政府が道路に俟つ主な目的は治安維持の確保と行政並びに經濟兩機能の敏活を期するにある。そこで、出來るだけ速く主要地點の聯絡を達成するとゝもに、自動車の運行に堪える程度の路線を建造することが必要である。故に、一般路線の選定は、原則として荷馬車道は在來道路に必要程度の改修を加ふるに止め、別に路幅六―八米の新道を構築して自動車專用路たらしめようとする。

現在では、大量貨物の輸送が主として農産物であることゝ、その輸送期が冬期であるため、強靱な荷馬車の輸送力に壓倒され、雜貨類などまで荷馬車に吸收され、自動車輸送は主として旅客並びに郵便物など、速達を要する物資に限られてゐる狀態だが、最近鐵道工事その他に使用される貨物自動車の運行が非常に増すとゝもに、その實地經驗からしても、若し道路が適當に改修されさへすれば、容易に自動車の效力を發揮することを得、冬季結氷期でなくても治安維持、一般交通に普く自動車の運用を為すことが出來るであらう。現在主として使用される自動車は、旅客用として五人乘或は七、八人乘の型が多數を占めるが、漸次二十人乘以上の大型車が使用されるやうになつて來てゐる。貨物自動車は二、三噸積車が最も多く用ゐられるやうである。然し國道局の規格は、日本國道と同樣八噸積自動車に堪えることを標準としてゐる。

關東州及鐵道附屬地の道路

概説　關東州内の道路は關東廳の管掌に屬し、明治三十九年九月、同廳設置以來鋭意州内の道路網完成に盡瘁した結果、現在大連、旅順の兩都市は完備した市街道路を以て四通八達し、金州、普蘭店の市街道路も大體に完備し、一方市外道路も主要地間を聯絡する幹線道路の敷設に成功し、その設備と構造の完備してゐることは内地でも稀に見るところである。市街道路は中央を車道とし、左右に石材の側溝を造り、更に等級に應じて六尺乃至十二尺幅員の歩道を兩側に設け、側溝との間にアカシヤ、ポプラ、白楊、櫻等を配植して並木街の美觀を呈してゐる。車道は碎石を以てするマカダム式を採用し、十五噸または十八噸ローラーで輾壓し、仕上後コールタールを撒布する。但し荷馬車の交通頻繁な箇所は花崗石舖石道を設け、路面の磨損輕減を保護し、更に硬質煉瓦、花崗石メリデゲット、アスファルトを用ゐてゐる箇所もある。歩道はコンクリートブロック方形のものを敷詰め、側溝との間に並木地が設けてある。市外道路は市内道路のやうに歩道の必要が少いため、大抵自動車道及び荷馬車道に區別し、自動車道はコールタールを撒布したマカダム式碎石道路、荷馬車道は碎石道路又は舖石道である。本道路もまた並木道を兩側に設け、アカシヤ、ポプラ、白楊等を配植する。

關東州内道路延長

（昭和九年十二月末日現在）

	幅三間以下	幅六間以下	幅八間以下	幅十間以下	幅十四間以下	幅十八間以下	幅二五間以下	合計
	里町間	里町間	里町間	里町間	里町間	里町間	里町間	里町間
大連（市街/村落）	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

旅順（市街	七・二六・四	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五
村落	一・三・五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
金州（市街	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五
村落	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
普蘭店（市街	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五
村落	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
瓦子窩（市街	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五	一・三・五
村落	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	三・九・三・四	三・三・五・四	三・三・五・四	三・三・五・四	三・三・五・四	三・三・五・四	三・三・五・四	三・三・五・四	三・三・五・四	三・三・五・四	三・三・五・四	三・三・五・四	三・三・五・四
昭和八年	三・九・三・四	三・三・五・四	三・三・五・四	三・三・五・四	三・三・五・四	三・三・五・四	三・三・五・四	三・三・五・四	三・三・五・四	三・三・五・四	三・三・五・四	三・三・五・四	三・三・五・四

鐵道附屬地　南滿洲鐵道附屬地に於ける市街道路は、他の土木施設と共に滿鐵會社で管掌してゐる。明治三十九年會社創業當時、附屬地の狀況は、大連を除いた沿線では遼陽、公主嶺等は稍々市街の體裁を具へてゐたが、なほ一小部落に過ぎなかつた。其他瓦房店、大石橋、鐵嶺などは露西亞式家屋が多少點在してゐたばかりで、其他の附屬地は荒莽とした原野に過ぎず、各地とも道路の修築せられたものはなく、排水の設備が不完全で、交通の便がない上、居住の不便は甚だしかつたのである。滿鐵會社は創業といふもに、先づ市街計畫の策務を認めて工事に着手し、市街中道路を築造したものは本線沿線五十五箇所と、撫順竝に安奉線の主要驛所在地であつた。道路の幅員は四間乃至二十間とし、更に一區劃內の小道を、幅三間以下一間三尺としてゐる。幅員八間以上の道路は車道と歩道とに區別し、歩道には並木を設け、アカシヤ、ポプラ等を植樹し、なほ廣場には花壇等を設けて風致を保つてゐる。車道はすべてマカダム式とし、支那馬車の通路は多年の經驗から漸次强石路面に改築してゐる。また鞍山、遼陽、奉天、新京、安東など主要都市の道路にはコールタールを撒布し、歩道はセメントタイルまたは煉瓦張としてゐる。

鐵道附屬地道路延長

（昭和九年三月末現在）

驛名	車道	歩道	合計
大連	一四・六・四	一四・六・四	二八・三・八
旅順	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
金州	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
普蘭店	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
瓦子窩	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
貔子窩	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
營口	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
海城	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
大石橋	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
熊岳城	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
蘇家屯	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
松樹	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
瓦房店	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
普蘭店	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
貔子窩	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
營口	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
海城	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
大石橋	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
熊岳城	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
蘇家屯	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
遼陽	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
鞍山	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
奉天	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
鐵嶺	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
開原	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
昌圖	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
雙廟子	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
四平街	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
郭家店	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
公主嶺	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
范家屯	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
新京	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
本溪湖	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
撫順	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
連山關	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
鞍山	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
安東	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
其の他	一・三・五	一・三・五	二・七・〇
合計	一・三・五	一・三・五	二・七・〇

航　空

概說　滿洲に於ける航空は日本航空輸送株式會社の內鮮滿連絡輸送コース、東京大連線と滿洲航空株式會社の大連滿洲里線、新義州奉天線及び其他諸線があり、兩者は大連及び新義州に於て連絡し內鮮滿の敏速なる航空交通を實施して居る。目下大連東京間及び新京、東京間は一日にて連絡し交通、通信界に一大エポックを劃すると共に日滿親善上大なる效果を收めつゝある。從來日數早き多期間は大連東京間の一日連絡は困難なりしも日本航空輸送株式會社で高速度輸送機エー、スピードエアロイ機を使用し又新京、新義州間及び大連新義州間の夜間飛行を實施することゝせるが當昭和十年十月一日より多期間と雖も一日連絡を圖るに至つた。將來の計畫たる超スピード飛行機『ダグラス』機を使用するに至らば大連發は新京、東京間は僅々七八時間を以て連絡することを得べく眞に高速度交通通信機關としての面目を一新するに至らう。

關東州內の航空に關する事務は昭和二年六月航空法施行、同年八月同法を關東州に施用せらるゝに及び、之を關東廳遞信局の所管に加へられたもので、管內の航空は大正十五年九月以後日本航空株式會社に於て試驗飛行をなしつゝあつたが、昭和四年度から政府の補助を受くる日本航空輸送株式會社に於て東京大連線定期航空輸送を實施し大連、新義州、平壤、京城、鎭山、福岡、大阪、東京各地間の郵便物竝びに貨物の輸送を始めた。なほ昭和九年十月一日より名古屋客航を實施した。即ち日本航空輸送株式會社では昭和四年四月一日から先づサルムソン機で郵便物、六月二十一日から貨物の輸送を開始したが同年九月十日より旅客の輸送をも開始するに至つたものである。

大連飛行場設置　日鮮滿間定期航空を初めとし我が關東州に航空機の飛來するもの漸次增加しつゝあるのに鑑み、之が發着に關する事務を取扱はしむるため、昭和五年九月周水子に大連飛行場を設置した。

日本航空輸送株式會社（東京市芝區田村町一丁目）、同大連營業所（大連市連鏡街常盤通）、同大連支所（大連市外周水子大連飛行場內）昭和三年五月第五十五帝國議會に於ける航空輸送補助に關する決議に基き資本金一千萬圓を以て航空機に依る旅客貨物及び郵便物の輸送業務を營むため、昭和三年度に於て本社の創立を發し、且つ諸設備を整へ昭和四年度より定期航空を開始した。

經營航空路（現在運航）

區間	運航回數	備考
東京—名古屋	一日一往復	但し六往復は郵便專用
名古屋—大阪	一日一往復	
大阪—福岡	一日二往復	
福岡—鎭山	一日一往復	全部旅客郵便物及貨物の輸送をなす
鎭山—京城	一日一往復	
京城—平壤	一日一往復	
平壤—新義州	一日一往復	
新義州—大連	一日一往復	

區間	距離（粁）	飛行時間
東京—名古屋	二九六	二時間
名古屋—大阪	一三九	一時間
大阪—福岡	二四〇	一時間
福岡—鎭山	三一〇	一時間
鎭山—京城	二〇〇	一時間
京城—平壤	一六〇	一時間
平壤—新義州	二七三	一時間
新義州—大連		一時間

支所所在地、東京、名古屋（十月一日）、大阪、福岡（名島）太刀洗、京城、大連。

出張所所在地　平壤、鎭山、新義州。

營業所所在地　東京、名古屋（十月一日）、大阪、福岡、京城、大連。

郵遞手荷物　携帶手荷物は一名十瓩（二圓六百六十錢）迄は無料であるが、それ以上は左の規定に依る航空貨物運賃と同額の超過運賃を要す。

	東京	名古屋	大阪	福岡	鎭山	京城	平壤	新義州	大連
東京	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
名古屋	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
大阪	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
福岡	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
鎭山	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
京城	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
平壤	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
新義州	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
大連	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇

滿洲行手荷物　日本航空會社線より連絡する滿洲行手荷物は、新義州以遠は別に滿洲航空會社の定むる超過料金を要す。

航空郵便　通信の章參照。

滿洲航空輸送會社（本社奉天滿鐵地五經路九緯路三號）滿洲國政府では豫て歐亞を結ぶ空の大幹線を完成するため、航空輸送を研究調査中であつたが、曠大無邊の滿洲の大平原を連絡するには航空機が最も便利である事も一般に認むる所であつて、滿洲の各地は定期航空輸送が開始せらるれば商業の開發文化の促進に貢獻すること大なるものあるに鑑み、豫て此の種事業に就き研究を續けて居たが、昭和七年九月二十六日創立された滿洲航空株式會社は滿洲國政府滿鐵及び住友合資會社の參住的出資に依る日滿合辦の株式會社で滿洲國に其の國籍を有するものである。而して名目は株式會社であるが日本政府及び滿鐵より積極的援助に依る公益法人とも見るべきもので、公稱資本金國幣三百八十五萬圓全額拂込で內滿鐵出資は百六十五萬圓、百萬圓を政府補助とし、奉天の本社のほか支店出張所は左の如くである。

▲滿洲航空輸送株式會社東京支店　東京市麹町區內幸町大阪ビル內

▲奉天營區　奉天東塔飛行場事務所內

滿洲航空輸送會社の定款の主なるものは

一、滿洲國內及滿洲國と關係國間に於ける旅客、郵便物及貨物等の航空國に依る輸送。

二、航空機の管理及運營の製造組立。

三、本會社は前項に掲ぐる事業の外管理官廳より命令又は認可を受けたる下記事業。

(イ)　航空機の賃貸事業

(ロ)　其の他航空機を以てする一切の事業

(ハ)　航空事業の便宜の爲にする附帶事業

一、本會社の資本總額は滿洲國通貨（以下單と稱す）三百八十五萬圓とす。

一、本會社は本店を奉天に支店を東京に置く。

一、本社の株式は七千七百株とし一株の金額を單五百圓とす。

當面同社使用の飛行機は世界的に優秀の稱あるフオッカー式旅客機で、昭和七年十一月三日から空輸を開始し滿洲國要人には非常な期待と信望を以て迎へられてゐる。一體に滿洲は地形氣候共に飛行に好適であつて、極めて滑かな氣流に浮んで飛行する事が出來る。從つて同社は將來貨物方面に對しては貨物專用機を使用して鐵道なき地方へ大量貨物の輸送を行はんとしてゐる。尙又新京に用務を帶びる遠隔な各地要人の多くはこの航空旅客機を利用し、又內地方面よりの滿洲觀光者も飛行機から展望圖に亙り正確に觀察を遂げられることゝなり、殊に容易に行けぬ鐵道沿線外の產業的觀察を完全に遂げ得ることゝなるから、今後は飛行機の利用に劃期的時代をなすものと見られてゐる。更に角航空開始が滿洲の文化に寄與することは甚だ多いものである。

遊覽飛行　日本航空輸送會社大連支所では略多期を除いて毎月一回日曜日又は祭日に遊覽飛行を行ひ周水子上空三十粁を飛ぶ約十五分で旅客一人五圓である但し相當人數の團體申込の場合は半額に割引する。

關東遞信局管內及日本內地發着航空郵便物數

（昭和九年中）

年月	普通々常	特殊速達	小包	計
九、四	三、九五一	一、〇八六	一、〇四一	六、〇七八
九、五	三、四〇五	一、〇八〇	一、〇四一	五、五二六
九、六	二、九四〇	一、〇八〇	一、〇四一	五、〇六一
九、七	二、九五九	一、〇八〇	一、〇四一	五、〇八〇
九、八	二、九五九	一、〇八〇	一、〇四一	五、〇八〇
九、九	二、九五九	一、〇八〇	一、〇四一	五、〇八〇
九、一〇	二、九五九	一、〇八〇	一、〇四一	五、〇八〇
九、一一	二、九五九	一、〇八〇	一、〇四一	五、〇八〇
九、一二	二、九五九	一、〇八〇	一、〇四一	五、〇八〇
九、一	二、九五九	一、〇八〇	一、〇四一	五、〇八〇
九、二	二、九五九	一、〇八〇	一、〇四一	五、〇八〇
九、三	二、九五九	一、〇八〇	一、〇四一	五、〇八〇
合計	三五、四二八	一二、九六〇	一二、四九二	六〇、八八〇
二、到着	二、九五九	一、〇八〇	一、〇四一	五、〇八〇
九、四	二、九五九	一、〇八〇	一、〇四一	五、〇八〇

關東遞信局管內及滿洲國發着航空郵便物數

（昭和九年中）

年月	普通々常	特殊速達	小包	計
九、四	三、九五一	一、〇八六	一、〇四一	六、〇七八
九、五	三、四〇五	一、〇八〇	一、〇四一	五、五二六
九、六	二、九四〇	一、〇八〇	一、〇四一	五、〇六一
九、七	二、九五九	一、〇八〇	一、〇四一	五、〇八〇
九、八	二、九五九	一、〇八〇	一、〇四一	五、〇八〇
九、九	二、九五九	一、〇八〇	一、〇四一	五、〇八〇
九、一〇	二、九五九	一、〇八〇	一、〇四一	五、〇八〇
九、一一	二、九五九	一、〇八〇	一、〇四一	五、〇八〇
九、一二	二、九五九	一、〇八〇	一、〇四一	五、〇八〇
九、一	二、九五九	一、〇八〇	一、〇四一	五、〇八〇
九、二	二、九五九	一、〇八〇	一、〇四一	五、〇八〇
九、三	二、九五九	一、〇八〇	一、〇四一	五、〇八〇
合計	三五、四二八	一二、九六〇	一二、四九二	六〇、八八〇
二、到着	二、九五九	一、〇八〇	一、〇四一	五、〇八〇
九、四	二、九五九	一、〇八〇	一、〇四一	五、〇八〇

大連支所
新義州出張所
錦州出張所
朝陽出張所
凌源出張所
承德出張所
赤峰出張所
山海關出張所

▲新京營區　新京飛行場內
吉林出張所
敦化出張所
龍井村出張所
圖們出張所

▲哈爾濱營區　哈爾濱馬家溝飛行場內
齊々哈爾支所
海拉爾出張所
滿洲里出張所
大賚河出張所
北安鎭出張所
佳木斯出張所
富錦出張所
寧安出張所
依蘭出張所
勃利出張所
牡丹江出張所

航空路及旅客運賃　營業線と軍用線とに別れて居り、軍用線に於ては軍用のほか座席その他に餘裕ある時、旅客、貨物、郵便の取扱を行つてゐる。營業所航空路及び旅客運賃は左の如くである。

大連—新京—奉天
新京—ハルビン—チチハル—海拉爾—滿洲里
ハルビン—チチハル—海拉爾—滿洲里
新義州—奉天
新京—吉林—敦化—龍井村—圖們—牡丹江—勃利—佳木斯
錦州—錦縣—奉天—錦州
承德—錦縣—錦州—朝陽—凌源—承德
赤峰—錦縣—錦州—朝陽—赤峰
富錦—錦縣—ハルビン—依蘭—佳木斯—富錦
同（通河廻り）ハルビン—通河—佳木斯—富錦
承德—錦縣—ハルビン—北安鎭—大賚河
齊齊哈爾—錦縣—チチハル—北安鎭—大賚河

一八圓
二一圓
二二圓
四八圓
二一圓
一七圓
四二圓
六三圓
一五圓
四四圓
三三圓
四二圓
七八圓
七八圓
五六圓
五〇圓

手荷物　携帶手荷物は日本航空會社線同樣十粁まで無料であるが、超過重量分は左記貨物運賃表により徵收せらる。

運賃	貨物	五〇粁迄 一一〇粁迄 一八〇粁迄 二六〇粁迄
		一粁及一粁未滿の料金（一粁及一粁未滿を增す）每に同額を追加す 一、五〇圓 三、〇〇圓 四、五〇圓 六、〇〇圓
軍用運賃	貨物	四〇粁迄 九〇粁迄 一五〇粁迄 二〇〇粁迄
		一粁及一粁未滿の料金（一粁及一粁未滿を增す）每に同額を追加す 二、〇〇圓 四、〇〇圓 六、〇〇圓 八、〇〇圓

關東遞信局管内及朝鮮發著航空郵便物數

（昭和九年中）

年月	普通通常	特殊通常	小包	計
九、四	一、四四二	一	一	一、四四四
九、五	一、六一〇	一	一	一、六一二
九、六	一、七一〇	一	一	一、七一二
九、七	一、八一〇	一	一	一、八一二
九、八	一、八一〇	一	一	一、八一二
九、九	一、八一〇	一	一	一、八一二
九、一〇	一、八一〇	一	一	一、八一二
九、一一	一、八一〇	一	一	一、八一二
九、一二	一、八一〇	一	一	一、八一二
九、一	一、八一〇	一	一	一、八一二
九、二	一、八一〇	一	一	一、八一二
九、三	一、八一〇	一	一	一、八一二
合計	二一、七六〇	一二	一二	二一、七八四

通信

日本側の通信

沿革と制度　滿洲における我が通信事業は日露戰役後施設されたる野戰郵政及び軍用電信等の軍事通信機關に其の端を發したが、永久且つ一般的の施設は關東都督府始政の際、同民政部に於て之を繼承したのに始まる。卽ち明治三十九年九月關東都督府郵便電信電話局官制を實施し、通信機關として郵便電信局及び同支局を置き、都督府所屬し郵便、電信、電話に關する事務を掌つたが、明治四十一年十月十日關東都督府官制公布により通信官署は關東廳官制公布により通信管理局を遞信局と改稱し越へて昭和二年八月航空法を關東州に施用せらるゝに當り同法に基く航空に關する事務を遞信局所管に加へられた。更に昭和五年九月瓦斯事業取締に關する事務を當局所管に移し、又飛行場も加へられた。然るに昭和八年八月二十一日滿洲電信電話株式會社設立に伴ふに電信電話業務は同社に移管され一方貯金管理所設置等のため同年八月三十一日勅令第二百三十一號を以て當局官制改正されたるが、更に昭和九年十二月在滿行政機構の改革に伴ひ關東遞信官署遞信局と改稱された。現在の關東遞信官署は遞信局（總務、經理、監督、電氣の四課）貯金管理所、郵便局、郵便所及び飛行場より成り遞信局は郵便、爲替貯金、保險年金、航空、電信電話、電氣瓦斯事業及び滿洲電信電話株式會社の監督に關する事務を掌理し、貯金管理所は郵便爲替及び郵便貯金の檢査計算に關する事務を掌る昭和十年九月末現在職員は遞信局長（中村純一氏）以下奏任官十二人判任官四四五人屬員八五九人傭員八一四人合計二、二三〇人

通信機關累年比較

年次	通信局	郵便局	郵便用揚所	無電電信局	電話取扱所	郵便電信取扱所	無電電信取扱所	電話飛行場	計	官署	人口
大正十一年度	一	一	二	一	一	一	一	一	一一	一一	一一
同十二年度	一	一	二	一	一	一	一	一	一一	一一	一一
同十三年度	一	一	二	一	一	一	一	一	一一	一一	一一
同十四年度	一	一	二	一	一	一	一	一	一一	一一	一一
昭和元年度	一	一	二	一	一	一	一	一	一一	一一	一一
同二年度	一	一	二	一	一	一	一	一	一一	一一	一一
同三年度	一	一	二	一	一	一	一	一	一一	一一	一一
同四年度	一	一	二	一	一	一	一	一	一一	一一	一一
同五年度	一	一	二	一	一	一	一	一	一一	一一	一一
同六年度	一	一	二	一	一	一	一	一	一一	一一	一一
同七年度	一	一	二	一	一	一	一	一	一一	一一	一一
同八年度	一	一	二	一	一	一	一	一	一一	一一	一一
同九年度	一	一	八	一	一	一	一	一	一四	一一	一一

右の外に事變以來軍の要望により附屬地外に設置したる軍事郵便所現在三十二を存す。又昭和八年度に於て貯金管理所二箇所に新設さる。

郵便機關　郵便機關は始政當時僅に四十三に過ぎなかつたが、爾來在滿邦人の增加と地方の開發に伴ひ逐年增加の傾向を辿り、殊に關東州内會屯に於て大正十三年新に會屯郵便倒度を設けて各會屯及び纖島に至るまで郵便取扱所を置き更に從來滿鐵會社と協定して便宜郵便物を取扱はしめて居た鐵道停車場を總て郵便取扱所に變更したので今や郵便局所數二百二十九、軍事郵便取扱所三十二を算し、郵便機關の完備を見るに至つた。

取扱數　最近一箇年間に取扱ひたる普通郵便數は三億四百萬餘通、小包郵便二百六十三萬圓に達し、昭和七年度以降驚くべき躍進振りを示して居り、内本邦との間に發着するもの大多數を占めてゐる。

通常郵便物數

年度別	引受配達	合計
明治三九年度	一、〇四六、〇〇〇	二、〇九二、〇〇〇
大正元年度	一、〇四六、〇〇〇	二、〇九二、〇〇〇
同五年度	一、〇四六、〇〇〇	二、〇九二、〇〇〇
同十年度	一、〇四六、〇〇〇	二、〇九二、〇〇〇
昭和元年度	一、〇四六、〇〇〇	二、〇九二、〇〇〇
同二年度	一、〇四六、〇〇〇	二、〇九二、〇〇〇
同三年度	一、〇四六、〇〇〇	二、〇九二、〇〇〇
同四年度	一、〇四六、〇〇〇	二、〇九二、〇〇〇
同五年度	一、〇四六、〇〇〇	二、〇九二、〇〇〇
同六年度	一、〇四六、〇〇〇	二、〇九二、〇〇〇
同七年度	一、〇四六、〇〇〇	二、〇九二、〇〇〇
同八年度	一、〇四六、〇〇〇	二、〇九二、〇〇〇
同九年度	一、〇四六、〇〇〇	二、〇九二、〇〇〇

小包郵便物數

年度別	引受	配達	合計
明治二九年度	一、〇四六	一、〇四六	二、〇九二
大正元年度	一、〇四六	一、〇四六	二、〇九二
同五年度	一、〇四六	一、〇四六	二、〇九二
同十年度	一、〇四六	一、〇四六	二、〇九二
昭和元年度	一、〇四六	一、〇四六	二、〇九二
同二年度	一、〇四六	一、〇四六	二、〇九二
同三年度	一、〇四六	一、〇四六	二、〇九二
同四年度	一、〇四六	一、〇四六	二、〇九二
同五年度	一、〇四六	一、〇四六	二、〇九二
同六年度	一、〇四六	一、〇四六	二、〇九二
同七年度	一、〇四六	一、〇四六	二、〇九二
同八年度	一、〇四六	一、〇四六	二、〇九二
同九年度	一、〇四六	一、〇四六	二、〇九二

和十年九月末現在職員は遞信局長（中村純一氏）以下奏任官十二人判任官四四五人屬員八五九人傭員八一四人合計二、二三〇人

に上る。（因に日本側の通信としては郵便のみを掲げ、電信電話は日滿合辦の通信機に、儀若貯金並に保險年金は金融機關に掲出す）

內鮮遞送　內地及び朝鮮との間に發着する郵便物は毎日上下各二回朝鮮經由の鐵道便により、內地發着小包郵便は神戶、大連間船便に依り遞送するほか、昭和四年四月より通常小包をも東京大連間定期航空便により毎日一回（月曜日を除く）遞送の道が開かれた。朝鮮發著も同様である。

管內遞送　管內發著のものは主として滿洲鐵道及び金福鐵路に依るが、南滿洲鐵道は歐亞連絡の捷徑として、國際交通上重要なる線路たる關係上、滿洲國々內郵便物及び同國發日本內地、朝鮮竝に中國內地、朝鮮竝に中國宛郵便物を遞送するほか西伯利亞經由日本內地朝鮮及び南洋方面發着郵便物をも遞送す。

外國通信　諸外國發着のうち滿洲國發着のものは大連、營口、濟南、奉天、鐵嶺、四平街、新京、安東の各交換局に於て直接郵便物の交換をなし中華民國宛のうち北支那方面は主として奉山線經由に依るが、水路便に依るものは大連と上海、芝罘、天津の航路便を利用す、その他の外國に發着のものは西伯利經由、母國經由東廻便、母國經由若くは支那業務の媒介により西廻便等を以て通信するが、更に航空郵便はイルクーツク、ベルリン間の航空路を利用す。

郵便線路里數

年度別	通常郵路 實粁數	通常郵路 延粁數	鐵道 實粁數	鐵道 延粁數	水路 實粁數	水路 延粁數
昭和二年度	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同　三年度	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同　四年度	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同　五年度	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同　六年度	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同　七年度	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同　八年度	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]	—
同　九年度	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]	—

小包通關　當管內發內地向小包郵便物は一箇年二十萬個の多數に上るが、此等は當管內が我國關稅法施行地域外に屬する關係上從來內地に到着後、他の一般外國よりの輸入小包郵便物と同樣稅關檢査を執行され發受人の不便尠くなかつたので、之を救濟するため大連に內地稅關吏を駐在せしめて通關檢査を執行し、且つ小包の差出人より關稅を納付せしむる途を開き昭和二年より實施したが、最近一箇年間における通關小包數は約六十萬個にして內地向小包の殆んど全部は本制度を利用し發受人に多大の便益を與へて居る。また內地發の小包は總て大連に於て滿洲國稅關吏の檢査を受けて居るが、そのため奧地受取人の不便尠からずこれがため去る七月より新京に通關事務取扱が開始され非常な便利となつた。

日滿航空郵便　日滿航空郵便は日本航空輸送株式會社の航空開始（昭和四年四月）と同時に始められ昭和九年末迄に郵便物及小包百七十五萬二千三百六十五通を輸送したなほ昭和八年十一月一日より東京大阪間の夜間航空が開始されたので東京大連間東京新京間は總て航空郵便か即日配達されることになつた。

航空時間表

（昭和九年十月一日改正）

月曜

驛		時刻 →	時刻 ←
東京	發 / 着	[illegible]	[illegible]
大阪	着發 / 發着	[illegible]	[illegible]
福岡	着 / 發	[illegible]	[illegible]

火、水、木、金、土曜

驛		時刻 →	時刻 ←
東京	發 / 着	[illegible]	[illegible]
大阪	着發 / 發着	[illegible]	[illegible]
福岡	着發 / 發着	[illegible]	[illegible]
蔚山	着發 / 發着	[illegible]	[illegible]
京城	着發 / 發着	[illegible]	[illegible]
平壤	着發 / 發着	[illegible]	[illegible]
新義州	着發 / 發着	[illegible]	[illegible]
大連	着 / 發	[illegible]	[illegible]

（このほか日曜日は東京、大阪の發着が休航する以外他の上下線は火水木金土のダイヤ通りである（大連の發着時間は滿洲時間、又新義州にて滿洲航空會社線に連絡す））

內地臺灣航空路　內地臺灣航空路は昭和十年十月八日より開始され一週間一往復である發著時間左の如し。

水曜日、金曜日

驛		時刻 →	時刻 ←
福岡	發 / 着	[illegible]	[illegible]
那覇	着發 / 發着	[illegible]	[illegible]
臺北	着 / 發	[illegible]	[illegible]

但しこのダイヤは昭和十年十月八日より同年十二月三十一日迄以後は更に改正

日支郵務　國民政府では昭和七年七月二十三日附を以て東北郵政局の封鎖を行ふと共に、滿鐵附屬地及び關東州宛の郵便物はその後南京郵政管理局では滿鐵附屬地を除く滿洲よりの郵便物であつて滿洲切手、中國切手貼付のものは大同元年の消印ある場合は凡て料金未納と見做し、關東州租借地よりの支那向郵便物で日本切手貼付のものは差支なく從前通り取扱ふ。但し關東州以外の滿鐵附屬地發の郵便物は支那切手を以て料金を納付する義務あるため料金不足として葉書二錢、封書五錢を徵收するといふ處理命令を發した。このうち後半に對しては不都合と認め更に抗議を發した。なほ天津上海の日本居留民は滿洲國よりの郵便發受に關し臨時辦法を協議實行した。上海に於けるものは大略次の如し。

（一）上海發滿洲行（普通郵便物）
（イ）大連汽船を利用すること
（ロ）船內に郵便函を設け之に投函すること
（ハ）支那郵便切手を貼付すること
（ニ）滿洲行書留及爲替は當分中止す、但し大連汽船に依頼すれば此の限りでない
（二）滿洲發上海行
（イ）關東州發の郵便物は從來通り
（ロ）滿洲附屬地發のものは日本切手を使用すること、滿洲切手を貼付せるものは倍額の不足稅を受信先より徵收さる
（ハ）附屬地外より發する郵便物で滿洲切手を貼付するものは郵稅未納として倍額の不足稅を徵收さる

北支通郵　滿洲國と北支との通郵は昭和十年一月十日から實施された。

日滿小包交換　日滿間は地理上經濟上甚だ密接な關係にあるにも拘らず、兩地を繋ぐ爲替關係は純然たる外國爲替としての通常爲替唯一種あるのみで、しかもその交換方法は豫め兩國間に交換局を定め、爲替の取組は總て交換局を經て爲すため甚しく遲延するを免れず、經濟取引上の不利不便は甚だ大なるものがあつた。殊に滿鐵附屬地は滿蒙發展の根幹であり、日滿經濟關係の要衝たるにも拘らず、附屬地より附屬地外に對し郵便爲替としての送金の道は全然なかつた。然るに昭和九年八月一日より實施された日滿小爲替の交換により、滿鐵附屬地に於ても、日本內地或は關東州と何ら變りなく日滿間の小爲替送金が出來ることになつた。日滿小爲替の證書一枚の金額は二十圓迄にして料金は日本の現行料金と全然同一であり、貨幣も總て金によつて表示されるので滿洲國で支拂ふ場合、同國の郵便局に金票がある場合金票で支拂はれ、金票のない場合は國幣に換算して支拂はれ、滿洲國で振出す時も同樣であり、而も爲替金は金銀何れでも差支へない。また滿洲國振出の小爲替證書は內國小爲替と同樣銀行による銀行への讓渡が出來ることになつてをり、從つて大連では之によつて手形交換所に於ける決濟も出來るわけである。尤も日本側は總ての郵便局所で取扱ふが滿洲國側は差當り左の各地に於てのみ取扱ひ、將來漸次全滿に擴張することになつてゐる。

奉天、錦縣、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、山海關、[illegible]、[illegible]、北鎮、[illegible]、[illegible]、奉天大西門裡、奉天東塔、營口、安東、[illegible]、[illegible]、[illegible]、本溪湖、開原、[illegible]、[illegible]、大石橋、鳳城、公主嶺、四平街、[illegible]、瓦房店、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、

沙河口、哈爾濱、新京、吉林、齊々哈爾、海拉爾、滿洲里、龍井村、琿春、綏芬河、綏陽、穆稜、密山、虎林、東安、三道河、陶頼昭、凱旋橋、鶴北、延吉、圖們、明月溝、北安鎭、哈爾濱石頭道街、新京興運街、新京興安時、新京東站前

日滿問小包郵便條約　昭和七年八月締結された結果、滿洲發小包は日本交換局を經て滿洲國交換局と變更することになつた。

日滿郵便條約　滿鐵附屬地は日滿郵便連絡の上に於て永い間日露者の取扱を受けてゐた。卽ち大正十一年のワシントン會議によつて從來支那に設置してゐた日本郵便局が撤退したのち、日支間には新しい郵便約定が締結されたが、偶々附屬地郵便行政權に關して日支間に異論あり、附屬地に關してのみは現狀維持に關する暫定協定を結び、依然明治四十三年の舊約定を適用することゝなつて今日に及んだ。要するに明治四十三年の舊約定及び大正十二年の現狀維持に關する暫行協定の內容は、一言にして云へば、漠然たる條約上の根據と、儼然たる歷史上の事實とに基く附屬地日本郵便行政權を無視せんとする建前に立つものであつて、之がため郵便爲替、電信爲替は勿論、小包の交換も出來ず、又通常郵便に於ても料金は制限され、日本切手は認められないといふ狀態にある。然るに滿洲國の建國と共に日滿關係當局に於ては兩國間に新しき全般的の郵便約定を締結して、大體日本の現行制度を全滿に及ぼし、以て日滿範制ブロックを形成することにつき完全なる諒解が成つたので、既に問題は事務的打合に進み、關東廳遞信局當局と滿洲國交通部當局の事務打合も了したので近く定約の締結を見るであらう。

滿洲國側の通信

概　說　滿洲國政府では建國の趣旨に基き大同元年四月一日を以て國內郵政接收を宣言し新に郵便切手、端書を制定し、大同元年八月一日を期して滿洲國內に於ける郵政權の接收を斷行することに決し、七月十一日交通部郵政司より郵便法、爲替法、預金法等に關する廣汎なる條例を正式發表したところが、南京政府は滿洲郵政封鎖命を發して滿洲國政府と正面衝突をなすに至つた。玆に於て七月二十四日以後、全滿郵政局は一齊に閉鎖され一時郵務停止の已むなきに至つたが、滿洲國政府は直に緊急善後策協議の結果、實力を以て接收を斷行することゝなり二十五日完全に接收を終つた。爾來滿洲國の郵政は堅實に整備されつゝある。

機　關　滿洲國における通信機關は交通部郵務司の下に各地の郵務局が隸屬して業務を執行してゐる。郵務司は交通部に直隸し庶務、郵務、電務、貯金、工務、經理の六科に分れ、庶務科は機密、文書、人事及び各科の主管に屬せざる事項を掌り、郵務科は郵便、小包郵便の諸項を掌り、電務科は有線及び無線電信、有線及び無線電話、放送の諸項を掌り、貯金科は郵便爲替、郵便貯金を掌り、工務科は電信及び電話の技術を掌り、經理科は經理、工事の請負契約等を掌る。なほ興安省は滿洲に位して交通不便なるため郵政機關極めて少く、各旅公署の公文書往復にしろ一箇月を要するところが少くないので、別制に倣つて各旅距離支那里六十乃至七十里の地方每に一驛站を設けた。而して設置後に於ける緊急公文書送達は每日四百里乃至五百里を馳驟すべく一千里の距離は五、六日にして到達するといふ。

郵便葉書及郵便切手　滿洲國郵便葉書及び郵便切手は大同元年七月二十六日より左の通り葉書五種切手十八種を發行された。

郵便葉書

種別　圖　形　色彩

壹分　長邊十四糎短邊九糎　褐色

左側に料額及（滿洲帝國郵政明信片）の文字を表す中部に圖案を引き（右邊只寫收信人名姓住址）の文字を印す　綠色

壹角八分　同　同　同

貳角　同　同　同

參角　同　同　同

五角　同　同　同

壹圓　同　同　同

郵便爲替印紙

種別　圖　形　色彩

壹分　長邊二十五糎短邊二十二糎　橫長　紅鰕茶色

花の模樣をしたるもの

貳分　同　同　同　紅鰕茶色

五分　同　同　同　紅鰕茶色

壹角　同　同　同　紅鰕茶色

貳角　同　同　同　紅鰕茶色

五角　同　同　同　紅鰕茶色

拾圓　同　同　同　紅鰕茶色

貳拾圓　同　同　同　紅鰕茶色

五拾圓　同　同　同　紅鰕茶色

壹百圓　同　同　同　紅鰕茶色

航空郵便　航空郵便は昭和七年九月二十六日設立された滿洲國、滿鐵及び住友合資會社の出資による滿洲航空株式會社を介して行はれる。

滿洲電信電話會社

電信電話概況　關東都督始政當初に於ける電信電話業務は郵便機關と全く系統を異にしたる臨時電信隊に於て管掌し、主として軍事通信の用に供したるものを繼承したが、都督府は特殊の事情あるものを除き之を郵便局所に合併すると共に、南滿洲鐵道及び金融組合停車場の多數に公衆電信取扱所を、その他奉地に電話取扱所を設置し、又日支電信條約に依り鐵道附屬地外に電信取扱所、電話交換局を設置する等機關の普及を圖る一方、線路の改築通信方式の變更等設備擴張の改善に努めたる結果、長足の進歩發達を告げ、之が利用も著しく增加し其の收入は關東廳遞信局收入の大宗を爲したが、昭和八年八月三十一日、日滿合辨滿洲電信電話株式會社設立に當り、之が一切を擧げて同社に移管し遞信局は當日より之が通信及び業務の監督を行ふことゝなつた。

滿洲電信電話會社に於ては爾來事業の伸張に努力しつゝあり、開立日尙淺きにも拘らず、着々事般の設備を整へ業績見るべきもの勝からず卽ち同社初年度の四箇月間の營業成績は收入三百七十八萬八千餘圓、支出二百九十四萬八千九百餘圓差引純益八十三萬九千餘圓を擧げ更に第二年度たる昭和九年度の收支は收入一千二百八十六萬二百九十五圓七十三錢、支出九百八十七萬六百二十八圓六十五錢で、差引純益二百九十八萬

貳　分　中央に臨花鶯綬環其左右に燕　藍　色

貳分半　同　上部に「滿洲帝國郵政」明朝體文字を表す　褐　色

（花模樣書）

參　分　同　上部に「滿洲帝國郵政」明朝體文字を表す　褐　色

（花模樣書）

壹角五分　同　左側に料額と（CARTE・POSTAL）及滿洲帝國郵政明朝體片）の字を印す　赤　色

參　分　同　片雲雷用」同明朝體片、左側上に縱線を引き右邊只寫收信人名姓住址を印す　綠　色

（住模樣書）

郵便切手

種別　圖　形　色彩

半　分　長邊二十五糎短邊二十二糎　橫長　茶　色

を表せるもの

壹　分　同　同　同　紅鰕茶色

壹分五厘　同　同　同　淡紫色

貳　分　同　同　同　藍　色

參　分　同　同　同　鰲茶色

四　分　同　同　同　綠　色

五　分　同　同　同　赤　色

六　分　同　同　同　鼠　色

七　分　同　同　同　金茶色

八　分　同　同　同　朱　色

九　分　同　同　同　濃青色

壹角　同　同　同　朱　色

壹角貳分　同　長邊二十五糎短邊二十二糎　橫　赤　色

壹角參分　同　元首肖像を表はせるもの　同　同　同

壹角五分　同　同　同　赤　色

壹角八分　同　同　同　青綠色

貳　角　同　同　同　焦茶色

五　角　同　同　同　紫紅色

壹　圓　同　同　同　紅鰕茶色

郵便爲替印紙

種別　圖　形　色彩

壹　分　長邊二十四糎短邊十四糎　橫長　青綠色

花の模樣をしたるもの

貳　分　同　同　同　焦茶色

五　分　同　同　同　紫紅色

壹　角　同　同　同　藍　色

貳　角　同　同　同　鰲茶色

五　角　同　同　同　紅鰕色

拾　圓　同　同　同　藍　色

貳拾圓　同　同　同　金茶色

五拾圓　同　同　同　赤　色

壹百圓　同　同　同　紅鰕色

航空郵便　航空郵便は昭和七年九月二十六日設立された滿洲國、滿鐵及び住友合資會社の出資による滿洲航空株式會社を介して行はれる。

滿洲電信電話會社

電信電話概況　關東都督始政當初に於ける電信電話業務は郵便機關と全く系統を異にしたる臨時電信隊に於て管掌し、主として軍事通信の用に供したるものを繼承したが、都督府は特殊の事情あるものを除き之を郵便局所に合併すると共に、南滿洲鐵道及び金融組合停車場の多數に公衆電信取扱所を、その他奉地に電話取扱所を設置し、又日支電信條約に依り鐵道附屬地外に電信取扱所、電話交換局を設置する等機關の普及を圖る一方、線路の改築通信方式の變更等設備擴張の改善に努めたる結果、長足の進歩發達を告げ、之が利用も著しく增加し其の收入は關東廳遞信局收入の大宗を爲したが、昭和八年八月三十一日、日滿合辨滿洲電信電話株式會社設立に當り、之が一切を擧げて同社に移管し遞信局は當日より之が通信及び業務の監督を行ふことゝなつた。

滿洲電信電話會社に於ては爾來事業の伸張に努力しつゝあり、開立日尙淺きにも拘らず、着々事般の設備を整へ業績見るべきもの勝からず卽ち同社初年度の四箇月間の營業成績は收入三百七十八萬八千餘圓、支出二百九十四萬八千九百餘圓差引純益八十三萬九千餘圓を擧げ更に第二年度たる昭和九年度の收支は收入一千二百八十六萬二百九十五圓七十三錢、支出九百八十七萬六百二十八圓六十五錢で、差引純益二百九十八萬

九千六百六十七圓八錢の利益を舉げた。

會社設立の經過及特徵 會社設立以前の滿洲に於ける通信事業は關東州、滿鐵附屬地に於ては關東廳遞信局これを經營し、右地域外の滿洲國領域では滿洲國政府の官營に屬した。從つて同一國內に於て同種事業對立し制度運用を異にし且つ施設の遲進しく、通信連絡の圓滑を缺いだ。しかも滿洲國側に於ける施設を文化經濟の急激なる發展と國防上の必要に對應せしむべく擴充改善するには莫大の資金を必要とするので、日滿兩國政府に於ては隔意なき協議の結果、從來の官業を民營とするに決し、昭和八年五月十五日批准されたる條約第一號「滿洲に於ける日滿合辦通信會社に關する協定」に據り國策代行を理想として各種の特權を附與されると共に、政府の嚴重なる監督を受くることを定めた。此の滿洲事變後最初の合辦會社は株式募集成績に於ても全國配當株四十四倍、滿洲國幣配當株一、六倍に達する成績を舉げて八月三十一日設立され翌一日より事業を開始した。會社の資本關係事項を示せば左の如し。

資本金	日本圓通貨	五、〇〇〇萬圓
全國配當株式	七八萬株	三、九〇〇萬圓
滿洲國幣配當株式	二二萬株	一、一〇〇萬圓
內譯(拂込額)		
政府所有株式(全額拂込の現物出資)		
日本國政府	三三萬株	一、六五〇萬圓
滿洲國政府	一二萬株	六〇〇萬圓
民間所有株式		
全國配當株式(甲種)	四五萬株	五六二・五萬圓
滿洲國幣配當株式(乙種)	一〇萬株	一二五萬圓
株主(昭和九年二月二十日現在)		
日本人株主	九、九七八名	七九八、六四〇株
滿洲國人株主	一、九五八名	二〇一、三六〇株

社債發行 事業擴張資金に要する第一回社債の募集は、昭和九年三月末日の第一回株主總會にて決定、同年六月二十五日より六日間左の如く募集して七月二十日に拂込を完了した。

發行額八百萬圓、利率年四分五厘、期限十四年、償還方法二箇年据置後八箇年に隨時償還、引受銀行、朝鮮銀行、利拂期每年一月、七月各二十日

次いで第二回社債は十年三月の第二回株主總會に於て募集することに決定し、總額第一回社債と同程である。

事業 本會社は滿洲國の全領土及び關東廳管內に於て日滿間條約第一號設立に關する協定に基き有線電信電話、放送無線電話、其の他の電氣通信事業並に日滿兩國政府の認可を受けたる附帶事業を營むものであるが、鐵道及び航空事業に附帶するもの並に官營及び警備專用の電氣通信を除外さる。而して關東廳管內に於ては昭和八年七月二十五日勅令第一九七號にて公布されたる關東州及び南滿洲鐵道附屬地電氣通信令に據つて事業を營んでゐる。本社事務所は新京、大同廣場にある。

現業機關を擧ぐれば左の如し。

電報局(電報及電話通話事務、電報事務のみを扱ふ局もある) 電報電話局(電報及電話交換並に通話事務) 無線電報局、電報取扱所、電報電話取扱所(電報及電話交換並に通話事務—委託) 無線電報取扱所(委託)通話所(電話通話—直營又は委託)電報電話取扱所、通話取扱所、放送局

以上の現業局所の直接監督機關としては本社の下に大連、奉天、新京、ハルビン、チチハルの五管理處並に承德地方局を置く。

役員及社員 重役は總裁(山內靜夫氏)副總裁(二宮氏)理事三、監事一、監查役二、社員は總數六千四百六十餘名にして內日本人三千九百餘名滿洲人二千五百餘名外人約九十名。

電信

有線電信 有線電信は對支那關係に於ては明治四十一年十月日支電信協約締結され翌四十二年二月營口、遼陽、奉天、鐵嶺、新京、安東の六箇所に於ける日本側電信局と當該地の支那電信局間に連絡電信線を架設すると共に一面大連、芝罘間に海底電信線を敷設し、支那內地及び諸外國發着電報の連絡通信を取扱ひ、又日本內地との發着

電報は元佐世保、大連海底線と朝鮮の媒介連絡に依る京城奉天線の二條を以て疏通せしめたが、通信增加の趨勢に鑑みて大正八年五月朝鮮迂廻による東京大連間、同年六月大連奉天間直通電信線を構成し、同時に朝鮮の媒介連絡を廢したが、更に通信疏通の安固を期するため、一條の日滿間直通海底線增設の必要を認め、總費二百七十二萬圓を投じて長崎大連間に海底線の敷設工事を起し、大正十年四月より開通運用した。尙逐年增加する母國關係通信の圓滑なる疏通をはかるため大正十四、五兩年度繼續事業として朝鮮經由下關、奉天間直通電信線を構成し、大正十五年十二月より開通した。またその後工費二百萬圓を以て大連大阪間有線直通電信線の敷設を見た。次に管內と支那以外の諸外國との間に發着する電報は前記日支連絡線及び大連芝罘間海底線を經て、支那業務の媒介により以遠各國に發着するもの竝に日本內地、朝鮮、臺灣、樺太等における外國との間の通信線路を經るものとなつてはゐたが、此內歐洲宛のものは長崎滬線を經由するもの及び名古屋無線を經由するもの最も多く、又アメリカ宛のものは概ね東京、桑港間の無線通信に依つてゐた。

昭和八年九月一日滿洲電信電話會社が事業を開始するや同年末日迄に二百十餘萬圓を投じ、昭和九年度は九百三十餘萬圓を計上して通信施設の改善擴張を圖つた。先づ電信施設の大要を述ぶれば左の如し。

電信機械設備の主なるもの 主として北滿、熱河、京圖線、拉賓線等の新設により電信機械の新設及改良に力を注ぎ舊式機械を新式に改めた。

線路施設 電信回線は創業當時一九三回線、延長三四、〇八三粁ありしが其の後主要局間の回線新設及通信方式變更改良に努め現在四九回線九、六九九粁を增加し一四回線二六、九八〇粁の新規架設を見た。

會社は設立と共に複雜多岐に亙つてゐた制度及び料金を統一し、昭和十年六月一日現在五三八局所の新規開設又は復活をなした。電報取扱通數も遞增の一途を辿り、全般的に見て月々平均一割六分三厘の增加率を示し一箇年の電報取扱は發信約四百四十三萬通、着信約四百二十三萬通を算し其の收入豫想は約三百八十六萬圓に上る。

無線電信 無線施設は明治四十一年十一月海岸局を大連灣沙河子に設置し、次で大連上海間航路の汽船榊丸に船舶局を設置したのに初り、爾來大正十二年十一月以降大連汽船株式會社所屬の大連丸及び奉天丸に無線電信局を、又關東廳に船籍を有する長平丸ほか三十三隻に公衆無線電信取扱所を設置し、大連無線電信局に於ては中央操縱式を採用し、更に短波長通信裝置を增備し在來の電弧式は對船舶通信のほか哈爾濱、天津、青島との通信に充て新裝置は主として東京との通信に充當し、各船舶無線電信局も亦眞空管式を裝置するなど設備改善普及に努めた。以上は關東廳遞信局時代の事に屬し、昭和八年八月三十一日設立されたる滿洲電信電話會社に電信電話放送事業を舉げて繼承さるゝや、同會社管下の無電臺は現在運行中のもの二十六、計畫中のもの三を數へるが、就中特筆すべきは新京無線電臺にして本臺は主として國際無線電信、電話を目的として工費約二百餘萬圓を投じ完成したるものにして最新優秀の機械設備器具は總て我國無電技術の粹を集めたものである。その施設の主なるものを擧ぐれば同電臺は寬城子送信所、孟家屯受信所、新京無線電信中央操縱所及び新京無線電話中央操縱所の四より成り、對歐用二〇キロ、對米用二〇キロ、對日電話用二〇キロ、對東京無線電信用二キロ及び一キロ五〇〇ワ

ットの各短波無線機を有し大連、奉天、哈爾濱との間には迅速確實なる高速度自働通信の連絡を爲し、又電話の有線中繼は三都市間に約九五〇粁の高能率の搬送式電話線路完成した。かくて新京無電臺は昭和九年八月一日開通式を擧行したが、今や從來の對外無線の時間通信を無休連續通信に改め、且つ新京を中心に主要都市間に對歐米無線通信と呼應すべき電報專用線を設けたので面目を一新した。現在直通連絡は奉港及び伯林と行つてゐるが主要各國間とも直通回路の開始を計畫中、なほ歐米發着電報は現在年約四萬五千通である。

對外通信連絡　對日電信連絡は大連より佐世保長崎に通ずる二海底ケーブル線及び東京、大阪、ド關、京城、平壤、新義州に通ずる直通線八回線、無線は大阪二、東京、京城各一回路にして現在合計十四回線を以て連絡しつゝあり、次に對外國連絡は大連より芝罘への海底線にて支那各地及び以遠の地に通じ、無線連絡として北平、天津、上海等五回路を有し、且つ桑港、伯林への無線連絡により又北滿鐵道通信により電信連絡の途を有す。

電信線路里數

年度別	架空線路線條里	架空線路線條心線里	地下ケーブル線路線條心線里	河底ケーブル線路線條心線里
明治三九年度末	一、三六一	一、三六一	一	一
同　五年度末	一、三六一	一、三六一	一	一
同十年度末	一、三六一	一、三六一	一	一
昭和元年度末	一、三六一	一、三六一	一	一
同　二年度末	一、三六一	一、三六一	一	一
同　三年度末	一、三六一	一、三六一	一	一
同　四年度末	一、三六一	一、三六一	一	一
同　五年度末	一、三六一	一、三六一	一	一
同　六年度末	一、三六一	一、三六一	一	一
同　七年度末	一、三六一	一、三六一	一	一

電信線路里數

（二、單位メートル　二、年度歷年）

年度別	架空線路線條里	架空線路線條心線里	架空ケーブル線路線條心線里	地下ケーブル線路線條心線里	河底ケーブル線路線條心線里
昭和八年度	一、三六一	一、三六一	一	一	一
同　九年度	一、三六一	一、三六一	一	一	一

（備考）　○印は掲ぐべき數に滿たないものである。昭和四年以後の線路單位は米を用ひた。

（注意）　八年度は滿洲電信電話株式會社設立により從來の關東廳管內のものへ滿洲國管內のものが加はり右の數字を示す。

架空ケーブルは少數ケーブルを多數ケーブルに變更せる故減少す。

電報通數

年度別	發信 內國信	發信 外國信	發信 計
明治三九年度	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇
大正元年度	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇
同　五年度	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇
同十年度	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇
昭和元年度	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇
同　二年度	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇
同　三年度	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇
同　四年度	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇
同　五年度	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇
同　六年度	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇
同　七年度	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇
同　八年度	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇

（備考　昭和八年は自四月至八月底の通數なり）

昭和八年九月一日現在　（滿洲電信電話株式會社）

年度別	發信 滿洲內	發信 日滿	發信 國際	發信 計	着信 滿洲內	着信 日滿	着信 國際	着信 計
昭和八年度	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇
昭和有料	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇
八年度 無料	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇
計	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇

（有料無料計）

△印は會社設立後自九月至十二月四箇月分全滿總計

電　話

關東都督府に於て繼承せる當時の電話事業は、殆ど軍事專用のものゝみであつたが、關東廳遞信局繼承後は施設に大改善を加へ先づ大連、遼陽、奉天、鐵嶺、新民府、公主嶺、旅順、安東縣及び柳樹屯に於ける電話を一般公衆用に開放し、爾來各地商工業の發展につれ新京、撫順、大石橋、金州、開原、四平街、本溪湖、瓦房店、沙河口、海城、鞍山、普蘭店、蛟子窩、郭家店、龍岩城、范家屯、撫順、新臺子、昌圖、夏廟子、娘子關、新城子の各地に電話交換業務を開始したるほか、各地に電話所及び公衆電話所を設置するなど普及發達目覺しきものがあつた。昭和八年九月一日より滿洲電信電話會社が引續き事業開始するや左の如く施設するところがあつた。

電話線施設の主なるもの　新京、吉林、齊々哈爾等の主要都市に於て自動式交換に變更したのを初として其の他各地にて連絡的設備擴張をなし、更に昭和九年度に於て約七千を十年度に於て約一萬を各增設した。

線路施設　會社が引續いだ市外電話線路は二五三回線、延長四五、九七〇粁なりしが二九〇回線五九、八六二粁に增加し、昭和九年度にも一七回線三、四九〇粁を完成。

電話取扱局所數は引繼當時三百十五であつたが、現在四百三十三局を數へ內自働式電話交換局十三を算し、又昭和九年度中に開局實現せるもの新規八、復活五を數ふ。

電話加入者數も亦會社創立以來各月著增

（昭和十年七月末現在）

	引繼當時	現在	增
自働電話加入者	一、一〇〇	一、九五〇	八五〇
手動電話加入者	二、〇〇〇	三、一〇〇	一、一〇〇
計	三、一〇〇	五、〇五〇	一、九五〇

市外通話度數も亦會社創立以來各月著增

の傾向にあり一箇月平均二十三萬、(最高)一箇年(九年度二百十萬六千三百七十五通話に達す)

日滿電話　日滿電話は昭和九年八月一日日滿兩國關係當局の盛大なる開通式を擧行し翌二日より開業したが、一通話三分間七圓(至急倍額)にして滿洲時間の午前七時より午後十時迄受付け、通話區域は滿洲國側は最初大連(長電話)奉天(長電話、城內加入者を除く)新京(城內加入者を除く)哈爾濱(道外加入者を除く)の四地であつたが、其の後十月十一日より、滿洲側に於ても旅順(長)金州(長)普蘭店(長)鞍山(長)遼陽(長)撫順(長)瓦房店(長)新城子(長)新臺子(長)鐵嶺(長)開原(長)四平街、公主嶺、郭家店、范家屯、吉林の十六都市が新に通話可能となつた。內地側は左の如く各地多數地に上る。

△東京府　東京、大森、荏原、「長」田園調布、「長」羽田、蒲田、「長」玉川、世田ヶ谷、「長」松澤、中野、荻窪、「長」板橋、落合、長崎、「長」練馬、「長」練馬北町、「長」石神井、王子、「長」長淵、「長」六月町、龜有、「長」新宿、「長」東小石川、「長」葛西、「長」小岩、「長」本田、「長」瀧上、「長」砧、「長」吉祥寺、「長」千歲烏山、八王子、「長」立川

△神奈川縣　橫濱、「長」橫濱小机町、鶴見、川崎、橫須賀、「長」箱根宮ノ下、鎌倉、「長」片瀨、小田原、「長」平塚、「長」逗子、「長」葉山、「長」茅ケ崎、「長」國府津、「長」大磯、「長」二宮

△靜岡縣　靜岡、淸水、濱松、沼津、「長」三島、「長」伊東、「長」熱海

△千葉縣　千葉、「長」市川、「長」北八幡、「長」習志野、「長」西船橋

△埼玉縣　浦和、川口、川越、「長」熊谷、大宮、「長」蕨

△栃木縣　宇都宮、「長」足利、「長」日光、「長」中宮祠

△群馬縣　「長」前橋、「長」高崎、桐生、伊勢崎

△山梨縣　甲府

△茨城縣　「長」水戶、「長」土浦

△愛知縣　名古屋、「長」下之一色、「長」鳴海、「長」守山、「長」大高、「長」尾張新川、瀨戶、豐橋、「長」一宮、「長」半田、「長」名和

△長野縣　長野、「長」輕井澤、岡谷

△岐阜縣　岐阜、「長」大垣

△福井縣　福井、「長」敦賀、「長」小濱

△石川縣　金澤

△富山縣　富山

△三重縣　「長」津、桑名、「長」四日市

△大阪府　大阪、「長」平野、「長」大阪三國町、「長」吹田、「長」八尾、「長」圓町、「長」下茶屋、住吉、「長」旭、「長」守口、「長」豐田、池田、「長」小阪、「長」濱寺、「長」箕面、堺

△兵庫縣　神戶、御影、「長」明石、西宮、蘆屋、「長」舞子、尼崎、「長」伊丹、「長」寶塚、六甲山、「長」有馬

△京都府　京都、「長」宇治、伏見、「長」舞鶴、「長」龜岡、「長」長岡、「長」桂、「長」淀、「長」向日町、「長」木幡、「長」新舞鶴、「長」綾部

△滋賀縣　「長」大津

△奈良縣　「長」奈良

△廣島縣　廣島、「長」吳

△岡山縣　岡山

△山口縣　下ノ關、宇部、「長」萩、山口、「長」德山

△島根縣　「長」松江

△福岡縣　福岡、門司、「長」小倉、「長」若松、八幡、大牟田、「長」直方、「長」戶畑、久留米、「長」飯塚

△長崎縣　長崎、「長」佐世保

△佐賀縣　「長」佐賀、「長」唐津

△熊本縣　熊本

△鹿兒島縣　鹿兒島

△福島縣　郡山、平、「長」福島

△〇〇縣　〔〇〇〕

△新潟縣　新潟、長岡

△青森縣　「長」青森

△岩手縣　「長」盛岡

因に日滿電話は無線電話と有線電話を連絡するものにして、會社側は既述の如く送信所を新京近郊の寬城子に、受信所を同上范家屯に設き、內地側は送信所を茨城縣名崎村に、受信所を埼玉縣小室村に設けてゐる。

對外電話連絡　對朝鮮連絡として有線市外電話安東より新義州に接續する七回線ありて新義州、京城、平壤等京城以北の主要地と直通話連絡をなし、無線電話は國際電話會社の名崎送信所小室受信所に新京無線臺より直通回路を有す。

電話線路里數

年度別	架空 裸線 線路	架空 裸線 線條	架空 ケーブル 線路	架空 ケーブル 線條	架空 ケーブル 線心	地下ケーブル 線路	地下ケーブル 線條	地下ケーブル 線心	水底ケーブル 線路	水底ケーブル 線條	水底ケーブル 線心
	粁	粁	粁	粁	粁	粁	粁	粁	浬	浬	浬
明治元年度末	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—	—	—
大正元年度末	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—
同五年度末	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—
同十年度末	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—
昭和元年度末	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—
同二年度末	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—
同三年度末	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—
同四年度末	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—
同五年度末	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同六年度末	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同七年度末	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同八年度末	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

電話線路

(單位はメートル 年度は曆年)

年度別	架空 裸線 線路	架空 裸線 線條	架空 ケーブル 線路	架空 ケーブル 線條	架空 ケーブル 線心	地下ケーブル 線路	地下ケーブル 線條	地下ケーブル 線心	水底ケーブル 線路	水底ケーブル 線條	水底ケーブル 線心
昭和八年度	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
昭和九年度	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

備考　滿洲國を含む

電話加入者數及通話度數

年度末	電話加入者(年度末) 人員	電話加入者(年度末) 機數	公衆電話所數(年度末)	通話度數(年度中) 市內呼數	通話度數(年度中) 市外
明治元年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大正元年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同五年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同一〇年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
昭和元年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
昭和二年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同三年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同四年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同五年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同六年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同七年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

電話加入者數及通話度數

(單位はメートル 年度は曆年)

年度別	電話加入者 人員	電話加入者 機數	公衆電話所數	加入者相互呼數	市外通話度數
昭和八年度	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
昭和九年度	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

(備考)　滿洲國を含む　加入者相互呼數は滿洲國を含まず

放送無線電話　現在の放送施設は電力大連一キロ、奉天一キロ、新京一キロ等にして哈爾濱は昭和九年一月三キロに改裝したるも何れも舊式不完全を極む。更に一百萬圓を投じて新京無線臺寬城子送信所敷地內に起工中なりし新京百キロ放送局は日本電氣の丹羽博士の苦心の作たる電力百キロ放送機の据付で、昭和九年十一月一日を期して放送開始し新京放送局を中心とし大連、奉天、哈爾濱各放送局へは中繼用BC型搬送電話線を以て連絡し、日本內地へは無線中繼の設備を爲して面目を一新し、これまた新京無線電臺と同樣東洋一を誇るに至つた。なほ聽取者は昭和十年五月末に於て一萬五百六十四人(內日本人一萬三千七百十九人)である。聽取料金は昭和九年十一月一日より全滿一齊に日額一圓(滿洲國行政權下の地域では國幣一圓)を徵收してゐる。

教育・出版・宗教

教　育

滿洲國側の教育

教育行政機關

文教部　日本の文部省に當る文政の主務省であつて、文教部大臣は卽ち文部大臣、次長は次官に相當する。文教部には日本の局に當る總務、學務、禮教の三司を置き、總務司は機密、官印の管守及文書、人事、會計及庶務、調査及統計の諸項を掌る。學務司は學校教育、學校畢生、學藝、教科書の編纂及審査の諸項を掌り、禮教司は國民思想の向上、社會教育、宗教、禮俗の諸項を掌る。文教部には秘書官、理事官、編審官、督學官、技正、事務官、屬官の職員を置く。

總務司に秘書、文書、庶務、調査の科を置く。秘書科は機密、涉外其他交際、官印の管守、特に命ぜられたる事項を掌り、文書科は公文書の審査及頒達、部令指令及訓令の發布、政府公報其他公示、會議、公文書の收發及保管、宿直當直の諸項を掌り、庶務科は本部所管教職員の任免進退及身分の規律及賞罰、本部所管教職員の俸給及待遇、留學生及研究生並に官費事項、本部所管一般會計及特別會計の豫算及決算、收支、用度並に營繕、他司科の所管に屬せざる事項等を掌り、調査科は本部所管事項の調査、統計、資料の蒐集及保管圖書及刊行物の諸項を掌る。

學務司に總務、普通教育、專門教育の科を置く。總務科は教育の研究、學藝、教育施設、教科書編審事務、教育諸團體、他科の所管に屬せざる事項を掌り、普通教育科は普通教育、特殊教育、學校衞生及學校體育を掌り、專門教育科は實業教育、師範教育、專門學校の諸項を掌る。

禮教司に社會教育、宗教の二科を置く。社會教育科は國民思想、成人教育、圖書館及博物館、修養團體及教化團體、禮教並に民衆娛樂、體育競技其他一般社會教育、教育的社會施設、他科の所管に屬せざる事項を掌り、宗教科は宗教、宗教團體、僧侶道士及教師、廟宇、史蹟名勝の保存を掌る。

學校教育

建國前の教育　滿洲國建國以前の所謂東北四省に於いては、學校教育のみについて云へば、既に相當に其の體裁を整へて來つてゐたので、舊政權時代と雖も、近代的な學校が全然存在しなかつたのではない。舊政權の手による最後の調査である民國十八年度の表（民國二十年度東北年鑑）によると、學校總數約一萬五千、內中等學校三百餘、大學の如きも奉天には東北、瀋陽の二大學、錦州には交通大學があり、吉林には未完成の吉林大學があり、この外にも哈爾濱には露領の勢力下にあつた工業、白系の法政の二大學があつたが此等の學校は、事變によつて一時殆ど全部が休業した。次に事變前の教育內容を觀るに、學良時代になつてからは、名實共に中國の國民主義教育に則り、修身に代るものとして黨義を置き、全科目を通じて、三民主義の理想を鼓吹することに專念したのである。而も其取扱ひに於て、著しく排外的、特に排日的であり、教科書其物の中にまで數多くの排外排日教材を編み込み、且つ訓練も著しく政治化してゐた。

建國後の教育　早くも大同元年三月、卽ち建國第一の月に於いて國務院令第二號を以て、滿洲に關する教科並に教科書を一律に廢止し此に代へるに四書孝經を以てすべき旨を全國各學校に通令し、爾來今日に至るまで着々として此教育內容の改善に努力し來つてゐる。從前の三民主義特に排外排日の教科書に代るべき、建國精神、王道の大義を盛り込んだ新教科書編纂の爲には文教部大臣に直屬する教科書編審委員會を設け、此委員會の定めた方針に從つて、編審官が直接編纂の事に當り、先づ初級中學校、續いて初級、高級小學校の各教科書を編纂し康德二年九月の新學期から、全國一齊に使用された。

教育方針　滿洲國の教育は何よりも先づ東洋に固有なる文化の復興を第一の理想とする。而して文化の特質をなすものはこれが精神的なる點にある。此故に精神文化の上に立つ道德教育、これが滿洲國教育の眼目となるものである。更に滿洲國の國民精神の內容をなすものは建國宣言、執政宣言卽位詔書等に明言せられる如く內民族の協和、外國際の親善の實現でなければならぬ此の理想が先づ端的に表現されたものが日滿兩國の不可分的融合である。この目的達成のため教育方面では或ひは國費を以て日本への留學生を派遣し、或は東西兩洋の長所を採れる日本教育の美點と長所を十分に取入れて、在來の漢文化の特質に配する等の努力をし、其一法として、より日本式なる模範學校の設立を現に計畫進行中である。

學校體系　これは其殆んどが民國時代からの引繼であり、種々の不合理と不便が多いから、簡素單純を旨として、全國的に統制すると共に、一面地方の實情に適應せしめるべく、近く根本的に改正される筈。

小學校　小學校にはその設立主體によつて省立、縣立、區立、村立、私立の別があ

る。省立縣立は多く省城又は縣城に在つてその組織設備等も相當なものが多いが、區

村立のものは殆んど單級組織の貧弱極まるもので、設備も頗る不完全だし、教育内容も別記私塾と其の選底爐許もなきものが甚だ多い。尤も吉林省及び黒龍江省に在つては省立以外は殆ど縣立である。小學校教育の最も普及してゐるのは奉天省で全國學校數の約八割を占めてゐる。

私　塾　滿洲國内の教育機關として最も古く原始的なものは私塾であらうが、此等の私塾の特色は何等思想的背景を持たないことである。私塾に於て論語、孟子等を教ふるにしても之れは單に字を知り、文章を習ふためであつて、儒教的思想によつたものではない。滿洲北政權時代に三民主義教育をあれ程徹底的にしたけれども、私塾は何等その影響を受けてゐない。只當時の小學校教科書を私塾に於ても使用した所が多かつたから間接にその影響を受けたことはあるだらうが、教員及び學習者は單に子弟に文章を教へるためであつて、何等主義主張があつたのではない。從つて當時代には出來る限り之を取締り、且つ減少せしめようとした形跡がある。しかし地方に依つては私塾の名に於て、完全に小學校の課程をやつてゐる所もあるが、これはもう私塾ではなく私立學校である。私塾が今尚多く存在する理由としては、(一)初等教育機關が未だ十分な普及をなしてゐないこと、(二)人口稀薄のため通學に不便なること、(三)學校教育を好ばない傾向のあること等の理由があげられてゐる。

中學校　初級三年卒業者、高級三年、初級へは小學校高級二年卒業者、高級へは初級三年修了者を入學せしめる。初級中學の入學年齢は十三才から十八、九才まで色々で一定しない。これは小學への入學者年齢が區々であるためであると考へられてゐる。一般に中途退學者多く各學年修業者は、學年始在籍者の半數にも充たぬが通例である。當軍閥時代に於ける中學教育は、實に排外、排日的の教育であつて、排日的の地方に於ける學部の養成所であり、且つ土地の情況及生活の實際に適切ならしむること、三、論課外の讀物に至るまで、一に當局の撒底、排日思想の涵養を目的とせるものであつた。これに對して如何なる改善方策を採つたかは既に滿國後の教育の項に於いて述べた通である。教員の素質に就ての詳しい調査は現に進行中であるが康德二年七月末の省立初級中學校調査表による教員素質は左表に示す通りである。

	計	滿人	日人	其他
大學卒業	一八一	一一	一四	一二
專門卒業	三八一	三一	一一	一
高師卒業	七七	一一	一	一
師範卒業	一一一	一一	一	一
計	三六四	三四	一六	一四

中學實業卒業　三　一　一　一
其他　七　四　一　一　一

實業教育　滿洲國に於ては從來農工商其他の實業教育をなす學校を職業學校と稱してゐる。職業學校の目的は王道立國の建國精神に基き小學校の基礎訓練を繼續し、生徒の知識技能を增進し、高深なる學術の豫備研究及各種職業に從事し、社會生活の目的に適合するにある。而してそれが達成を計るために教授上特に注意してゐる事項は、一、建國の精神に即し、淳良なる人格の養成を圖り誠實にして信用を重んじ、公益に力を盡し、非存共榮の氣風を養成すること、二、知識技能は學校の程度に適應する事項を選びこれを授け、且つ土地の情況及生活の實際に適切ならしむること、三、生徒の身體を健全に發達せしむることを期し、何れの學科目に於てもその教授指導は生徒の心身發達の程度に副はしむること、四、各學科目の教授指導は其の目的及方法を誤ることなく互に相關聯して補益せしむること、以上の三つである。なほ職業學校は高級中學校と職業學校とに大別されてゐるが、此の外に日本の所謂職業學校的のものが都市には相當にある。

(イ)　高級中學校
入學資格　初級中學校及職業學校卒業程度
修業年限　三　箇　年

(ロ)　職業學校
入學資格　高級小學校卒業程度
修業年限　三　箇　年

高級中學校は殆ね省立であつて、職業學校を例設してゐるが、職業學校は殆ど縣立となつてゐる。

師範學校　小學校教員の養成を目的とするものでその名稱は師範學校、師範講習科、師範中學校の三種に大別される。師範學校には省立と縣立とあり、初級中學卒業者を入學せしめる。修業年限三箇年、主要學科目は修身、經學、教育、國文、日文、英文、歷史、地理、數學、物理化學、博物、體育、音樂、圖畫、實業、家事(女子)裁縫(女子)等である。師範講習科及び師範中學校は所謂鄉村師範學校で、高級小學校卒業者を入學せしめ、修業年限三箇年で、主として初級小學校の教員を養成する。學科目は單に初級中學校のものに、教育關係の科目を加へただけで、大部分は中學校と併置し生徒募集も隔年又は三年に一回位である。

高等師範學校　吉林市にある吉吉林大學を充て康德元年九月から開校した。修業年限四箇年、男子部、女子部を置き學生定員各分百五十名、編成は共通科目による三重組織で道德、學藝、實業の三者を兼ね備へた教師を養成せんとするもので高級中學校程度のあらゆる學校の卒業生を入學せしめる、學科目は(男子部)必修科目——經學、教育、國文、實業、日語、歷史、地理、數學、理化學、博物、體育、語學、實業は農業、工業商業の三類とし其一類を修めしむ、藝術は音樂、書法、圖畫、手工とし其の一を修めしむ、語學は英語、露語其他とし其の一を特修科目——前號の學科目中から其の一を及校長に於て必要と認めた學科目中から其の一を講究せしむ(女子部)必修科目——經學、齊家、教育、國文、日語、地理、歷史、家事、農藝、手藝、書法、圖畫、音樂、體育、特修科目——男子の場合に同じ。

高等教育　建國前に於て、相當内容豐富を整へつゝあつた東北、馮關、交通の諸大學の存在してゐた事は周知であるが此等の學校は事ら蔑義、三民主義による人材の養成所であり、從つて排日運動の中心であつたことも當然であつて此れらは何れも事變と共に自然消滅の已むなき狀態となつた。それ故現在では滿洲國の大學と稱すべきものは存在しない譯である。

其他の學校教育機關　教員講習所現在に在る初等學校及び中等學校教員を全國から選拔入所せしめて訓練する。女教部直轄の機關で現在新京にあり期間は三箇月、大同二年四月開所、入所員は每回百名、主要學科は建國精神、國内事情及國際關係、經學、教育等である。

鏡泊學園　大同元年五月山田玄一氏を總務に戴き血に燃ゆる若き青年學徒が滿蒙開發の意氣高らかに東部吉林省の一角鏡泊湖畔に創設せる鏡泊學園は創立以來相次ぐ應募に優多の犧牲者を出し、更にありとあらゆる不便に遭遇しつゝよく之を克服雄々しく國防の第一線に立つて産業開發、文化向上の使命遂行に今日まで絶えざる努力を續けてゐたが、昨今同學園の支柱たる山田總務が非業の最期を遂げるや、當局内部は經濟的に極度に壓迫し最近益々資金難に逢着したので、遂に來同學園の幹部は首腦係職員代表と存廢問題について種々協議をなし遂に北滿開發の史上に過去三年の歷史を殘して近く廢止することになつてゐる。

大同學院　國務院總務廳の管理に屬し、官公吏若くは官公吏たるべき者を養成訓練するを以て目的とし大同元年七月十一日勅令第六十號を以て官制を公布した。教育方針は、一に自治指導部時代に明示せられ、王道樂土建設のため縣制の普及、國民訓練を圖ると共に民衆に直面して身を犧牲にして邁進するの根本精神を涵養せしむるにある。從つて其の授業科目は建國精神訓練、國語及び日本語、滿洲事情、國策國邦事情、視察旅行等の如き特質を有してゐる。

而して修業期間は僅々六箇月で建國精神竝に國策を明確に把握せしむることは甚だ困難であるが、最大可能の範圍に於て之を實施し、權威ある教授及び講師をして之に當らしめてゐる。學生の訓練は規律服從の精神を養成すべく軍隊教練式の團體教練、馬術、實彈射撃、柔道及び劍道等を行はしむる外、大同團結の精神は共同生活の中に養成せらるゝを以て學生は凡て學院内に寄宿せしめ職員と共に共同生活を營ましめてゐる。又國内事情を明確に把握せしむる爲、研究調査項目を與へて各地方へ視察旅行を行つてゐる。

各省區立學校一覽表

（康德二年四月現在）

▲奉天省

奉天第一工科高級中學校、奉天第二工科高級中學校、奉天商科高級中學校、奉天高級中學校、撫順中學校、奉天師範學校、奉天師範學校附屬小學校、海城師範學校、海城師範學校附屬小學校、東豐師範學校、東豐師範學校附屬小學校、遼源師範學校、遼源師範學校附屬小學校、四平街師範學校、四平街師範學校附屬小學校、奉天女子師範學校、奉天女子師範學校附屬小學校、奉天第一初級中學校、奉天第二初級中學校、奉天第三初級中學校、奉天女子初級中學校、奉天女子職業學校

▲吉林省

吉林師範學校、吉林師範學校第一附屬小學校、長春師範學校、長春師範學校附屬小學校、女子師範學校、吉林女子師範學校附屬幼稚園、吉林兩級小學校、長春初級中學校、吉林初級中學校、吉林女子兩級中學校

▲原江省

雙城師範學校、雙城師範學校附屬小學校、阿城師範學校、阿城師範學校附屬小學校、哈爾濱初級中學校

▲龍江省

齊々哈爾日語專修學校、齊々哈爾工業學校、齊々哈爾師範學校、齊々哈爾師範學校第一附屬小學校、齊々哈爾師範學校第二附屬小學校、齊々哈爾女子師範學校、齊々哈爾女子師範學校附屬小學校、齊々哈爾農業學校附屬小學校、齊々哈爾女子職業學校

▲北滿特別區

區立師範專修科學校、區立師範學校、區立哈爾濱第一兩級中學校、區立哈爾濱第二兩級中學校、區立電業學校、區立哈爾濱第一兩級女子中學校、區立工業學校、區立哈爾濱第二兩級女子中學校、區立工業學校附設職業學校、區立哈爾濱第一兩級學校附設職業學校、區立師範第一附屬小學校、區立師範第二附屬小學校、區立安達初級中學校、區立俄文師範專科學校、區立哈爾濱俄僑高級中學校、法學院

全國省區立師範學校概況表

（康德二年四月現在）

學校名	程度	學級數	學生數	教員數	附屬小學校	經費
奉天省立 奉天師範學校	高級	九	三五一	三三	三	四五、二五〇
同 奉天女子師範學校	初級	六	二七五	一八	一	一七八
同 海城師範學校	同	七	二五九	一七	一	一〇九
同 東豐師範學校	同	七	二五一	一七	一	四一
同 四平街師範學校	同	七	二五八	一八	一	一二、二四四
同 遼源師範學校	同	七	二五〇	一八	一	一二、二四四
同	計	四三	一、五九二	一一三	六	七二、六四四
吉林省立 吉林師範學校	高級	九	三五一	三三	三	四五、二五〇
同 吉林女子師範學校	初級	六	二七五	一八	一	一七八
同 長春師範學校	同	七	二五九	一七	一	一〇九
同 女子師範學校	同	七	二五一	一七	一	四一
同 吉林女子師範學校	同	七	二五八	一八	一	一二、二四四
同	計	三四	一、二八四	八九	四	五七、九五二
原江省立 雙城師範學校	高級	九	三五一	三三	三	四五、二五〇
同 雙城師範學校附屬小學校	初級	六	二七五	一八	一	一七八
同 阿城師範學校	同	七	二五九	一七	一	一〇九
同 阿城師範學校附屬小學校	同	七	二五一	一七	一	四一
同	計	三一	一、〇三五	七一	三	四五、四四四
龍江省立 齊々哈爾師範學校	高級	九	三五一	三三	三	四五、二五〇
同 齊々哈爾師範學校第一附屬小學校	初級	六	二七五	一八	一	一七八
同 齊々哈爾師範學校第二附屬小學校	同	七	二五九	一七	一	一〇九
同 齊々哈爾女子師範學校	同	七	二五一	一七	一	四一
同 齊々哈爾女子師範學校附屬小學校	同	七	二五八	一八	一	一二、二四四
同	計	三三	一、二八四	八九	四	五七、九五二
三江省立 依蘭師範學校	同	七	二五〇	一七	一	一二、二四四
北滿特區立 師範學校	同	七	二五〇	一七	一	一二、二四四
同 師範專科學校	師專	二	一五五	一三	一	一二、二四四
同	計	二	一五五	一三	一	一二、二四四
熱河省立 承德師範學校	初級	六	二七五	一八	一	一七八
同	計	六	二七五	一八	一	一七八
錦州省立 錦州師範學校	同	七	二五九	一七	一	一〇九
同	計	七	二五九	一七	一	一〇九
興安省立 興安師範學校	同	七	二五一	一七	一	四一
同	計	七	二五一	一七	一	四一
總計		一〇五	四、一〇四	二七三	一五	一五、四四四

文教部補助留學生一覽

（康德二年七月三十日調）

日本内地の部

大學	十八校	九十名
專門學校	二三校	二一〇名
高等學校	三、校	二九名
中等學校	一三校	二六名
計		二六五名

關東州の部

大學	一校	三〇名
專門學校	一校	四名
計		三四名

總計

關東州の部

大學	一校	一名
計		一名

教員留學生の部

專門學校	四校	二〇名
計		二〇名
國内の部 大學	二校	八六名
計		八六名

教育施設概況

最近の滿洲國教育施設は左の通りで、初等中等教育機關の如きは現在計畫中のものと合計すれば全滿實に一萬三千九百十一校の多數に達し、文教部ではこゝ數年を出ずして文盲の徒の一掃されることを豫想してゐる。

一、小學校

中學	一〇、九五二	
師範	一七八	
職業	一〇九	
大學及專門	四一	
私塾	七	
	一、六二四	

（以上區に開校のもの）

二、學生數

小學校	五九六、六八八
中學	二六、〇二一
師範	八、七二七
職業	四、五九二
大學及專門	一、九八七
私塾	二九、九五二

三、教員々數

小學	一九、六三二
中學	一、八二〇
師範	七〇一
職業	四二八
大學及專門	三〇六
私塾	一、六三九

四、未開學校數（現在計畫中）

小學校	二、九五九
中學	三三三
師範	三六
職業	五
大學及專門	三

教科書の編纂

我國以前にあつては、小學校に於いても中等學校に於いても上海の商務印書館、中華書局、世界書局等の發行した教科書を使用してゐたが、此等は特に三民主義に立脚し國民黨の政策を加味して居り、徒らに排外的感情を煽り、學生學童を邪道に陷れるものであつた。故に革命發生後此等行將なる教科書は法令を以て悉く嚴禁し新に案文省教育廳及び南滿洲教育會教科書編輯所に於いて各科に亙り初等教科書を編纂出版し、文教部の檢定を經て目下之を全國各學校で使用してゐる。然しこれは孰れも暫行的なもので、文教部は目下中等學校用教科書を手始めとし、中等初等各種國定教科書竝に他の一般教科書編纂に着手し、既に第一期編纂事業として（大同二年三月——康德元年九月）の期間に初級高等小學校及び初級中學校の國定教科書の一部を發行しその種類は十九に達し三十六册に及んでゐる。更に第二期として康德元年より康德二年に亙り文教部の關てた國定教科書編輯五箇年計畫に基き着々としてその事業を進めてゐる。なほ國定教科書以外の民衆教科書に對しては指定、許可主義により使用を認め國定教科書に代用せしめる方針である。

これが具體的方針としては學務司内に編審官室を設け編審官は定員九名として大臣の命令を受け教科用圖書の編纂、審査を行ひ檢定を掌つてゐる。

將來の教育體系

滿洲國の將來の問題としては、漸次具體化せんとする教育系統は、政、學兩部の實施、實業の實施修得をなす實務學校系統、行政司法教育等の職務に從事する人材の公務員養成系統に大別される。而して、學校の區別は、國民學校、實業學校、實業大學、公務學校、公務大學、教員養成所及び學術研究機關となる。

國民學校　國民學校は小學校であつて、六箇年を原則とし、土地の情況に依つて四箇年ともしてゐる。大體都會地は六箇年、地方は四箇年となつてゐる。何れにしても六箇年程度を最高の基礎として滿六歳を以て入學期と定め、第五學年、第六學年に實業的科目を加へて實業的習慣を養成する。更に國民學校以上に進學せんとする者は、立國の大本に基き必ず實業學校或は實務學校に入學せしめる。

實務學校　實務學校は專門學校の初等に屬し、入學資格は國民學校卒業者であつて、修業年限三箇年以内を原則とし、なるべく實際的たらしめ、簡易なものは工場、病院、商館等に附設することも自由であるが、學科本位とせず實習本位とするものである。實務學校は各種の性質に依つて經營者に於て、二箇年或は一箇年卒業の程度に止むるも妨げず、その修業年限は、一箇年乃至三箇年以内となつてゐる。而して實務學校の課定を卒へた者の爲、三箇年以内の專攻科及び或る學科目を選修せしむるため、選科生を置くことも出來る。因に、國民學校を滿十二歳で卒業し、直ちに實務學校に入學すれば、滿十五歳を以て卒業出來る譯である。

實業學校　實業學校は專門學校の高等に屬し、入學資格は國民學校卒業程度であり、修業年限を五箇年とし、二年迄は普通學を授け、三年よりは全く專門的に學習せしめる。而して第一學年、第二學年には普通の外、農工商各科の實際科を設け、その目的を選擇せしめることになつてゐる。實業學校は農科、工科、商科に區別して、農科實業學校、工科實業學校、商科實業學校とする。この實業學校は國民學校を滿十三歳で卒業して入學すれば、滿十七歳を以て卒業するが、實務學校と較べて二箇年だけ修業年限が長い。然し實業學校で最初の二箇年の普通學の習得期間を終れば、公務學校に

入學出來、更に全科を卒業すれば、實業大學及び同程度の國民學校教員養成所に入學出來る。

實業大學　實業大學は修業年限を三箇年とし、入學資格試驗に依つて入學せしめる。滿十七歳を以て實業學校を卒業して實業大學に入れば、滿二十歳で卒業出來る。實業大學の卒業者は、實業學校教員養成所に入學することが出來る。

公務學校　公務學校は下級官吏を養成する機關であつて、實業學校二年修了者及びこれと同等以上の學力、人物に依り入學せしめ、修業年限を三箇年として專門的に行政司法に關する教育を行ひ、在學期間に地方の實習を行ふ。公務學校入學者は、公務員となるために一般の普通學に通じ、人民の指導者となるべき目的を以て相當の普通學を課せられる。

公務大學　公務大學は高級官吏を養成する機關であつて、公務學校卒業者又はこれと同等以上の學力を有する者を入學せしめる。之等行政、司法等の形而上の職務に從事する人材の養成は、人材主義を基調とし、相當階級の資格（進士、博士等）の修得を目標とする。

教員養成所　教員養成所は上述の各學校教員及び國民學校教員養成所の教員竝に實業學校教員養成所の教員を養成する。

國民學校教員養成所は、甲種と乙種とに別れ、甲種では公民、教育心理、倫理、哲學、體育、普樂、作業、教材研究、外國語（日、英、露語の内、選擇）を課し、第三學期の適當の時期に約（日、英、露語）を課し、第三學年適當の時期に約一箇月間實地練習を行ふ。乙種では公民、教育心理、體育、普樂、作業、日本語、教材研究を施し、第三學期の適當の時期に約一箇月間實地練習を行ふ。

實業學校教員養成所は、倫理、哲學、體育、外國語（選擇）、教材研究を課し、第三學期に約一箇月間實地練習を行ふ。

甲種國民學校教員養成所の修業年限は二箇年、乙種は一箇年とする。

學術研究機關　學術研究機關は各種專門の學術を自由に研究せしむる機關で、その部門は文學部、法學部、理學部、工學部、醫學部、農學部、商學部の七學部に分かれ、その設立は獨立機關とするの外、圖書館、陳列館、試驗場、實業學校、銀行、會社、病院等の私設機關を附設することが出來る。

社會教育

北存共榮の社會生活を實現し、國民の文化と福利を增進し、民族融和と國民意識を高揚し、最後の一人をも其の圈埒に遂はしめないように教育を與へ、生業に安んぜしめるため文教部は會社教育施設に意を注いでゐるが、其の廣範圍に亙るのと建國後なほ日が淺いため未だ充分の效果を擧げてゐないが最近に於ける事業の概要を記述すれば左の如くである。

民衆教育館、通俗講演所　各省、特別區、特別市、縣、市等の地方に社會教育の中心機關としてこれを設置し、それ〳〵地方の情形に鑑み、民衆の實生活に適切な施設をなし、教學、講演、講習、映畫會を開催し民衆學校、圖書館を輕營し、遊戲、娛樂の設備がある。又體育場を設けて、公衆體育の指導をなし、其の成績見るべきものが多い。其の數は全國に七千有餘ある。又教育が普及せず、文化が進歩しない地方の民衆に講演を以て民智を啓發し、常識を滿養し王道精神を普及するのは移風易俗にも甚だ神益するところが多いのである。

民衆學校、農事處　新國家になつてより王道主義に據り、十五歳以上、五十歳以下の失學者に文字教育を施し、算數、常識、職業の簡單な知識を授け、多く小學校に於いて教職員或に鄉士の文字を知つてゐるものに委任的教授をとらしめ、農閑を利し、毎日二時間、約六箇月を以て修業期間とし

てゐる。由來滿洲は未だ交通が開けないのと、一般民衆が教育に冷淡な關係上、所謂農繁期には老幼相携へて田圃に出で學校教育を受けるものが少いためこんな施設は極めて緊要であつて、現校數約三百二十、生徒二萬である。

通俗圖書館並閱報所　滿洲に於ける圖書館には省、縣、市立等がある。又民衆教育館に附設經營せられるのも少くない。多年の施政に文化竝進したのと、民衆の讀書慾に乏しいことは圖書館の機能を充分に發揮せず、從つてこれが改善と利用の促進には官敝地方經濟の發展と民智の進歩に依り、其の內容の充實を企圖しなければならない。現在施設數約六十餘、職員數百五十、藏書數約八萬元に過ぎない。閱報所は簡素な設備に十數種乃至數拾の新聞を準備し、民衆の閱覽に供するものであるが、斯んな簡易な施設でも民衆の知識を養ふのに裨益するところが少くない。

國立圖書館　革命直後關東軍司令部は奉天城內の貴重錄及前淸時代の莫大な文獻圖書を蒐集整理し、東邦文化の保存に努めると共に、實張學良邸を圖書館に充當して其の修繕を援助し、大同元年八月文教部に於いて管理することとなし、國立奉天圖書館と命名し資金凱氏を館長に推し、同九月世界的大文獻で東洋文化の精華とも言はれる文淵閣の四庫全書も亦同館に移管した。

博物館　現在ハルビンと奉天にあるがハルビンの博物館は考古學的方面から見て其の資料が頗く蒐集され、分類が正確である點貴重であり、奉天故宮博物館は專に淸朝の文化を展揭したものである。由來滿洲國は美術、土俗竝文化的價値を有する參考資料が少くないから、現在奉天陽に國立博物館を設置し、これが準備をなしつゝある。

日語學校　滿洲國の創建に多大の犧牲を拂ひ援助を與へ、特殊關係にある日本の言語は、近來頓に其の必要を加へ竝に日本語を會得正解してゐるが現在に於ける組織單位は各小學校となつてゐる。日本少年團聯盟主事三島子爵が直接指導を行ひ三百五十餘名の修了者を得てゐる。

國樂社　大同元年四月音樂傳習所を組織し樂生二十數名を嚴選して國樂を練習させ所學の樂譜三十餘は凡て三千年來胎された音節を含蓄したものであつて、講習は速成を期したため約三箇月に過ぎすといへども有志は學習を繼續し國樂社と命名した。

體　育　國民の健全な心身發達を圖り、國民精神を興作し、民族の協和を養け、スポーツ王道の實現に努むる目的のためにこれが統轄機關の存在を必要とし、滿洲國體育協會が設立された。各省各地に支部を置き既に滿洲國體育大會、建國記念大運動會等を開催し、專ら體育の助成發達に貢獻してゐる。

社會團體指導　多年軍閥騷亂の後を享け、世道人心が險惡であつて、聖賢の經義や禮讓が漸く衰てられようとする時、王道の精神に則り、建全な國民の資質を養ふのに統制のある團體の組織を以て敎化移風に當らしめることは最も時宜を得たものであつて靑年團、婦女團、宗敎其の他の修養團體の創設發生を助成すると共に、既設の斯種團體に對し善良適切な指導に努めつゝある。滿洲帝國協會がその最も模範的なもので、各省、區、縣、市に支部を有し、敎育、敎化、慈善に活躍してゐる。又婦女團の組織せらるゝものが奉天省に三十有五團ある。

滿洲國童子軍　大同元年九月を以て組織し國民の品性陶冶と靑年の身心鍛鍊に資してゐるが現在に於ける組織單位は各小學校となつてゐる。日本少年團聯盟主事三島子爵が直接指導を行ひ三百五十餘名の修了者を得てゐる。

滿洲國民衆學校統計

（康德二年九月一日現在）

地方別	學校數	學級數	職員數	教員數	學生數	經費
吉林省	四五	五五	五三	五三	二、三四一	四五、三四一円
龍江省	一四	一四	一五	一五	四五〇	三、六〇〇
黑河省	三	三	三	三	一、三五〇	一、〇八〇
三江省	一四	一四	一五	一五	四五〇	三、六〇〇
濱江省	四五	四五	四八	四八	一、六二一	一三、〇〇〇
間島省	三一	三一	三四	三四	一、三七〇	一〇、九六〇
安東省	一五	一五	一六	一六	四五〇	三、六〇〇
奉天省	一、四五	一、四五	一、五〇	一、五〇	四五、〇〇〇	三六〇、〇〇〇
錦州省	三四	三四	三六	三六	一、〇二〇	八、一六〇
熱河省（別に私立四校）	四四	四四	四八	四八	一、三二〇	一〇、五六〇
新京特別市	四	四	四	四	三五〇	二、八〇〇
哈爾濱特別市	五	五	五	五	三五〇	二、八〇〇
北滿特別區	一	一	一	一	四〇	三二〇
興安各省（興安南省（通遼縣））	二	二	二	二	一三〇	一、〇四〇
計	二三五	二三三	二四三	二四五	六、四四一	五一、五二八円

全國社會教育機關數表

（康德二年七月二十六日調）

地方別	民衆教育館	通俗圖書館	閱報所	日語學校	博物館	其他	計
吉林省	六	七	五	三	一		二六
龍江省	九	一	八	一			一九
黑河省	一						一
三江省	七	一	一				九
濱江省	六	二	八	三			一九
間島省	三		一	七	八		一九
安東省	一	一	一	一			四
奉天省	一	一	一	一	一		五
錦州省	一	一	一	一			四
熱河省	一	一	一	一			四
新京特別市	一	一	一	一			四
哈爾濱特別市	一	一	一	一			四
北滿特別區	一						一
興安省	一						一
計	五〇	一四	二四	一三	一〇	一	一一三

全國圖書館類別總冊數及平均冊數（康德二年一月現在）

類別	館數	總冊數	平均冊數
哲學	三九	一七、〇三五	四三八
心理	三九	一七、〇三五	四三八
倫理	三九	一七、〇三五	四三八
教育	三九	一七、〇三五	四三八
宗教	三九	一七、〇三五	四三八
社會	三九	一七、〇三五	四三八
法律	三九	一七、〇三五	四三八
政治	三九	一七、〇三五	四三八
經濟	三九	一七、〇三五	四三八
軍事	三九	一七、〇三五	四三八
理科	三九	一七、〇三五	四三八
工學	三九	一七、〇三五	四三八
天文學	三九	一七、〇三五	四三八
數學	三九	一七、〇三五	四三八
氣象學	三九	一七、〇三五	四三八
生物學	三九	一七、〇三五	四三八
地質學	三九	一七、〇三五	四三八
醫藥學	三九	一七、〇三五	四三八
美術	三九	一七、〇三五	四三八
演藝	三九	一七、〇三五	四三八
娛樂	三九	一七、〇三五	四三八
運動	三九	一七、〇三五	四三八

產業	[illegible]	[illegible]	[illegible]
商業	[illegible]	[illegible]	[illegible]
工業	[illegible]	[illegible]	[illegible]
交通	[illegible]	[illegible]	[illegible]
社會	[illegible]	[illegible]	[illegible]
風俗	[illegible]	[illegible]	[illegible]
婦女	[illegible]	[illegible]	[illegible]
家庭	[illegible]	[illegible]	[illegible]
兒童	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鄉土資料	[illegible]	[illegible]	[illegible]
雜書	[illegible]	[illegible]	[illegible]
年鑑	[illegible]	[illegible]	[illegible]
辭典	[illegible]	[illegible]	[illegible]
統計	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]法	[illegible]	[illegible]	[illegible]
新聞	[illegible]	—	四份

備考　以上五八館之種別總册數合計三二四、六一六册未分類册數、萬有文庫、四部備要、及叢書類合計一三〇、四四二册

省縣立圖書館及總册數

	所在地	總册數
▲奉天省		
奉天省立圖書館	奉天大東關大什字街	八一、六五四
奉天市立通俗書報閱覽所	奉天市	三、三四三
撫順縣立圖書館	千金寨新市街	五、五九七
遼陽縣立圖書館	城內西大廟	一〇、〇三八
遼中縣立圖書館	縣城內	三、八三〇
海城縣立圖書館	縣城南門裏	一二、七四五
營口縣立圖書館	埠內馬市街	三、一八〇 八五部
復縣立瓦房店圖書館	瓦房店	二、九七五
復縣立圖書館	縣城內東街	二、六八〇
新民縣立圖書館	關帝廟前路南	四、一二二
鐵嶺縣立圖書館	南門外銀岡胡同	四、七九二
法庫縣立圖書館	中街關帝廟西邊	三、五七八
康平縣立通俗圖書館	縣城內	六九二
遼源縣立圖書館	鄭家屯	一、八八九
梨樹縣立圖書館	南大街城隍廟內	一二、五〇六
昌圖縣立圖書館	縣城中街	五、二四二
開原縣立圖書館	縣城東奨堂街	八、一七七
西豐縣立圖書館	縣城東南隅孔子廟院內	六、八一六
西安縣立圖書館	十字街路南	六、四七七
東豐縣立圖書館	縣城財神廟前	六、五一一
海龍縣立圖書館	縣公署教育局內	二、九七五
清原縣立圖書館	縣公署東院	一七〇
興京縣立圖書館	縣城內	三、七三七
金川縣立圖書館	縣・城內	一、四九九
輝南縣立圖書館	第一小學內	四、二三〇
▲三江省		
湯原縣立圖書館	西大街女子小學校	五六〇
▲錦州省		
錦縣立圖書館	城內文廟東側	一六、五五六
北鎮縣立圖書館	文廟西側	一、一〇九
黑山縣立圖書館	教育局內	二、七二六
臺安縣立圖書館	教育局內	九二五
盤山縣立圖書館	縣署街	三、〇八九
綏中縣立圖書館	道街警署東鄰	一、八四九
朝陽縣立圖書館	縣城內	新聞六份雜誌六
▲吉林省		
吉林省立圖書館	吉林市	五三、三一〇
樺甸縣立圖書館	縣城內	二、五四〇
懷德縣立圖書館	懷德	六、七二五
扶餘縣立圖書館	縣城南街路東	六、五六二
九臺縣立圖書館	下九臺	二二〇
▲龍江省		
龍江省立齊々哈爾圖書館		四二、七〇二
突泉縣立圖書館	孟學院內	一、七八〇
龍江縣立圖書館		四六一
開通縣立圖書館		三、六九七
克山縣立圖書館		四、〇六一
拜泉縣立圖書館		四、四一〇
洮南縣立圖書館		二、〇四九
▲安東省		
安東市立圖書館	安東市	一一、八三三
莊河縣立圖書館	縣城上街	六、五五六
岫巖縣立圖書館	教育局內	二、二四九
鳳城縣立圖書館	南大街龍鳳寺前	七一二
通化縣立圖書館	東門內路北	七、二四一
輯安縣立圖書館	縣城內	四、〇三二
▲特別市		
新京特別市立圖書館	新京特別市西三道街	八、六九六
哈爾濱特別市立圖書館	哈爾濱特別市	八二四
▲濱江省		
東興縣立圖書館		一、六一八
阿城縣立圖書館		五、三四〇
呼蘭縣立圖書館		七六八

日本側の教育

學校教育

教育方針　邦人子弟の教育方針は大體文部省の方針に據つてゐるが、植民地である關係上、德育に於て教育の全體より特に國體觀念の養成、國民精神作興に力を注ぐと同時に、國際道德を重んじ、融和協調の精神を涵養することに留意してゐる。智育に於ては、教育の地方化の徹底を期し、初等學校及び中等學校に於ては支那語を正科として課し、更に初等學校に於ては、當地方の特殊事情を教材とした補充教科書を編纂して、鄕土的教育を授けてゐる。體育に於ては、氣候風土の關係上特に之を强調して、體育研究所を設置し、學校衞生相俟つて體育の向上を計つてゐる。

滿洲國子弟の教育方針に就ては、關東廳始政當時は同化主義を加味した傾向であつたが、現在は之を變更して、善良にして我が日本を正當に理解する滿洲國人を養成するのを目的としてゐる。德育に於ては、支那古來の道德を尊重し、國際道德を重んじ他國人と融和協調する精神の涵養に留意し、知育に於ては、支那固有の文化を近代科學文明に觸れしめ、生活を營むに必要な知識技能を收得せしむることに努め、體育に於ては、滿洲人に適した運動を研究して之を奬勵し、併せて衞生思想の普及を圖り體育の向上に注意してゐる。

最近人口の增加と就學心の向上とに依り、學校及び學級に不足を告げ、之が增設は緊要とされてゐる。中等學校は特にこの要求が大であるが、昨年四月大連市經營の大連中學校を、本年度にあつては四月に大連市立大連協和實業學校（滿人のみを一八〇名收容）、關東州廳立大連工業學校（收容人員一二〇名）を、六月に大谷光瑞氏經營の私立大連高等女學校（收容人員一二〇名）を開校し幾分之が緩和を計つてゐる。其他初等學校教育養成機關の設置、滿洲教育體系設定に關し研究中である。

教育制度　關東州內の教育施設は概ね關東州廳の經營する所で、滿鐵附屬地に於ては、少數の私設學校を除いては、關東局の監督の下に滿鐵會社が之を經營してゐる。言語及び課程の關係上、日本人教育と滿洲國人教育とに分割し、主として初等及び中等教育に於ては日滿分離主義を採り、專門及び大學教育は共學制を採つてゐる。

教科用圖書　小學校の教科書は文部省著作の國定教科書を使用してゐるが、滿洲は內地と事情を異にしてゐるので、滿洲の教材を主とした補充教科書を編纂して、之を併用してゐる。中等學校では文部省檢定濟の教科書の內から選定して之を使用し、教授上の取扱ひに於て、なるべく滿洲の事情に適合せしめてゐる。普通學校の教科書は朝鮮總督府編纂の普通學校用教科書を使用し滿洲國人の初等教育たる普通學堂、公學校（公學堂）に使用する教科書は、特殊のものを必要とするので南滿洲教育會教科書編輯部の編纂したものを使用してゐる。

軍事教育　滿洲に於ける軍事教育は、大正十四年九月から、內地の例に準じて之を行つてゐる。中等學校は一週三時間、野外教練は一年に四―五回擧行してゐる。教官は、現役將校を配屬し、任に當らしめてゐる。

教育施設　日本人教育施設としては、下は幼稚園より上は專門、大學に至るまでの體系設備を有し、年々五―六百萬圓の經費を投じてゐるが、特に植民地の環境と將來の生活上の要求に鑑して、教材の選擇、教授法に必要な參酌を加へてゐる。

關東州內在住朝鮮人は、その數極めて少く、子弟教育に對する特別な施設が無いので、日本側小學校に收容し、日本語を解しない者は一定期間準備教育を施した後、年

鐵及び學力に應じた學年に編入してゐる。

滿鐵附屬地に於ける朝鮮人の教育は、大正三年二月安東小學校内で初めて教育を施したが、後に鐵嶺、奉天、哈爾濱、撫順、新京、開原の順序で普通學校を開設した。普通學校の設備のない土地では、大概日本側小學校に收容し、内鮮共學の實を擧げてゐる。昭和二年六月、朝鮮總督府との協定により滿鐵會社は、普通學校に教員を派遣し、毎年經費を補助してゐる。

滿洲國人の教育施設としては、普通學堂、公學校(公學堂)、高等公學校、南滿中學堂、實業學校等がある。尚支障なき限り、日本人教育の各學校に入學することを認めてゐる。概して初等教育に於て、日滿兩國の學制を參酌し、中等教育に於ては、我國の學制に準據してゐる。

關東州廳經營の學校　日本人教育に關しては小學校二五、高等女學校二、中學校三、工業學校一、青年學校五、家政女學校二、滿洲國人教育には公學堂一三、商業學堂一、農業學堂一、高等公學校一があり、日滿人教育の爲に設置せる旅順工科大學がある。此外、滿洲國人子弟の初等教育には洲内各會屯の設立に係る公立普通學堂一一六がある。

大連市經營の學校　大連市經營の學校は大連中學校、大連謌生高等女學校、實務者養成の爲の大連管業學校及び滿洲國人のみを收容する大連協和實業學校がある。

滿鐵會社經營の學校　南滿洲鐵道附屬地に於ける教育事業は、滿鐵會社が擔當してゐる。現在同社の經營するものは、日本人の初等教育に於て、尋常小學校一五、分教場三、朝鮮人補助學校一八、滿洲國人の學校一〇、日語學校一、日本人の中等教育に於ては、中學校五、高等女學校六、商業學校一、滿洲國人の中等教育に於ては、南滿中學堂一あるのみである。初習教育は男子側の青年學校一九、分教場七、實業補習學校八、女子側の家政女學校一三、家事專修科一である。

幼兒教育は、幼稚園二五、分園一、補助幼稚園二一あり、專門及び高等教育に屬するものに、南滿洲工業專門學校(大連)、滿洲醫科大學(奉天)、教育研究所(奉天)があり、南滿洲工業專門學校附設の職業教育部一、農業及び商業實習所各二、工業實習所二があり、社會教育に屬する圖書館二四、分館四がある。

居留民會經營の學校　滿鐵附屬地に於ける小學校は、明治四十年十二月居留民會の經營に移つた。現在の小學校は、大連、旅順、奉天、鞍山、撫順、本溪湖、安東、鐵嶺、四平街、開原、公主嶺、新京、吉林、長春、哈爾濱、齊々哈爾、哈爾濱等附屬地外の土地に同會經營のものが四十五校存する。

東洋協會經營の學校　大連商業學校、大連女子商業學校及び支那語を研究せしめる旅順語學校がある。

日露協會經營の學校　哈爾濱に哈爾濱學院があつて、日本人、露西亞人を收容してゐる。

教育系統　日本人側の各小學校は各中學校、各商業學校、各高等女學校、家政女學校と連絡し、各中學校は哈爾濱學院、旅順工科大學豫科、滿洲醫科大學豫科、南滿洲工業專門學校、奉天教育研究所と連絡するが、各女學校及び家政女學校の連絡すべき上級學校は未だ無い。朝鮮人教育の普通學校卒業生は日本人小學校卒業生と同樣である。

滿洲國人側の普通學堂は、公學校(公學堂)高等科(又は高級)に連絡し、高等科(又は高級)卒業生は旅順高等公學校、中學校、商業學校、大連商業學堂、金州農業學堂、南滿中學堂等に連絡し、南滿中學堂及び高等公學校は旅順工大豫備科、滿洲醫科大學豫備科に連絡する。

女子に對する公學堂以上の學校は、滿洲文化協會附設の大同女子技藝學校があるのみである。

幼稚園一覽（昭和十年五月一日現在）

名稱	關東州内	設立年月	保姆數	幼兒數
旅順	○	明四、五	二	一五
新旅順	○	大三、四	二	一五
中華基督教	○	大一二、五	二	一五
大連	○	明四四、四	五	二九
北公園	○	大一二、七	二	一五
日出町	○	大一二、七	二	一五
沙河口	○	大一二、七	二	一五
伏見臺	○	大一二、一〇	二	一五
西廣場	○	大一二、一一	二	一五
雙葉	○	大一三、三	二	一五
櫻花	○	昭二、七	二	一五
南ヶ丘	○	昭三、九	二	一五
南關嶺	○	昭三、一〇	二	一五
南沙河口	○	昭三、一一	二	一五
周水子	○	昭四、一	一	八
普蘭店	○	大一二、九	一	一〇
瓦房店	○	明四五、五	二	一五
熊岳城	○	大七、四	二	一五
蓋平	○	大三、四	一	一〇
大石橋	○	明四五、一〇	二	一五
海城	○	大九、四	一	一〇
鞍山	○	大九、四	二	一五
遼陽	○	昭二、九	一	一〇
奉天春日	○	明四、五	二	一五
奉天敷島	○	大一二、五	二	一五
奉天錦町	○	大一二、五	二	一五
奉天生	○	大一二、五	二	一五
鐵嶺	○	明四四、四	二	一五
開原	○	大一二、七	二	一五
四平街	○	大一三、四	二	一五
公主嶺	○	大一二、七	二	一五
新京	○	大一二、七	二	一五
吉林	○	大一二、七	二	一五
長春	○	大一二、七	二	一五
哈爾濱	○	大一二、七	二	一五
齊々哈爾	○	大一二、七	二	一五
撫順	○	大一二、七	二	一五
撫順第二尋常高等小學校	○	大九、四	一	一〇
撫順第三尋常高等小學校	○	大九、四	一	一〇
撫順東分校	○	大九、四	一	一〇
撫順千金寨	○	大九、四	一	一〇
撫順永安	○	大九、四	一	一〇
撫順昭和	○	大九、四	一	一〇
安東東分校	○	大九、四	一	一〇
安東雙葉	○	大九、四	一	一〇
安東春日	○	大九、四	一	一〇
安東敷島	○	大九、四	一	一〇
鐵嶺	○	大九、四	一	一〇
開原	○	大九、四	一	一〇
公主嶺	○	大九、四	一	一〇
新京	○	大九、四	一	一〇
吉林	○	大九、四	一	一〇
長春	○	大九、四	一	一〇
哈爾濱	○	大九、四	一	一〇
齊々哈爾	○	大九、四	一	一〇
撫順	○	大九、四	一	一〇

×：昭和九年四月末現在

小學校一覽（昭和十年五月一日現在）

名稱	關東州内	設立年月	職員數	兒童數
旅順第一尋常高等小學校	○	明六、五	一七	一五六
旅順第二尋常小學校	○	明四、四	一六	一四五
大連伏見臺尋常小學校	○	明四、五	一七	一七二
大連朝日尋常小學校	○	大二、九	一七	一七六
大連日本橋尋常小學校	○	明四三、四	一七	一七九
大連常盤尋常小學校	○	明四四、四	一七	一七四
大連大廣場尋常小學校	○	大二、九	一七	一七三
大連春日尋常小學校	○	同九、四	一七	一七三
大連松林尋常小學校	○	同一一、四	一七	一七四
大連南山麓尋常小學校	○	同一二、四	一七	一七六
大連沙河口尋常小學校	○	明四四、九	一七	一七三
大連大正尋常小學校	○	大一〇、四	一七	一七四
大連德壓尋常高等小學校	○	昭二、四	一七	一七四
大連嶺前尋常小學校	○	大一二、四	一七	一七四
大連早苗高等小學校	○	昭四、九	一七	一七四
大連下關尋常小學校	○	同五、四	一七	一七四
大連龍尋常小學校	○	同七、四	一七	一七四
大連光明臺尋常小學校	○	同八、四	一七	一七四
大連譚浦尋常小學校	○	同一〇、四	一七	一七四
甘井子尋常小學校	○	同一〇、四	一七	一七四
柳樹屯尋常高等小學校	○	明四二、九	一七	一七四
周水尋常高等小學校	○	大七、四	一七	一七四
金州尋常高等小學校	○	明四、四	一七	一七四
普蘭店尋常高等小學校	○	同四、七	一七	一七四
龍王廟尋常高等小學校	○	同四、七	一七	一七四

以上關關州經營計　一七　三、一四

小學校　明治三十九年九月大連及び旅順に小學校が開設せられて以來、逐年學齡兒童の增加著しく現在六七校（關東州廳經營二五校、滿鐵經營四二校）あつて其の生徒數は四八、八九〇人に達して居る。教育の主旨及び形式は内地の小學校令に準じ、唯内地と異る點は義務教育でなく、支那語が必須課目になつてゐることである。實業科目として試驗的に商工專科を高等學年に課してゐる。

關東州外	瓦房店尋常高等小學校	明四二、一〇	三	四三	一三
	熊岳城尋常高等小學校	明四二、一一	一	一三	一四
	大石橋尋常高等小學校	明四三、一〇	一	一四	一五
	蓋平分教場尋常高等小學校	明四五、四	一	一四	一五
	夢口尋常高等小學校	大三、一	二	一四	一六
	海城尋常高等小學校	明元、五	一	一四	一五
	析木城尋常高等小學校	明四二、一二	一	一五	一六
	鞍山尖山尋常小學校	大九、四	二	一四	一六
	鞍山大官尋常小學校	大八、三	一	一五	一六
	遼陽尋常高等小學校	昭九、一	一	一五	一六
	蠻子窩分教場尋常高等小學校	明四三、一五	一	一五	一六
	蘇家屯尋常高等小學校	大九、四	一	一五	一六
	新台子尋常高等小學校	昭七、三	一	一五	一六
	奉天春日尋常高等小學校	明四二、四	一	一五	一六
	奉天稻生尋常小學校	大二、七	一	一五	一六
	奉天加茂尋常小學校	大三、二	一	一五	一六
	奉天平安尋常小學校	昭九、一	一	一五	一六
	奉天千代田尋常高等小學校	昭三、四	一	一五	一六
	奉天高千穗尋常小學校	昭二、一	一	一五	一六
	鐵嶺尋常高等小學校	明四二、七	一	一五	一六
	開原尋常高等小學校	明四二、一	一	一五	一六
	昌圖尋常高等小學校	明四二、五	一	一五	一六
	四平街尋常高等小學校	明四四、四	一	一五	一六
	鄭家屯尋常高等小學校	大七、三	一	一五	一六
	公主嶺尋常高等小學校	明四三、一一	一	一五	一六
	范家屯尋常小學校	昭二、四	一	一五	一六
	新民屯尋常小學校	明四二、五	一	一五	一六
	新京西廣場尋常高等小學校	大四、一一	一	一五	一六
	新京白菊尋常小學校	昭九、一一	一	一五	一六
	新京八島尋常高等小學校	昭二、一	一	一五	一六
	吉林尋常高等小學校	大六、三	一	一五	一六
	哈爾濱尋常高等小學校	大九、四	一	一五	一六
	木蘭溝尋常高等小學校	明四三、一	一	一五	一六
	橋頭尋常小學校	明四二、一一	一	一五	一六
	湯山城尋常小學校	明四二、一〇	一	一五	一六
	鳳凰城分教場尋常高等小學校	明四五、四	一	一五	一六
	安東朝日尋常高等小學校	明元、五	一	一五	一六
	安東大和尋常小學校	大八、三	一	一五	一六
	安東公園尋常小學校	大八、三	一	一五	一六
	楡樹東永安尋常小學校	昭九、一	一	一五	一六
	楡樹新屯尋常小學校	明四三、一五	一	一五	一六
	楡樹東七條尋常小學校	大九、四	一	一五	一六
	以上滿鐵經營計		一四	一四五	一五九
	大連山縣尋常小學校	明四二、一一	一	一五	一六
	大連伏見臺尋常高等小學校	明四三、一〇	一	一五	一六
	大連西崗子尋常小學校	大九、四	二	一四	一六
	大連土佐町尋常小學校	明四二、一二	一	一五	一六
	大連沙河口尋常高等小學校	明四二、九	一	一五	一六
	大連秋月尋常小學校	昭元、四	一	一五	一六
	大連水源尋常小學校	昭二、四	一	一五	一六
	公學堂南金書院	明四二、三	一	一五	一六
	金州城南尋常小學校	昭二、四	一	一五	一六
	普蘭店尋常小學校	明四二、七	一	一五	一六
	貔子窩尋常小學校	明四二、九	一	一五	一六
	旅順尋常小學校	大六、四	二	一四	一六
	公學校長附屬公學堂		一	一五	一六
	計		二四	二四五	二六九
關東州內	旅順公學堂	明六、一〇	一	一五	一六
	水師營公學堂	明元、三	一	一五	一六
	大連伏見臺公學堂	同六、六	一	一五	一六
	大連西崗子公學堂	大二、四	一	一五	一六
	大連土佐町公學堂	同三、四	一	一五	一六
	大連沙河口公學堂	明四、九	一	一五	一六
	大連秋月公學堂	昭元、四	一	一五	一六
	大連水源公學堂	同三、四	一	一五	一六
	公學堂南金書院	明四二、三	一	一五	一六
	金州城南公學堂	昭二、四	一	一五	一六
	普蘭店公學堂	明四二、七	一	一五	一六
	貔子窩公學堂	同四、九	一	一五	一六
	旅順公學堂	大六、四	二	一四	一六
	計		一四	一四五	一五九
關東州外	瓦房店公學堂	大三、五	一	一五	一六
	松樹公學堂	大九、四	一	一五	一六
	關岳城公學堂	大三、四	一	一五	一六
	蓋平公學堂	明四二、六	一	一五	一六
	奉天公學堂	大八、二	一	一五	一六
	開原公學堂	大三、四	一	一五	一六
	四平街公學堂	大三、六	一	一五	一六
	公主嶺公學堂	大三、四	一	一五	一六
	新京公學堂	大二、一一	一	一五	一六
	楡樹公學堂	大九、四	一	一五	一六
	鐵嶺（日語）學堂	明四二、七	一	一五	一六
	計		一二	一三五	一四七

公學校（堂）一覽

（昭和十年五月一日現在）

名稱	設立年月	學級數	兒童數
關東州內			
旅順公學堂	明六、一〇	一四	一四九
水師營公學堂	同元、三	一	一五
大連伏見臺公學堂	同六、六	一四	一四八
大連西崗子公學堂	大二、四	一四	一四九
大連土佐町公學堂	同三、四	一四	一四九
大連沙河口公學堂	明四、九	一四	一四九
大連秋月公學堂	昭元、四	一四	一四九
大連水源公學堂	同三、四	一四	一四九
公學堂南金書院	明四二、三	一四	一四九
金州城南公學堂	昭二、四	一四	一四九
普蘭店公學堂	明四二、七	一四	一四九
貔子窩公學堂	同四、九	一四	一四九
旅順（高等）公學校附屬公學堂	大六、四	二	一四
計		一四二	一四九五
關東州外			
瓦房店公學堂	大三、五	一四	一四九
松樹公學堂	大九、四	一四	一四九
關岳城公學堂	大三、四	一四	一四九
蓋平公學堂	明四二、六	一四	一四九
奉天公學堂	大八、二	一四	一四九
開原公學堂	大三、四	一四	一四九
四平街公學堂	大三、六	一四	一四九
公主嶺公學堂	大三、四	一四	一四九
新京公學堂	大二、一一	一四	一四九
楡樹公學堂	大九、四	一四	一四九
鐵嶺（日語）學堂	明四二、七	一四	一四九
計		一二	一三五

石山福治編著
最新支那語大辭典
收載語數十四萬！　世界的大辭典遂に出づ!!

八大特色

包容語數は世界最大量
俗語方言熟字等の豐富
本邦最初民國々音辭典
新語彙集と解說の權威
支那最新百科辭彙兼用
本邦最初滿洲語大辭典
索引の至便活用の廣汎
二字音對照表の新機能

支那語辭典とは異り、外國語辭典なるが故に、古籍辨册の理解に資するは勿論、現今流通する時文の解釋、日常生活上の諸事件を氷解すべき興味ある事典的性質をも具備すべきものである。然るに、從來本邦に行はれた支那語辭典は、語彙の最も缺くべからざる部分を缺き、實用に際しては屢〻實川に際しては、或は口語に偏倚して虞句俚諺を省き、或は單字に偏倚して虞句俚諺を省き、或は音韻偏り存して意味なく、意味詳解にして發音を闕如せる等、比々みな此本辭典たるの內容を具備したるものはない現狀である。

私が玆に、石山福治氏三十年の刻苦に成れる支那語大辭典の普及版を刊行せんとする所以も、是が從來の辭典的缺陷を悉く一掃し、更に世界最大の語彙と、語解の嚴正と、支那標準音たる民國々音の採用とを敢行したる眞に標準的大辭典たることを認識したるが故である。

時あたかも日滿支間の和平、友好の工作漸く緒に就き、三國の交渉日に繁からんとするに方り、この大辭典の刊行を契機として、支那學、支那語、對支事業關係者の奬勵の興望に酬い、是が活川によりて積年の宿望たる東亞の和平に資せん事は私の最も欣幸とする所である。

（內容見本無代贈呈）　長谷川巳之吉

滿洲に限り　特價四圓八十錢

東京市麹町區三番町一
振替東京六四二一三
第一書房

御客様
第一のサービス
關東軍
滿鐵會社 御指定
新京富士町二丁目角
新京ホテル
電話代表三一六二一六番
帳場三一二六〇一番

各室電話
設備完備

三笠旅館
新京三笠町三ノ五
電話三五五六四番

本店新京
名古屋ホテル
（日本旅行協會々員）
支店 哈爾賓・吉林
電話代表事務所 六〇一一番 二二〇七番

各室電話
設備完備

滿蒙旅館
新京大和通三
代表電話 三一—五五五 三一—二五五九 〇九九八四五

大連山縣通
大連汽船株式會社
電話代表二一—七一三一番

大市埠頭構内
福昌華工株式會社
電話代表本局二一—四五一〇番

大連市監部通二十番地

松澤商會

營業科目
一般藥品醫理化學器械
煖房換氣衞生工事
防水保溫材料及工事
タイル衞生陶器建築材料
寫眞製版材料

電話 代表(2)六一〇四番
長(2)(2)三三五一〇五番
振替貯金大連一一一〇番

本店 奉天萩町二九番地
電話 長六三三六番
支店 新京日本橋通五〇番地
電話 長四七八四番
五二七一番
哈爾濱工廠街一九番地
電話 五三九〇番

出張所 牡丹江岡明街二番地
電話 六五三番

土木建築請負業

合資會社 **長谷川坂本組**

S.H

本店 大連市神明町六番地
電話 事務用 長二四五二〇番
電話 工事用 二五六一四番
電話 代表社員 二五六七三番
電話 宿舍用 二五九八五番

支店 奉天、新京、鞍山、安東、撫順
出張所 遼陽、哈爾濱、齊々哈爾、洮南

大連市山縣通百五十八番地

社團法人 **滿洲土木建築業協會**

電話 (二)四六二三番
(二)二三四三番

(營業種目)
土地建物ノ經營處分及委託管理

東拓直營

株式會社 **鴻業公司**

專務取締役 吉岡義三郎

本店 大連山縣通一四二番地
事業地 大連、奉天、新京、哈爾濱、安東、青島、天津其他滿洲各地

本社 大連市常盤橋

大タク

電話 (二)三〇三六番
(二八五一四番

天滿屋ホテル

大連市常盤橋角
電話 代(二)七一五五番
長(二)七一五七

内地お土産は　甘栗

大連市浪速町

甘栗太郎

電話　二一一三番
振替大連六五三二番
〇九三二番
〇一八八番
〇三九三番

洋酒食料品直輸入商

株式會社　三星洋行

大連市連鎖街常盤通
電話代表③二七六一番

普通學堂　普通學堂は會社經營に屬し職員はすべて滿洲國人で六歳以上の滿洲國兒童に相當な初等教育を施してゐる。修業年限四年、土地の狀況に應じて補習科一年を置く。之は書房を改善し大正四年六月都督府令第十七號で關東州普通學堂規則を設け同五年四月より實施したものである。

關東州普通學堂

（昭和十年五月一日現在）

地方別	學堂數	教員數	生徒數
旅順	三	三四	一、〇七二
大連	九	九五	三、五七六
金州	三	三四	一、一五五
普蘭店	三	三四	一、一五五
貔子窩	二	二六	八四五
計	二〇	二一四	七、三三三

書房　支那在來の教育機關で、地方讀書人の經營する私塾である。その教育法は、一定の組織なく頗る不完全なもので、州内各部落に散在してゐる。その設立に關し大正十一年關東廳書房規則を制定したが、その設立を防ぐために、從來の屈出主義を認可主義に改め、教師の資格を一定する規則の改正をした。

書房の教育には一定の修業年限、教科なく、唯、習字に珠算、尺牘を授け、專ら會話記述をなしてゐる有樣である。州内には書房の他、滿洲國人有志によつて設立した私立學校があり、何れも關東州私立學校規則により初等教育を行つてゐる。

關東州私立書房（昭和八年末現在）

地方別	書房數	教員數	生徒數
旅順	三	三	一〇五
大連	九	一〇	三六二
金州	三	三	一〇五
普蘭店	三	三	一〇五
貔子窩	二	二	七〇
計	二〇	二一	七三五

日語學堂（續讀）　滿鐵附屬地内の滿洲國人に日本語及び商業に關する智能を教授する目的を以て明治四十五年七月初めて之を續讀に開設し、本科及び研究科を設けてゐる。本科は修業年限二箇年で滿洲國側高級小學校卒業程度の滿洲國人を收容し、研究科は本科卒業後、更に進んで研究せんとする者を收容し、研究資料を提供し、之を指導してゐる。

地方別	學堂數	教員數	生徒數
旅順	一	一	三〇
大連	一	一	三〇
金州	一	一	三〇
普蘭店	一	一	三〇
貔子窩	一	一	三〇
計	五	五	一五〇

（昭和七年末現在）

中學校　日本人教育の中學校は、明治四十二年關東廳が旅順中學校を設立したのに始まる。現在は滿洲には九校あつて、何れも支那語を必須課目としてゐる外は、内地中學校に準じてゐる。滿鐵會社は大正六年中學堂を寒天に設けたが、關東廳は昭和七年旅順高等公學校を設けて滿洲國人中等教育のために解放してゐる。

中學校一覽（昭和十年五月一日現在）

校名	設立年月	學級數	生徒數	設立者
旅順中學校	明四一、五	一四	六六	關東州廳
旅順高等公學校	昭七、四	九	四四	同
中學校	大七、四	九	四四	同
大連第一中學校	大七、四	一二	五二	同
大連第二中學校	大一三、四	一二	五二	同
大連中學校	昭九、四	八	三五	大連市
奉天中學校	大八、四	一二	五九	滿鐵會社
鞍山中學校	大一三、一	一〇	四六	同
撫順中學校	大一三、一	一二	五六	同
安東中學校	大一四、一	一〇	四六	同
新京中學校	昭八、四	九	四二	同
南滿中學堂	明三七、四	一〇	四四	同
計 十一校		一二四	五三二	

（備考）※印は滿洲國人教育の學校である。

高等女學校　關東廳は明治四十三年初めて旅順高等女學校を設立し、其後小學校の增設に伴ひ、各地に女學校の設立を見た。滿鐵附屬地に於ては大正二年四月、附屬地の小學校に實科女學校を附設し、その地方に於て女子に必要な中等教育を施してゐた。大正九年に至り滿鐵會社は先づ奉天に五年制の高等女學校を開設し、續いて各地に高等女學校を設け、現在滿洲に於ける女學校は九校に及んでゐる。支那語を必須課

目としてゐる外は、總て文部省高等女學校令に準じてゐる。

女學校一覽

（昭和十年五月一日現在）

校名	設立年月	學級數	生徒數	設立者
旅順高等女學校	明治三七・一	一四	五五	關東州廳
大連神明高等女學校	大三・六	一二	五九	同
大連第一高等女學校	大八・四	一六	八四	大連市
大連第二高等女學校	昭五・四	一二	五四	私立
撫山高等女學校	昭九・四	一二	五三	滿鐵會社
奉天浪速高等女學校	大九・四	一二	五五	同
奉天第二高等女學校	昭三・四	一二	五四	同
新京高等女學校	大三・四	一二	五五	同
安東高等女學校	大三・四	一二	五四	同
撫順高等女學校	大二・四	一二	五五	同
計 十校		一三五	五二五	

家政女學校 關東廳は昭和五年四月大連聖德小學校内に廳立家政女學校を附設した。又滿鐵會社は大正二年以來各附屬地小學校に家政女學校（初め實科女學校と稱したのを大正十一年改稱）を附設した。家庭婦人としての必要な教育を授け、修業年限は本科二箇年專科一箇年である。

家政女學校一覽

（昭和十年五月一日現在）

校名	設立年月	教員數	生徒數
旅順	昭五・四	二	三三
大連	昭五・四	二	一三五
瓦房店	昭五・四	一	八

校名	設立年月	教員數	生徒數
大石橋	大三・五	一	八
營口	大九・四	一	九
鞍山	大一四・四	一	五
遼陽	大三・六	一	三
奉天	大九・四	一	七
撫順	昭四・四	一	五
本溪湖	大一四・四	一	五
公主嶺	大一四・四	一	五
新京	大一四・四	一	五
安東	大一四・四	一	五
計		一二	七五

△…滿鐵經營、大連を除く

師範教育 滿洲國人の初等教育に從事すべき教員養成のため、關東廳は大正七年に旅順師範學堂を設立したが、昭和七年に至り、之と旅順第二中學校とを合併して旅順高等公學校と改稱した。中學部、師範部の二部に分け、唯一の滿洲人教員の養成機關である。師範部は修業年限男子二年、女子四年で、女子は公學堂高等科卒業生と同等の學力ある者を、男子は中學部二年修了者を入學せしめてゐる。昭和十年五月一日現在の生徒數は中學部四三〇名、師範部男子六二名、女子六〇名である。

實業教育 滿洲に於ける日本人子弟の實業教育機關は、滿洲國人に對する實業教育は、關東州及び滿鐵附屬地の開發に重要な關係があるので州廳並びに滿鐵の兩者に於て適切な施設をなしてゐる。

實業學校一覽

（昭和十年五月一日現在）

校名	設立年月	教員數	生徒數	設立者
大連商業	昭二・四	三	一四	關東州廳
大連實業	大九・八	六	四八	大連市
大連商業學校×	大三・四	一四	三四	關東州廳
金州農業學校×	大三・四	一四	三四	關東州廳
大連協和實業	昭二・四	八	一二五	大連市
新京商業	大九・三	一四	三五	滿鐵會社
奉天同文商業×	明四四・四	八	三四	滿鐵會社
吉林同文商業	大三・三	四	二七	滿鐵會社
大連商業	明四五・二	四	四〇	東洋協會滿洲支部
大連女子商業	昭九・四	一四	三四	東洋協會滿洲支部

（備考）△…日本人四七、滿洲國人九〇

×…滿洲國人教育の學校

農商工業實習所 滿洲の地に永住の志を有し、農、商、工業を營むべき堅實な青年を養成し、邦人の滿洲開發に一新生命を拓かしむる目的を以て、滿鐵會社は昭和三年四月營口に、同年七月鞍山に各商業實習所を設立し、同年七月開原に、同年八月公主嶺に各農業實習所を、また昭和四年三月撫順に、昭和九年四月本溪湖に各工業實習所を設置した。而して會社は生徒を總て寄宿舍に收容し農商工業に必要なる事項を習得せしめ、殊に農業並に商業實習所の如きは入所中實用の大部分を補給してゐる。

農商工業實習所一覽

（昭和十年五月一日現在）

名稱	設立年月	修業年限	職員數	生徒數
營口商業實習所	昭二・四	約二箇年	九	四五
鞍山商業實習所	昭七・四	約二箇年	八	三四
開原商業實習所	昭七・四	約二箇年	七	三五
公主嶺農業實習所	昭五・八	約二箇年	一二	四四
撫順工業實習所	昭四・三	約三箇年	一二	一二五
本溪湖工業實習所	昭九・四	本科約三箇年、別科二箇年	一三	一二五

南滿洲工業專門學校 滿鐵經營の南滿洲工業學校を專門學校に昇格して大正十一年五月開設した。建築工學科（建築、土木、鑛山、農業土木）、機械工學科（電氣、機械工作、鐵道機械、鑛山機械）の二科に分けられて居り、修業年限は三箇年である。昭和十年四月末現在に於ける職員數七十二名、學生數二百七十七名。

滿鐵教育研究所 滿鐵地方部の管理に屬し、昭和八年四月一日に奉天に開設した。學校教職員の養成及び調習並に教育に關する調査研究を行ふもので、養成科（滿鐵會社設立の初等學校の教員を養成し修業年限一箇年）、講習科、調査研究科の三科に分けてゐる。昭和十年四月末現在の職員數二十八名、生徒數養成科五十名、講習科十八名である。

哈爾濱學院 日露協會の經營に係り、大正九年九月哈爾濱に設立され、日本人に露西亞語及び商事經營に關する教育を施してゐる。修業年限三箇年、中學校卒業生で地方長官の推薦した者を收容する。別に專修科を置き日本人に露西亞語を、露西亞人に日本語を教授し、修業年限は一箇年である。

大學教育 曩に滿洲に綜合大學を設けんとする計畫があつて、其前提として滿洲高等學校設立の試みがあつたが財政其他の關係上實現を見なかつた。然るに既設の旅順工科學堂及び南滿洲學堂は共に其設備完全なもので、之を基礎として各單科大學として獨立させることが最も捷徑なので、關東廳及び滿鐵は各之が設置の準備をなし、旅順工科大學は大正十一年四月勅令第百六十條、滿洲醫科大學は同年三月勅令第百六十二條を以て夫々設置された單科大學で豫科を設け、別に滿洲國人學生の爲に豫備科を附設してゐる。醫學校、電氣工學、採鑛冶金工學に分け他の諸大學の如く學科制を採らず、所定科目は可成自由ならしめる方針をとつてゐる。昭和十年五月一日現在に於ける教職員數八十七名、學生數は豫科日本人百九十二名、滿洲國人三十三名、中國人七名、豫備科滿洲國人十七名、大學部日本人百四十五名、滿洲國人十三名、中國人二名、總計三百九十二名である。

滿洲醫科大學 滿鐵會社は明治四十四年四月南滿洲醫學堂を奉天に設置し日滿兩國人に醫學を教授してゐたが大正十一年三月大學令に據り昇格した。大學（四箇年）豫科、專門部及び附屬豫備科に分かれ日滿共學で、專門部（四箇年）は特に滿洲國人に對し實地醫術に必要なる學術を教へ、豫科は三箇年、附屬豫備科は一箇年で豫科又は專門部に入らんとする滿洲國人に日本語の豫備教育を施してゐる。昭和十年四月末現在學生數は大學日本人二百六十四名、滿洲國人二十七名、豫科及び豫備科日本人百九十三名、滿洲國人九十二名、專門部滿洲國人九十四名、總數六百七十名で、專任教授數は百二十名である。

旅順工科大學 大學令に據り、大正十二年四月一日設立された單科大學で豫科を設

特殊學校施設（昭和十年五月一日現在）

名稱	所在地	設立年月	職員數	生徒數	摘要
滿洲法政學院	大連市紀伊町	大一〇、八	三	一三六	法律科、經濟科、二箇年復學制
東洋協會旅順語學校	旅順市乃木町	明四五、九	八	一五	支、英、傳習
大連語學校	大連市伏見臺	大九、三	三	一三五	日、支、英、傳習、普通教授、復習
南滿工專附設職業教育部	大連市伏見町	大一四、五	一二	一五六	左官科、木工科、商工科、鐵工科
大連普通學校	大連市楊樹町	大一五、三	八	三四〇	木科、罫科、初等科其他四科
大同女子技藝學校	大連市紀伊町	大一五、六	三	一三一	滿洲國女子の日常生活並びに普通學

大同女子技藝學校 滿洲國人女子のため家庭の向上を圖る目的で、關東廳公認、滿洲文化協會經營の中等女子手藝學校を大正十五年五月開設し、昭和七年九月大同女子技藝學校と改稱した。本科は修身、國文、日本史、數學、英文、圖畫、體操、音樂を主とし、裁縫、刺繍、染物を附隨せしめ、手藝課目のみを修得するために選科を設けてある。

修業年限は共に二箇年、本科への入學資格は、公學校（當）高等科卒業程度である。

實業補習教育 日滿兩國青少年の職業及び日常生活に必要な教育を施す目的で滿鐵が明治四十三年附屬地内の各小學校及び公學校に實業補習學校を附設した。其後年と共に隆盛に赴き校數附屬地内外を合して三十四を數ふるに至つたが、昭和十年五月一日青年學校令實施と共に滿鐵所在の各校は全部青年學校に編入せられ規則も亦南滿洲鐵道附屬地實業補習學校規則を南滿洲鐵道株式會社實業補習學校規則と改められ現在八校を存する。全部學科制とし教科目は支那語、英語、日本語、露語、商業、工業、機械、珠算、柔道等で六箇月を以て一期とし科目の雜易によつて修業期間を數期に分つ。

名稱	所在地	設立年月	職員數	生徒數	摘要
關東州實業學校	大連市山吹町	昭一〇、一〇	四	一〇〇	初等科六年、中等科六年、特殊學科、實業部を設置
大連青年會附屬小學校	大連市眞比須町	大一三、一〇	一六	四四	尋常、高等、補習
南滿商科學院	大連市敷島町	昭六、八	八	五五	高等商業一般
双葉學院	大連市薩摩町	昭七、四	一一	三一	高等商業一般、修身、國育、衛生、保育實習、普樂
大連市女子人文學院	大連市紀伊町	大一四、六	一二	一五六	高等卒業者に常識及び社會生活の準備と淑德を授く、修業年限一箇年
大連女子專修學校	大連市楊樹町	大一三、六	七	四四	本科、專攻、復習各一年

※…昭和九年四月實現在

青年學校 昭和十年四月二十三日勅令に依り關東州及び南滿洲鐵道附屬地青年學校令公布せられ五月一日より實施されることになつた。之によつて州内並に滿鐵附屬地に於ける從來の青年訓練所及び滿鐵附屬地所在の實業補習學校は廢止せられ、州内に五校、滿鐵附屬地に十九校（別に分教場七校）の青年學校が設立された。尚、六月十一日には外務省令在外青年學校令公布哈爾濱、吉林、奉天航空廠、同造兵所の四校も認可された。

名稱	所在地	設立年月	職員數	生徒數	摘要
金州青年學校	金州	大八、八	三	一三	
普蘭店青年學校	普蘭店	大八、八	四	一一	
瓦房店青年學校	瓦房店	大七、九	一	休講中	
熊岳城青年學校	熊岳城	昭四、七	一	一五	
計 八校				一五五	

青年學校一覽（昭和十年五月一日現在）

校名	職員數	生徒數	備考
旅順青年學校	一三	一三六	
大連常盤青年學校	一七	三〇	
大連沙河口青年學校	一八	三〇	
大連大廣場青年學校	一三	三〇	
大連松林青年學校	一三	三〇	
瓦房店青年學校	一四	二一	
熊岳城青年學校	一四	二一	
大石橋青年學校	一	一	（大石橋青年學校分教場（職員中）
營口青年學校	一三	三一	
海城青年學校	一四	二一	
鞍山青年學校	一九	三一	
遼陽青年學校	一三	二一	

從來青年訓練所は軍事教練に關し、又一方實業補習學校は實業教育を主としたが兩者は相互に低觸することあり、又斯かる二元的な設置は不經濟でもあるので、之等を統合し教育の合理化を計らんとの見地から青年學業の誕生を見たのである。更に青年訓練所は靑卒後二年にしてその入所するを得たのであるが之が欠陷少ならざるを認め青年學校にては靑卒と同時に入學し得ることゝなつた。青年學校は現在授業料を徵收せず、たゞ從來の實業補習學校に該當する專修科（二十才以上の者を收容）に於てのみ授業料を徵集する。

滿鐵補助學校一覽（昭和十年五月一日現在）

名稱	學級數	兒童數	職員數	設立年月	會社補助
滿洲國人側					
瀋陽東關學校	二	九五	二	大一五、六	一、二〇〇
戰山公學校	一三	六二	二	大一五、六	一、二〇〇
遼陽日語學校	一二	五五	二	大一五、四	一、二〇〇
瀋陽支那人實業學校	三	一三五	三	大一五、四	一、二〇〇
吉林商業學校	三	一三五	三	大一五、四	一、二〇〇
安東日滿實業學校	三	一三五	三	大一五、四	一、二〇〇
安東滿商公立小學校	一一	四六	二	大一五、六	一、二〇〇
計 八校	四一	一、四〇五	一五		九、六〇〇
朝鮮人側					
大石橋東成學校	二	九五	二	昭六、四	一、二〇〇
營口普通學校	三	一四四	三	昭四、四	一、二〇〇
鞍山普通學校	五	二一四	五	昭四、四	一、二〇〇
蘇家屯普通學校	三	一三五	三	昭四、四	一、二〇〇
奉天普通學校	一一	四六〇	一一	大九、一一	三、三〇〇
鐵嶺普通學校	八	三四〇	八	大六、五	二、四〇〇
開原普通學校	九	三八二	九	大三、三	二、七〇〇
四平街普通學校	五	二一四	五	大一一、四	一、五〇〇
公主嶺普通學校	五	二一四	五	大一一、四	一、五〇〇
新京普通學校	四	一七一	四	大一一、四	一、二〇〇
范家屯普通學校	三	一二八	三	大一一、四	九〇〇
木蘭普通學校	二	八五	二	昭一〇、一一	六〇〇
新民普通學校	五	二一四	五	大一一、四	一、五〇〇
遼陽普通學校	一	四三	一	昭一〇、一一	三〇〇
通山普通學校	一	四三	一	昭一〇、一一	三〇〇
鞍山昭和製鋼所普通學校	二	八五	二	昭一〇、一一	六〇〇
鳳凰城普通學校	二	八五	二	昭一〇、一一	六〇〇
安東普通學校	四	一七一	四	大一一、一一	一、二〇〇
安東共興會夜學校	一	四三	一	大一一、一一	三〇〇
安東濟生學校	一	四三	一	大一一、一一	三〇〇
安東新興學校	一	四三	一	大一一、一一	三〇〇
撫順普通學校	一二	四九二	一二	大一一、一一	三、六〇〇
哈爾濱普通學校	一一	分校	一一	大九、九	三、六〇〇
計 二十四校	一三五	五、一九五	一三五		四一、四〇〇
分教場七校					

※…學級及び大連の四校を合ます

滿鐵會社補助學校 滿洲國人初等教育及のため、大正九年から滿洲國人初等教育に教員を派遣し、每年多額の補助を與へてある。之等學校の性質程度は日語學堂に類するものである。又同會社は昭和二年六月十五日、朝鮮總督府との協定に基いて、滿鐵附屬地及び其附近に於ける朝鮮人初等教育機關にも每年補助を與へ、教員を派遣してある。

教育助成機関

皇太子殿下御成婚記念育英資金　大正十三年一月二十六日今上天皇陛下御成婚の大禮が行はれたるに當り、一般兒童奬學の思召を以て、關東廳に二萬圓の御下賜金があつた。この御下賜金を以て大正十五年度から事業を開始し、小學兒童文庫補助、鮮人學校補助等をなし相當の成績を擧げてゐる。希望者は學校長を經て關東廳に出願することになつてゐる。尚、本財團の基礎を鞏固にするため、大正十三年度より關東州廳及び滿鐵會社より五箇年間に各九萬圓の補助を受入れ、總額二十萬圓の財團を組織する計畫を樹て、既に豫定の資金を造成し、今日に至つてゐる。

滿鐵奬學資金　滿鐵は創業二十周年紀念事業として、昭和二、三兩年度から百萬圓を醵出して滿鐵奬學資金財團法人を設け、昭和三年四月から事業を開始した。本財團は經濟各員會で銓衡決定した者に奬學金を給與し、その範圍は滿鐵社內外を問はず、在滿邦人竝にその子弟に及んでゐる。昭和十年五月末日現在に於ける支給總人員二百三名で、この內、中等學校八十五名、專門學校五十七名、高等學校及び大學豫科二十三名、大學三十八名、總支給額は五萬七千七百四十圓である。其他研究費支給者八名で支給額總額は一萬圓、外國留學生は一名で年額五千五百圓を支給してゐる。

大連奬學會(領前小學校內)　大正十年十月大連民政署管內の初等教育及び學事關係者に依つて、教育改善進歩竝に社會の教化を目的として組織した教育會を、創立當時は、會長に民政署長を推戴し、事務所を大連民政署內に設き、所用の事業に邁進して來たが、漸次獨立の機運を促進し、昭和六年三月會則の改正を行ひ、會長は正會員中から推擧することになり、事務所を會長所屬の學校內に設けてゐる。

現在の事業は調査部、研究部、社會部、體育部に分ち、別に編輯部(家庭雜誌發行)教科書配給部(南滿教育會發行のものゝみを取扱ふ)、出版部(大連市指圖發行)を有してゐる。

金州奬學會(金州民政署內)　大正九年四月、金州民政署當局の發起に基き、同署管內の學事關係者に依つて組織された。教育の改善進歩を圖ると共に、會也教育普及を目的とし、學資の貸與及び補助、善行者表彰、講演會等をなしてゐる。

普蘭店奬學會(普蘭店民政署內)　大正九年十月八日金州奬學會普蘭店支會として設立し、大正十二年四月一日から分離獨立した。事業として學校教育、講演、視察、教育其他公共事業、功勞者竝に篤行者の表彰、教育上必要なる施設等をなす。

鏡子寨奬學會(鏡子寨民政署內)　大正九年五月創立當時は金州奬學會の一支會であつたが、大正十三年十二月に獨立分離し、昭和五年十一月會則を改正した。鏡子寨管內に於ける教育の向上を圖り、會也教化の普及に努むるを目的としてゐる。事業としては、教科書の配給、社會教育、巡回活動寫眞、講演會の開催、優良教員、教育功勞者の表彰をなしてゐる。

旅順興文會(旅順民政署內)　大正九年四月管內の初等學校職員全部及び本會の趣旨に賛同せる有志を以て會員とし、文化の開發及び社會の教化を圖るを目的としてゐる。講演會、講習會、研究會、體育會等を開催し、學資表彰及び學資補助、旅順要覽發行、教科書配給、各種教化事業に貢獻してゐる。

新京教育奬勵會(新京滿鐵地方事務所內)　故土橋大次郎氏の遺志により、大正九年六月二十九日財團法人として設立し、新京各種學校の生徒で將來有望の者に學資の貸與及び給與をなし、會社、銀行、商店等の被傭人の勤行者表彰をその主なる目的としてゐる。

南滿洲教育會(關東州廳內)　明治四十二年八月、旅順に於て發會式を擧げた。滿洲在住の教育者相互の連絡と滿洲教育の向上とに貢するを目的とし、滿洲教育會に貢獻してゐる。現在會員二千六百名に及び、事業としては、會報發行、調査會、教育視察及び展覽會、諮問調査竝に研究、教科書編纂等である。同會の教科書編輯部は、大連市兒玉町にあり、大正十一年關東廳(現在關東州廳)と滿鐵會社との共同經營になるもので、滿洲國人教育のため教科書編纂、邦人生徒の特殊の補助材料の編輯をなしてゐる。現在まで同部に於て編輯した教科書及び教授用書籍は四十六種百八十二册の多きに及んでゐる。

社會教育機関

旅順圖書館　大正七年十月旅順千歳町(舊露淸銀行跡)關東都督府博物館に設置した關東都督府圖書閲覽場が本館の前身である。大正十年之を關東廳博物館本館內に移し圖書部と稱したが、其後規模を擴張する必要を認めて、大正十四年十一月現在の松村町に移轉し博物館圖書部と稱することになつた。關東廳博物館圖書の蒐集に努め昭和二年四月關東廳博物館附屬圖書館と改稱し、同年十月舊市街に電川圖書館の公布と共に圖書の移管を開始し、同年十一月勅令により更に關東廳圖書館と改稱、博物館から分離し、昭和九年十二月關東廳奬學會普蘭店支會より寄贈され、同圖書館も旅順圖書館と改稱、現在に至つてゐる。

滿鐵圖書館　滿鐵會社は明治四十年に大連に、同四十三年奉天に各參考圖書館を設置し、漸次沿線各主要地に通俗圖書館(現在二十四館、分館四)を設置し、社員及び一般の閲覽に供してゐる。滿鐵圖書館の藏書冊數は、約五十二萬六千册に達し、一箇年專館延人員は八十五萬人に及んでゐる。

各圖書館では、讀書券(二箇月分六十錢、半年分一圓七十錢、一年分三圓)を發行し、その希望する所の圖書を配布し、讀書の便を圖つてゐる。會社經營の巡回書庫制度は、圖書館所在地以外の中間驛、小學校分教場或は青林、洮南、鄭家屯をはじめ、遠く海龍、齊々哈爾、滿洲里に及び、現在巡回箇所數約二百、運轉實册數一萬三千册にして、一般の閲覽或ひは貸出をなしてゐる。尚、滿鐵直通列車には、列車文庫を備へ、其の數十六箇列車に及んでゐる。其他沿線各圖書館が該地方の諸團體に對し貸與、配給する機關として團體文庫と稱する設備もある。

南滿洲鐵道株式會社圖書館一覽表(昭和九年末現在)

館名別	開館日數	閲覽人員			圖書冊數			閲覽券	閲覽人員		圖書文庫	
		總數	一日平均	前年度との比較	總數	增減	前年度との比較	發行所數	總數	一日平均	箇所	冊數
大連	三三〇	一九二、三三一	五八二	一、三九九	一〇二、九二五	一、三三五	一、三九九	一	一、三五八	四	一	三、三〇〇
旅順	三〇四	一〇一、九二五	三三三	一、三九九	四五、四四一	一、三三五	一、三九九	一	一、三五八	四	一	三、三〇〇
奉天	三〇四	一〇一、九二五	三三三	一、三九九	四五、四四一	一、三三五	一、三九九	一	一、三五八	四	一	三、三〇〇
撫順	三〇四	一〇一、九二五	三三三	一、三九九	四五、四四一	一、三三五	一、三九九	一	一、三五八	四	一	三、三〇〇
鞍山	三〇四	一〇一、九二五	三三三	一、三九九	四五、四四一	一、三三五	一、三九九	一	一、三五八	四	一	三、三〇〇
本溪湖	三〇四	一〇一、九二五	三三三	一、三九九	四五、四四一	一、三三五	一、三九九	一	一、三五八	四	一	三、三〇〇
安東	三〇四	一〇一、九二五	三三三	一、三九九	四五、四四一	一、三三五	一、三九九	一	一、三五八	四	一	三、三〇〇
公主嶺	三〇四	一〇一、九二五	三三三	一、三九九	四五、四四一	一、三三五	一、三九九	一	一、三五八	四	一	三、三〇〇
長春	三〇四	一〇一、九二五	三三三	一、三九九	四五、四四一	一、三三五	一、三九九	一	一、三五八	四	一	三、三〇〇
四平街	三〇四	一〇一、九二五	三三三	一、三九九	四五、四四一	一、三三五	一、三九九	一	一、三五八	四	一	三、三〇〇
撫松	三〇四	一〇一、九二五	三三三	一、三九九	四五、四四一	一、三三五	一、三九九	一	一、三五八	四	一	三、三〇〇
哈爾濱	三〇四	一〇一、九二五	三三三	一、三九九	四五、四四一	一、三三五	一、三九九	一	一、三五八	四	一	三、三〇〇
齊々哈爾	三〇四	一〇一、九二五	三三三	一、三九九	四五、四四一	一、三三五	一、三九九	一	一、三五八	四	一	三、三〇〇
海龍	三〇四	一〇一、九二五	三三三	一、三九九	四五、四四一	一、三三五	一、三九九	一	一、三五八	四	一	三、三〇〇
撫順	三〇四	一〇一、九二五	三三三	一、三九九	四五、四四一	一、三三五	一、三九九	一	一、三五八	四	一	三、三〇〇
鞍山	三〇四	一〇一、九二五	三三三	一、三九九	四五、四四一	一、三三五	一、三九九	一	一、三五八	四	一	三、三〇〇
本溪湖	三〇四	一〇一、九二五	三三三	一、三九九	四五、四四一	一、三三五	一、三九九	一	一、三五八	四	一	三、三〇〇
安東	三〇四	一〇一、九二五	三三三	一、三九九	四五、四四一	一、三三五	一、三九九	一	一、三五八	四	一	三、三〇〇
公主嶺	三〇四	一〇一、九二五	三三三	一、三九九	四五、四四一	一、三三五	一、三九九	一	一、三五八	四	一	三、三〇〇
長春	三〇四	一〇一、九二五	三三三	一、三九九	四五、四四一	一、三三五	一、三九九	一	一、三五八	四	一	三、三〇〇
四平街	三〇四	一〇一、九二五	三三三	一、三九九	四五、四四一	一、三三五	一、三九九	一	一、三五八	四	一	三、三〇〇
撫松	三〇四	一〇一、九二五	三三三	一、三九九	四五、四四一	一、三三五	一、三九九	一	一、三五八	四	一	三、三〇〇
哈爾濱	三〇四	一〇一、九二五	三三三	一、三九九	四五、四四一	一、三三五	一、三九九	一	一、三五八	四	一	三、三〇〇
齊々哈爾	三〇四	一〇一、九二五	三三三	一、三九九	四五、四四一	一、三三五	一、三九九	一	一、三五八	四	一	三、三〇〇
海龍	三〇四	一〇一、九二五	三三三	一、三九九	四五、四四一	一、三三五	一、三九九	一	一、三五八	四	一	三、三〇〇

近江町	三四四	四、一五三	四三三	四、四四五	一六、六九二	六二・八	一六、八五四	六六・八	八・五	—	六〇・三	—	三六	一〇六・〇〇	—	—	—
埠頭	三〇七	六、七七六	八〇七	七、六九五	三四、六九八	八六・五	二七、三二六	八五・三	二三・三	—	三四・八	—	二〇七	三八四・〇〇	—	—	—
（日出町）	三九九	四、六九九	四九九	四、七八四	三六、四九九	一三三・〇	三四、五二一	八九・三	二〇・二	—	—	二一・七	二〇七	四四四・八〇	—	—	—
沙河口	三九九	三四、四四三	六二一	三四、〇八四	三三、六九八	七六・八	四四、八四二	一二九・一	—	三・三	—	六六・五	二五六	九九四・〇〇	—	—	—
南沙河口	三〇一	三八、八八六	三〇七	三〇、六〇三	三一、九三四	八〇・九	二二、九七四	九一・五	一六・九	—	三五・五	—	四〇	一三二・〇〇	七	一、六〇〇	三、五〇〇
瓦房店	三〇七	九、七九七	二六八	一〇、四〇三	二四、三三七	一三〇・六	一六、八二五	一二三・三	—	六・四	—	五九	一〇四	六九八・〇〇	六	一五〇	一、三〇〇
大石橋	三〇一	九、六九六	三五七	九、六九一	四〇、一四一	一四〇・六	六、三四七	一三九・五	一九・五	—	二一・三	—	一〇三	六三一・八〇	—	—	—
（海城）	二四四	七四四	四四四	一、一六六	七、七〇〇	一三八・七	一九、五四四	二一・六	一〇六・八	—	三四・九	—	三三	八四・〇〇	一	一、一〇〇	一、三〇〇
營口	三〇一	七、四九九	三四四	七、七九三	三三、九三三	一〇八・一	二九、〇九九	九九・四	四六・三	—	二〇・九	—	一七一	三五〇・八〇	—	—	—
鞍山	三九九	三三、四〇一	一、三三六	三四、三三七	三七、八一〇	九九・七	一〇、四八六	八〇・六	—	六・一	—	四四・〇	二五六	一、一三五・〇〇	一	一四〇	一、三〇〇
遼陽	三〇三	二〇、三四四	六六七	二一、〇〇一	一八、〇〇七	九三・九	九、三五一	四一・二	—	四・四	—	三五・九	九九	三三一・〇〇	—	—	—
蘇家屯	七九	—	一、七三三	一、七三三	六、四八一	八一・〇	二一、〇二三	四七・七	（九年十二月開館）				三〇	八四・〇〇	—	—	—
奉天	四四四	三〇、七七七	九、四九九	三七、三三四	八四、四九九	二二一・四	一九、八六九	一五六・一	三三・五	—	三八・三	—	二五六	六八七・八四	—	四〇〇	三〇〇
八（高千穗）町	三〇四／三八八	九、八二六	一、四九九	一一、三四四	二九、四三六／三九、〇六八	一四七・二	一七、四四八／四四、九七四	一〇四・〇／六〇・九	二六・五	—	三三・一	—	二二六	三四〇・八〇／四八・八四	—	—	—
鐵嶺	三九九	二〇、九九四	八〇〇	一一、四四〇	四四、〇四一	八四・七	一九、一四四	九九・一	七・五	—	三〇・一	—	一四五	三六一・八〇	—	一五〇	一〇〇
開原	三八〇	九、九九八	三六七	一〇、四九九	四〇、四三三	一三〇・六	二一、〇七七	四七・五	三〇・五	—	—	三五・七	一〇四	四〇一・〇〇	—	—	—
四平街	三九九	九、一四四	四九九	九、九九九	三四、一〇三	一二七・九	二九、八四一	一〇九・九	四・一	—	三五・九	—	一〇〇	四九九・〇〇	四	一、〇〇〇	—
公主嶺	三四四	八、八三七	四九九	九、六二四	一九、七三四	九七・〇	一〇三、〇二〇	八〇・一	—	七・六	—	九・七	一二九	三七七・〇〇	八	三、三〇〇	三、八〇〇
新京（白菊町）[illegible]	三四四	三〇、六六八	三、六六八	三四、三六六	一〇〇、三八三	三四四・〇	四四、六九六	一二八・二	三九・九	—	六六・九	—	三七五	一、〇三六・四〇	四	三、一〇〇	六、三〇〇
本溪湖	三四四	七、八九九	三〇一	八、〇二〇	三三、四九九	一二八・四	四四、四九六	九〇・四	—	七・三	—	一〇・五	一〇〇	四六八・八〇	一	四〇	八
安東	三九九	二九、九四四	三七九	二〇、二〇四	三一、六四四	一〇七・一	九、七四四	八〇・四	—	二五・三	—	三五・〇	一六九	三八八・一〇	—	—	—
（鷄冠山）	三〇四	九九九	二六九	一、三八四	二、三六八	三八・五	六九、九四一	三三・五	二一・七	—	八・七	—	三〇	三三四・八〇	—	—	—
撫順（千金寨）	四四四	三四、四四三	一、六六九	三六、三九九	四三、八六六	一四八・〇	二一、〇三五	一二九・八	三九・六	—	二一・九	—	二四八	一、四四〇・一〇	四	二、四〇〇	二、五〇〇
哈爾濱	三〇四	二七、一八四	一、〇五三	二八、三六六	三九、三一七	一五五・一	[illegible]	四六・九	—	二・七	—	七・三	一四〇		—	—	—
計	七、八〇四	四五七、五〇四	二九、九九九	四五八、五五五	一、一三五、九三一	一四〇・一	八五二、九八八	一〇八・〇二	三四・五	—	八・七	—	六、四四五	一三、九九九・五五	四六	一三、〇六六	一〇、九一七

【備考】一、本表中には新聞、雜誌の閲覽數を含まず。
二、讀書券（大連、奉天兩圖書館は圖書帶出券）所持者數及其圖書館附屬所數は三月末現在とす。

旅順博物館　舊滿蒙物產館と稱し、大正六年四月一日旅順松村町に開館したが、同七年十一月現在の大迫町に移轉、翌八年四月關東廳令に依り關東廳博物館と改稱した。昭和九年十二月關東廳廢止され關東州廳設置されるに及び旅順博物館と呼稱する樣になつた。本館、記念館の二館に分かれ、別に附屬植物園（後樂園內）がある。滿蒙に於ける學術技藝其他の參考資料を蒐集保存して公衆の觀覽に供し、一般の知識及び趣味の向上を圖り、兼て學術研究上に必要な資料を供給するを目的とし本館を動物、植物、水產、鑛物、風俗、考古、陶磁器、參考の各部に分け、就中考古陶磁器部は滿支全土に亙つて資料を仰ぎ特色あるものである。其他先史時代の遺物、有史時代の遺物をも陳列してゐる。

考古品中には大谷光瑞師の蒐集した支那、西域、印度の貴重品七千五百點餘があるが、昭和四年九月師は之等の全部を同館に寄附した。記念館は旅順要塞戰に關する戰爭記念品を蒐集し、往年の苦戰の跡を追懷せしむると共に戰史研究に資せしめてゐる。

	本館 開館日數	本館 觀覽人數	記念品陳列所 開館日數	記念品陳列所 觀覽人數
昭和七年	三五二	四九、八三一	三五二	三二、一四三
同八年	三五九	六六、九五三	三五九	四七、二五三
同九年	三五九	七一、七五九	三五九	五六、八五五

滿洲資源館　滿洲資源館は、大正十五年十月滿蒙物資參考館の名稱で現在の大連市兒玉町に開館したが、昭和三年十一月、滿蒙資源館と改稱し、更に昭和八年四月、滿洲資源館と改稱した。

滿鐵會社の經營する所で、主として滿洲に於ける資源の實狀を具さに紹介して、その利用開發に資すると共に、產業の振興發達に寄與せんとし、併せて滿洲に對する常識の普及、科學知識の向上を目的とするにある。從つて滿蒙の資源を鑛產、農產、畜產、林產、水產等に概括分類して、之等の實物標本を初め、模型圖表等を蒐集作成して陳列してある。

其他參考品として、日本、朝鮮、支那及び歐米品をも蒐集し、滿洲の原產品に對照陳列して、その趣旨の諒解に便ならしめ、尙又、之等の基礎的或ひは學術的研究の一般をも併せ示してその目的達成に努めてゐる。從つて同館には自然資源の標本は網羅し盡し、而も世界的に珍奇とせらるゝもの尠くない。

尙、此外標本類の貸出、各種資料の提供照會に對する應答、印刷物の發行等の事務を處理してゐる。

神　社

概況　滿洲に於ける神社の創立は明治四十一年千山神社（千山）竝に關山神社（大連老虎灘）の設立を見たのが最初である。現在數は關東州十一社、滿鐵附屬地三十一社、其他領事館管內八社、合計五十社であるが、その大部分は大正三年以後御大典記念の意味を以て各地に建設されたもので當時は內地の例に倣つて、神殿、拜殿、社務所、鳥居等形式だけは一應備つてゐたが氏子の數が少い關係上維持費少なく且つ極めて小規模のものが多かつた。然し大正十一年五月勅令第二百六十二號に依り關東州及び滿鐵附屬地における社寺行政に關する關東長官の權限を確定され法令の根據が出來てそれ〲社寺宗教行政の規則が制定されて以來神社の尊嚴と體裁を具備するため一定の規制の下に漸次改善されるに至つた。又滿洲事變以來日本精神の勃興は在滿邦人間に神祇崇敬の念を一層高め、從來建立を見るに至らなかつた吉林、錦州、哈爾濱、齊々哈爾其他の各地に續々建設を見るに至つたことも亦特筆すべきであらう。

維持經營　滿洲における神社の經費はその大部分を氏子又は崇敬者の負擔に依るを原則として居るが、その實情は內地府縣社以下の神社におけるそれとは稍異り、一般に經費の資源は賽錢、御神饌料、基本財產收入、寄附金、補助金、神饌、幣帛料及び氏子の供進金に依つて居る。滿鐵附屬地における內地人の內多數を占めるものはいふまでもなく滿鐵關係者であるから神社と滿鐵との關係は頗る密接で、神社の創建、改修、移轉等には滿鐵の寄進が多い。また每年經常費へも御饌幣帛料及び相當の補助を

供進して居る。各神社の一箇年の經費は大連神社の二萬八千圓を筆頭とし、奉天神社の一萬六千圓これに次ぎ、その他一社平均三千三百餘圓を示して居る。

神職 神社には一人以上の神官を置くことを原則とするが、維持經營、氏子、崇敬者の關係上專任者を置くことが困難なものもある。即ち神社に對し、神官は名に過ぎない狀態である。神官の名稱は區々であつたが、大正十二年より總てを神職と呼び、更にその資格を規定したが、その待遇に至つては稍々の事情から未だに決定されてゐないが、大體において其俸給最高月額二百四十圓から最低五十圓、平均百一、二十圓程度で、神社の經營狀態如何により本俸の外に別手當を支出されて居るものもある。

滿洲神職會 大正九年六月中川譲吉（撫順）、都甲伸多（安東）、岡利輔（奉天）、池田住（公主嶺）の四神職が發起して創立し、全國神職會と連絡し神社の隆盛、斯道の發展及び各種の研究、社會教化の事業等を行つて居る。現在の役員竝に會員氏名は左の如し。（昭和十年九月末）

▲役員

會長 關東局司政部長武部六藏、副會長關東州廳內務部長白石喜太郎、同滿鐵地方部長宮澤惟重、同奉天神社神職山內記夫、幹事長關東局囑書記長三浦正直、幹事大連神社神職水野直鑑、同大連沙河口神社神職長河野清、同安東神社神職都甲伸多、同四平街神社神職長岡正烽、主事關東局屬松尾昇作、書記關東州廳屬河野章五郎。

▲會員

神社名	氏名
大連神社	水野直鑑
同	原木執
同	鈴木雄治
同	水野久直
同	森勇
大連金刀比羅神社	平田勝重
同	豊山利器
沙河口神社	河野清
同	井上新吉
柳樹屯稻荷神社	香河吉太郎
金州神社	加藤忠美
普蘭店神社	三宅直一
貔子窩神社	青山俊文郎
瓦房店神社	森上技
大石橋神社	東山惣三郎
營口神社	福島正雄
鞍山神社	星野行堪
遼陽神社	平井利雄
奉天神社	山內紀夫
同	山內茂義
撫順神社	佐藤種德
同	眞春男
本溪湖神社	阿部晨平
安東神社	都甲伸多
鐵嶺神社	太田親男
開原神社	米原昇
四平街神社	長岡正烽
公主嶺神社	石井忠
新京神社	植村近平
吉林神社	庄木光政

神社一覽表（昭和十年九月）

名稱	鎮座地	祭神	例祭日
大連神社	大連	天照皇太神、大國主神、靖國神	五、一〇 一〇、一
金刀比羅神社	同	大物主神、崇德天皇	六、一〇
惠比須神社	同	事代主神	一〇、二〇
沙河口神社	同	天照皇太神、大國主神	五、一〇 一〇、一
關水神社	同	事代主神、崇德天皇	一〇、一七
柳樹屯稻荷神社	柳樹屯	宇賀魂神	八、二五
小野田神社	周水子	猿田彥神	六、八
周水神社	同	天照皇太神、明治天皇、大國主神	六、一
金州神社	金州	[illegible]太神	五、一五 九、一五
普蘭店神社	普蘭店	天照皇太神	五、一六 九、一七
貔子窩神社	貔子窩	同	五、二
瓦房店神社	瓦房店	天照皇太神、大國主神	六、四 一〇、四
熊岳城神社	熊岳城	大國主神、天照皇太神、明治天皇	九、九
大石橋神社	大石橋	天照皇太神、大國主神	五、二五
海城神社	海城	明治天皇	五、一一 一〇、一一
營口神社	營口	明治天皇、昭憲皇太后	五、三 一〇、三
鞍山神社	鞍山	天照皇太神	五、一 九、一
千山神社	千山	天照皇太神、大國主神	九、一四
遼陽神社（木社）	遼陽	天照皇太神、豐受大神、神武天皇、應神天皇	四、三 九、四
煙臺神社	煙臺	天照皇太神、大國主神	五、一四 九、一九
奉天神社（木社）	奉天	天照皇太神、明治天皇	五、一五 九、一五
蘇家屯神社	蘇家屯	同	一〇、一
撫順神社	撫順	天照皇太神、大國主神、金山比古神、金山比賣神	六、一六 一〇、一
惠比須神社	同	事代主神	五、一六
本溪湖神社	本溪湖	金山彥神、天照皇太神、明治天皇、大國主神	五、一〇
橋頭神社	橋頭	天照皇太神、明治天皇、大國主神	五、一五 一〇、一五
連山關神社	連山關	天照皇太神、明治天皇、靖國	四、二〇 一〇、二〇
安東神社（木社）	安東	天照皇太神、應神天皇、天兒屋根命	五、一 九、一五
鷄冠山神社	鷄冠山	天照皇太神	五、一〇 一〇、一〇
鳳凰城神社	鳳凰城	同	五、二〇 一〇、二〇
劉家河神社	劉家河	同	五、一七 一〇、一七
草河口神社	草河口	同	五、二三 九、二三
通遠堡神社	通遠堡	同	五、一六 九、一六
鐵嶺神社	鐵嶺	天照皇太神、明治天皇、大國主神、靖國	四、二〇 九、二五
新臺子神社	新臺子	天照皇太神	九、二一
開原神社	開原	天照皇太神、大國主神	九、九
昌圖神社	昌圖	天照皇太神	九、二〇
四平街神社	四平街	天照皇太神、明治天皇、大國主神	九、一五
公主嶺神社（木社）	公主嶺	天照皇太神	四、二三 八、二三
郭家店神社	郭家店	同	五、一五 九、一〇
新京神社	新京	天照皇太神、明治天皇、大國主神	五、一四 九、一四
范家屯神社	范家屯	天照皇太神	五、二〇 一〇、二〇
吉林神社	吉林	天照皇太神、明治天皇、大國主神	不明
哈爾濱神社	哈爾濱	同	五、二六
齊々哈爾神社	齊々哈爾	天照皇太神、明治天皇	五、一六 九、一六
延吉神社	延吉	天照皇太神	四、二三 八、二三
通遼神社	通遼	明治天皇	不明
榮錦神社	間島汪清縣	天照皇太神	九、二六
敦化神社	敦化	同	五、二四 九、二四
錦州神社	錦州	—	—
計			五十社

各地神社の建立其他

新京神社改革 元の長春神社、即ち現在の新京神社は外觀の一新を機として昭和十年夏に至り內部制度の改革を行つた。その要項は左の如し。

一、神社役員 相談役十名（關東軍司令部より一名）▲總代長一名▲總代十二名（各區長その任に當る）▲副總代三十一名（各町內會副會長その任に當る）▲委員六名▲常任幹事三名。

二、神前結婚料 神前結婚の方法如何により料金を原則として三十圓、二十圓、十圓の三種に分つが先方の要求に從ひ金額の增減を成すことを得。

三、社頭收入 社頭で行はれた祈禱、神札、繪葉、初穗料、新穗料、御神饌等は全部社頭收入とする。

四、社頭外收入 社頭外で得た收入はその四割を社頭收入とし六割を神主の收入とする。

五、神職增員 氏子戶數の激增に伴ひ祭典數增加せる實情に鑑み神職三名を增加。

六、神職の職名に關する件 神職の職名及び人數を左の如く決定した。社司を一名、社掌を二名、出仕を三名置く。

七、俸給、手當、賞與に關する件

八、退職慰勞金制度制定に關する件 每年一定の金額を積立金とし資金に充てる。

九、神職服務事務決定に關する件

十、供進金徵收に關する件

十一、神社本殿廻り拂へに關する件

十二、常任幹事を一名總代から選出する件

右と同時に神職の更迭あり、新京在勤十二

年七月の長きに及び名神職の名があつた井上香木氏は一身上の都合により勇退し、初代宮司として植村近平氏が奉任したが、同氏は栃木縣別格官幣神庫澤神社宮司から轉出して來た人である。

大連神社の光榮　畏くも閑院宮殿仁親王殿下の御染筆になる「大連神社」の社號扁額が昭和十年九月二十九日大連神社拜殿に掲げられた。殿下の御染筆になる扁額は丈五尺、巾二尺、額縁をそへれば約八尺であるが大連神社が御染筆を拜受するまでには次のやうな拜察するだに畏き經緯がある。

閑院宮殿下におかせられては實る大正十五年九月二十五日關東州施政二十周年記念祝賀式御參列のため御渡滿の際り親しく大連神社に御參拜、公孫樹を御手植遊ばされ併せて幣帛料の御供進あり、現在の社殿の改築御造營計畫は實にこの殿下御參拜の時から始まり、この有難き令旨にそひ奉らんとする全市民感激の結晶が現在の本殿建立となつたもので、殿下の御染筆拜受の熱望は既にこの時から市民の腦裡に植ゑつけられたのであつた。しかるに昭和十年三月二十五日圖らずも殿下御附別當稻垣三郎中將の參拜を得、水盃神饌が謹んで御因緣聞き落時の御模樣を申し上げ、更に民政署より正式に御染筆御下賜方を願ひ出でたところ、同中將より上奏の上御許容あらせられ、八月二十五日御染筆遊ばされし旨の御沙汰あり、大連市民はこの光榮に感激し、氏子總代小澤太兵衛氏は九月十日湯齋して東京麹町の宮家に伺候、御染筆を拜受したものである。

鎭州神社建立　神社建立の儀は同地在留邦人の間に昭和九年以來具體化した結果、工費八千圓を以て昭和十年春より起工、同年五月末本殿、玉垣、鳥居、參道等の第一期工事を竣成した。依つて同日氏會長は氏子を代表して渡日、伊勢大神宮より御神體を御迎へし、同年六月二十一日遷宮式を擧行、なほ同日から三日間に亙り、始めての盛大なる大祭を擧行した。

北安神社建立　北安神社は龍江省北安鎭在留邦人五千五百人の守護神として天照皇太神宮、明治神宮より二柱の御神體を御迎へしたものである。社殿は昭和十年六月起立、同八月十日竣工式を行ひ、同時に遷宮式、遷座式が執行された。北安神社の鎭座は前陸相林銑十郎大將の揮毫になるものである。

沙河口神社新神殿　大連沙河口神社は大正三年の創建に係り、爾來二十有餘年を閱みして居るが西部大連の發展と共に舊社殿は狹小且つ相當の荒廢を來したので昭和八年二月氏子總意の下に改築することに決定總工費八萬二千圓を以て野島組の手で同九年七月竣工、同八月上棟祭を擧行、同十年九月竣工した。總建坪百六十二坪、內本殿百四十一坪、神門二十一坪、外に瑞垣延長三十五間、築地延長百四十五間である。正遷座祭は九月二十八日午後八時より嚴嚴に執行され、同二十九日午前十時より奉祝祭が盛大に擧行された。

日の本神社　山福關〇〇〇〇隊では昭和十年九月初旬隊員の敬神思想鼓吹のため隊內警備に全將士の手で神社を建立、日の本神社と名づけ鳥林大學師の來關を機會に遷宮式を催したが、更に同月末盛大な鎭守祭を催した。

綏中に神社建立　綏中在留邦人は同地縣民の協力を得敬神崇祖の精神を發揚し、縣民精神の陶冶を圖るべく綏中神社を建立し、更にその境內に滿洲事變以來祖國のため奮鬪せし名譽の殉職者を祀り、その功績を永遠に表彰するため日滿殉職者の忠魂碑各一基を建立するに決し、目下業務を遂行中であるが、醵資意外に多額を要し同地居留邦人および縣民のみではその負擔に困難を感ずる狀態に至つたので、發起者側は種々協議の結果經費の一端を遼西各地の在滿

邦人より仰ぐに決定、趣意書を配布し、目下委員を派して援助方を依頼中である。(昭和十年九月)

奉天神社の新頌碑　昭和十年九月奉天神社の靜かな林地に新頌碑が建設された。發願の士森田組松氏、上田林氏を始め四十九名が滿洲開發促進新頌建成と我皇軍の勳功に感謝し、相謀りて碑一基を建立奈邇の議を決し、本庄將軍に題字「愛國」の二字の揮毫を受け、同年四月工を起し、竣工を告げたので九月十三日各關係者多數參列のもとに新頌奉賽祭式を執行、終りて直に除幕式が行はれた。

宗教

宗教概觀

滿洲に於ける宗教は支那在來の宗教と日本その他諸外國より扶植せられた宗教と二大別する事が出來る。即ち滿洲側においては主として支那在來の宗教たる佛教、儒教、喇嘛教、回々教等いづれも幾百千年の古き歷史を有する宗教が民族的に、社會的に、政治的に、若くは教育的に、その生活上密接な關係を持つて居り、これに近年日本人の信仰を主とする各種の宗教並にやゝ遲くより歐米人に依つて傳へられた基督教等が一部に布教され、頗る複雜多岐なるものがある。次に日本人側においては日本在來の神道、佛教、それに基督教は近內地で勃興しつゝある各種の新宗教が種々の形をとつて滿洲にも宣傳せられつゝある。

日本人側の宗教

概況　滿洲に於ける日本人側宗教を大別すれば、神道、佛教、基督教の三つに分ける事が出來るが其各宗派別を示せば左の如し。

神道——神道本局、天理教、金光教、大社教、黒住教、實行教、神理教、御嶽教、禊教

佛教——眞宗(本願寺、大谷派、興正派、高田派、佛光寺派、出雲寺派)、淨土宗(鎭西派、知恩院派)、日蓮宗(元一致派、本門法華宗、顯本法華宗)、曹洞宗、臨濟宗

基督教——日本基督教會、組合基督教會、メソヂスト教、カトリック教、救世軍、ミカリー教會、ホーリネス其他

而して右神、佛、基三教の傳道過程を概觀するに、その發端は主として、大體布教の基礎を固めた。神道本局に屬する金照教會は大正十四年大連市に、又神習所は昭和五年奉天に開設し、年々勢力を加ふ。また松山堤三氏は大正七年遼陽教會を起し、本部を大連に置き、支部を沙河口に設けた。

佛教　佛教は在滿宗教中最も優勢なる

ものて、寺院、布教所、禮信徒共その大半を占めてゐる。中でも活躍してゐるのは眞宗本派本願寺で、明治三十九年末迄に既に出張所、布教所八箇所を建て、同じ眞宗に屬する大谷派本願寺は僅に一寺院に過ぎない。内地に於て到る處殆ど伯仲の勢を示してゐる本派、大谷派の兩派が滿洲に於て著しく遲延のあるのは在滿邦人の多くが東北、關東、北陸地方より移住して來てゐる關係と、日露戰爭當時從軍布教に於ける活動如何に依るものである。

明治四十年以前に急速なる發展を遂げた佛教各派は明治四十一年に六箇所の寺院布教所を增設し、更に曹洞宗は同年十一月安東に、十二月に旅順及び大連に布教師を派遣し、越て安東相生寺、旅順龍心寺、大連常安寺が建立されるに至つた。尙ほ眞宗中の興正寺は大正三年に四平街に布教所を設け、五年には公主嶺に及ぼし、淨土宗の知恩院派は明治四十二年安東に布教を開始して現在二箇所に增加し、眞言宗は明治四十一年十二月大連に寺院を建て、以來旅順、營口、安東、撫順、奉天、公主嶺、長春等の各地に十六箇所の寺院布教所を設立した。同宗御室派は大正五年本溪湖に、醍醐派は昭和二年安東に開教し、日蓮宗の關本法華宗は大正八年營口に、本門法華宗は大正四年本溪湖に、夫々教師を派遣してゐるに日本內地に於て流布してゐる佛教中、天臺、黃蘗、時宗、法相、融通念佛及び華嚴宗を除いた他の宗派は、明治三十七年以來、滿洲の各地に悉く布教せられて居る。

基督教　日本人系統に屬する基督教は日露戰爭開始と同時に、軍隊の牧師を渡滿せしめたのに始まり、彼等は一方在留邦人に對しても宣傳し、明治三十八年四月に假教會所を總設した。同四十年八月には現在大連西通の日本基督教會を新設し、次に明治四十四年六月に旅順日本基督教會を建て遼陽、安東にも教會を設置した。明治四十二年には救世軍が新に大連に小隊を設け、大正二年には日本組合基督教會及び日本聖公會が大連市內に各一會堂を設立し、又組合教會は同四年より逐次奉天、長春、鐵嶺等に教會を建て、八年には大連市內にメソヂスト教會の設立を見、ホーリネス教會は六年に撫順をはじめ奉天、安東に、救世軍は大正十年以後奉天、營口に宣教機關を增設した。一方朝鮮人によつて宣傳せらるゝ長老會は大正五年に大連に各教會を設立し、ミカリー教會は大正十年より長春、四平街等に布教を始めた。

寺院教會堂數（昭和九年八月一日現在）

地方別	神道	佛教	基督教	計
旅順	九	六	二	一七
大連	一	一	一	三
甘井子	一	一	一	三
金州	一	一	一	三
普蘭店	一	一	一	三
瓦房店	一	一	一	三
關東州計	一四	一〇	七	三一
熊岳城	一	一	一	三
蓋平	一	一	一	三
大石橋	一	一	一	三
海城	一	一	一	三
營口	一	一	一	三
鞍山	一	一	一	三
遼陽	一	一	一	三
奉天	一	一	一	三
本溪湖	一	一	一	三
撫順	一	一	一	三
安東	一	一	一	三
鐵嶺	一	一	一	三
開原	一	一	一	三
四平街	一	一	一	三
公主嶺	一	一	一	三
新京	一	一	一	三
總計	三五	二六	一九	八〇

（註）右記數字は日本關係と外人關係のみ滿人關係は基督教に數箇を數ふるのみ。

各教團行事

◇大谷派本願寺　(イ)昭和九年十一月大連別院の本堂落成、十八間四面、延坪六百五十坪、總の高さ九十八尺、鐵筋コンクリート二階建、工費三十餘萬圓。(ロ)昭和九年十一月八日大連別院本堂八佛圓讀法要のため東本願寺大谷光暢法主には智子裏方と共に阿部專水宗務總長、河崎勵了布教師其他從者十三名を伴ひ、新京、奉天、北平、天津等各地巡錫後來連、同九日法要親修、十一日圓滿、新京において滿洲國皇帝陛下に謁見、次いで眞重を獻じ、滿支至る處で布教する感あつた。(ハ)昭和十年四月三日滿洲國々務總理鄭孝胥氏は白井、鄭兩領事館員同大連別院に參拜、皇帝陛下の眞影「蘇鷺普照」を拜觀、次で鄭總理自筆の額「天下和順、日月清明」を見て滿悅した。◇日蓮宗滿洲開教司監部　(イ)昭和十年九月三十日日蓮宗管長大僧正御像日蘇師は管長職の海外布教の嚆矢として來滿、同日午後六時半より大連放送局より放送、同二日金州三崎山神前祭を執行、日滿兩國の佛教、道教の僧侶參集、信徒等數百人參列大法要を修行し金州末曾有の盛事であつた。同三、四日旅順戰跡遊陸に亙りて追弔會、七日新京忠靈塔前に日滿要人參列大追悼會を修し、十日午前滿洲國皇帝に謁見。(ロ)五日滿蒙協和會館において時局大講演會開催、四王天中將、柴田身延布教部長、新井教學部長等と共に講演。(ハ)大連寺住職松村諦勵、日滿寺住職辻惠眞兩氏は六百五十年前單身諸國より滿蒙を踏破し、立正安國の本因を下種せし前外布教の元祖日持尊者の遺跡を探究の結果、記念として旅順白玉山麓に營城子山産の一丈一尺の自然石を以て記念塔を建立、昭和十年十月本山池水寺貫主を招聘して除幕式を擧行した。(ニ)昭和十年七月德川慶光公は家令森海軍少將と共に大連寺に參拜記念撮影。(ホ)同六月明治會總裁田中智學氏同十月五日四王天中將等いづれも參拜。◇御嶽教關東大教會所　昭和十年七月本會長以下登山會員一行十四名大連出發同二十八日頂上參拜、八月十四日歸連。◇帝國教本部　(イ)昭和十年七月皇國青年團を結成、北殉會式を擧行した、綱領は一、敎神皇祖皇國精神を發揮す。二、大義名分を明にし忠誠を期す。三、敎育を振興し忠誠を期す。四、敎化を普及し忠誠を發揮す。(ロ)光明會館設事業中學生自治寮の建築を寄附。(ロ)十年三月二十三日滿洲事變以來の戰歿殉死勇士の慰靈祭執行。(ハ)同五十一月武本喜代藏氏を迎へて「靈化講演會」を開催。(ロ)同十年一月日本メソヂスト共勵局長、木村謹治氏監督代理として來滿、新京、營口兩會堂建築、齊々哈爾新開拓等を協議。(ハ)同十年四月齊々哈爾に駐越吉一氏赴任、又小林前長氏は滿洲宣教部長を兼ね奉天教會牧師に新任。(ニ)十年九月營口教會々堂新築落成、同新京教會々堂新築起立。(ホ)全滿七ヶ教會の所在地並に主任牧師氏名左の如し。

大連教會　所在地　大連市二中通四丁目　主任　松氏
營口教會　同　營口新市街入船町二丁目　同　東松氏
奉天教會　同　奉天春日町十一（小山知良氏）　同　宣教師、都長兼任
公主嶺教會　同　公主嶺西四條通　大友良氏
新京教會　同　新京朝陽路百番路　工藤市北滿團第三六、倉田俊丸氏
哈爾濱教會　同　哈爾濱埠頭區三道街吉一氏
齊々哈爾教會　同　齊々哈爾龍江三馬路

◇日本組合基督教會(イ)昭和九年十月新京教會設立及び傳道開始（主任牧師渡瀨常吉氏）。(ロ)同十年六月哈爾濱同志會を設立。(ハ)同年六月日本組合基督教會本部傳道部長西尾幸太郎氏鮮滿を巡回布教。(ニ)同年八月四平街教會々堂建設（主任牧師秦田雅二氏）。

◇無住敎大連敎會所　(イ)昭和九年十月近畿風水害義捐金募集、百六十四圓五十七錢を寄贈。(ロ)十年三月二十三日滿洲事變以來の戰歿殉死勇士の慰靈祭執行。(ハ)同五

月二十五日大神祭六百年祭と講演會執行。(三)同八月在滿軍隊病疫者慰靈祭皇軍慰問綴來滿、新京、奉門、哈爾濱、一面坡、牡丹江、掖河、穆陵、綏芬河、奉天、瀋陽安東、大連、撫順、旅順等を慰問、慰靈祭と講演とを行ふ。

滿洲人の宗教

概　況　在來の宗教、即ち道教、佛教、儒教、回々教、喇嘛教等はいつれも支那同樣に滿洲人の生活を支配してゐるが、就中儒教は古來知識階級に終始され、道教は民衆的宗教として信仰され、佛教は道教の影響を受けてその信仰形式に於て道教と相通ずるものがある。即ちこの三宗教はその起源、歷史、教理を異にして三教一致の感がある。中でも道教及び佛教は互に混淆して佛教寺院中に關帝娘々を祀り、道教の廟宇で阿彌陀經を誦するの奇現象を呈してゐる。殿堂は概ね廟又は寺院と呼び、設立由來を概觀するに四種に分けられる。(1)宗教宣傳の道場。(2)靈驗又は瑞災祈禱を爲すもの。(3)神佛像の發見に依るもの。(4)戰役記念等で其內(2)の目的が最も多く、更に之を區分する時は發財の祈願、安產の祈願、子供の出世祈禱、疾病患厄の退治、天災の救濟、耕地に於ける害蟲驅除、豐作物の豐饒若くは大漁を得る等個人的若くは公共的に起因するものである。

佛　教　滿洲に於ける在來の佛教は曹善隣派、實禪派、法眼派、曹洞派、臨濟派、毘嵐派、靈鷲派等二十餘派に別れてゐる。この中臨濟派が最も多數で寺院はわが國と同じく寺、庵の稱號を有し、亦廟とも稱せられ、殆ど處の都邑に存在するが、何等宗教生活上の純宗的中心となつてゐない。佛教の最も盛んな地方は吉林、四通地方で阿什河、琿春、寧古塔、齊々哈爾地方がこれに次いでゐる。近年僧堂授戒、佛教會、佛教總會、講習所等設けられ、說教、教育、社會事業等に力を盡しつゝあり、佛教の復興は一面反基督教思想の勃興を促して居る。

道　教　道教は老子を祖としたものであるが、後世に至つて佛教に擬し偶像を設け寺觀なつた。道教は吉林、四通地方で阿什河、琿春、寧古塔、齊々哈爾地方がこれに次いでゐる。近年僧堂授戒、佛教會、佛教總會、講習所等設けられ、說教、教育、社會事業等に力を盡しつゝあり、佛教の復興は一面反基督教思想の勃興を促して居る。

元來は宗教でなかつたが、後世に至つて佛教に擬し偶像を設け寺觀なつた。道教は吉林、四通地方で阿什河、琿春、寧古塔、齊々哈爾地方がこれに次いでゐる。近年僧堂授戒、佛教會、佛教總會、講習所等設けられ、說教、教育、社會事業等に力を盡しつゝあり、佛教の復興は一面反基督教思想の勃興を促して居る。

仕丹江、琿春、寧古塔、齊々哈爾地方がこれに次いでゐる。近年僧堂授戒、佛教會、佛教總會、講習所等設けられ、說教、教育、社會事業等に力を盡しつゝあり、佛教の復興は一面反基督教思想の勃興を促して居る。

同にて寺、庵の稱號を有し、亦廟とも稱せられ、殆ど處の都邑に存在するが、何等宗教生活上の純宗的中心となつてゐない。佛教の最も盛んな地方は吉林、四通地方で阿什河、琿春、寧古塔、齊々哈爾地方がこれに次いでゐる。近年僧堂授戒、佛教會、佛教總會、講習所等設けられ、說教、教育、社會事業等に力を盡しつゝあり、佛教の復興は一面反基督教思想の勃興を促して居る。

この中臨濟派が最も多數で寺院はわが國と同にて寺、庵の稱號を有し、亦廟とも稱せられ、殆ど處の都邑に存在するが、何等宗教生活上の純宗的中心となつてゐない。佛教の最も盛んな地方は吉林、四通地方で阿什河、琿春、寧古塔、齊々哈爾地方がこれに次いでゐる。近年僧堂授戒、佛教會、佛教總會、講習所等設けられ、說教、教育、社會事業等に力を盡しつゝあり、佛教の復興は一面反基督教思想の勃興を促して居る。

滿洲に於ては龍門派に屬するものが多い。その寺院を觀、寺、廟と言ひ、廟宇の有名なものは千山の廟であつて、その他奉天地方吉林地方にも多くの廟があり、滿洲國人の多く居住する都市村邑にその見ない所はない程である。

儒　教　現在行はれてゐる儒教は事ら集代の理學、就中朱熹の學を宗とし、之を正統としてゐる。儒教に於ては祭生の問題には言及せず、從來傳ふる處に孔子廟を設けて之を祭り、孔門の諸賢、孟子等は勿論歷代の大儒また之に配祀され、春秋二季の釋奠に於ては牲幣を供へ、釋奠を奏し、前清時代までは官吏が三拜九叩の禮を行ひ、紳士、學生もともに參列する等殆ど神然たる宗教的樣式が行はれ、故にこの點に於ては儒教も亦宗教的色彩を帶ぶるものと言ふことが出來る。

滿洲國は立國の精神が王道であり、孔子の學說獨立した儒教に由つてゐる關係から孔子祭を滿洲國の國祭となし、夙に文教部訓令第九號に據つて孔教を尊崇し聖道を復興するため、關係各所に通達して文廟の狀況を調査せしめてゐたが、同年の仲秋丁祭には特に下の五項の準備方法を命じて、その徹底を計つた。

(イ)　本年の秋季孔子祭は新京及び各地方に於て擧行し、なるべく多數の參觀を勸誘し、各地方は事前に綿密に關する一切の事項を調査すること。

(ロ)　各地方の文廟は祭祀の際より掃り淸に修理を加へ整備をなすこと。

(ハ)　本部より祭祀參考小冊子及び孔子實錄圖說を印刷して交附し、各省縣市は所屬に命令配布せしめ、彼は重要なるものを表示すること。

(ニ)　丁祭日には各地方に於て市民全體大會を開催し孔子事蹟を講演し、各省縣市縣公署に於て之を主催すること。

(ホ)　各學校學生は師長の指導によつて校內に於て記孔典禮を擧行し、孔子の言行與德學問等に關して講演すること。

而して九月五日の孔子祭には全國各地に渉つて上記の如き方法によつて莊嚴な儀式が行はれる。

回々教　滿洲に於ける回教徒は屬牛者又は製革者、旅館、浴場を營む者に多く、吉林、新京、伯都訥、寧古塔、三姓、琿春、齊々哈爾等がその最も盛んな地方である。教徒は佛教道教と異り色彩最も明かで、異教徒を憎み反對に教徒間は非常に親睦で、團結心が強い。彼等の屠畜として豚肉を食せず羊肉を常食としてゐるが、屠羊は必ず寺院長の指令を俟つて之を屠し、出所不明の肉類は食はない。かくて料理店の如きも各市場には回々教徒專屬のものがある。

滿洲國では建國宣言に現住民族を尊重し回々教徒は國族にも一つの存在として認められてゐる。

喇嘛教　喇嘛教は主として蒙古に行はれてゐる宗教であるが、淸朝が蒙古懷柔に從つて滿洲國の民族の強烈な信仰心を利用する政策を取つた爲、滿洲の各地にも喇嘛の寺廟と信者が相當數見られるやうになつた。この宗教は一般に獨立した全然別個の宗教のやうに見られてゐるが、それは外國人の呼者であつて實は喇嘛教そのものは佛教に外ならない。喇嘛とは無上即優者を意味し、梵語の「ラマ」又は「ラマナ」に相當するものであつて、學者を「ラマ」と呼んだところからはじまつたもので、佛教とは異る所がない。蒙古は勿論、滿洲でも喇嘛教は數派に分れ、從中黃教、紅教の二派が最も勢力をもつてゐるが、滿洲では黃教に屬するものが多い。奉天地方及び蒙古に接する地方は喇嘛寺が非常に多く、奉天には滿洲本山ともいふべき黃寺がある。蒙古は勿論、滿洲本山ともいふべき黃寺がある。蒙古は勿論、滿洲本山ともいふべき黃倫には有名な活佛が居つてゐる。

道院と紅卍字會　宗教運動として滿洲國人間に嚴然たる勢力を有するものに道院及び世界紅卍字會がある。

道院の起源は民國九年十二月山東省煙臺に於て濟寧、劉鴻峰の兩名が老祖（道院の祖神）の神意に基く乩示により「玄乙北極道經」と名づける經典を結集し、道場を設け、緣者によつて之を信奉と稱したのに始まる。

世界紅卍字會は道院の分院ともいふべきもので、民國十一年陰曆十月に成立された。道院と紅卍字會は異體同心であつて、紅卍字會は道院內に附設された一分課と見られ道院の信徒は一面紅卍字會員である。

道義を本とし、共に社會教化事業に盡瘁してゐるが、その運動の經過は僅に十數年に過ぎない。北は北滿より南は瓊州半島に至る迄傳道され、二百三十有餘の支部を有し、滿洲では數年前漸くその緒に就いたのであるにも拘らず、奉天、大連、營口、鐵嶺、新京、安東、錦州、哈爾濱、吉林等二十餘箇所に分院を設け、現在の會員は全道院を通じて百萬人以上と稱し、又は數百萬人ともいはれてゐるが詳かならず、我國の大本教と一脈相通ずるものがある。

基督教　満洲人の信仰する教派としては天主教、カトリック教、福音ルーテル等を主として居る。これ等は日本人の信仰する宗派とはその沿革及び關係を異にし、古くは丁抹國人、佛蘭西人等に依り傳へられ、最近においては英米人によつて宣傳せられて居る。

猶太教　哈爾濱に教堂一箇所を有するのみである。哈爾濱及び北滿鐵道沿線、その他各地居住の露西亞人の一部に信仰さる。

寺廟觀祠　滿洲各地に最も多く散見する。寺廟觀祠を擧ぐれば下の如きものである。

(1) 註祿壇　天子が土神、穀神を祀つたものである。
(2) 風雲雷雨山川壇　五嶽十山を祈るもの。
(3) 先農壇　神農氏を祭る。
(4) 厲壇　五穀の神を祭る。
(5) 八蜡廟　穀物に對する最終の祭祀。
(6) 城隍廟　築城地方の鎭護を祭る。
(7) 忠義孝悌祠　忠臣、義士、孝子、節婦の士を祭る。
(8) 節孝祠　節婦、孝女を祭る。
(9) 褒功祠　國家に功ある士を祭る。
(10) 關帝廟　老爺廟（關羽を祭る）。
(11) 龍王廟　龍を祭る。
(12) 土神廟　地方の功勞者を祭る。
(13) 火神廟　火の神を祭る。
(14) 顯々廟　授兒、安産、治眼の神を祭る。
(15) 藥王廟　（一名五官先帝）醫師、藥舖、米商等を祭る。

以上の外三皇廟、馬神廟、財神廟等其の他小なるものが所々に點在してゐる。

廟宇教會數（康德二年一月現在）

	喇嘛教	道教	回教	天主教	基督教
奉天省	三五	五四	一	一	一
吉林省	一	一六	一	一	一
龍江省	一	一六	一	一	一
熱河省	一	四	一	一	一
錦州省	一	一	一	一	一
濱江省	一	一	一	一	一
安東省	一	一	一	一	一
間島省	一	一	一	一	一
三江省	一	一	一	一	一
黑河省	一	一	一	一	一
新京特別市	一	一	一	一	一

布教者數（康德二年一月現在）

	喇嘛教	道教	回教	天主教	基督教
奉天省	一	一	一	一	一
吉林省	一	一	一	一	一
龍江省	一	一	一	一	一
熱河省	一	一	一	一	一
錦州省	一	一	一	一	一
濱江省	一	一	一	一	一
安東省	一	一	一	一	一
間島省	一	一	一	一	一
三江省	一	一	一	一	一
黑河省	一	一	一	一	一
新京特別市	一	一	一	一	一

信者數（康德二年一月現在）

	喇嘛教	天主教	基督教
奉天省	一、九三一、三四一	一、三一	一、三一
吉林省	一、三五一、三四一	一、三一	一、三一
龍江省	一、三五一、三四一	一、三一	一、三一
熱河省	一、三五一、三四一	一、三一	一、三一
錦州省	一、三五一、三四一	一、三一	一、三一
濱江省	一、三五一、三四一	一、三一	一、三一
安東省	一、三五一、三四一	一、三一	一、三一
間島省	一、三五一、三四一	一、三一	一、三一
三江省	一、三五一、三四一	一、三一	一、三一
黑河省	一、三五一、三四一	一、三一	一、三一
新京特別市	一、三五一、三四一	一、三一	一、三一

廟宇教會數（康德二年一月現在）

	喇嘛教	道教	回教	天主教	基督教
奉天省	三五	五四	一	一	一
吉林省	一	一六	一	一	一
龍江省	一	一六	一	一	一
熱河省	一	四	一	一	一
錦州省	一	一	一	一	一
濱江省	一	一	一	一	一
安東省	一	一	一	一	一
間島省	一	一	一	一	一
三江省	一	一	一	一	一
黑河省	一	一	一	一	一
新京特別市	一	一	一	一	一

布教者數（康德二年一月現在）

	喇嘛教	道教	回教	天主教	基督教
奉天省	一	一	一	一	一
吉林省	一	一	一	一	一
龍江省	一	一	一	一	一
熱河省	一	一	一	一	一
錦州省	一	一	一	一	一
濱江省	一	一	一	一	一
安東省	一	一	一	一	一
間島省	一	一	一	一	一
三江省	一	一	一	一	一
黑河省	一	一	一	一	一
新京特別市	一	一	一	一	一

信者數（康德二年一月現在）

	喇嘛教	天主教	基督教
奉天省	一、九三一、三四一	一、三一	一、三一
吉林省	一、三五一、三四一	一、三一	一、三一
龍江省	一、三五一、三四一	一、三一	一、三一
熱河省	一、三五一、三四一	一、三一	一、三一
錦州省	一、三五一、三四一	一、三一	一、三一
濱江省	一、三五一、三四一	一、三一	一、三一
安東省	一、三五一、三四一	一、三一	一、三一
間島省	一、三五一、三四一	一、三一	一、三一
三江省	一、三五一、三四一	一、三一	一、三一
黑河省	一、三五一、三四一	一、三一	一、三一
新京特別市	一、三五一、三四一	一、三一	一、三一

外國教團表類　滿洲、就中奉天に於ける外國宗教團體はキリスト教、イスラム教等を筆頭とし著しい數に上つてゐるが、之等の外教寺院、教會等關係は主として歸來人の宣教師により經營され、何れも古き歷史を有し過政權時代にはそれ〳〵自國の勢力をバックに盛んに滿人社會に喰ひ入り、積極的な信者の獲得、教勢擴張に活躍し一時宗教的勢力の擴張が背後の各國勢力伸張のバロメーターとも見られたものであつたが滿洲事變以來、各教とも外人宣教師の活躍が衰へ、加ふるに最近滿洲國建國の影響を受けて滿人信者間に國家的自覺心が稍旺盛となり外教より佛教、儒教等に轉向するものが次第に多く現在のまゝの情勢でゆけば寺院、教會の經營すら困難なる模樣で小學校、幼稚園などの經營に至つては辛うじて現狀を維持して居るが、毎週教會、寺院に於ける禮拜、說教などこれ又日々來參者が減少しつゝあり、在來各外教徒の間では前記の實狀に鑑み、再び昔日の面影を復活させるべく奮闘してゐる。

出版物

取締法規

概要　關東都督府施政前においては出版物に關する何等の規則なく僅かに許可に際し必要なる事項を命じ、揭載記事に一定の制限を加ふる等所謂許可條件を以てこれが取締りをなしてゐたのであるが、漸次新聞雜誌の出版續出するやこれが取締りの必要を認めらるゝに至り、明治三十九年十二月先づ營業取締規則により新聞雜誌の發行は關東督都府の許可を要する事とし、越えて明治四十一年十月內地現行新聞紙法を參酌して一般に命令條項の改正をなし、やゝ取締法規の實質を具備し、また同時に保證金制度を設けて取締りの實行を期した。

然し乍ら管內は特殊の地域であつて、政治外交その他一般言論の國策に及ぼす影響が極めて大なるものあるのみならず、新聞通信事業の發達は到底從來の法規を以て竟く取締りの實をあげる事は出來ないといふ見地よりこれが根本的改正の議が起り、大正十二年個別研究が重ねられた結果大正十四年六月「關東州、南滿洲鐵道附屬地出版令」の勅令案成り、關來政府において審議中である。これより先管內に轉移入の出版物に對する取締りを必要とし、大正十四年五月關東州及び南滿洲鐵道附屬地に輸入若くは移入する出版物の取締規則を發布し、又從來單行出版物は新聞雜誌と均しく許可制度を採り來つたが時代の趨勢に鑑み之を自由出版制度に改むるを可とし同じく大正十四年五月勅令を以て普通出版物取締規則を發布し、尙豫約出版物の發行に對しては昭和二年十一月新聞雜誌の發行と同樣甲種營業として營業取締規則に依り許可を要することゝし、何れも前述勅令の發布を見る迄の暫行的規定と爲した。

而して右の內管外より輸入する出版物に對する取締りを必要とし、大正十四年五月勅令を以て關東州及び南滿洲鐵道附屬地に輸入若くは移入する出版物の取締規則を發布し、又從來單行出版物は新聞雜誌と均しく許可制度を採り來つたが時代の趨勢に鑑み之を自由出版制度に改むるを可とし同じく大正十四年五月勅令を以て普通出版物取締規則を發布し、尙豫約出版物の發行に對しては昭和二年十一月新聞雜誌の發行と同樣甲種營業として營業取締規則に依り許可を要することゝし、何れも前述勅令の發布を見る迄の暫行的規定と爲した。

而して右の內管外より輸入する出版物に對する取締り規則については更に昭和十年八月十七日に至り關東局告示を以て新取締規則を發布した。新規則に改正の概要は出版物が許可主義なるため發行許可を受くるに困難なる新聞雜誌等にして形式的に內地等に發行所を設け、其發賣頒布等營業の主體を專ら滿洲に置く脫法的行爲をなす者漸く多くなり、中には讀書勸誘、廣告募集等に熟練な手段を弄して來たのでこれが嚴重取締りを目的としたものである。

次に審查機のレコードに對しては前記大正十四年五月發布された輸移入出版物取締規則により其解說書につき取締りが行はれてゐたが、近時內地支那其他諸外國各方面よりレコードの輸移入頗る多く在留日滿人の需要もまた急增して來たのでこの間或は公安良俗に害あるものを輸移入認容するが如き事もなきを保し難いといふ見地より大連關東管內RCAビクター會社滿洲支店長FD、ジョンズ氏より該會社取扱ひにかゝるレコード各種の檢閱方を請願して來たのを機會として研究の結果、昭和十年七月二十五日關東局令を以つて審查機レコード取締に關する新規則が發布された。

一方滿洲國にあつては國家存立の基礎を危殆ならしむる事項、外交上又は軍事上の機密に關する事項、其他國家上重大なる影響を及ぼす虞れある事項、犯罪を煽動し又は曲庇し、或は刑事被告人若くは犯人を賞恤又は給與する事項、民心を壞亂し又は財界を擾亂する虞れある事項、その他安寧秩序を亂し國儀を害する事等の諸事項を防止するため、大同元年十月十三日敎令第一〇三號を以て改めて出版法を制定し、斯樣な記事の揭載せらるゝ出版物の發行を一切禁止する外、その他出版物に關する手續等を詳細に規定し、これが取締を行ひつゝある

輸移入出版物取締規則

一、關東州及南滿洲鐵道附屬地に輸入若は移入する出版物取締規則

第一條　滿洲國政府特命全權大使は本令施行の地域外

に於て發行する出版物にして主として本令施行の地域内に於て發賣頒布することを目的とすと認むるものは之を告示す

前項の規定に依り告示したる出版物を本令施行の地域内に輸入若は移入せんとするときは發行人は左の事項を具し大使の許可を受くべし

一 題號
二 揭載事項の種類
三 發行の時期
四 發行所及印刷所の名稱及所在地
五 發行人、編輯人及び印刷人の履歷、住所、氏名及生年月日
六 輸入若は移入開始の時期
七 輸入若は移入の期路及發賣頒布の地域
八 取次人の住所、氏名、生年月日及營業
九 取次所の名稱及所在地

第二條 發行人前條の出版物を輸入若は移入したるときは發賣頒布前關東局に二部關東廳、發賣頒布地所轄警察署及關東廳方法院檢察局に各一部を納むべし

第三條 本令施行の地域内に輸入若は移入する出版物の揭載事項にして公安を紊り又は風俗を害する虞ありと認むるとき又は前二條の規定に違反して輸入し若は發賣頒布したるときは大使は其の輸入移入若は發賣頒布を禁止し又は之を差押へ第一條の規定に依る出版物に在りては其の許可を取消すことあるべし

第四條 前條の規定に依り差押へたる出版物にして一年以上其の差押を解除せられざるときは差押を執行したる官廳に於て之を處分することを得

第五條 第三條の規定に依り差押へたる出版物にして其の差押ふべき部分と其の他の部分とを分割し得べき場合に於て關係者の請求あるときは之を分割し差押を要せざる部分を返還することあるべし但し之が為行人の負擔とす

第六條 第一條又は第二條の規定に違反したる者は六百圓以下の罰金若は科料に處す

月以下の禁錮又は二百圓以下の罰金若は科料に處す

第三條の規定に基く處分に違反したる者及情を知りて其の出版物を輸入若は移入し又は發賣頒布したる者は前項に準じ之を處罰す

附 則

本令は公布の日より之を施行す

一、審音課「レコード」原盤製作

第一條 審音課「レコード」の製造輸入又は販賣を爲さんとする者は營業開始と同時に左の事項を社團法人滿洲國協和會全滿大使に届出づべし之を變更したるときも同じ

一 住所氏名及生年月日

法人に在りては其名稱事務所所在地及代表者の氏名

二 製造所又は營業所の名稱及所在地

三 製造し輸入し又は販賣する審音課「レコード」の種類

第二條 審音課「レコード」を製造又は輸入したる者は發賣頒布三日前迄に關東局及大連警察署に演奏內容の報告を添へ各一部を納むべし

第三條 審音課「レコード」にして公安を紊り又は風俗を害するの虞ありと認むるときは次使は其の製造輸入又は發賣頒布を制限し又は禁止し必要ありと認むるときは之を差押ふることあるべし

第四條 本令に依り差押へたる審音課「レコード」にして一年以上其の差押を解除せられざるときは差押を執行したる官廳に於て之を處分することを得

第五條 第一條又は第二條の規定に違反したる者は六百圓以下の罰金若は科料に處す

第三條の規定に基く處分に違反したる者及情を知りて其の審音課「レコード」を輸入し又は發賣頒布したる者は前項に準じ之を處罰す

第六條 營業者は其の代理人、雇主、家族、同居者、雇人、其の他の從業者にして其の業務に關し本令に違反したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て其の處罰を免るゝことを得ず

第七條 本令の罰則は未成年者又は禁治産者に在りては法定代理人に法人に在りては其の代表者に之を適用す

附 則

本令は昭和十年八月二十五日より之を施行す

本令施行の際現に審音課「レコード」の製造輸入又は販賣を業とする者は本令施行の日より十日內に第一條の例に依り届出づべし

新聞事業

概況 滿洲に於ける邦人經營の新聞は古く日露戰爭以前に「遼日新聞」が斷續の草分けをなしたが、日露戰爭の勃發のため休刊し、次で明治三十八年には營口で「滿洲日報」といふ新聞が發行された。而して明治三十九年軍政署の引揚撤退と同時に又凋落の時期が到來し、再び生氣にして廢刊の止むなきに至つた。

一方大連では明治三十八年十月二十五日末永純一郎氏が「遼東新報」を發行し、次いで四十年十一月三日滿洲日日新聞の發行あり、四十一年十月十八日金子平吉氏は日支

融和の機關として漢字新聞「泰東日報」を發行し、大正元年八月五日には初めて唯一の英字新聞「マンチュリア・デーリー・ニュース」が生れた。

當時關東都督府內に於ては奉天に漢字新聞盛京時報(明治三十九年十月二日創刊)、營口に邦紙滿洲新報(明治四十一年一月十五日創刊)、安東に安東新報(明治三十九年十月創刊)等幾んど同時に發行せられたが、盛京時報は大正十年七月、滿洲新報及び安東新報は共に大正十二年十一月、營口、安東居留地の經濟附屬地內に移つた。

これより先、奉天、大連、長春、哈爾濱等においても邦字、漢字、露字等の新聞發行相ついでいづれもその地方の輿論を代表し且つ報道機關としての任務を盡したが就中日刊新聞として最も權威のあつたのは大連の滿洲日日新聞並に遼東新報の兩紙であつた。然るにこの兩紙は昭和二年十一月合併して「滿洲日報」と改題した。大連にはなほ他に邦字日刊新聞あり、滿洲事變を機として瀋永瘫瘓となり、滿洲日報と共に滿洲大二新聞の一と稱せられるに至つたが、昭和十年八月七日滿洲日報と大連新聞は再び合併して玆に第二次「滿洲日日新聞」が出現するに至つた。又滿洲事變は滿洲における各種の新聞雜誌をして急テンポに發達せしめ、各地に新聞雜誌の創刊を見た。中にも邦字紙では大新京日報、又漢字紙では大同報が滿洲國の機關紙として更生したことなどが目につく。斯くして二十數年の文化の進展と人口の增加に伴ふ言論機關の向上發展は著しいものあり、殊に滿洲事變は滿洲日日新聞をして國際的新聞の雄たらしめた外全滿各地の新聞をして眼覺しい躍進ぶりを示めさせつゝある。

滿洲日日新聞 名實共に滿洲新聞界の王座を獲得し我國地方新聞ならず日滿支に跨る國際的新聞に置きをなして居る。社の現勢は本社を大連市の中央、滿鐵本社の直前に持ち總壁坪二千坪、鐵筋コンクリート三階建で電力照明、發生、煖房、消火等の諸施設完備し殊に昭和九年十二月滿日式超高速輪轉機三臺を增設、在來の分と合せて四臺の高速度機を据へつけ、數萬部年來非常なる勢ひを以つて增殖しつゝある新聞の實行きに備へて居る。現在の紙幅は朝刊十頁、夕刊四頁計十四頁であるが外に「こども新聞」を改題したる「小學生新聞」二頁を日刊附錄として添付して居り、又關東局發行の「滿洲年鑑」等を定期に出版して居る。なほ通信網、營業網は新京、奉天、哈爾濱の三支社を初め殆んど全滿各地の主要都市に支局、通信員等を有する外東京大阪の兩支社を初め門司、濠北、北平上海、天津等にも有力なる組織を張つて居る。更に滿洲日日新聞社の事業としては新聞事業の外に滿洲第一を誇る滿日印刷所あり、滿鐵、關東局、滿洲國政府その他諸官廳大會社の印刷物はこれを大部分引受けて居る。現在の首部は社長村田愛藏、取締役主幹細野繁勝、編輯局長米鄭鐘貴、營業局長本村武盛、印刷所長鍋田覺治。

反滿抗日排撃 大連驚高等係りでは上海を中心として發行される反滿抗日諸出版物の滿洲國人について水上警、大連中央郵便局等と聯絡をとりて嚴重取締をなし三月二十八日左の如く反滿抗日の言辭を弄する中國發行新聞十一種類六十部を大連中央郵便局に於て押收した。押收された新聞及び發行日左の如し(カッコ內は發行日)△天津、國聞週報(二十五日)△北平、群强報(二十三日、二十五日、二十六日)△上海新聞報(二十二、二十三、二十四、二十五(二十六日)△上海、時報(二十二、二十三、二十四、二十五、二十六日)△山西、併州振報(二十二日)△北平、眞報(二十一日)△無錫、錫報(二十二、二十四日)△上海、中

辛日報(二十二日)△天津、大公報(二十六日)△上海、兒童世界(十六日)

雜誌事業

概況　滿洲に於ける邦人雜誌の主なるものとしては滿鐵社員會發行の協和、(月二回)滿洲文化協會發行の滿蒙、(月刊)新天地社發行の新天地、(月刊)滿洲日日新聞社發行の滿洲評論(週刊)滿蒙評論社發行の滿蒙評論(月刊)滿蒙評論社發行の滿蒙評論(月刊)月刊滿洲發行の月刊滿洲(月刊)ジヤパン・ツーリスト・ビューロー大連支部發行の旅行滿洲(隔月刊)等があり、いづれもそれ〳〵特徴を持つて居る。就中協和は滿鐵社員の機關誌として社員間により經營されて居るだけにその基礎も固く、また讀者數も最も多い。社內改善の諸評論、社員の調査增進、家庭生活の指標、その他見るべき記事殆からず、殊に近來記事充實の努力、紙面整理の向上等は期待なものがある。滿蒙及び新天地は似たり寄つたりの評論乃至隨筆を羅めてゐる。無論執筆者のグループが違ふからそれ〳〵多少の特色は持つて居るがいづれも餘り大差向きでないだけに一定の人々の外には然う大して讀者層の開拓は出來ない種類の雜誌である。滿洲評論は滿洲で最も高く買はれて居る雜誌である橘撲氏小山貞知氏等の錚々たる論陣は毎號紙面に躍動し滿蒙及び支那に關する眞摯な研究論評は小型の週刊誌なるにも拘らずその聲價を大ならしめて居る。滿日調査部發行の經濟滿洲は經濟滿日の改題したもの、滿洲唯一の經濟雜誌として從々內容充實を示しつゝある。滿日の報告的出版物の一つだけになほ收支償ふまでには至らないが編輯同人の努力は論評に、解說に、調査統計に、月と共に年と共に發展の一路を辿るものと自ら所期してゐる。一般的雜誌、滿洲公論、滿蒙評論、滿洲公論、日滿公論、新京その他種々あるが中で最も目立つのは月刊滿洲と滿蒙評論であらう。月刊滿洲は月刊滿洲と改題した。從來著しく努力の跡が見えて來た。紙面整理法も記事蒐集の努力もまだ餘り特色が出て居ないかこれから伸びる雜誌等については文藝の項に讀る。なほ唯一の滿洲評論はまだ〳〵一歩も滿洲に比し大連の滿蒙評論はそれでも近以前月刊滿洲といつたが事變後改題した。ローカルカラー豐かな點において月刊無類時代の方が特色があつたと改題後一時失望されたものだが社長城島君獨特の着眼と努力は漸次これを補塡して在滿一般的雜誌中のピカ一たらしめて居る。無類の月刊滿洲に於ける發行の許可願を提出せしめたがこれは滿洲におけるこの種雜誌淨化方針の具現である。

日滿春秋　日滿時代、交通新報、極東、極東經濟公論、政治經濟公論、日滿工業時報、軍事公論、義勇、國際時報、滿蒙時報、大亞細亞、日滿評論、極東時論、滿洲研究、滿洲鐵道新報、拓務評論、警備、滿鮮農民、東邦時論

新京斯民社發行の斯民がある。協和と同型の雜誌だが寫眞が主となつて記事が從となつて居る。滿洲國政府の補助があるらしいが今少しく紙面に金をかける事が必要である。

大連四雜誌廢刊　大連に於いて發行する雜誌の內、吉田親敷氏經營の「四刊傳東」齋藤光榮氏經營の「大連時報」中世古清德氏經營の「滿洲時報」三誌は四月八日關東局に對し自發的に廢刊届を出した。なほ齋宮支部氏經營の「大陸」は同九日關東局から正式に發行取消し命令を發したのでこれまた廢刊になつた。

廿雜誌と取締　關東局においては滿洲に於ける刊行物の取締を嚴重にし內地に本據を置き取締規則の改正を行つたがその結果八月十八日左記二十種の雜誌類に對して告示をなし、關東局に對し滿洲に於ける發行の許可願を提出せしめたがこれは滿洲におけるこの種雜誌淨化方針の具現である。

通信事業

概況　滿洲は日本の政治外交及び經濟に密接の關係を有し、その動向は日本の利害消長に多大の影響を齎らすので土地に於て發行する邦字並に漢字、英字、露字等の日刊新聞は勿論內地その他外國大新聞の如きもそのニュースの蒐集に先を爭ひ、全滿各地に支社支局乃至は特派員、通信員等を設置して通信網を張り電話、電報、書留稿實費等を以て迅速なる報道に努めつゝあるが大正九年以來新聞通信を主業とする日本電報通信社、新聞聯合社、帝國通信、商業通信社等內地若くは朝鮮に本社を有する大通信社がそれ〳〵支社支局並に特派員通信員等を置き、新聞と相呼應して內外の通信網漸く完備するに至り、又一方地場通信を目的とする日滿通信社、泰天電報通信社、滿洲通信社等の地方的通信社も發生せられ彼此相關聯して新聞報道の價値を高めたるのみならず、滿洲の政治經濟其他の上に裨益する處尠からぬものがあつたが、滿洲事變を契機として言論報道の統制論が擡頭した結果、通信統制を主眼として昭和七年十二月滿洲國通信社が設立され、日本電報通信社及び新聞聯合社の滿洲に於ける通信業務を繼承し日本內地並に植民地、海外ニュース等を配給し滿洲國內ニュースを電通、聯合を通じて國外に放送する事になつた。日從來滿洲各地に通信社がそれ〳〵支社支局並に特派員通信員等を置き、新聞と相呼應して內外の通信網漸く完備するに至り、又一方地場通信を目的とする日滿通信社、泰天電報通信社、滿洲通信社等の地方的通信社も發生せられ彼此相關聯して新聞報道の價値を高めたるのみならず、滿洲の政治經濟其他の上に裨益する處尠からぬものがあつたが、滿洲事變を契機として言論報道の統制論が擡頭した結果、通信統制を主眼として昭和七年十二月滿洲國通信社が設立され、日本電報通信社及び新聞聯合社の滿洲に於ける通信業務を繼承し日本內地並に植民地、海外ニュース等を配給し滿洲國內ニュースを電通、聯合を通じて國外に放送する事になつた。日從來滿洲各地に通信社がそれ〳〵支社支局並に特派員通信員等を置き、新聞と相呼應して內外の通信網漸く完備するに至り、又一方地場通信を

日本側定期刊行物一覽表

(時事掲載)

(昭和十七年九月末現在)

題號	發行地	發行所	創刊年月日	發行期日	種別	主義
滿蒙	大連	滿蒙文化協會	大八、八、一	月刊	邦字	一般時事
滿洲通信	同	滿洲通信社	大一〇、一一、一	同	同	同
マンチュリヤデリーニュース	同	マンチュリヤデリーニュース社	大九、八、一	同	英字新聞	同
滿洲報	同	滿洲報社	大二、七、二	同	同	同
新聞聯合	同	日本新聞聯合社大連支局	大三、一〇、一五	隔日	邦字通信	同
日日新聞	大連	日日新聞社	大一、一、一	日刊	邦字新聞	一般時事
滿洲日日新聞	同	滿洲日日新聞社	昭五、一〇、一五	同	同	同
泰東日報	同	泰東日報社	明四二、一〇、八	同	漢字新聞	同
國通	奉天	國通社	昭一、四、七	月刊	邦字雜誌	一般時事
關東州水產會報	旅順	關東州水產會	昭一、五、一	年六回	邦字雜誌	水產時事
農業協會報誌	同	關東局農務部	昭一、四、七	月刊	同	同
滿洲日日新聞大連附録	大連	滿洲日日新聞社	昭五、一〇、一五	日刊	邦字新聞	同
泰東日報	同	泰東日報社	明四二、一〇、八	同	漢字新聞	同

滿洲國通信社　滿洲國通信社(昭和七年)十二月一日從來の四通信社の業務を繼承し日本電報通信社の滿洲に於ける通信社及び新聞聯合社の滿洲に於ける通信業務を繼承し日本內地並に植民地、海外ニュース等を配給し滿洲國內ニュースを電通、聯合を通じて國外に放送してゐる。又國內ニュースは同じく電通、聯合兩社を通じて國外に放送してゐる。

更に附帶事業として相場通信、入札通信、廣告代理業をも營む。現在の幹部主幹兼編輯局長里見甫氏、支配人兼總務局長大矢信彥氏

電	通	大連	日本電報通信社大連支局	大九、八、二	日刊	邦字通信	一般時事	光永 星郎
日滿通信	同	日滿通信社	大一〇、一一、一	同	同	同	同	津上 善七
マンチュリヤデリーニュース	同	マンチュリヤデリーニュース社	大九、八、一	同	英字新聞	同	高橋保太郎	太郎
滿洲報	同	滿洲報社	大二、七、二	同	同	同	西片 與藏	與藏
新聞聯合	同	日本新聞聯合社大連支局	大三、一〇、一五	隔日	邦字通信	同	長瀨千代造	

帝國通信社	大三、三、六	同	同	同	山口里三
滿鐵本社社員會	大九、一、三	月二	邦字雜誌	同	中島宗一
滿蒙文化協會	大九、八、六	月刊	同	同	佐藤四郎
新天地社	大三、一、九	同	同	同	中村芳法
滿洲公論社	大二、七、四	同	同	同	石谷芳太郎
マンチュリヤン、モンス	大三、三、八	月刊	英字雜誌	同	高橋保太郎
滿鐵調査月報	大四、七、三	同	邦字雜誌	同	星菊治
滿鮮時報社	大三、三、一	同	同	同	伊藤時越
法律時報社	大三、三、一	月二	同	同	上原一巳
滿洲タイムス社	大三、八、三	週刊	同	同	大內成美
滿鐵經濟調査會	昭九、九、九	年四	同	同	星菊治
滿鮮時報社	大三、三、一	同	同	同	伊藤時越
滿洲評論社	大三、三、七	週刊	同	同	上原一巳
大連商況通信社	昭三、三、六	日刊	通信	同	大內成美
滿洲時事新報社	昭七、四、九	月刊	雜誌	同	山井清橘平
大連商工會議所	昭四、八、六	同	邦字雜誌	同	飯塚信一
滿日調査部	昭七、六、六	同	經濟時事	同	長永義正
滿鮮經濟社	昭七、六、一	同	同	同	木村武雄
滿洲興通信社	昭七、二、廿三	日刊	邦字一般時事通信	同	西川國一
滿鐵本社建築協會	明四二、八、五	年六	邦字雜誌	土木建築時事	大島大平

滿洲技術協會	大三、五、三	月刊	同	同	山口里三
日滿女性社	昭三、二、廿五	月刊	邦字雜誌	女性に關する時事	中島宗一
海友會	大九、八、六	月刊	同	同	佐藤四郎
株の研究社	大三、一、九	同	同	同	中村芳法
滿洲新人社	大三、三、廿	同	同	同	石谷芳太郎
滿洲消防新報社	昭八、三、廿	月二	同	消防時事	伊藤定
滿洲警察新聞社	昭八、三、廿	同	同	警察法律時事	永野傳治
興亞	昭三、三、廿	月刊	邦字雜誌	工業時事	久保田正次
關東報	大八、三、廿	週刊	英字一般時事	市川年玲	高橋多佳次
滿蒙評論社	大四、七、廿	月刊	邦字雜誌	同	高橋德夫
滿洲新報	大三、三、廿	日刊	邦字一般時事	小山貞知	小川義和
新京日日新聞	大九、四、廿	同	同	同	保坂十剛
大新京日報	大九、四、廿	同	同	同	中尾龍夫
滿洲日日新聞新京支社	昭七、四、廿	同	同	同	佐藤武雄
滿洲改造社	昭七、六、廿	月刊	邦字雜誌	同	高木翔之助
日本電報通信社新京支	昭七、六、廿	日刊	邦字一般時事通信	同	吉川義章
新京商工會議所	昭七、九、七	月刊	經濟時事	峰村豐治	渡邊義一
滿洲日日新聞新京支社	昭七、六、廿	月刊	邦字雜誌	同	同

豐京時報新京號外	昭八、三、七	同	同	同	渡邊三二郎
斯民	昭九、一、二	月二	邦字雜誌	女性に關する時事	森田拓志
豐京時報	大四、七、三	日刊	漢字新聞	同	森田拓志
奉天日日新聞	大四、九、一	同	邦字新聞	同	鹿谷化秋山豐三郎
滿洲國通信	大四、三、廿	同	邦字通信	商業時事	平手雄一
奉天電報通信	大二、六、一	同	同	一般時事	鎭通義一
奉天商工月報	大三、六、七	月刊	邦字雜誌	同	兒玉勇助
奉天新聞	大三、七、廿	日刊	邦字新聞	一般時事	佐藤勝雄
電通	大四、三、六	同	邦字通信	同	富田廣四
滿洲通信社	昭三、五、廿	同	同	同	藍曲致吉
新聞聯合社奉天支局	昭八、七、廿	同	同	同	岩永鶴吉
日滿公論社	昭八、八、廿	月刊	邦字雜誌	同	宮川龍土橋秀地
奉天電氣株式會社內奉天日報俱樂部	昭四、八、廿	月刊	邦字雜誌	同	下村宏
大阪朝日奉天通信局	昭六、三、六	不定期	邦字新聞	同	坂本靜一
大阪每日奉天通信部	昭七、一、廿	不定期	同	同	岡崎實
滿洲日日新聞社	昭七、六、廿	同	同	同	檜崎覺一
滿洲文化協會奉天事務所	大二、三、六	月二	漢字雜誌	同	佐藤鐵四郎
滿洲國通信社奉天支社	昭七、三、一	日刊	邦字一般時事通信	同	里見甫

豐京時報新京支社	昭八、三、廿	同	邦字新聞	同	渡邊正
斯民社	昭九、一、二	月二	漢字雜誌	同	副島俊一
豐京時報社	大四、七、三	日刊	漢字新聞	同	染谷保藏
奉天日日新聞社	大四、九、一	同	邦字新聞	同	鹿谷化秋山豐三郎
滿洲國通信社	大四、三、廿	同	邦字通信	商業時事	平手雄一
奉天電報通信	大二、六、一	同	同	一般時事	鎭通義一
奉天商工會議所	大三、六、七	月刊	邦字雜誌	同	兒玉勇助
奉天新聞社	大三、七、廿	日刊	邦字新聞	一般時事	佐藤勝雄
日本電報通信社滿洲支	大四、三、六	同	邦字通信	同	富田廣四
新聞聯合社奉天支局	昭八、七、廿	同	同	同	藍曲致吉
奉天電氣株式會社內奉天日報俱樂部	昭四、八、廿	月刊	邦字雜誌	同	岩永鶴吉
大阪朝日奉天通信局	昭六、三、六	不定期	邦字新聞	同	下村宏
大阪每日奉天通信部	昭七、一、廿	不定期	同	同	坂本靜一
滿洲日日新聞社	昭七、六、廿	同	同	同	岡崎實
滿洲文化協會奉天事務所	大二、三、六	月二	漢字雜誌	同	檜崎覺一
滿洲國通信社奉天支社	昭七、三、一	日刊	邦字一般時事通信	同	佐藤鐵四郎

日本側發行定期刊行物一覽表

（時事不掲載）（昭和十年八月末現在）

題號	發行場所	創刊年月日	發行期日	種別	發行人
南滿教育旗艦	關東廳內南滿洲教育會	明四二、一二、廿	月刊	教育雜誌	大貫正
訊園の光	出雲大社訊順教會所教師會	大七、三、五	同	同	今村重興
旅順農會報	同	三、一〇、一五	同	同	渭田三雄
滿洲技術協會	同	大三、五、三	月刊	工業時事	渭渡三二郎
日滿女性社	同	昭三、二、廿五	月刊	雜誌	森田拓志
大連海務協會	同	明四四、四、七	同	海運時事	高橋多佳次
對越輸商店	同	昭八、八、廿	月三	經濟時事	岡崎昌造
滿洲國人新聞社	同	大三、三、廿	同	人に關する時事	黑田明保野喜代次
滿洲消防新報社	同	昭八、三、廿	月二	消防時事	伊藤定
滿洲警察新聞社	同	昭八、三、廿	同	警察法律時事	永野傳治
興亞	同	昭三、三、廿	月刊	工業時事	久保田正次
日滿合辦國東報社	同	大八、三、廿	週刊	一般時事	市川年玲
滿蒙評論社	同	大四、七、廿	月刊	雜誌	高橋德夫
滿洲新報社	同	大三、三、廿	日刊	一般時事	小山貞知
新京日日新聞社	同	大九、四、廿	同	新聞	保坂十剛
大新京日報社	同	大九、四、廿	同	同	中尾龍夫
滿洲日日新聞新京支社	同	昭七、四、廿	同	同	佐藤武雄
滿洲改造社	同	昭七、六、廿	月刊	雜誌	高木翔之助
日本電報通信社新京支	同	昭七、六、廿	日刊	通信	吉川義章
新京商工會議所	同	昭七、九、七	月刊	經濟時事	峰村豐治
滿洲日日新聞新京支社	同	昭七、六、廿	月刊	雜誌	渡邊義一
新京商工會議所調査彙報	同	昭七、一〇、廿五	同	同	同
滿洲技術協會	同	大三、五、三	月刊	工業時事	渭渡三二郎
日滿女性社	同	昭三、二、廿五	月刊	雜誌	森田拓志
大連海務協會	同	明四四、四、七	同	海運時事	高橋多佳次
對越輸商店	同	昭八、八、廿	月三	經濟時事	岡崎昌造
滿洲國人新聞社	同	大三、三、廿	同	人に關する時事	黑田明保野喜代次
滿洲消防新報社	同	昭八、三、廿	月二	消防時事	伊藤定
滿洲警察新聞社	同	昭八、三、廿	同	警察法律時事	永野傳治
興亞	同	昭三、三、廿	月刊	工業時事	久保田正次
關東報	小崗子	大八、三、廿	週刊	一般時事	市川年玲
滿蒙評論社	同	大四、七、廿	月刊	雜誌	高橋德夫
滿洲新報	營口	大三、三、廿	日刊	一般時事	小川義和
新京日日新聞社	新京	大九、四、廿	同	新聞	保坂十剛
大新京日報社	新京	大九、四、廿	同	同	櫻井教輔
滿洲日日新聞新京支社	新京	昭七、四、廿	同	同	佐藤武雄
滿洲改造社	新京	昭七、六、廿	月刊	雜誌	高木翔之助
日本電報通信社新京支	新京	昭七、六、廿	日刊	通信	吉川義章
新京商工會議所	新京	昭七、九、七	月刊	經濟時事	峰村豐治
滿洲日日新聞新京支社	新京	昭七、六、廿	月刊	雜誌	渡邊義一
新京商工會議所調査彙報	新京	昭七、一〇、廿五	同	同	同

豊南教育	同	旅順第二小學校	同一五、九、八	同	同	外池 平
うづら	同	旅順工科大學興亞寮	昭一三、一二、一	年三	同	信島 平治
滿洲獸畜醫畜學會雜誌	同	關東州農林課	同一六、七、一八	年四	同	納嶋 森助
白玉	同	關東監刑務所僚友會	同一七、一二、九	同	同	杉本 一見
飛め遊利の園	旅順	旅順高等女學校校友會	同一七、一二、九	月刊	邦字雜誌	岡田榮太郎
農業進歩	同	農業進歩社	同八、二、二三	同	滿字雜誌	耿 立楷
滿鮮旅行案內	大連	滿鮮旅行案內社	明四三、一二、九	同	邦字雜誌	村松 勝
滿洲重要物產商況日報	同	滿洲重要物產同業組合部	大一三、七、二六	日刊	邦字新聞	照井長次郎
滿洲經濟時報	同	滿洲經濟時報社	同九、四、一〇	月刊	邦字雜誌	別所 友吉
滿洲興信公所日報	同	滿洲興信公所	同九、九、一四	日刊	邦字新聞	松村久兵衞
日滿興信所內報	同	日滿興信所	同九、一二、一六	日刊	同	有田梅之丞
鐵道之研究	同	滿鐵運輸事務所	同一〇、一二、一九	月刊	邦字雜誌	萱ケ谷省三
滿洲建築雜誌	同	滿洲建築協會	同一〇、三、二〇	同	同	村田 治郎
大連株式商品日報	同	大連株式商品取引所內	日刊	邦字新聞	大一三、五、二〇	袁皐 治
滿洲貿易通信	同	滿洲貿易通信社	不定期	貿易	同一三、二二	荻野 龍次
白道	同	淨土宗布教團	大一〇、一二、一〇	月刊	邦字雜誌	吉武 鶴陽
泰東興信公所日報	同	泰東興信公所	同一一、五、一〇	日刊	邦字新聞	佐藤 長治
中日興信公所日報	同	中日興信公所	同一二、二、一六	同	同	筒井小八郎
滿洲醫學雜誌	同	滿鐵大連醫院東洋醫學社	同一三、一、一六	月刊	邦字雜誌	村上 鶴一
南滿青年	同	キリスト教青年會	同一三、一二、九	同	同	鍋嶽 好延

やよひ	同	市立高等女學校內校友會	同一三、六、一四	年五	同	鐘田 勇
日滿藥報	同	中華藥報社	同一三、七、一二	月刊	同	松澤万三人
亞東印書觀	同	亞東印書協會	同一三、七、二九	月刊	同	高橋 清三
こひつじ	同	日本基督教會日曜學校	同一五、一二、一四	年四	同	萩波半三郎
大連取引所先物取引資料日報	同	大連取引所重要物產取引人組合	同一四、一、一〇	日刊	邦字新聞	荻原 哲爾
大連園藝會報	同	中央公用事務所	同一四、一、二九	月刊	同	粟木榮太郎
ニウースたから	同	實[illegible]館	同一四、三、一	週二	同	平田 貞助
滿洲入札通信	同	滿洲入札通信社	同一四、三、三	日刊	邦字通信	宮入 寶助
山田現株日報	同	山田錢莊	同一四、四、一	同	邦字新聞	山田 梅治
大連錢鈔日報	同	同	同一四、四、一	同	同	山田 三平
愛兒と家庭	同	大連興撫會	同一五、五、二	月刊	同	柿野 三郎
滿洲菓子食料新報	同	滿洲菓子食料新報社	同一五、六、一六	同	同	森田 富義
組合時報	同	大連取引所重要物產取引人組合	同一五、八、二九	不定期	同	荻原 哲爾
全滿運輸交通報	同	大連運送業組合	昭一六、一一、一六	週刊	同	鹽田 同
滿洲重要物產月報	同	滿洲重要物產組合	同一六、三、一七	月刊	同	照井長次郎
青圖	同	國際運輸株式會社庶務課	同一六、四、二〇	同	同	岩岡 俊一
譽	同	滿鐵消費組合滿洲俱樂部學藝部	同一六、六、一六	同	同	櫻井 弘之
青泥	同	大連青梅社	同一六、八、一五	同	同	長谷川春之助
滿洲日日新聞社報	同	滿洲日日新聞社	同一四、六、一	同	同	木村 武盛
永順錢莊日報	同	永順洋行	大一四、四、一〇	日刊	同	太田伊之助
泰記相場日報	同	泰記錢莊	同一四、四、二三	同	同	井上 重明
滿洲經濟統計月報	同	經濟調査會	同一四、六、一九	月刊	邦字雜誌	馬瀨 時秀
是	同	滿洲銀行々友會本部	同一四、一〇、一六	同	同	豐田 義彥

支那鑛業時報	同	滿鐵地質調査所	同一四、一〇、一六	年四	同	木村 六郎
統計月報	同	滿鐵總務部資料課	同一五、五、一五	月二	同	黒 菊治
大連市公報	同	大連市役所	同一五、五、一二	月三	同	吉野 龍次
眞日	同	滿鐵會社員自會	昭一五、六、一一	年六	邦字雜誌	早川 國興
合路	同	滿洲短歌會	同一五、六、一七	月刊	同	西田猪之輔
海上人	同	大連海員共濟會	同一五、七、二	年六	同	爲木勇之助
大連海事日報	同	日本郵船株式會社內	同一五、八、二五	日刊	邦字新聞	古谷龍四郎
大連土木建築業組合報	同	大連建築請負業組合事務所	同一五、一〇、一	隔月	邦字雜誌	大內 成美
滿洲輸入組合聯合會會報	同	滿洲輸入組合聯合會	同一五、一〇、一	月刊	同	山中 繁雄
滿洲短歌	同	滿洲鄕土藝術協會	同一四、五、一〇	同	同	城所 英一
書香	同	滿鐵大連圖書館	同一四、四、二〇	同	同	柿沼 介
旬報	同	大連醫院	同一四、六、一六	旬刊	同	有倉 善次
南滿洲鐵道株式會社々報	同	南滿洲鐵道株式會社	同一四、九、二	日刊	邦字新聞	高橋 三郎
南滿洲電氣株式會社社報	同	南滿洲電氣株式會社	同一四、九、六	旬刊	同	来綱 胖
家庭とガス	同	南滿洲瓦斯株式會社	同一四、一二、一六	月刊	邦字雜誌	後藤 末男
汽車時間表	同	ジャパンツーリストビウーロー大連支部	同一四、一二、二〇	同	同	齋藤 喜八
滿洲電氣協會々報	同	遞信局電氣課內滿洲電氣協會	同一四、一二、一	年五	同	南村 忞
Tourist Bulletin	同	ジャパンツーリストビウロー支部	同一四、二、一四	月刊	同	齋藤 喜八
經濟統計月報	同	大連商工會議所	同一四、一二、六	同	同	長末 義正
運動と趣味	同	運動と趣味社	同一五、一二、二〇	同	同	長運千代造
觀と國際經濟	同	國際經濟報社	同一五、一二、一〇	同	同	合原 二郎
滿洲通信俳句	同	滿洲通信俳句社	同一六、二、一〇	月刊	邦字雜誌	寺內 豐

滿洲社會事業	同	滿洲社會事業協會	同一六、四、一六	同	同	成田 政孝
滿洲蓄音ニュース	同	蓄音洋行	同一六、四、一〇	同	同	鍋嶽 好延
電氣ニュース	同	南滿洲電氣株式會社	同一六、五、二五	同	同	中村 繁次
滿洲	同	滿洲俳句會	同一六、六、五	同	同	高山 龍一
家庭的電氣	同	南滿洲電氣株式會社	同一六、六、五	同	同	中村 繁次
有價證券現物仲值段表	同	ー	同一六、六、一三	日刊	邦字新聞	小口 衛
業務の友	同	滿鐵鐵路會業務の友		隔月	邦字新聞	中村 英揉
豊光	同	大連日本基督教會	同一六、一一、一六	月刊	同	奧田 博爾
日活館ニュース	同	大連日活館	同一六、一二、一五	週刊	同	中野 常勤
鐵道統計月報	同	南滿洲鐵道株式會社	同一六、一二、一五	月刊	同	江川 一三
松竹ニュース	同	中央映畫館	同一六、一二、二八	週刊	同	南 信次
映畫ニュース	同	映[illegible]館	同一七、二、九	同	同	中村 宗七
亞細亞大觀	同	亞細亞大觀社	大一三、七、一五	月刊	同	島崎 役治
觀光	同	金光教大連教會所	昭七、三、一五	同	同	鈴木 淳二
文泉	同	滿消俱樂部學藝部	同七、三、二六	同	同	羽野 信孝
DAIREN SHIPPING NEWS	同	大連海事日報社	同七、四、一	日刊	英字新聞	古竹龍四郎
株式日報	同	東裕錢莊	同八、三、一〇	同日	同	首藤 定
錢鈔相場表	同	同	同八、三、一〇	同	同	同
滿鮮謠曲界	同	滿鮮謠曲界社	同八、三、一五	月刊	邦字雜誌	松井 民助
滿洲旅行案內	同	滿洲旅行案內社	同八、三、二五	同	同	山口 忠三
大連錢鈔取引所行情日報	同	福和錢莊	同八、七、一五	日刊	邦字新聞	任 召南
雙聚福日報	同	雙聚福錢莊	同八、七、一五	同	同	安立 義

大連錢鈔錢莊行聚	同	同	同八、七、一五	同	同	同
錦昌錢莊行聚	同	愛宕町四二	同八、七、一五	同	同	森 子正
滿洲ガイド	同	滿洲ガイド社	同九、三、二五	週刊	邦字雜誌	石丸 弘次
滿洲職業案內	同	滿洲紹介社	同七、七、一〇	月刊	邦字雜誌	伊東長三郎
業務改善資料	同	滿鐵總務部審查役室	同七、七、一〇	同	同	大內 次男
作文	同	文藝發行所	同七、八、二九	年六	同	青木 實
日滿興信日報	同	日滿興信所	同七、一〇、一	日刊	邦字新聞	田中宇市郎
日滿食料時報	同	日滿食糧時報社	同七、三、一〇	月刊	同	麻生 恒雄
海軍協會滿洲支部報	同	海軍協會滿洲支部	同八、七、八	隔月	同	和田 可坪
滿洲國外國貿易統計月報	同	大連税關統計科	同八、一、二	月刊	同	谷村 武
相場日報	同	大連錢鈔取引人組合	同八、九、一	日刊	邦字新聞	菅藤 定
市況日報	同	純公號	同八、九、一五	同	同	池永 充實
むつみ	同	大連興學會女子部	同八、一二、一七	年三	同	越智末一郎
大連醫師會々報	同	大連醫院內大連醫師會	同八、一二、一五	月刊	同	坂橋 紫好
黎明滿洲	同	黎明滿洲社	同八、一二、一〇	同	同	關坂 一郎
若草	同	滿洲佛教青年會	同九、一、一〇	同	同	花田 正夫
航速會誌	同	日本航空輸送株式會社大連支所內航速會	同九、一、五	年四	同	中山 賴道
業務資料	同	滿洲電信電話株式會社	同九、二、五	月刊	同	揚木 一
大連友の會レポート	同	大連友の會	同九、四、一〇	同	同	三木 靜子
滿鐵俱樂部會々報	同	滿鐵々道部電氣課滿鐵俱樂部會向上會	同九、四、一五	月偶數	同	竹口 弘

旅行滿洲	同	ジャパンツーリストビューロー大連支部	同九、四、三	隔月	同	齋藤 喜八
雙葉保育雜誌	同	雙葉學院	同八、七、五	月刊	邦字雜誌	遠藤 清三
滿洲電信電話株式會社々報	同	滿洲電信電話株式會社設立事務所	同八、七、五	日刊	邦字新聞	才津 新道
國際帶同興信日報	同	國際帶同興信日報社	同六、三、一四	同	同	高橋 德夫
若葉	同	滿鐵本社人事課若葉會	同八、七、三	月刊	邦字雜誌	山中 實
デーリー・シルバー・クオーテイションス・インダイレン（但英字）	同	德泰公司	同八、八、一六	日刊	邦字新聞	猪田 光治
加道能	同	加道能郷友會	同八、八、一六	月刊	邦字雜誌	細井 恒義
滿蒙之運輸	同	滿蒙之運輸社	同八、九、一三	同	同	小林 清造
滿洲グラフ	同	南滿洲鐵道株式會社	同八、九、一九	隔月	寫眞	林 顯藏
第一線	同	早稻田同好會滿洲支部	同八、一一、五	同	邦字雜誌	松尾 啓介
影	同	滿鐵本社建設局工事課內	同九、四、一三	月刊	同	山田 好一
公翻五田商報	同	顯五田商店	同九、五、一〇	同	同	顯官田芳一
大連卸賣物價調	同	大連商工會議所	同九、五、一〇	同	同	長永 義正
滿鐵大連圖書館增加圖書月報	同	滿鐵大連圖書館	同九、五、一〇	同	同	柿沼 介
大連小賣物價調	同	大連商工會議所	同九、五、一〇	同	同	長永 義正
電氣彙報	同	滿鐵々道部電氣課內電氣部	同九、五、一四	同	同	宮崎 市作
放送月報	同	滿洲電信電話株式會社	同九、六、一	同	同	才津 新道
勤車	同	滿鐵々道部輸送課	同九、七、一〇	同	同	細井 三郎
運輸資料	同	滿鐵輸送課車輛係	同九、七、一〇	同	同	土井 德二

教育・出版・宗教——出版物

食道樂	同	食道樂發行所	同九、七、一〇	同	同	百合口喜吉
大連園藝商報	同	園藝合資會社大連出張所	同九、七、一〇	月二	同	內藤 愛
曙光	同	南滿洲瓦斯株式會社營業會	同九、七、三一	月刊	同	高橋 直
日米自轉車商報	同	三菱商事株式會社大連支店	同九、八、三一	同	同	森川 豊三
日語讀物友邦	同	東洋兒童協會	同九、九、二五	同	同	永野善三郎
滿洲文庫	同	同	同	隔月	同	同
撫泰時報	同	株式會社撫泰公司	同九、一〇、一六	月刊	同	中西康之助
滿洲寫環	同	新樹社	同六、九、三	月刊	邦字雜誌	青山 捨夫
伏水會報	同	南滿洲工業專門學校內伏水會	同七、五、一九	年四	同	吉浦 謙
撫友	同	大連驛車區	大一五、一一、八	年二	同	陳村 吉衛
滿洲商工時報	同	滿洲商工時報社	同七、七、一〇	月刊	同	友次 常吉
豐瑩	同	大連語學校豐瑩會	同一〇、五、一〇	同	同	島崎恒五郎
大商	同	大連商業學校	同八、四、一四	同	同	長尾 宗次
農業の滿洲	同	滿洲農事協會	同三、一二、二九	同	同	香村 岱二
滿洲化粧品小間物雜貨商報	同	小泉商店	同八、四、二五	同	同	小泉 專治
藝術滿洲	同	藝術滿洲社	昭九、三、五	月刊	邦字雜誌	恩田 明
大東通信	同	大東通信社	同九、三、一七	日刊	邦字通信	杉野耕三郎
神の道	小崗子	靈蘆教會	大一三、一一、一五	月刊	邦字雜誌	松山 理三
遼東詩壇	同	文社	同一五、一二、一七	同	漢字雜誌	田岡 正樹
南滿工專時報	同	南滿工專學校々友會	昭二、六、一〇	年四	邦字雜誌	手塚 雄
常盤座週報	同	常盤座	同四、一二、一四	月六	同	小泉 友男
女性ト滿洲	同	大連技藝女學校內	同二、一〇、一一	月刊	同	高塚 源一

松尾價參時報	同	松尾價參時報社	同五、三、一六	月三	同	松尾 德男
大連商業興信所日報	同	大連商業興信所日報社	大一四、一一、一	日刊	邦字新聞	德三 俊雄
平原	同	平原社	昭四、三、二五	月刊	同	三溝 又三
滿洲大連沙河口實業會時報	沙河口	滿洲大連沙河口實業會	大一四、七、一一	年二	同	小田 球
大正	同	大正尋常小學校	同一四、一〇、一六	年二	同	番目 文雄
聚燈	同	聚燈尋常小學校兒童保護者會	昭二、八、一九	年三	同	越智末一郎
靑潮鍛兒	同	靑年訓練所	同四、一、二五	年一〇	同	船山 榮七
支那日語研究所報	同	支那日語研究所	同四、五、二三	月刊	同	荒木 正信
石川誠光堂ニュース	同	石川誠光堂	同四、八、三〇	同	同	石川良二郎
試驗報告	同	滿鐵中央試驗所沙河口研究所	同八、四、九	不定期	同	岩竹松之助
善幕	同	善幕社	同五、八、一	月刊	邦字雜誌	中谷 壽二
日本語讀	同	同	同九、一、一九	同	漢字雜誌	同
車輪	同	車輪會	同九、二、一六	同	邦字雜誌	淺野 經利
大連米穀同業組合報	同	大連米穀同業組合	同九、三、一七	月三	同	植田 龍藏
學校より家庭へ	同	大廣中學校	同九、五、一四	月刊	同	山本 忠正
大石橋學校だより	大石橋	大石橋尋常高等小學校	同四、一〇、二三	年三	同	芦田 義雄
妙光	營口	妙光寺	大一三、一二、一六	月刊	同	岡松 穂丈
奉天商工新報	奉天	奉天商工新報社	同一一、五、二一	月二	邦字雜誌	有川 喜吉
東亞興信公所週報	同	東亞興信公所	同一一、五、三一	週刊	邦字新聞	藤井 祐臣
松之緣	同	奉天尋常高等小學校	同一三、四、二	年二	邦字雜誌	河內龜太郎
醫學原著索引	同	滿洲醫大圖書館	同一三、八、二二	月刊	同	成田 昌雄

奉天興信所内報	同	奉天興信所	同一五、六、二五	週刊	邦字新聞	佐々木孝三郎
社團法人全滿米穀同業組合月報	同	奉天商工會議所	昭一三、一二、一	月刊	邦字雑誌	荻原 昌彦
大東	同	東本願寺	同一三、六、一三	同	同	藤永 彰隆
滿洲藥報	同	製藥工業滿蒙時報社	同一一、九、一	同	同	榊原 靜治
鞍山鐵鋼會雑誌	同	鞍山製鐵所内鞍山鐵鋼會	大一〇、四、一	年四	同	久留島秀三郎
株式會社昭和製鋼所社報	同	昭和製鋼所文書課	昭八、八、二六	週二	邦字新聞	兒玉 士清
鞍山興信社内報	同	鞍山興信所	同六、一〇、一〇	週刊	同	望月 宗平
遼陽分會報	遼陽	遼陽在郷軍人分會事務所	同七、五、一	月刊	邦字雑誌	岡矢 積吉
軍犬讀本	同	滿洲軍用犬協會	同九、五、一五	同	同	貴志 重光
向上	同	滿洲紡績株式會社内	同九、八、二三	同	同	玉木德次郎
興富久	同	寺尾呉服店	同一一、一二、二七	同	同	寺尾德治郎
MOKDEN ROTARIAN	同	ヤマトホテル奉天ロータリークラブ	同一一、三、一〇	同	同	久野 寧
山楂子	同	山楂子社	同一一、五、五	同	同	志和 俊固
啓明	同	滿洲醫科大學學生[illegible]	同一一、三、一五	年四	同	鈴木秀四郎
輔仁	同	滿洲醫科大學輔仁部	同七、一二、一	年二	同	齋藤 實作
奉天錢鈔日報	同	群隆銀行	同八、三、九	日刊	邦字新聞	顧宮 張一
況人	同	況人社	同八、四、一	月刊	邦字雑誌	小倉 圓平
奉天館ニウス	同	奉天館	同八、四、一	四日	邦字新聞	右田 廣覺
鐵路總局報	同	鐵路總局	同八、四、一五	臨時	同	小管 尚次
新富座ニュース	同	新富座事務所	同八、一〇、一	週刊	同	濱口 嘉太
平安座ニュース	同	平安座事務所	同九、一一、一九	同	同	林 德夫
同軌	同	鐵路總局總務處	同九、一二、一六	同	同	向野 光生

路警畫報	同	同	同九、四、一六	同	同	磯邊 浪治
塔影	同	塔影社	同九、六、一	同	同	河村 梅一
白洋會誌	同	南滿洲瓦斯株式會社奉天支店内	同九、七、一七	月刊	邦字雑誌	長谷川正男
奉天百貨タイムス	同	奉天百貨タイムス發行所	同九、七、三一	同	同	加藤佐太郎
滿鐵教育だより	同	奉天教育研究所	同九、一二、一六	同	同	田中 隆幸
炭の光	同	撫順炭鑛庶務課	同五、七、一四	月二	同	菅野 誠
永安	同	第二尋常高等小學校	同三、一一、七	年同	同	山本富久雄
撫順圖書館報	同	撫順圖書館	同五、一二、二七	月刊	同	大佐三四五
コドモ滿洲	同	月刊撫順社	同六、一二、一五	月二	同	城島 德壽
撫工會報	同	撫順工業實習所撫工會	同九、一、一九	年二	同	棟久 讓
撫郵旬報	同	滿洲國協和會撫順辨事處	同九、一〇、二六	月三	同	丸川 順助
安東經濟時報	安東	安東商業會議所	大一四、一〇、五	月刊	同	新田 忠平
商業通信	同	商業通信社	同一三、一二、三	日刊	邦字通信	平松 德
滿洲特産安東通過日報	同	新明公司	昭四、七、三	同	邦字新聞	李 薛鐵
安東取引所月報	同	安東取引所	同五、五、三	月刊	邦字雑誌	村山 正夫
安東取引所日報	同	安東取引所取引人組合	同五、五、三	日刊	邦字新聞	原田 市松
青濤	同	青年訓練所	同五、一二、二七	年三	邦字雑誌	吉田傳四郎
やまと	同	安東大和小學校	同六、六、一五	月	同	白髪 隆森
滿蒙時報	同	滿蒙時報社	同七、四、三	月刊	同	足立 巖
商業通信	開原	日本商業通信社開原支社	大一四、一〇、三	日刊	邦字新聞	西條 德重
大賀株式商報	同	大賀貫一商店	昭八、八、二四	週刊	邦字新聞	大賀 貫一
調友誌	四平街	青年訓練所調友會	同八、三、一	年四	邦字雑誌	山本 正
若樹	同	本派本願寺若樹社	同八、九、二	月刊	同	曽山 正義

公主嶺經濟統計月報	同	公主嶺經濟調査會	同九、八、一	月刊	邦字雑誌	大瀧 正寛
商業通信	同	日本商業通信社新京支店	同五、三、二七	日刊	邦字通信	西條 德重
健兒	同	新京健兒團本部	同六、三、二七	月刊	邦字雑誌	竹下 國雄
高粱	同	豐田洋行内文藝誌高粱社	同七、七、二七	同	同	與 一
あんまう	同	關東軍司令部内帝國在郷軍人滿洲聯合支部	同三、一一、一九	年六	邦字雑誌	小林 猶
長春座ニュース	同	長春座	同九、三、一六	不定時	邦字新聞	北川尚太郎
新京キネマニュース	同	新京キネマ	同九、三、一六	同	同	岸本朝次郎
新京樂園電影院説明	同	新京樂園	同九、三、一六	同	滿字新聞	赤羽 一二
防空	同	滿洲防空協會	同九、七、一七	月刊	邦字雑誌	高木 正枝
自治會報	同	滿洲國民政部官自治會	同九、七、一七	同	同	結井 充義
道德數報	沙河口	社團法人道德會	同九、一一、一七	同	同	岩井 勘六
新京寫眞通信	新京	新京寫眞通信社	同九、一二、一〇	不定期	寫眞及邦字解説	武井甚太郎
ダンスペロケニユース	大連	ペロケダンスホール	同九、一二、一四	月刊	邦字雑誌	瀬川 清一
陸上滿洲	同	滿鐵地方部内滿洲陸上競技協會	同九、一二、一四	同	同	村上 國平
書畫想	大連	滿[illegible]社	同一〇、三、一四	月刊	邦字雑誌	田川 良一
童話作品	同	童話作品社	同	同	同	政木 勇
鶴	小崗子	大連市鶴町八	同	隔月	同	八木橋雄次郎
關東州藥劑誌	大連	大連醫院藥局内關東州藥劑師會	同	月刊	同	井上 秀季
株式現物仲値表	同	泰東株式店	同	同日刊	邦字新聞	傳田 謹治

用度	水上	埠頭滿鐵用度事務所内用度倶樂部研究部	同一〇、二、二〇	同	同	戸谷 泉也
公驗會會報	公主嶺	滿鐵農事試驗場内公驗會	同一〇、二、一六	同	同	遠木 菊藏
大連港輸出入品英字日報	大連	東昌洋行	同一〇、三、四	日刊	英字新聞	田中 庄七
滿洲靈場建立會々報	同	滿洲靈場建立會本部	同	月刊	邦字雑誌	麻生 恒雄
ポスト	同	滿洲通信協會	同一〇、三、一六	同	同	木村 定吉
れいめい	大連	黎明學莊	同一〇、三、一六	月刊	邦字雑誌	佐藤 助
帝國館ニュース	同	帝國館	同	月一〇	邦字新聞	實安 九三
滿鐵衛生研究所彙報	沙河口	滿鐵衛生研究所	同	月刊	邦字雑誌	安東 洪次
大連國防だより	大連	大日本國防婦人會大連支部	同一〇、三、二九	同	同	宇佐美幸子
靜友	同	大連靜岡縣人會青年部	同一〇、三、二七	同	同	森 糸平
滿洲醫科大學時報	奉天	醫大輔仁會	同一〇、四、一六	年八	同	奥山 巖
愛國婦人會大連支部會報	大連	大連民政署内愛國婦人會大連支部	同一〇、五、一三	日刊	邦字雑誌	井上謙三郎
開原朝鮮人青年會々報	開原	開原朝鮮人青年會	同一〇、五、一六	同	同	文 鳳儀
綠十字	沙河口	綠十字會	同一〇、五、一〇	同	同	遠藤 繁清
金光教奉天教報	奉天	金光教奉天教會所	同一〇、五、二四	同	同	赤松 純平
志もふち	沙河口	大連下藤尋常小學校	同一〇、五、三一	同	同	尾濱 清重
中央試驗所報告	小崗子	滿鐵中央試驗所	同一〇、五、三一	不定期	同	今西 萬爾
鞍山ニュース	鞍山	鞍山地方事務所内鞍山聯合會	同一〇、六、四	月刊	邦字雑誌	德島 一郎
株式相場表	大連	株式會社山田商店	同一〇、六、七	日刊	邦字新聞	山田 稱治